

平成 20 年

第12回宮古島市議会(定例会)会議録

= 定 例 会 =

自 平成20年12月 8 日 (月) 開 会

至 平成20年12月19日 (金) 閉 会

宮 古 島 市 議 会

目 次

◎ 第12回定例会	
○ 招集告示	1
○ 上程案件処理結果	2
○ 応招議員名簿	6
○ 12月8日（議事日程第1号）	7
○ 会期及び日程	9
会議録署名議員の指名について	12
会期を定めることについて	12
議席の一部変更について	13
議案審議	13
○ 12月9日（議事日程第2号）	17
議案審議	30
○ 12月15日（議事日程第3号）	59
一般質問	71
下地 明 君	71
砂川 明寛 君	81
佐久本 洋介 君	89
上地 博通 君	96
新城 啓世 君	105
○ 12月16日（議事日程第4号）	111
一般質問	113
平良 隆 君	113
仲間 明典 君	122
眞榮城 徳彦 君	125
宮城 英文 君	132
○ 12月17日（議事日程第5号）	143
議案審議	147
一般質問	164
山里 雅彦 君	164
亀濱 玲子 君	169
池間 豊 君	177
富浜 浩 君	178
○ 12月18日（議事日程第6号）	189
一般質問	191

池間健榮君	191
富永元順君	197
上里樹君	208
前川尚誼君	217
○12月19日（議事日程第7号）	227
議案審議	243
決議案第7号	262

宮古島市告示第100号

平成20年第12回宮古島市議会（定例会）を次のとおり招集する。

平成20年12月1日

宮古島市長 伊志嶺 亮

1 期 日 平成20年12月8日（月）

2 場 所 宮古島市議会議事堂

上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
認定 第 1 号	平成19年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について	市 長	平成20年 9月12日	平成20年 12月9日	不 認 定
認定 第 2 号	平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	”	”	”	認 定
認定 第 4 号	平成19年度宮古島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	”	”	”	”
認定 第 7 号	平成19年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	”	”	”	”
認定 第 8 号	平成19年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	”	”	”	”
議案 第98号	平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第6号）	”	平成20年 12月8日	平成20年 12月19日	原案可決
議案 第99号	平成20年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	”	”	”	”
議案 第100号	平成20年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第2号）	”	”	”	”
議案 第101号	平成20年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）	”	”	”	”
議案 第102号	平成20年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	”	”	”	”
議案 第103号	平成20年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第2号）	”	”	”	”
議案 第104号	平成20年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	”	”	”	”
議案 第105号	平成20年度宮古島市水道事業特別会計補正予算（第1号）	”	”	”	”
議案 第106号	宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	”	”	”	”
議案 第107号	宮古島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	”	”	”	修正可決
議案 第108号	宮古島市ふるさとまちづくり応援寄附金条例	”	”	”	原案可決

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
議案 第109号	宮古島市税条例の一部を改正する条例	市長	平成20年 12月8日	平成20年 12月19日	原案可決
議案 第110号	宮古島市国民健康保険条例の一部を改正する 条例	”	”	”	”
議案 第111号	宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理 に関する条例の一部を改正する条例	”	”	”	”
議案 第112号	宮古島市体験工芸村条例	”	”	”	”
議案 第113号	土地の取得について	”	”	”	”
議案 第114号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する 財政上の計画（総合整備計画）について	”	”	”	”
議案 第115号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する 財政上の計画（総合整備計画）の変更につ いて	”	”	”	”
議案 第116号	市営土地改良事業（区画整理）東上原地区の 施行について	”	”	”	”
議案 第117号	市営土地改良事業（農業用排水施設）皆福 第2地区の施行について	”	”	”	”
議案 第118号	市営土地改良事業（農業用排水施設）カギ モリ第2地区の施行について	”	”	”	”
議案 第119号	市営土地改良事業（農用地保全）比嘉地区の 施行について	”	”	”	”
議案 第120号	市営土地改良事業（区画整理）ピサタ地区の 計画変更について	”	”	”	”
議案 第121号	市営土地改良事業（区画整理）皆福地区の計 画変更について	”	”	”	”
議案 第122号	市営土地改良事業（区画整理）入江西地区の 計画変更について	”	”	”	”
議案 第123号	市営土地改良事業（区画整理）カギモリ地区 の計画変更について	”	”	”	”
議案 第124号	市営土地改良事業（農業用排水施設）テマ カ地区の計画変更について	”	”	”	”

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
議案 第125号	宮古島市農畜産処理加工施設の指定管理者の指定について	市長	平成20年 12月8日	平成20年 12月19日	原案可決
議案 第126号	平成20年度宮古島市一般会計補正予算(第7号)	〃	平成20年 12月17日	〃	〃
報告 第14号	平成19年度(第9期)コーラル・ベジタブル株式会社の決算に関する書類の提出について	〃	平成20年 12月8日		
報告 第15号	平成20年度(第10期)コーラル・ベジタブル株式会社の事業計画に関する書類の提出について	〃	〃		
陳情書 第13号	地方税法第37条の2及び第314条の7に基づく条例改正について(要請)	沖縄県私立 大学協会会 長(沖縄大 学学長) 桜井国俊	平成20年 9月12日	平成20年 12月9日	再継続 審査
陳情書 第18号	学校現場の多忙化を解消し、「労働安全衛生委員会」の設置を進める陳情	沖縄県教職 員組合中央 執行委員長 大浜敏夫	〃	〃	〃
陳情書 第23号	先島・台湾航路再開について	全日本海員 組合組合長 藤澤洋二 代理 沖縄支部長 澤井均	平成20年 12月8日	平成20年 12月19日	採択
陳情書 第24号	委託業務に関する陳情書	宮古地区調 査測量設計 業協会会長 喜屋武照玄	〃	〃	〃
陳情書 第25号	肥料・飼料価格高騰に関する生産者支援の要請	沖縄県農業 協同組合中 央会会長 赤嶺勇	〃	〃	みなし 採択

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
陳情書 第26号	乳幼児等医療費助成制度の拡充に関する要望書	新日本婦人の会宮古島 「かぎすま」 班班長 三浦美恵	平成20年 12月8日	平成20年 12月19日	採 択
陳情書 第27号	「9月定例会における陳情書採択にともなう 意見書の提出方について」	『協同労働の協同組合』法制化 市民会議・ 沖縄代表者 幸地良丈	”	”	継続審査
意見書案 第10号	WTO農業交渉に関する意見書	議 会 運 営 委 員 会	平成20年 12月9日	平成20年 12月9日	原案可決
決議案 第6号	鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の早期返還 に関する要請決議	”	平成20年 12月19日	平成20年 12月19日	”
決議案 第7号	補助金不正受給及び工事等に係る関係者から の返還請求を求める決議	議 員	”	”	”
	議席の一部変更について		平成20年 12月8日	平成20年 12月8日	可 決

開会日（12月8日）に応招した議員

下地		智君		新城	啓世君
嘉手納		学	”	眞榮城	徳彦
友利	惠	一	”	佐久本	洋介
與那嶺	誓	雄	”	與那覇	夕ズ子
池間	健	榮	”	上里	樹
新里		聰	”	下地	秀一
仲間	明	典	”	池間	雅昭
砂川	明	寛	”	豊見山	恵栄
棚原	芳	樹	”	富永	元順
前川	尚	誼	”	富浜	浩
亀濱	玲	子	”	上地	博通
山里	雅	彦	”	下地	明隆
池間		豊	”	平良	
宮城	英	文	”		

平成 20 年

第12回宮古島市議会(定例会)会議録

12月8日(月) 初日

(議案上程、説明、聴取)

平成20年第12回宮古島市議会定例会（12月）議事日程第1号

平成20年12月8日（月）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- ” 第 2 会期を定めることについて
- ” 第 3 議席の一部変更について
- ” 第 4 議案第 98 号 平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第6号）（市長提出）
- ” 第 5 ” 第 99 号 平成20年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（ ” ）
- ” 第 6 ” 第100号 平成20年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第2号）（ ” ）
- ” 第 7 ” 第101号 平成20年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）（ ” ）
- ” 第 8 ” 第102号 平成20年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）（ ” ）
- ” 第 9 ” 第103号 平成20年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第2号）（ ” ）
- ” 第10 ” 第104号 平成20年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（ ” ）
- ” 第11 ” 第105号 平成20年度宮古島市水道事業特別会計補正予算（第1号）（ ” ）
- ” 第12 ” 第106号 宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（ ” ）
- ” 第13 ” 第107号 宮古島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（ ” ）
- ” 第14 ” 第108号 宮古島市ふるさとまちづくり応援寄附金条例（ ” ）
- ” 第15 ” 第109号 宮古島市税条例の一部を改正する条例（ ” ）
- ” 第16 ” 第110号 宮古島市国民健康保険条例の一部を改正する条例（ ” ）
- ” 第17 ” 第111号 宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（ ” ）
- ” 第18 ” 第112号 宮古島市体験工芸村条例（ ” ）
- ” 第19 ” 第113号 土地の取得について（ ” ）
- ” 第20 ” 第114号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）について（ ” ）
- ” 第21 ” 第115号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備

		計画)の変更について	(市長提出)
日程第22	議案第116号	市営土地改良事業(区画整理)東上原地区の施行について(")	
" 第23	" 第117号	市営土地改良事業(農業用排水施設)皆福第2地区の施行について(")	
" 第24	" 第118号	市営土地改良事業(農業用排水施設)カギモリ第2地区の施行について(")	
" 第25	" 第119号	市営土地改良事業(農用地保全)比嘉地区の施行について(")	
" 第26	" 第120号	市営土地改良事業(区画整理)ピサタ地区の計画変更について(")	
" 第27	" 第121号	市営土地改良事業(区画整理)皆福地区の計画変更について(")	
" 第28	" 第122号	市営土地改良事業(区画整理)入江西地区の計画変更について(")	
" 第29	" 第123号	市営土地改良事業(区画整理)カギモリ地区の計画変更について(")	
" 第30	" 第124号	市営土地改良事業(農業用排水施設)テマカ地区の計画変更について(")	
" 第31	" 第125号	宮古島市農畜産処理加工施設の指定管理者の指定について(")	
" 第32	報告第14号	平成19年度(第9期)コーラル・ベジタブル株式会社の決算に関する書類の提出について(")	
" 第33	" 第15号	平成20年度(第10期)コーラル・ベジタブル株式会社の事業計画に関する書類の提出について(")	

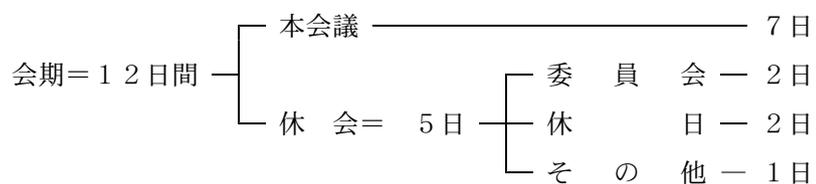
◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成20年第12回宮古島市議会定例会（12月）会期日程計画表（案）

平成20年12月8日（月）午前10時開会

月 日	曜	種 別	日 程	摘 要
12月 8日	月	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程、説明、聴取	開 会
12月 9日	火	”	委員長報告、質疑、討論、表決 議案に対する質疑（付託）	
12月10日	水	休 会	委員会	通告締切
12月11日	木	”	”	
12月12日	金	”		報告書作成
12月13日	土	”		
12月14日	日	”		
12月15日	月	本会議	一般質問	
12月16日	火	”	”	
12月17日	水	”	”	
12月18日	木	”	”	
12月19日	金	”	委員長報告、質疑、討論、表決	閉 会



平成20年第12回宮古島市議会定例会(12月)会議録

平成20年12月8日

(開会=午前10時15分)

◎出席議員(27名)

(散会=午前11時31分)

議長(14番)	下地 智君	議員(13番)	宮城 英文君
副議長(17〃)	嘉手納 学〃	〃(15〃)	新城 啓世〃
議員(1〃)	友利 惠一〃	〃(16〃)	眞榮城 徳彦〃
〃(2〃)	與那嶺 誓雄〃	〃(18〃)	佐久本 洋介〃
〃(3〃)	池間 健榮〃	〃(19〃)	與那覇 夕ズ子〃
〃(4〃)	新里 聰〃	〃(20〃)	上里 樹〃
〃(5〃)	仲間 明典〃	〃(21〃)	下地 秀一〃
〃(7〃)	砂川 明寛〃	〃(22〃)	池間 雅昭〃
〃(8〃)	棚原 芳樹〃	〃(23〃)	豊見山 恵栄〃
〃(9〃)	前川 尚誼〃	〃(24〃)	富永 元順〃
〃(10〃)	亀濱 玲子〃	〃(25〃)	富浜 浩〃
〃(11〃)	山里 雅彦〃	〃(26〃)	上地 博通〃
〃(12〃)	池間 豊〃	〃(27〃)	下地 明〃
		〃(28〃)	平 良 隆〃

◎欠席議員(0名)

◎説明員

市長	伊志嶺 亮君	上野支所長	砂川正吉君
副市長	下地 学〃	下地支所長	平良哲則〃
総務部長	宮川 耕次〃	水道局次長	砂川定之〃
企画政策部長	久貝 智子〃	消防長	砂川享一〃
福祉保健部長	譜久村 基嗣〃	教育部長	下地 恵吉〃
環境施設整備局長	長濱 博文〃	教育部長	長濱 光雄〃
経済部長	上地 廣敏〃	生涯学習部長	饒平名 建次〃
会計管理者	平良 富男〃	総務課長	下地 信男〃
伊良部総合支所長	垣花 恵〃	財政課長	石原 智男〃
平良支所長	狩俣 照雄〃	企画調整課長	伊良部 平師〃
城辺支所長	平良 光成〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	喜屋武 重三君	議事 係	仲間 清人君
次 長	荷川取 辰美〃	庶務 係 長	友利 毅彦〃
補佐兼議事係長	前里 安男〃		

◎議長（下地 智君）

ただいまから平成20年第12回宮古島市議会定例会を開会いたします。

（開会＝午前10時15分）

本日の出席議員は、27名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりでございます。

直ちに本日の会議を開きます。

先程市長から発言の申し出がございましたので、この際発言を許します。

◎市長（伊志嶺 亮君）

このたび職員の中から逮捕者が出るという事態が起きております。宮原の不祥事に続いてこのような事態が起きたことを市民の皆様、議会の皆様にご心からおわびを申し上げます。これからは、力を合わせて再発防止に取り組んでまいりたいと思っております。

なお、宮原の件につきましては、国からの指示が近々あるものと思っておりますので、私の進退等についてはそのときに皆様方にまた示していきたいと思っております。

◎議長（下地 智君）

次に、諸般の報告をいたします。

事務局長に報告書を朗読させます。

◎事務局長（喜屋武重三君）

議長の命によりまして、諸般の報告書を朗読いたします。

去る9月定例会の閉会后、10件の陳情書を受理し、そのうち5件を陳情文書表とともにお手元に配付いたしましたので、それぞれの所管委員会のご審査をお願いします。なお、残り5件の陳情書につきましては、資料としてお手元に配付いたしました。

次に、平成20年10月24日、沖縄県市議会議長会主催の議員及び職員研修会がうるま市において開催され、下地智議長を含む25名の議員及び事務局職員1名が出席いたしました。

次に、宮古島市監査委員の川満勇委員及び眞榮城徳彦委員のご両名から、平成20年7月分、8月分、9月分の例月出納検査報告がありました。

次に、平成20年11月21日、豊見城市において第137回沖縄県市議会議長会定期総会が開催され、下地智議長が出席いたしました。総会では、平成21年度沖縄県市議会議長会予算、年間事業計画等が決定されました。また、那覇空港拡張整備については1,310メートルの案をもって早期の整備を実現するよう決議されました。

次に、11月25日、第106回全国過疎地域自立促進連盟理事会及び新過疎法制定実現総決起大会が東京都九段会館ホールにおいて開催され、下地智議長が出席いたしました。

次に、11月27日、沖縄県市議会議長会主催の市議会議員年金研修会が那覇市内のロワジールホテルにおいて開催され、下地智議長と私が出席いたしました。なお、その際の資料の写しをお手元に配付いたしました。

次に、12月1日、伊志嶺亮宮古島市長より平成20年第12回宮古島市議会定例会招集告示の通知がありました。

次に、12月1日付でそうぞう会派代表の豊見山恵栄議員から会派の解散届、あかり会派代表の山里雅彦議員から会派の解散届、新政クラブ会派の代表、新城啓世議員から会派の解散届がそれぞれ下地智議長に提出されましたので、ご報告いたします。

次に、12月1日付で宮城英文議員、下地秀一議員、池間雅昭議員、豊見山恵栄議員、池間豊議員、新里聰議員、仲間明典議員、池間健榮議員、下地智議員、山里雅彦議員の10名を代表して新里聰議員から21世紀新風会会派の届け出が下地智議長に提出されましたので、ご報告申し上げます。

次に、12月3日、伊志嶺亮市長より平成20年第12回定例会に付議すべき議案の送付がありました。

また、同日午前10時から全員協議会が開催され、当局による提出議案の事前説明が行われました。

次に、全員協議会終了後に議会運営委員会が開催され、会期について諮問した結果、今期定例会の会期については本日12月8日から12月19日までの12日間とすることが適当であると決しました。

次に、12月3日付で新城啓世議員から会派解散の理由により議会運営委員会委員辞任願い出がありましたので、宮古島市議会委員会条例第14条の規定により、同日付で下地智議長が許可いたしました。

次に、議会運営委員会の委員が欠員となりましたので、後任の委員として宮古島市委員会条例第8条第1項の規定及び申し合わせにより、議長において21世紀新風会会派代表の新里聰議員を指名いたしましたことを報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎議長（下地 智君）

この際、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において眞榮城徳彦君と新里聰君の両名を指名いたします。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日12月8日から12月19日までの12日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日12月8日から12月19日までの12日間とすることに決しました。

なお、議事の都合により、12月10日から12日までの計3日間は休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

なお、会議予定につきましては、お手元にお配りした会期日程計画表のとおりでありますので、ご了承願います。

しばらく休憩いたします。

(休憩＝午前10時23分)

再開いたします。

(再開＝午前11時17分)

次に、日程第3、議席の一部変更についてを議題といたします。

お諮りいたします。2番の仲間明典議員を5番へ、10番の與那嶺誓雄議員を2番へ、14番の眞榮城徳彦議員を16番へ、15番の嘉手納学議員を17番へ、16番の新城啓世議員を15番へ、17番の土地博通議員を26番へ、18番の平良隆議員を28番へ、19番の亀濱玲子議員を10番へ、21番の與那覇タズ子議員を19番へ、22番の下地智を14番へ、26番の下地秀一議員を21番へ、28番の池間雅昭議員を22番へ、これ多数の移動ですから、皆さんには表を、席のね、表を配付してありますので、これを参考にしていただきたいと思います。にそれぞれ変更したいと思います。それにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

変更のありました議員は、新議席にお着き願います。

休憩します。

(休憩＝午前11時18分)

再開いたします。

(再開＝午前11時21分)

次に、日程第4、議案第98号から日程第33、報告第15号までの計29件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長(伊志嶺 亮君)

平成20年第12回宮古島市議会定例会に提出しました議案についてご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案8件、条例議案7件、議決議案13件、報告2件の合計30件であります。

最初に、議案第98号、平成20年度宮古島市一般会計補正予算(第6号)についてご説明いたします。今回の補正は3億5,205万7,000円の補正増で、歳入歳出予算の補正のほか、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の追加を行い、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ329億9,157万9,000円と定めてあります。

次に、議案第99号、平成20年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。今回の補正は2,314万8,000円の補正減で、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ71億9,160万4,000円と定めてあります。

次に、議案第100号、平成20年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。今回の補正は58万3,000円の補正増で、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ2億3,676万4,000円と定めてあります。

次に、議案第101号、平成20年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。今回の補正は8万9,000円の補正増で、歳入歳出予算の補正のほか、地方債の追加を行

い、補正後の歳入歳出の総額をそれぞれ6,361万3,000円と定めてあります。

次に、議案第102号、平成20年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。今回の補正は251万7,000円の補正増で、歳入歳出予算の補正のほか、地方債の追加を行い、補正後の歳入歳出の総額をそれぞれ9億7,739万2,000円と定めてあります。

次に、議案第103号、平成20年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。今回の補正は8,654万2,000円の補正増で、補正後の歳入歳出の総額をそれぞれ43億1,151万8,000円と定めてあります。

次に、議案第104号、平成20年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。今回の補正は2,764万7,000円の補正減で、補正後の歳入歳出の総額をそれぞれ3億9,525万9,000円と定めてあります。

次に、議案第105号、平成20年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。今回の補正は3億5,679万2,000円の補正増で、公営企業借換債及び消火栓設置に伴う補正であります。

以上で一般会計、特別会計及び水道事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、条例議案についてご説明いたします。議案第106号、宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。宮古島市職員等の旅費に関する条例と整合性を図るため、本条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第107号、宮古島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。勤務の特殊性に応じて手当を支給するため、本条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第108号、宮古島市ふるさとまちづくり応援寄附金条例。ふるさと納税寄附金を適正に管理、運用するため、条例を制定する必要があるため、本案を提出します。

議案第109号、宮古島市税条例の一部を改正する条例。地方税法第701条の規定に基づき法定目的税である入湯税を課するため、条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第110号、宮古島市国民健康保険条例の一部を改正する条例。産科医療補償制度の創設に伴い、現行の出産育児一時金支給額を改める必要があるため、本案を提出します。

議案第111号、宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。宮古島市下地・上野地域密着型介護事業所の設置に伴い、本条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第112号、宮古島市体験工芸村条例。宮古島市体験工芸村の適正な管理、運営を行うため、条例を制定する必要があるため、本案を提出します。

次に、議決議案についてご説明申し上げます。議案第113号、土地の取得について。パイナガマ公園用地に係る土地の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出します。

議案第114号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）について。池間辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の計画（総合整備計画）について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、本案を提出します。

議案第115号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の変更について。西城辺地・伊良部北辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の計画（総合整備計画）の内容を変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第5項の規定により、本案を提出します。

議案第116号から第119号につきましては、東上原、皆福第2、カギモリ第2、比嘉の各地区において土地改良事業を施行するため、土地改良法第96条の2第2項の規定により議会の議決を必要とするので、本案を提出します。

議案第120号から第124号につきましては、ピサタ、皆福、入江西、カギモリ、テマカの各地区において土地改良事業の計画を変更するため、土地改良法第96条の3第1項の規定により議会の議決を必要とするので、本案を提出します。

議案第125号、宮古島市農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について。宮古島市農畜産物処理加工施設の管理、運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

次に、報告第14号及び第15号についてご説明申し上げます。コーラル・ベジタブル株式会社の平成19年度決算と平成20年度事業計画に関する書類を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により提出します。

以上、今回提出しました議案についてご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

◎議長（下地 智君）

これで提案理由の説明は終わりました。

（「議長」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午前11時21分）

再開いたします。

（再開＝午前11時31分）

よって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議は、これにて散会いたします。

（散会＝午前11時31分）

平成 20 年

第12回宮古島市議会(定例会)会議録

12月9日(火) 2日目

(委員長報告、質疑、討論、表決、議案に対する質疑(付託))

平成20年第12回宮古島市議会定例会（12月）議事日程第2号

平成20年12月9日（火）午前10時開議

- 日程第1 意見書案第10号 WTO農業交渉に関する意見書 (議会運営委員会提出)
- ” 第2 認定第1号 平成19年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について (委員長報告)
- ” 第3 ” 第2号 平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について (”)
- ” 第4 ” 第4号 平成19年度宮古島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について (”)
- ” 第5 ” 第7号 平成19年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (”)
- ” 第6 ” 第8号 平成19年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定について (”)
- ” 第7 陳情書第13号 地方税法第37条の2及び第314条の7に基づく条例改正について (要請) (”)
- ” 第8 ” 第18号 学校現場の多忙化を解消し、「労働安全衛生委員会」の設置を進める陳情 (”)
- ” 第9 議案第98号 平成20年度宮古島市一般会計補正予算(第6号) (市長提出)
- ” 第10 ” 第99号 平成20年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号) (”)
- ” 第11 ” 第100号 平成20年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算(第2号) (”)
- ” 第12 ” 第101号 平成20年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3号) (”)
- ” 第13 ” 第102号 平成20年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) (”)
- ” 第14 ” 第103号 平成20年度宮古島市介護保険特別会計補正予算(第2号) (”)
- ” 第15 ” 第104号 平成20年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) (”)
- ” 第16 ” 第105号 平成20年度宮古島市水道事業特別会計補正予算(第1号) (”)
- ” 第17 ” 第106号 宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 (”)

日程第 18	議案第 107号	宮古島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (市長提出)
" 第 19	" 第 108号	宮古島市ふるさとまちづくり応援寄附金条例 (")
" 第 20	" 第 109号	宮古島市税条例の一部を改正する条例 (")
" 第 21	" 第 110号	宮古島市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (")
" 第 22	" 第 111号	宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (")
" 第 23	" 第 112号	宮古島市体験工芸村条例 (")
" 第 24	" 第 113号	土地の取得について (")
" 第 25	" 第 114号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画 (総合整備計画) について (")
" 第 26	" 第 115号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画 (総合整備計画) の変更について (")
" 第 27	" 第 116号	市営土地改良事業 (区画整理) 東上原地区の施行について (")
" 第 28	" 第 117号	市営土地改良事業 (農業用排水施設) 皆福第 2 地区の施行について (")
" 第 29	" 第 118号	市営土地改良事業 (農業用排水施設) カギモリ第 2 地区の施行について (")
" 第 30	" 第 119号	市営土地改良事業 (農用地保全) 比嘉地区の施行について (")
" 第 31	" 第 120号	市営土地改良事業 (区画整理) ピサタ地区の計画変更について (")
" 第 32	" 第 121号	市営土地改良事業 (区画整理) 皆福地区の計画変更について (")
" 第 33	" 第 122号	市営土地改良事業 (区画整理) 入江西地区の計画変更について (")
" 第 34	" 第 123号	市営土地改良事業 (区画整理) カギモリ地区の計画変更について (")
" 第 35	" 第 124号	市営土地改良事業 (農業用排水施設) テマカ地区の計画変更について (")
" 第 36	" 第 125号	宮古島市農畜産処理加工施設の指定管理者の指定について (")
" 第 37	報告第 14号	平成 19 年度 (第 9 期) コーラル・ベジタブル株式会社の決算に関する書類の提出について (")
" 第 38	" 第 15号	平成 20 年度 (第 10 期) コーラル・ベジタブル株式会社の事業計画に関する書類の提出について (")

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成20年12月9日

宮古島市議会
議長 下地 智 殿

総務財政委員会
委員長 前川 尚 誼

委員会審査結果報告書

平成20年第10回宮古島市議会定例会（9月）において閉会中、継続審査に付された事件の審査結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
認定 第1号	平成19年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について	不認定

◎不認定の理由

国庫補助金の不正受給があること。

平成20年12月9日

宮古島市議会
議長 下地 智 殿

総務財政委員会
委員長 前川 尚 誼

陳情書審査結果報告書

平成20年第10回宮古島市議会定例会（9月）において閉会中、継続審査に付された陳情書の審査結果を下記のとおり決定したので、報告します。

記

議案番号	件 名	結 果	措 置
陳情書 第13号	地方税法第37条の2及び第314条の7に基づく条例改正について (要請)	再 継 続 審 査	

平成20年12月9日

宮古島市議会
議長 下地 智 殿

総務財政委員会
委員長 前川 尚 誼

閉会中、再継続審査の申し出について

本委員会は、下記の事件について、閉会中もお審査を要するものと決定したので、会議規則第103条の規定により申し出ます。

記

1. 件 名

議案番号	件 名
陳情書 第13号	地方税法第37条の2及び第314条の7に基づく条例改正について（要請）

2. 理 由

陳情書第13号については、閉会中慎重審査を行ってきたが、引き続き審査を要する。

平成20年12月9日

宮古島市議会
議長 下地 智 殿

文教社会委員会
委員長 下地 秀 一

委員会審査結果報告書

平成20年第10回宮古島市議会定例会（9月）において閉会中、継続審査に付された事件の審査結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
認定 第 2 号	平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定
認定 第 4 号	平成19年度宮古島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	”
認定 第 7 号	平成19年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	”
認定 第 8 号	平成19年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	”

平成20年12月9日

宮古島市議会
議長 下地 智 殿

文教社会委員会
委員長 下地 秀 一

陳情書審査結果報告書

平成20年第10回宮古島市議会定例会（9月）において閉会中、継続審査に付された陳情書の審査結果を下記のとおり決定したので、報告します。

記

議案番号	件 名	結 果	措 置
陳情書 第18号	学校現場の多忙化を解消し、「労働安全衛生委員会」の設置を進める 陳情	再 継 続 審 査	

平成20年12月9日

宮古島市議会
議長 下地 智 殿

文教社会委員会
委員長 下地 秀 一

閉会中、再継続審査の申し出について

本委員会は、下記の事件について、閉会中もお審査を要するものと決定したので、会議規則第103条の規定により申し出ます。

記

1. 件 名

議案番号	件 名
陳情書 第18号	学校現場の多忙化を解消し、「労働安全衛生委員会」の設置を進める陳情

2. 理 由

陳情書第18号については、閉会中慎重審査を行ってきたが、引き続き審査を要する。

議 案 付 託 表

平成20年12月9日(火)第12回定例会

委員会名	議案番号	件名
総務財政委員会	議案第98号	平成20年度宮古島市一般会計補正予算(第6号)
	議案第106号	宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
	議案第107号	宮古島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
	議案第108号	宮古島市ふるさとまちづくり応援寄附金条例
	議案第109号	宮古島市税条例の一部を改正する条例
	議案第114号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画(総合整備計画)について
	議案第115号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画(総合整備計画)の変更について
文教社会委員会	議案第99号	平成20年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
	議案第103号	平成20年度宮古島市介護保険特別会計補正予算(第2号)
	議案第104号	平成20年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
	議案第110号	宮古島市国民健康保険条例の一部を改正する条例
	議案第111号	宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
経済工務委員会	議案第100号	平成20年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算(第2号)
	議案第101号	平成20年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
	議案第102号	平成20年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
	議案第105号	平成20年度宮古島市水道事業特別会計補正予算(第1号)
	議案第112号	宮古島市体験工芸村条例
	議案第113号	土地の取得について
	議案第116号	市営土地改良事業(区画整理)東上原地区の施行について
	議案第117号	市営土地改良事業(農業用排水施設)皆福第2地区の施行について
	議案第118号	市営土地改良事業(農業用排水施設)カギモリ第2地区の施行について
	議案第119号	市営土地改良事業(農用地保全)比嘉地区の施行について
	議案第120号	市営土地改良事業(区画整理)ピサタ地区の計画変更について
	議案第121号	市営土地改良事業(区画整理)皆福地区の計画変更について
	議案第122号	市営土地改良事業(区画整理)入江西地区の計画変更について
議案第123号	市営土地改良事業(区画整理)カギモリ地区の計画変更について	

委員会名	議案番号	件名
	議案第124号	市営土地改良事業（農業用排水施設）テマカ地区の計画変更について
	議案第125号	宮古島市農畜産処理加工施設の指定管理者の指定について

議案第98号 平成20年度宮古島市一般会計補正予算(第6号)

歳出款項別審査委員会表

平成20年12月9日(火)第12回定例会

委員会名	款	項	頁
文教社会委員会	3. 民生費	1. 社会福祉費	38
		2. 児童福祉費	41
		3. 生活保護費	44
	4. 衛生費	1. 保健衛生費	45
		2. 清掃費	47
	10. 教育費	1. 教育総務費	72
		2. 小学校費	73
		3. 中学校費	75
		4. 幼稚園費	76
		5. 社会教育費	77
6. 保健体育費		79	
経済工務委員会	5. 労働費	1. 労働諸費	49
	6. 農林水産業費	1. 農業費	50
		2. 林業費	57
		3. 水産業費	58
	7. 商工費	1. 商工費	59
	8. 土木費	1. 土木管理費	60
		2. 道路橋りょう費	61
		3. 都市計画費	63
		4. 住宅費	66
		5. 港湾空港費	69

平成20年第12回宮古島市議会定例会（12月）会議録

平成20年12月9日

（開議＝午前10時05分）

◎出席議員（27名）

（散会＝午後4時04分）

議長（14番）	下地 智君	議員（13番）	宮城 英文君
副議長（17〃）	嘉手納 学〃	〃（15〃）	新城 啓世〃
議員（1〃）	友利 惠一〃	〃（16〃）	眞榮城 徳彦〃
〃（2〃）	與那嶺 誓雄〃	〃（18〃）	佐久本 洋介〃
〃（3〃）	池間 健榮〃	〃（19〃）	與那覇 夕ズ子〃
〃（4〃）	新里 聰〃	〃（20〃）	上里 樹〃
〃（5〃）	仲間 明典〃	〃（21〃）	下地 秀一〃
〃（6〃）	〃	〃（22〃）	池間 雅昭〃
〃（7〃）	砂川 明寛〃	〃（23〃）	豊見山 恵栄〃
〃（8〃）	棚原 芳樹〃	〃（24〃）	富永 元順〃
〃（9〃）	前川 尚誼〃	〃（25〃）	富浜 浩〃
〃（10〃）	亀濱 玲子〃	〃（26〃）	上地 博通〃
〃（11〃）	山里 雅彦〃	〃（27〃）	下地 明〃
〃（12〃）	池間 豊〃	〃（28〃）	平 良 隆〃

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	伊志嶺 亮君	上野支所長	砂川正吉君
副市長	下地 学〃	下地支所長	平良哲則〃
総務部長	宮川 耕次〃	水道局次長	砂川定之〃
企画政策部長	久貝 智子〃	消防長	砂川享一〃
福祉保健部長	譜久村 基嗣〃	教育部長	下地 恵吉〃
環境施設整備局長	長濱 博文〃	教育部長	長濱 光雄〃
経済部長	上地 廣敏〃	生涯学習部長	饒平名 建次〃
建設部長兼 地域戦略局長	與那嶺 大〃	総務課長	下地 信男〃
会計管理者	平良 富男〃	財政課長	石原 智男〃
平良支所長	狩俣 照雄〃	企画調整課長	伊良部 平師〃
城辺支所長	平良 光成〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	喜屋武 重三君	議事 係	仲間 清人君
次 長	荷川取 辰美〃	庶務 係 長	友利 毅彦〃
補佐兼議事係長	前里 安男〃		

◎議長（下地 智君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時05分）

本日の出席議員は、26名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第2号のとおりでございます。

この際、諸般の報告をいたします。

事務局長に報告書を朗読させます。

◎事務局長（喜屋武重三君）

議長の命によりまして、諸般の報告書を朗読いたします。

平成20年12月8日本会議終了後、議会運営委員会が招集され、WTO農業交渉に関する意見書について取り扱いを協議した結果、本日の会議において処理することが適当であると決しました。

これで諸般の報告を終わります。

◎議長（下地 智君）

この際、日程第1、意見書案第10号、WTO農業交渉に関する意見書を議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎議会運営委員会委員長（豊見山恵栄君）

WTO農業交渉に関する意見書

WTOドーハ・ラウンドは、年内のモダリティ（保護削減基準）確立に向けた動きが再び加速しております。

世界人口が拡大を続け、食料争奪が地球規模で深刻化する中、自由化のみを……

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午前10時07分）

再開いたします。

（再開＝午前10時07分）

◎議会運営委員会委員長（豊見山恵栄君）

失礼しました。文案を読み上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

意見書案第10号、WTO農業交渉に関する意見書。標記のことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出します。平成20年12月9日、宮古島市議会議長、下地智殿。議会運営委員会委員長、豊見山恵栄。

WTO農業交渉に関する意見書

WTOドーハ・ラウンドは、年内のモダリティ（保護削減基準）確立に向けた動きが再び加速しております。

世界人口が拡大を続け、食料争奪が地球規模で深刻化する中、自由化のみを目的とした農産物貿易ルールでは、国際的な食料自給の逼迫や地球温暖化など、我々の食料と暮らしに直結する諸課題の抜本的な解決につながるものではありません。

早期妥結だけを優先する交渉は、わが国の農業・農村に壊滅的な打撃を与えるだけでなく、関連産業等に対しても影響を及ぼし、地域経済をも壊滅させるおそれがあります。

特に、沖縄農業においては、基幹作物であるさとうきびをはじめ、パイナップル、畜産業に壊滅的な打撃を受け、危機的状況に陥るおそれがあります。

今般、金融サミット・APEC首脳会合においてモダリティ（保護削減基準）確立の年内合意に向けた声明が発表され、本県の生産農家をはじめ農業関係者は強い危機感を抱いております。

こうした状況を踏まえ、政府においては、交渉にあたって下記の事項が確保されるよう断固とした対応を要望します。

記

1. 「砂糖」など重要品目の十分な数と柔軟性の確保

国内生産、地域経済の維持等に不可欠な基幹品目を守るため、十分な数の重要品目を確保するとともに、砂糖など関税割当対象外の品目についても自主指定を可能とし、その扱いについて最大限の柔軟性を確保するよう確固たる決意で交渉に臨むこと。

2. わが国農業を崩壊させる上限関税の断固阻止

議長案において、100%を超える高関税品目の対象制限と代償を求める実質的な上限関税の導入が提案されているが、食料純輸入国にのみ一方的な犠牲を強いる上限関税は断固阻止すること。

3. 沖縄農業・関連産業への影響の抑制

沖縄農業において重要な地位を占めるさとうきび、肉用牛、養豚、パイナップルなどの品目については、大幅な関税削減を回避するとともに、十分な国内対策と財源確保を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月9日

沖縄県宮古島市議会

あて先といたしまして、内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、沖縄及び北方対策、防災担当大臣。

以上、ご審議の上、ご賛同をお願いしますようよろしくお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

◎議長（下地 智君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書案は委員会提出であり、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託はしないことになっております。したがいまして、本日の会議において直ちに処理したいと思ひます。

これより討論に入ります。

討論があれば発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第10号は可決されました。

次に、日程第2、認定第1号、平成19年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第8、陳情書第18号、学校現場の多忙化を解消し、「労働安全衛生委員会」の設置を進める陳情までの計7件を一括議題とし、各所管委員長から審査結果報告を求めます。

◎総務財政委員会委員長(前川尚誼君)

宮古島市議会議長、下地智殿。総務財政委員会委員長、前川尚誼。

委員会審査結果を報告いたします。

平成20年第10回宮古島市議会定例会(9月)において閉会中、継続審査に付されました事件の審査結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

認定第1号、平成19年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について、不認定。

不認定の理由。国庫補助金の不正受給があること。

陳情書審査結果報告書。

平成20年第10回宮古島市議会定例会(9月)において閉会中、継続審査に付された陳情書の審査結果を下記のとおり決定したので、報告します。

陳情書第13号、地方税法第37条の2及び第314条の7に基づく条例改正について(要請)、再継続審査。

閉会中、再継続審査の申し出について。

本委員会は、下記の事件について、閉会中もなお審査を要するものと決定したので、会議規則第103条の規定により申し出ます。

陳情書第13号、地方税法第37条の2及び第314条の7に基づく条例改正について(要請)。

理由。陳情書第13号については、閉会中も慎重審査を行ってきたが、引き続き審査を要する。

◎文教社会委員会委員長(下地秀一君)

それでは、文教社会委員会として報告を行います。

委員会審査結果報告書。

平成20年第10回宮古島市議会定例会(9月)議会において閉会中、継続審査に付された事件の審査結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

認定第2号、平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定であります。

認定第4号、平成19年度宮古島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定であります。
認定第7号、平成19年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定であります。
認定第8号、平成19年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定であります。
次に、陳情書審査結果報告書。

平成20年第10回宮古島市議会定例会（9月）において閉会中、継続審査に付された陳情書の審査結果を下記のとおり決定したので、報告します。

陳情書第18号、学校現場の多忙化を解消し、「労働安全衛生委員会」の設置を進める陳情、再継続審査。
次に、閉会中、再継続審査の申し出について。

本委員会は、下記の事件について、閉会中もなお審査を要するものと決定したので、会議規則第103条の規定により申し出ます。

陳情書第18号、学校現場の多忙化を解消し、「労働安全衛生委員会」の設置を進める陳情。
理由。陳情書第18号については、閉会中慎重審査を行ってきたが、引き続き審査を要する。
以上、報告します。

◎議長（下地 智君）

これで各所管委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、日程第2、認定第1号、平成19年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

本件に対する委員長報告は不認定でありますので、認定第1号については挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

認定第1号は、これを認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

◎議長（下地 智君）

挙手少数であります。

よって、認定第1号は不認定されました。

次に、日程第3、認定第2号、平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

これより認定第2号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第4、認定第4号、平成19年度宮古島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

これより認定第4号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第5、認定第7号、平成19年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

これより認定第7号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第6、認定第8号、平成19年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

これより認定第8号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定されました。

次に、日程第7、陳情書第13号、地方税法第37条の2及び第314条の7に基づく条例改正について(要請)は、総務財政委員長から会議規則第103条の規定により、閉会中の再継続審査の申し出がなされております。

お諮りします。本件は、総務財政委員長の申し出のとおり、閉会中の再継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は総務財政委員会に閉会中の再継続審査に付することに決しました。

次に、日程第8、陳情書第18号、学校現場の多忙化を解消し、「労働安全衛生委員会」の設置を進める陳情は、文教社会委員長から会議規則第103条の規定により、閉会中の再継続審査の申し出がなされております。

お諮りします。本件は、文教社会委員長の申し出のとおり、閉会中の再継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は文教社会委員会に閉会中の再継続審査に付することに決しました。

次に、日程第9、議案第98号から日程第38、報告第15号までの計30件を一括議題として質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎下地 明君

一般会計補正について1点だけお聞きしたいと思います。

補正予算(第6号)の歳出の53ページです。農地費の委託料660万円とありますけども、これについてご説明をお願いしたいと思います。

◎経済部長(上地廣敏君)

この660万円については、宮原地区のほ場整備、かんがい排水事業に係る分水口からほ場までの管路の測量設計分、それからほ場内のかんがい排水施設ですね、設計分として計上をいたしております。

◎下地 明君

再質問します。

これは、問題の宮原地区ほ場整備事業のかん排事業の補正だというふうな今説明であります。この辺につきましても、臨時議会の中でも集中質疑で当局にはいろいろとお聞きしてこれまで来ております。なお、

これは9月議会の冒頭あたりでもこの件については、当局に対してはお聞きしてきております。そういったことで補正はもちろん組んできてありますけれども、これはもちろん一般会計補正ですので、補正はまずいいとして、これを業者らに工事をしないで支払ったお金が足りないもんだから一応この補正してあると思うんですよね。だから、これまで9月議会から3カ月以上経過しておりますので、その業者からお金などはもう入っているんじゃないかなと思いますので、一応補正には上げてありますけれども、これは工事をしないで支払ったお金ですね、これを業者は返したのかどうか。このめどは、いつまでに入る予定でこの補正を組んであるのかどうか。もし入らない場合には、だれがそのお金を出す予定でこの補正を出しているのかどうかですね、それをお聞きしたいと思います。

◎**経済部長（上地廣敏君）**

業者からの返還金は、まだ納入されておられません。といいますのは、国のほうから返還命令の金額が示された後にですね、正式にはしかるべき返還命令書を市長名で業者のほうに送付すると、そういう予定をいたしております。

なお、この一般財源を充当して660万円の補正を組んでおりますけれども、これについてだれがこの金額を負担すべきかということについては、まだ内部でですね、いろんな事情があって決められておりません。したがって、今回補正をお願いしているのは、あくまでも一般財源で対応していきたいという考えでの補正であります。

◎**下地 明君**

国からの返還の額、そして期日がまだわかっていないというふうな状況でありますけれども、その返還命令時期ですね、いつごろになりそうかどうか、そういったこと等がおわかりでありましたら答弁を求めたいと思います。

それとですね、当然それら返還額が決まった後に業者に渡したお金は請求するみたいな答弁でありますけれども、工事をやらないのに渡してあるわけだから、それはこの返還額が決まらなくても渡した分については、当局は当然請求をするのは当たり前だと私思いますけれども、それが返還額が決まる、それは返還額は当然国はその仕事全体に対する補助事業が例えば1億円だったら1億円の100%の返還額になるか、例えばやられた部分に対してだけの返還なのか、その辺がもちろんだれもわからないと思いますけれども、そういったただ中身だけがわからないんであって、工事をしないで支払った金の返還請求は当然やってあるべきであって、この請求をやっているのかどうか、その辺もお聞きしたいと思います。要するに国からの返還ですね、それがいつごろになっているのか。請求書は出しているのかどうか、業者に対して。その2点をお聞きしたいと思います。

◎**経済部長（上地廣敏君）**

国からの返還命令がいつごろ来るのかということでありましてけれども、総合事務局のほうでもですね、できるだけ速やかに今回の宮原の不正受給の件については終了したいというふうなことであります。したがって、早ければですね、年内にはあるものと予想されます。

それから、この返還金を業者に返還通知を出しているのかということではありますが、これについては先程も答弁いたしましたように、国からの返還額が確定次第ですね、出すということではありますが、前もってその返還額が決定して返還命令が出された場合は速やかに返還に必ずやというふうな確約書等は

業者からもらっております。したがって、今後は返還額が確定次第ですね、公正証書などをつくりまして、しかるべく返還命令を出したいというふうに考えております。

◎平良 隆君

議案第113号の土地の取得についてお聞きしたいと思います。

恐らくこの土地取得というのは、これはパイナガマ公園の取得じゃないかなと思っておりますけども、今回議会に提案されているのが、相手方が後藤フミ子ほか14件、全部で15件ですけども、面積が8,091.13平米、金額にして4,522万4,000円とこれはなっております。しかし、このパイナガマ公園の問題についてはですね、特別委員会を設置して、いろいろ議論をなされていて、凍結か、それとも規模見直しかということですね、いろいろされているんですね。そういう事業がされている間でもやはり土地を購入してですね、進めていかれるのか、本当に僕はその辺が非常に疑問に思うわけなんですよね。

そして、今回のこの土地取得というのもですね、10年来一緒に値段で購入している、そういう面でも非常におかしな点があるんじゃないかと思えます。最近土地の価格等が非常に下落しておりますよね。そういったことを考えながらやはり土地購入しないとですね、10年前から同じ値段で買っている、ちょっとおかしいんじゃないかと思えますけど、この点をお聞きしたいと思います。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

今回土地の取得につきまして、パイナガマ公園整備事業用地としましてですね、取得面積は8,091平米、取得予定価格が4,522万円余で議案を上程してございます。確かにこれまでパイナガマ公園の整備事業につきましては、多くの議員の皆様からいろんなご指摘を受けてございます。整備を担当する建設部といたしましては、これまでどおりパイナガマ公園の早期完了に向けてですね、これからも用地の取得に全力を挙げていきたいと思っております。

それから、用地の取得価格につきましては、現在確かに土地の価格というのは下落をしておりますが、今回ですね、時点修正という形では土地の価格の見直しについては私どもも検討して、その価格は設定しているところでございますので、ぜひ議員の皆様のご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

◎平良 隆君

今の部長のね、ご答弁、絶対理解はできないですよ。土地の購入というのはですね、年々相場によって購入するわけなんですよね。しかし、今パイナガマ公園の土地購入の値段というのは、10年間ずっと同じ値段で買ってきているはずですよ。土地の値段、変動します。その相場によって、僕は購入するんじゃないかと思えますけど、なぜね、10年間同じ値段で買うか、その辺が非常に疑問に思うわけなんですよね。

それと、ほとんどの市民の方々、議員の方々もですね、今回のパイナガマ公園の事業に対しては凍結か見直しか、これを求めているんですね。しかし、全然我々の意見も聞こうとしていないですね、今の答弁では。粛々と進めていくということをおっしゃっているんですけども、全然これもう今度いろいろ指摘されるものに対してはさ、考えないで今までの計画どおり進めていかれるんですか、これは。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

パイナガマ公園の見直しにつきましては、沖縄県、それから総合事務局との協議が必要となるわけですが、大変困難をきわめるものだと思います。特に区域の変更につきましては、これは都市計画決定をいたしまして、既にその区域の規制を始めているわけですから、区域の縮小につきましては大変困難を伴

うと感じてございます。

それから、中のほうの整備につきましてはですね、なるべくコストのかからないような公園の整備を行っていく方向で、例えば事業の資金をですね、縮小していくとか、こういった検討も考えていきたいと思っているところでございます。

◎平良 隆君

部長、あれだけね、このパイナガマ公園については議論もされているんですよ。議会でも特別委員会を設置しながらですね。こういう議論がされている中でね、これはもう多くの市民も凍結か縮小かということみんな言っているんですよ。そういう中で、困難がある、何の困難があるんですか、これは。これを縮小するのに何の困難があるんですか。

それとですね、土地の購入値段。これはですね、僕はうんとこれも疑問に思うんですよ。この不動産評価というのは、これは10年前の評価した値段でしょう、これ。こういう今の経済状況の中でですね、非常に土地は下がっているんですよ。坪12万円の土地ってないですよ。真剣にですね、仕事をやっていただきたいと思います。これだけ財政が厳しい中でですね、こういったところをやらんとですね、財政は再建できないと思いますよ、私は。これからもそういうことを考えないで肅々と坪12万円で購入してこの公園整備進めていくのか、それとも今後購入していくときはやはりそういうことを見直して購入していかれるのか。

また、先程この見直しは困難と言っているんですが、何が困難なんですか。その辺を答弁していただきたいと思います。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

パイナガマ公園につきましては、確かにこれまでですね、幾多の議会におきましても議員の皆様のご指摘を受けてこれまでに至っております。ただ、1度都市計画決定した区域をですね、解除して縮小の方向で工事をやっていくということは、これから県及び国のほうと協議しながら多くの時間を要すると思われまます。また、逆に言いますと、これまで規制してきた個人の有地、それから法人の有地をですね、解除していくということですから、これにつきましても大分市民の理解、それから議会の承認を得ていかななくてはならないと考えております。ですから、建設部といたしましてはこれまでどおりにですね、パイナガマ公園は基幹公園として予定されており、市民の憩いの場として整備される公園でございますので、工事資金がなるべくかからないようなコストの方法を検討しながら整備を進めていきたいと考えてございます。

◎議長（下地 智君）

ほかに質疑ございませんか。

◎上地博通君

一般会計補正予算で先程下地明議員からも質疑がありましたけども、これについて少しお聞きをします。

これまで市長を初めですね、この宮原地区の問題に関しては、市民には一切負担をかけないで何とか処理をしたいというふうな発言を繰り返しております。しかし、今回一般会計で計上されたということは、これはもう上野の道路補償と同じで、市民に一切負担をかけないと言いながら、市が全額持つという方向でまた考えているのか。先程経済部長の話によりますと、これは財源についてはまだまだ未知の部分というか、確認の部分があるということでもありますけれども、これについてですね、これをはっきりさせてい

ただきたい。これをはっきりしないでこの採決に応じることはできないと思うんですよ。今まで市長がこれについては一切負担をかけないと言いながら、議会も市民も何回もだまされるわけにはいきませんから、これについてははっきりさせていただきたいと。設計費も含めて全額市長以下これにかかわった職員が全部持つということを明言をしてもらいたいと思います。それをどう思っているのかですね、これについてお聞きをします。

それから、今先程平良隆議員からありました土地の取得についてでありますけれども、特別委員会をつくって我々議会もですね、もう規模縮小しかあり得ないと。今後この土地を買うことは許さんということを決議をしました。しかし、今の部長の話を知ると、この議会が決めようがどうしようが全く関係なく、これはもう買っていくということを明言しておりますけれども、じゃここまでして買わなきゃいけない理由は何があるのかですね、市長はこのことについてどう考えているのか、これは部長の問題じゃないですよ。市長の政治姿勢の問題になってくると思います。本当に公園が必要なかどうかも含めてですね、今まで私はいろんなところで宮古島合併してから公園を見ておりますけれども、全く管理もされずに荒れ放題になっております。それにもかかわらず、これ以上公園を増やす必要があるのかも含めて、今まで我々は特別委員会でもやってきたつもりなんですけど、これも何も反省もしない、省みもしないでまた公園を今までどおりの計画で進めていくのかどうなのか、これは市長にお聞きしたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

議会の意思は、十分に承知しております。ただ、都市公園については、これは宮古島市、旧平良市が国や県にお願いして、こうやって都市計画法のもとに進めている事業でありますので、これについてまた宮古島市からやらないということは大変部長が答弁したとおり難しいことでございますので、一生懸命これからは調整して頑張っていきたいと思っています。

◎総務部長（宮川耕次君）

今回の補正の負担といいましょうか、それについてのご質問についてであります。これまでも私たちがこれが、この新たなですね、事業がどの主体のもと、あるいは責任のもとでなされるか調査をしてまいりました。これまでも市長は市民に負担をかけないという発言がありまして、いろいろ専門家や各種機関等に問い合わせをしたりして調べてまいりましたが、一応私たちは2つの方法で考えております。1つはですね、現に職員が不正行為、そういったたぐいのものをやったときの職員の責任と、それからそれ自体はもちろん問われまして、法律的には1つはですね、懲戒処分というのが地公法でございまして。ご承知のとおりであります。もう一つは自治法で243条の2で一応の職員の賠償責任というのがうたわれております。したがって、これ以上ですね、その不正行為の範囲にもよりますが、一応職員がですね、責任を持つというのは、そういった形で賠償責任はうたわれております。そして、その新たな事業についてですね、いろいろ総合しますと、これは事業主体である行政が、行政といいますが、つまり行政主体というのは、やはり市町村であるということですね、基本的な責任は一応市にあるというふうな考えております。そして、職員が仕事はやりますが、これは私的にやっているわけではございません。行政主体、つまり市町村として行政活動やっている中で不正でありますので、新たな事業については一応行政主体である市の責任においてやるということになろうかと思っております。これまでの市民に負担をかけないとか、そういった件に関しては修正せざるを得ないと。ですから、賠償責任は現在起こっている不正行為について

であってですね、新たな事業については基本的には行政そのものが責任を持ってやるというふうに考えております。

◎上地博通君

もう今の部長の答弁を聞いてですね、議会も恐らくみんなあきれているだろうと思うし、市民もこれを聞いたらもう次の言葉がないんじゃないかと正直思っております。じゃ、今まで市長以下や職員の方々、部長の方々はそういう事実を知っていて、ただ言い逃れのために、自分たちの要するにその場をかわすために市民に一切負担をかけないと言ってきていたのかですね、もう我々にはそれしかとれないわけですよ。今までそう言ってきていたけれども、これはもう市民に負担をかけざるを得ないというような報告をされるとですね、こういう答弁をされると、じゃ今までの答弁は何だったのと、全部うそだったのということになるわけですね。これは、故意にそれを言ってきたとしか考えられないわけですよ。今までの市長の行動を見ますと、上野の道路補償の問題に関しても知っていてやったと。今回もそうですよね。ですから、これについては再度ですね、これ答弁をいただきたい。本当に職員以下、市長以下これにかかわった職員方、特別職も含めてですね、これを補償というのは、そういうのはやらないのか。これ全部市民負担でやるのかですね、まずこれをお尋ねしたいと思います。

それから、先程パイナガマ公園の土地取得について市長から答弁をいただいたけれども、変更するのは難しい、取りやめるのも難しいという話をしております。しかし、今これだけ財政が逼迫している中で、宮古島市が果たしてこんな大金をかけて公園をつくることをですね、国が、いや、これはだめですということは私はないと信じております。まずは、今ある公園の管理さえもできないのに、なぜ公園をつくるかということも含めて考えてみた場合にですね、そこまではもう国も言わないと思いますし、議会の意思を尊重して公園は規模縮小でやってくれるというふうに思っておりますけれども、この交渉を一度もしないで、ただただ自分たちの思い込みでこれできないと言っているのか、国からそういうことはできませんという回答が来たのかですね、もし来たとしたらどっから来たのか。県も国も含めてですね、これは問い合わせをしたのか、それも含めて聞かせてもらいたいと思います。我々は、特別委員会までつくってこれはもう真剣に議論をしたわけですよ。そして、こんな値段で土地を買って公園をつくる必要はないというのが宮古島の議会の意思でありますし、市民の意思であります。これを無視してまでやろうというこの理由はどこにあるのかですね。どうも私には、それが国からの要するに公園をつくることについての協議だけでこれがそういうことをいっているとは思えない節がありますので、その辺をもし国からそういう指令とか指導があったんなら、それをどこの課がどういうふうにして何日に指導したのかも含めてこれは知らせていただきたいと思います。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

国とか県からの通知はあるのかということですが、そういったものは現在のところございません。ただ、県との協議、国との協議、予算のヒアリング、交付申請、これらを通じてですね、いろいろと協議していく中で、現在都市計画決定を行った中での公園整備を区域を狭めていくということは大変難しいだろうという感触を得てございます。ですから、合併しまして3年目になりますけれども、公園の維持管理にこれだけの事業費がかかるというのは、それぞれの旧市町村が持っていました公園をですね、宮古島市が一括して管理するということになった行政の継続にもあると考えてございます。ですから、逼迫した財政

ともですね、確かに宮古島市の財政状況は良好とは言えませんが、財政状況とも相談しながらですね、これからの公園整備というものを、圏域公園も含めてですね、検討していきたいとは考えてございます。

◎総務部長（宮川耕次君）

確かにこれまでそういった2つの点ですね、私たちも十分整理できておりませんでした、いろいろなそういう専門家等と接触しまして、いろいろ整理しております。したがって、大変申しわけありませんが、新たな事業についてと起こったことについての職員の賠償責任というのはやはり違うということと、それから二重損害賠償という形になりますので、そういった法的なものは存在しないというふうに一応考えておまして、これまで我々の市民に迷惑をかけないという内容については、新たなものについてはそういう対応せざるを得ないというふうに判断しております。

◎上地博通君

それでは、もうこの問題、宮原地区の問題というのは、これは本来でしたらほとんどもう終わっていきやいけない工事だったと思うんですね。設計も工事もみんな終わったことになっているわけですよ。書面上はといいますか、書類上は。しかし、これがされていないわけですから、これを新たな工事とは我々は認めません。二重工事ですよ、要は。同じところに2回やろうとしているわけです。ですから、これはあくまでも新たにやるんじゃないで、今までやっていたことのぶり返しになるわけですから、この辺は今までの工事費の中から支払われるべきだと考えております。

市長にお聞きします。今総務部長は、そういう答弁をしております。これは、市長も同じ考えなのか。じゃ、今まで市長がおっしゃっていたのは何だったのか。これを市民に説明してもらいたいと思います。まず、これ市長をお願いしますね。

それから、再度パイナガマ公園についてお聞きしますけれども、我々の議会の意思、市民の意思も全く無視して、これからもパイナガマ公園を整備を続けるというふうに話をしておられますけれども、議会としましてもいろんな面から検討して、これはもう規模縮小してやっていくべきだと。新たな土地購入はすべきじゃないということまで話し合いをしました。これ理由があるわけですよ。この土地というのは、パイナガマ公園を整備するということになってから何回も買われ、要するに所有権移転がされている土地なわけですよ。そうすると、その所有権移転をして買われた方はですね、ここで農業をしたいということで買っているわけですね。決して市役所に転売をしたいというふうにして買っているわけじゃないんです。ですから、この土地を買って市役所が公園をつくるということは、これはその本人の意思にも反していると思いますんで、本人がこれを普通でしたら、本来でしたら本人から異議の申し出があつてしかるべきだと私は思っております。それをあえて市役所が買う必要もないと思っておりますけれども、再度お聞きをしたいと思います。本当にこの土地、地域、最初から計画した地域を全部公園にしたいと、あくまでも公園化するという計画なのかどうか、この辺をお聞きします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

宮原ほ場整備について、これまでも市民に負担はかけないということを申してきました。これは、私も、それから担当した職員もすべて道義的責任があるから市民に負担はかけないで頑張りたいという意思のあらわれでした。しかし、いろいろ法的に、それから調べてみますと、これは宮古島市として行政がやった仕事だからということで考え方が、また新しい考え方が出てきておりますので、その点を皆様方にもご理

解していただきたいと思っております。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

パイナガマ公園につきましては、これまでの計画どおり基幹公園としての整備を建設部としては進めていきたいと考えてございます。

（「議長……」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午前10時59分）

再開いたします。

（再開＝午前11時05分）

新里聰君。

（「休憩してよ」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩します。

（休憩＝午前11時05分）

再開いたします。

（再開＝午前11時07分）

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

これまでですね、特別調査委員会、それから議会の指摘を受けまして、そういった指摘の理由でですね、県とも協議を進めてまいっております。ところが、その議会の指摘する理由では都計区域の変更そのものは難しいということでの県での指摘でございます。

（議員の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午前11時07分）

再開いたします。

（再開＝午前11時39分）

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議を2時から再開いたします。

休会いたします。

（休憩＝午前11時39分）

午前に引き続き再開をいたしたいと思っております。

（再開＝午後2時00分）

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

午前中のこれまでの県との協議についてのやりとりの中身とですね、それからこれからのパイナガマ事業の整備の検討について私のほうから再度ご答弁申し上げたいと思っております。

6月の特別調査委員会の報告をもとにいたしまして、県のほうとこれまで担当課のほうでやりとりを行

ってまいりまして、4点ぐらいで宮古島市のほうから県のほうに回答とですね、照会を出してございます。そして、8月8日に担当課長、担当係長、それから企画の係長ですね、3名のほうが県のほうに赴きまして、県のほうと協議をしてございます。1つが公園面積の縮小について、1点目が都市計画変更の手続が可能かどうかですね。それから、2番目に補助金適正化法との関係、これまで買収してきました用地を購入してきた補助金の取り扱いについてはどうなるのか。それから、2番目にですね、平成20年度の補助金の交付申請時期について8月8日県と協議してございますけど、最終的な文書での回答というものは県からはまだ来てございません。後でこの文書につきましては、どうぞごらんになっていただきたいと思っています。ですから、特別調査委員会で指摘された事項につきましても私どもとしましては時間を置かずにはですね、県と連絡をとりながら協議を重ねているところでございます。ただ、それには時間がかかりますことをぜひ議員の皆様もご理解をいただきたいと思っています。

それから、整備につきまして答弁させていただきたいと思います。今パイナガマ事業につきましては、現在担当課のほうではですね、この図面で申しますと、ピンク色の部分ですね、これが共有地になってございますが、今共有地の購入について全力を尽くしています。現在22名中の15名の契約が終わっていますので、なるべく早目にですね、共有地の契約を終了させまして、近々に一部供用開始ができるように用地の買収交渉を進めていきたいと思っています。それから、中のほうの、議会でも何度も取り上げられていますこのほうですね、競売にかけられた土地と、それから既に入収の終わっています個人有地につきましては、議会の指摘もごございますように、財政状況ともご相談しながらですね、県との予算のつけ方、こういったものも含めて総合的に勘案しながら整備を進めていきたいと考えてございます。

◎議長（下地 智君）

ほかに質疑ございませんか。質疑ないですか。

◎新里 聰君

じゃ、質疑を行いますけども、パイナガマ公園事業について今日質疑するのは想定外ですけども、部長の答弁、今後も計画どおり実施するという答弁を聞いて驚いているところであります。それは、これまで本議会において調査特別委員会が開催されて、あらゆる角度から調査をし、その報告がなされました。そして、当局からこれまで規模の縮小等そういったことをやれば補助金の返還が生ずるという、どうも理不尽な答弁がずっとされてきたということで、そのことが調査特別委員会を設置するという理由にもなったわけですけども、そういうことですね、これ、すべての資料は皆さんからもらってありますんで、部長初めこういったことは全部わかっていることだと思っただけですけども、実は公共事業が長年滞っているとかいうこと等について地方分権改革推進会議から公共事業再評価に係る補助金返還についてという通達が出たり、あるいは平成13年には行政機関が行う政策の評価に関する法律、そういったものの法律ができて、これまで実施計画していたものに支障が生じる、何らかの問題が発生してこの事業がいつまでも長引いて解決できないということ等については再評価をして事業の見直しをしても補助金の適正化に関する法律に違反しない限りこれできますよという法律ができて、その通達が皆さんに届いているわけです。

それで、これ知っていることだと思っただけですけども、合併前の、平成11年の9月において旧平良市において再評価委員会というものが開催されて、この事業を継続するという、いわゆる答申が市長に出されているわけですね。ですから、我々はこの答申そのものがおかしいんじゃないかと。10月1日の合併というも

のの時期を見て、もう恣意的でと言わざるを得ないと思うんですが、9月の末になってそういったものの委員会開いて、この事業を実施しなければならないような形をつくっておいてしまった、そういうことがまず指摘されると思います。

その中でですね、先程建設部長は議員の指摘は再評価にかける理由にならないという説明されているんですけども、これおかしいというふうに思っております。まず、再評価における指標及び判断基準というのが示されておりますよね。その中で大きく分けて事業の必要性等に関する指標、まずありますよね、大きく分けて。次に、事業の進捗の見込みに関する指標、見込みに関する検討ですね。こういった中身の中にですね、その事業の必要性等に関する指標の中に事業をめぐる社会経済等の変化に関する指標というのが出てきますよね。私ども議員が指摘をしているのは、市町村合併ということそのもの自体ですね、財政を健全化させようというねらいでされているわけですよね。行政経費を削減するために今まで右肩上がりだった経済事情が違ってきているというような経済状況の中での市町村合併なわけです。ですから、理由がないと言うんですけども、これこそ大きな事業面での社会経済情勢の変化じゃないですか。

もう一つ、評価額において6,000万円余という評価額に対して7億2,000万円余で競売がされる。その事業を実施する地域内においても大きなこれ社会情勢の変化じゃないですか。何でそういう事業の変化があるのか、それが理由として取り上げてもう一度都市計画審議会に出したならば、その審議会を経て現状を認識しながら、そして再評価委員会が来たなら再評価委員会もう一回やって、これこれ事情の理由で私どもにはこの事業は今後同規模での実施はできないということが何でできないんですか。

そして、県の係長等々とヒアリングしながらやっていると言うんですけども、宮古島市の財政が逼迫して破綻するという時点で県の係長が責任とるんですか。宮古島市が宮古島市自身で、宮古島市をつくっていくために各自治体がそういうふうに責任を持ちなさいというためにこの法律ができて、この通達が出ているんじゃないですか。そういったものを踏まえなくて、ただこれまで計画してきたから、それはもう実施ありきだという形で事を進めるなら合併なんかしなくてもよかったんじゃないですか。何にもそういったもの、そして合併後の議会の議員のね、理解が得られないということそのものも大きな理由だと思えますよ、状況の変化というのは。そういったこと等含めてもう一度スタートからやり直して、だれもこの事業を中止しなさいと言っておりませんよ。今の案に、議案に出されている共有地ですか、この部分については認めていきましょう。これまで購入した個人有地については認めていきましょう。ただ、今後この競売されたこれだけの高額の土地を買ってまで公園をする必要はないんじゃないですかと。そして、皆さんはあの公園で図書館つくろうと、カママミネ公園で。公園足りないといって、こういうものをつくろうとしながら、一方において公園をつぶして図書館つくろうとやっているじゃないですか。こんな矛盾がありますか。ですから、部長が発言をされた、市長が発言されたというならば、それなりの聞き方もしますよ。部長が市長の発言以上のものをやっているように感じるわけです、僕ら。この事業について今後とも計画どおり実施するということは、ですからこのことについては発言の取り消しを求めたいと。そして、でき得るならば再度、でき得るんじゃないかと、議会の意思は議会の意思として6月議会で示されているわけですから、これを踏まえた考え方を当局としては検討していただきたい。このことについては、発言を取り消しを求めておきたいと思えます。

今度パイナガマ公園事業についてお伺いしますけども、これも総務部長の発言についてちょっと疑問を

感じるんですけども、行政上これまで市民に負担を与えないという市長の答弁があった。これがよくよく法律を調べたら、行政上起こり得た責任というのかな……

◎議長（下地 智君）

新里議員、これパイナガマじゃなくて宮原ですよ。

◎新里 聰君

宮原のですね、宮原問題について。行政上起こり得た損害部分については、これ行政上の問題として責任を負わされて、個人には責任ないというような解釈の説明をしておりますけども、こういう考え方で本当によろしいのか、もう一度建設部長と総務部長に説明を求めたいと思います。

◎総務部長（宮川耕次君）

午前中の質問に対しましても、いわゆる宮原の問題で平成15年度から補助事業として進めてきたものが現在不正行為等によってですね、中断、事故のような感じで今中断している状況です。これについては、県や国が調査をし、国は補助金返還を求める手はずになっております。公務員に対するですね、そういった懲戒、罰則ですとか、あるいは損害賠償については、午前中も申し上げましたが、地方公務員法ですとか、あるいは地方自治法のそういった監査請求によってそういう形で、それを尊重した形ですね、賠償するということであります。ただ、今問題なのはですね、今後継続していく事業についてどう扱うかということで私たちも十分整理がなされませんでした。これは、法的な部分で今申し上げますと、法的にはやはり宮古島市がそういった対外的な事業主体になるということでもあります。これは、もちろん仕事は公務員がやっておりますが、これは公務員は私的に、私人としてやっているものではありません。そういうことで、あくまでも団体、法人である宮古島市に事業主体というものは存在するということであります。そして、職員はあくまでも行政機関の中の補助機関として、例えば担当部課がですね、事業主体ということはありません。そういった市そのものが事業主体として対外的にもやっておりますので、そういう法的に規定をしますと、これは起こした過ちに対する賠償をするのもやぶさかではないが、新たな補助事業ではなくて、単独事業としてこれから始めようとしているものに対してはやはり一定の区別が必要だろうというふうに考えております。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

せんだって6月の議会でパイナガマの整備事業につきまして市長がご答弁申し上げますようにですね、議会あるいは市民の声から規模あるいは整理縮小について声があるということも踏まえながら県のほうと協議を進めていきたいと考えてございます。

◎新里 聰君

じゃ、まず宮原問題についてから。要するにこれまでに起こった事業については、事業属性行為に係る分については損害賠償も考えられるけども、今回の予算で出てくる660万円というものは新たなものだから、そこまでは法律の解釈では賠償の責任はないという、そういう趣旨の答弁ですよ。市が、確かに職員は補助機関としてその事業を執行するわけですよ。それが適正に行われていたとなったら、こういう問題は発生しないわけです。当初どおり国、県の補助を受けて、市の一般財源を添えて測量設計の委託についても完了しただろうし、あるいは工事においても、圃場整備も、かん排事業もみんな終えただろう。だけど、それがされなかったということがあるために今回の問題が発生しますよね。その因果関係はない

ということでしょうか。

これについての議論は、これからも続いていくと思うんですが、さっきからの答弁で経済部長においては国からの返還命令があつていわゆる関係業者には請求したいという答弁がありましたんですが、例えば工事においては全く事業を実施しないでその工事金を全額もらったわけですから、これはもう国から返還命令とか、そういうものがなくてもこの工事金の返還を、何もやっていないわけだから、そのまま求めても問題ないだろうと思うし、あるいは現場管理をするコンサルタントにしても市が委託契約する中でこの宮原問題に関しての事業のかかわりぐあいで、僕ここのところ余りわからないが、この建設コンサルタントがその事業の現場代理人としてだけの委託でしたら何にもなかったわけだから、これも全額返さなきゃいけないだろうし、あるいはその委託契約の中でどの程度事業をやったかということについて、それもその額の決定は当然委託契約交わしている本市が主体となって計算出てくるだろうと思うし、同様に測量の部分についても思うわけで、国からの返還請求を待ってということについてはちょっと疑問を感じますけども、この点についてその返還請求がない限り本市においてそういったものの積算はできないのかどうか、これについてお答えをいただきたいと思います。

さっきの答弁の中で、その返還命令の時期と、あるいは確約書をとってあるとか、公正証書作成の準備をやっているという答弁もございましたんですが、みんな不思議に思っているものは、この問題が8月から発覚してずっと来ているんだけど、進展というのかな、全く進んでいないと。業者に対してどういう措置をしてどうするということも示されていないければ、あるいはさっき言ったように、これは損害賠償部分については監査請求をされているということ等があるんですが、本来でしたらこういったものの返還額を求めて、それができなければ訴訟を起こしてでもそれをやるべきだというふうな考え方等もあるんですけども、どうもそういうこと等についてもはっきりしないというようなことがございます。そういったこと、今後市としてこれにかかわった業者、それから国とか県の機関においては、これはちょっと若干別問題だけでも、伊良部で起きたこと等については業者の指名停止とかということなども出ているけど、じゃ本市の場合どうなっているかということなども全く公表もされなければ、どういうふうになっているのかということもわからない。そういったものをですね、市として時期を明示しながら、いつごろまでに返還請求して、いつごろまでにしなければ訴訟するのかなんとかと、そういったもの等の工程、スケジュールとか、そういうものが議論されているのかどうかお答えをいただきたいと思います。

◎経済部長（上地廣敏君）

まず、返還金について市において積算して請求できないかということでもありますけれども、これについてはですね、補助金に係る部分については当然今でも金額わかるわけですから、可能だとは思いますがけれども、ただ出来高、いわゆる平成19年のですね、3月31日の出来高、それから5月31日、繰越交付金の最終日における出来高ですね、そういったもので市独自でも積算をして県のほうには提出をして、また県は県で調査をし、資料に基づいて精査をして国のほうに提出をしているわけです。今国において精査中であつて、返還金の金額が近々に確定をしてくるというふうを考えておりますけれども、ただこの国において返還をさせる金額、いわゆる3月31日の出来高時点での部分について返還金を求めてくるのか、あるいは5月31日の最終の報告でもって返還を求めてくるのかですね、その辺の予想がまだつきません。したがって、おおよそ幾らのうち幾ら返還をなささいというふうなことよりもですね、国のほうから最終的に

返還金の額は工事分についてはこれだけですよというふうなものが明示された段階で加算金等をどうするのかというふうなこともありますから、それらについて市において国、県の指導を受けながら精査をして、しかるべき請求書に基づいてですね、請求を求めていく。これは、県のほうからですね、通知書が届き次第、速やかに専門の方々の指導を仰いで返還事務を進めていきたいというふうに考えております。したがって、工程についてもですね、国から県を通してくると思っておりますので、その通知書が届き次第、それぞれの業者についての返還額を区分けしてですね、返還事務を進めていくと。後々いろんな問題が発生してくると思いますけれども、法律の専門家などからの意見を、アドバイスをちょうだいしてですね、そういった後々の対応もぴしゃっとできるような形で事務は進めてまいりたいというふうに考えておりますので、通知書が届き次第、速やかに事務を進めるというふうなことで考えております。

◎新里 聰君

宮原問題についてですけども、これはですね、上野で発生した補償金の問題もそうなんですが、市がこうむった被害、損失について今住民訴訟と、そういったものが起こっていないんですけども、このことはですね、市長、当然にしてその損害について責任を果たさなければならないという、それをしなければ市民がその損害をこうむるということになるわけですから、これは私個人の考え方なんですけども、多分市長がかわられて新しい市長が出てきても、この被害をこうむった損害分については必ず訴え提起が出ると思うんです。そのために現段階で示しておく必要があると思うんですよ。それは、なぜならば、本来だったら市民が負担すべきでないものについて市民に負担を求めてこういうふうに予算計上しているわけですから、これは一般社会、通念で考えて僕そうなると思うんですよ。ですから、市長初め当局の皆さんにおいてはですね、もっと検討されて、この被害損失についてどういう形で市民に負担を与えないという原則に立って解決の方法があるかというものを真剣に考えていただきたい。これについては、もう答弁は要りません。

建設部長ですね、パイナガマ公園について県とヒアリングしながら、県と調整しながらと言うんですけども、パイナガマ公園は県の公園じゃないんですよ。宮古島市が事業主体となって宮古島市の財政規模に合った宮古島市の人口、いろんなそういった状況の中であの公園が必要だという形で出てきているわけです。それを規模を縮小するとか、中止にするとかという判断は、これは宮古島市がやるべきことなんです。県に指導を仰ぐことはいいんですよ。しかし、これ最終判断は宮古島市が行うことなんですよ。県のほうにおいてですよ、これを今までどおり実施しなさい、縮小しなさい、絶対言いませんよ、これ。何で県の職員が自治体に対してそういうものが言えるんですか。これ絶対言えないです。あくまでも事業主体は宮古島市であって、宮古島市の主体性をもってこの事業を進めるべきか否か、規模を縮小すべきかどうか、すべて宮古島市が判断すべきことなんです。ですから、これまで全国各地において計画はしたものの、その事業がいつになったら完了するかわからないというものが全国各地にそういう問題が発生してきたから、平成13年にはこの法律ができていないじゃないですか。その指針として、こういう形でやりなさいよという手順まで示されているんじゃないですか。この手順に沿って宮古島市のこと考えてやったら、当然結果は見えてまいりますよ。ただ、皆さんの考えの中にこの事業はどうしても実施したいと、計画どおり実施ありきということがあるから、いびつな形になって議会のたびに指摘されているんじゃないですか。この法律の趣旨に基づき宮古島市民の公園に対する考え方、必要なかどうか、議会議員が何でこういうこ

とを言っているのか、議会において何でそういったものまで議決してやっているのか、もろもろの状況を判断して早期に手続に入るべきなんですよ。手続上間違わなければ県も国も文句は言いませんというのがこの法律じゃないですか。この手続を踏まないで県に幾ら聞いたり何したって都市計画法に基づいてこの公園、それを一からどういう形で見直しすべきなのか、本当に宮古島市の財政規模でこれをやるべきなのかどうか、公園が足りないのか、いろんな角度から議論をして再度その審議会が必要であればそれも開催しなければいけないでしょう。再評価委員会だってもう一度やらねばいけないでしょう。それに基づいてこういう形で事業の見直しをしますと書類を提出すれば国だって県だって認めますよという法律じゃないですか、これは。そのことを踏まえ、たださっき一番最初にここで答弁したように、計画どおり実施しますということの発言の取り消しが無いんですけども、そういったものを踏まえて建設部長にはもう一度その答弁を求めて僕の質疑は終わりたいと思います。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

確かにパイナガマ公園事業の推進につきましては、議会、それから市民の方からも多様な意見をいただいております。そして、それを変更していくためには、議会からもご指摘ありますように、宮古島市の都市計画審議会、それから県の都市計画審議会、公共事業再評価委員会、これらのものを総合的に勘案しながらですね、県と、あるいは国と協議しながらやっていく必要があると考えてございます。ですから、特別調査委員会のご指摘は真摯に私どもも受けとめまして、これから宮古島市の財政状況がどうなっていくのか予測を立てながらですね、財政担当とも協議をしていきながら整備につきましては取り組んでいきたいと考えてございます。

◎池間健榮君

建設部長にはもう一度お願いをしたいと思いますが、この提案されています共有地については、これには異論はございませんけれども、今まで議論しているように、この補助金適正化法に違反していないければ法律の趣旨にのっとり地方自治体そのものがこの事業は中止することもできるし、規模縮小することもできると。これは、地方自治体の権限なんですよ。この法律は、いわゆる国、県は技術的な指導をすることが目的であって、やはりこの事業を中止する、縮小する、この判断は自治体に任されているわけですね。そういう意味で、新里議員からありましたように、これは合併前のどさくさに再評価委員会を開いて、いかにも新市でやらずにやったという、このことを特別委員会で申し上げた次第であります。

そしてですね、この提案されている共有地について平成8年度に鑑定評価があります。議事録にも載っておりますよ。5ポイント、共有地、個人有地、これに基づいてこの共有地は売買されている。

そこで、お聞きをしますけれども、平成9年度の鑑定評価ですよね。なぜ個人有地、今競売にかかったこの26筆をですね、平成8年度の単価よりもさらに高額な鑑定評価をやったのか。平成9年度の鑑定評価、一個人の26筆をどういう理由でこの鑑定評価をさせたのか、まずこの点についてはお尋ねをいたします。

次にですね、この土地は今転がりまして、裁判所の競売標準価格の6,070万円をこの鑑定評価の金額とまさに同額に近いような残高の7億2,000万円で落札してあるんですね。そのためにこの鑑定評価はできていると私は思っているんです。平成8年度に鑑定評価を5ポイント、あの8.9ヘクタールの今回提案されている共有地も含めて、畑も含めて5ポイントとしておきながら、なぜ平成9年度の鑑定評価をさらに一個人の今競売で落ちたこの26筆、15億3,000万円、こういう鑑定評価をやったのか。なぜこれに基づい

てこれまでも買っておきながらこれを無視される形になったのか、これについてちょっとお尋ねをいたします。

次に、これは市長、総務部長にお尋ねをするんですけども、当然自治体はですね、それは法人でありま
すから、一職員がどうのこうのじゃないわけですよ。まさに部長おっしゃるとおりですね。ただし、地方
自治法、民法において特別職、これは宮原ほ場整備にかかわる不正によって補助金返還という事態が発生
をして宮古島市に損害を与えようとしているんですね。この監査、他の事例によれば、職員に賠償責任は
ありません、これについては。起案をしている人にはね。これこの間も申し上げたように、市長と副市長
で85%ですよ、損害賠償は。当然これについては補助金が返還されたときに、通知が来たときにもう一度
議論させてもらいますけれども、この間も指摘したように、これについて今どういうふうな状況で調査を
進められているのか、この点についてお尋ねをいたします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

市長、副市長で85%損害を負担しなきゃいけないという資料の出どころがわかりませんので、後から教
えてください。

◎総務部長（宮川耕次君）

鹿児島県ですね、ちょうど合併した新しい市になったところで池間健榮議員おっしゃいますような職
員の損害賠償ということですけども、町長が55%、当時の助役が20%とか比率が書いてあります。これ
については、いろいろと検討して調査してみたいということで前回答棄したんですが、今のところいろい
ろ調査してみますと、やはりケース・バイ・ケースであろうということで、画一的な基準というものはな
かなか得られない状況です。今そういう段階です。例えば解釈にしましても地方自治法のそういった実務
提要などによりますと、市長は民法に根拠を持つとか、職員にじゃ副市長以下入るのかどうかとか、そ
ういった面でもいろいろの解釈があるようですが、一応今のところ私たちとしては副市長まではですね、職
員の中に入るんじゃないかという位置づけをしております。ただ、調べてみますと、国頭村でもやや似た
ような問題がありましたけども、その損害賠償につきましては結果的にしかるべき基準に基づいてやった
のではなくて、議会との交渉、そういった話し合い等々ですね、やって額が時間を経て決まっていたと
いう調査もしておりますので、私たちとしても今後そういった事例などもさらに研究してこの問題に対処
してまいりたいと、このように考えております。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

パイナガマ用地の鑑定につきましては、平成8年度事業着手時に行ってございます。それから、平成9
年度に議会でもたびたび指摘されています競売用地のほうの鑑定を行ってございます。ただ、議員ご指摘
のですね、そのときの鑑定が競売価格につながっているんじゃないかということは、全く建設部としまし
ては、また担当課としてもですね、競売等そのときの鑑定価格というのは全く関係のないものだと考えて
います。競売が行われましたときは平成17年ごろですかね、ですからその当時の鑑定価格と競売とは全く
別問題だと考えてございます。

◎池間健榮君

特別職である市長、副市長含めての賠償額はですね、これは昭和61年2月27日の最高裁判決の例をもと
にしてですね、公表されている全国町村監査事務局の例であります、これ。当然ここで今後発生するであ

ろうということですから、あえて議会でこの問題をやることは控えますけれども、最高裁判例でこういった民法による賠償責任がこの比率で出ているということも今後住民訴訟等踏まえますと事前に監査請求をして、しっかりと対応していくということをまず提案をしておきたいと思います。いずれにしてもこれは住民訴訟が起こる可能性あるわけですから、そういった形でしっかりと行政の内部で調整をしていただきたい、そのように思います。

それと、建設部長、根拠がなくて私はこういうことを申し上げているわけじゃないんですよ。平成9年の鑑定評価、これは当時の一個人の出した評価だそうです。これの根拠となる数字は、平成元年に11億円、平成3年に3億8,000万円の借入れをし、あのパイナガマの現在の競売にかかったサトウキビ畑、現在。あそこにホテルを予定していて、あれが頓挫したから、この鑑定評価に基づいて市に対して買い取ってくださいという、そういう話を私は伺っているわけでありますから、これはいずれ、新里議員への答弁にあったように、県もお墨つきを与えてしっかりと農地で使ってもよろしいということで債権回収会社が7億2,000万円余で落札してありますから、これも再評価委員会のほうでぜひともこれからこの土地を買っていいのかなのかも含めて市長が続けていくのであれば市長のほうでやっていただくし、新しい市長のほうでやっていただくのも結構でありますから、いずれこれもしっかりと何のためにこれが作成されたかも解明できると思いますので、この辺でとどめたいと思います。

次にですね、報告、コーラル社の報告でありますけれども、私はこのコーラル社の報告については余り触れたくないんですけれども、随分やり方がおかしいんじゃないかということでちょっと、幸い代表取締役会長の市長と監査の建設部長がいらっしゃいますので、お尋ねをしたいと思います。コーラル社の定款第7条において、株式譲渡は取締役の承認を受けなければならないとなっております。取締役会の招集通知は、会の3日前にこれを発するとあります。ここでお尋ねをするんですけども、取締役会はいつ行われたのか説明を求めます。

2点目に、コーラル社の出資金は当時、下地町時代に起債を起こしてこれは出資をしてあるんですけども、当然償還が終わらなければ、これは財産は処分しない、できないことになっているんですけども、処分できるかどうか。処分するんであれば繰上償還等の必要があると思うんですけども、これはどのようにコーラル社は認識されているのか。これは、当然公有財産の中の有価証券、株券でありますから、予算を措置をしなければ、議会の議決を踏まえなければこの財産は処分できないと私は認識しておりますから、この起債との関係あわせて処分できるのか、償還は終わったのか、その点についてお尋ねをいたします。

3点目に、取締役会の議事は当然その経過を含めて議事録を会社に置いて保管するようになっているわけですけども、2分の1以上を出資している議会としては報告を求めることができると思うんですけども、議事録の提出を求めたいと思います。

次に、株主総会であります。株主総会は、法令で別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集するとあるんですけども、なぜ株主でもない方がどのような根拠があって、まただれがその株主でもない人を株主総会に出席させたのか、この点についてもお尋ねをします。

次に、選任決議、第24条であります。コーラル社は、取締役の選任はですね、株主総会において選任するとある。その選任をする場合において、発行済みの議決権を有している者が決議するとあるんです。3分の1以上ですね。議決権を有する株主は何社あるのか、何名いるのか、それをお尋ねをいたします。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

まず、宮古島市の有する株式の譲渡の経緯についてでございますけど、去った平成20年の5月12日、取締役会議を開催してございます。その中で宮古島市の有するコーラル・ベジタブルの株、900株現在所有してございますが、その中の300株を上限として売却をするということで決定してございます。

次に、臨時株主総会を平成20年の6月2日に開催してございます。議決になる株主の総数が7名でございます。その後、臨時株主総会を20年の同じ8月5日ですね、に開催いたしまして、その中で取締役に現在社長となっている個人の方を加えるという議決をしてございまして、その後取締役会が開かれてございます。

次に、株券が処分できるのか、いつ処分したのかということでございますけど、宮古島市の所有する株券の譲渡につきましては取締役会の了解等を待まして、処分する予定となっております。このことは、株主総会のほうにも報告済みでございます。まず、300株を上限とするわけですけど、現在のところはまだ処分している状況ではありません。議員ご指摘のように、このコーラル・ベジタブルの株式というものは旧郵便のほうから起債を受けまして、許可を受けまして、購入してございます。4,500万円です。ですから、株を売却したとしてもその売却益はそっくりそのまま起債の償還分として郵政のほうに返還することになってございます。ただ、株式の売却につきましては郵政のほうからの承認、許可がないとですね、売却できない状況にあるものですから、現在は郵政のほうからの株の売却承認を待っている状況でございます。それが済み次第ですね、コーラル・ベジタブルのほうで売却手続をとりまして、起債の償還という手続になると考えています。

次に、株主総会になぜ現在の取締役社長を入れたかというご質問でございますが、これは強い取締役のほうからもですね、要望がありまして、ぜひ今後の会社経営に対しての現在の社長のもので、意向を話してほしいという要望がございました。そういうことから株主総会にオブザーバーとして出席していただいて、現在の社長のほうからコーラル・ベジタブル経営に対する方針というんですか、そういったものを株主のほうに発表していただいております。

次に、議事録の提出についてでございますが、議事録の提出につきましては債権者及び関係者ですね、株主、それらの規制された、あるいはごく一部の範囲の方にしか議事録は提出されない規定になってございまして、ですから議会といえどもですね、ちょっと議事録の提出につきましてはご遠慮をさせていただきたいと考えてございます。

（「議長、休憩願います」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後3時00分）

再開いたします。

（再開＝午後3時30分）

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

去った11月10日に開催されました株主総会におきましては、議決権のある当社株主総数が7名ですね、発行株式総数が1,170株で、出席株主数6名で、その中で決してございます。

次に、取締役選任の件につきましてご説明を申し上げたいと思います。コーラル・ベジタブルの定款におきまして、第24条でこう規定されてございます。当社の取締役は、株主総会において選任する。前項の選任決議は、発行済の議決権ある株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、これは宮古島市しか現在のところ該当はございません。ですから、取締役の選任におきましては宮古島市の出席が必須ということになります。その議決権の過半数をもって決し、累積投票によらないものとするとうたわれてございます。この場合、全会一致で現在の会社の代表の取締役選任を決議してございますので、何ら問題はないものと考えてございます。

◎議長（下地 智君）

それと、建設部長、定款が古い定款だということで指摘されていますので、今つくっている、作成している定款を少し説明してください。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

現在、今提出されていますコーラル・ベジタブル株式会社の定款につきましては、定款の認証日がですね、平成11年の9月9日になってございます。今回取締役の選任及び株式の発行数もちょっと違ってきていますので、現在定款のですね、変更手続中であります。早目に定款の変更手続が終わり次第ですね、新しい定款を議員の皆様にお配りしたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

（議員の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後3時32分）

再開いたします。

（再開＝午後3時33分）

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

現代表の取締役会及び株主総会の出席につきましては、今回現在のコーラル・ベジタブルの経営をですね、より民活の方向に持っていくということもありまして、株主全員の総意を得ることが前提にございましたので、株主総会あるいは取締役会の開催に当たって株主全員に説明をし、それから本人に出席していただいてですね、コーラル・ベジタブル経営の基本方針、それから将来的な会社の運営方法、こういったものを聞いてから株式の譲渡を株主総会もしくは取締役会の中で決議していこうという意味合いもありまして、本人に出席いただいて本人の意向、それから今後の会社運営、こういったものを説明した上で株主総会及び取締役会の決議となった次第であります。

（議員の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後3時35分）

再開いたします。

（再開＝午後3時36分）

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

宮古島市の株を譲渡するわけですから、そして譲渡した方にですね、代表取締役社長になっていただくわけですから、ご本人の会社経営に対する方針ですね、それから今後の取り組み方、こういったものを株主全体として聞く必要があるということで取締役会長の宮古島市長の意向を受けまして、本人の出席を求めてですね、本人の意見を聴取したということです。

◎池間健榮君

市長ですね、宮古島市合併する前にですね、あの旧下地町で28年ぶりの選挙が行われました。その大きな要因の一つがこのコーラル社の問題であります。いわゆるアロエペラを植えつけさせて、それを全部すき込んで6,200万円の赤字をつくって、5年に及ぶ最高裁の判決までをしてね、その上現在累積である、今回報告されている約4,800万円ですか、赤字もそのときの赤字なんです。なぜ報道で100株は11日付で社長に就任する方に譲渡、いかにも譲渡されたような報道でありますよね。これの報道と全く違うんですね。これまで下地町で起こったあの責任をとってやめて復帰した人をその後の、上地さんという方が立て直して、30名という雇用の場をつくりね、しっかりと経営を立て直してきたあの方は取締役退任するどころじゃなく、5日付でやめているんですね、あの会社を。この組織表にあるように、その後の会社の経営立て直しをしたあの上地代表取締役は、取締役を退任するどころか会社ももうやめているんです。そして、なぜこういう形にならざるを得ないか。これは、旧下地町、下地地区の農家の方にとって大変な問題に今なっているんですよ。しかも、新聞報道でいかにも株の譲渡の上、株を有しているから株主総会に出席をして、そしてやったと。しかし、議決権を有しているのはすべて宮古島市、900株を有している宮古島市ですよ。市長の意向によって職員を派遣したり、民間からのどのようにしても社長を取締役につかせることができるんですよ。これは、市長の意向で何とでもできるんですね。

2点ほど伺いますけども、最後に。起債を起こして、その起債先の了解も得ない協議中の中で、なぜ皆さんが勝手に株を譲渡しましたような報道をしたり、これは私が聞いたところでは償還は3月に終わるから、来年のですよ。そのときに予算編成をして、財産売り払いということで財産措置をしてやらないとこれはできないと。そのことについて総務部長、説明を求めます。

市長にはですね、合併前の下地町で起こったあの問題の現在累積で起こっているあの経営責任、これチャンスを与えることはいいことですよ。しからば、これまで頑張ってきた、第三セクの立ち上げからあのコーラルに命をかけていた上地専務がなぜこういう形であの方があの会社を退職せねばならんのか、そのことについて市長の見解を伺いたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

上地専務の功績は、私がよくわかっております。そして、上地専務とも話し合いの上でコーラル・ベジタブルは徐々に民間に移していこうということで、その第1弾として宮古島市の持っている株を最上限、300株を上限にして譲ろうという話を決めました。現社長があ席に出席してプレゼンテーションするのは、これは全株主、また上地専務を含めて同意した上の出来事であります。上地専務が5日付でやめたという話は、今が初耳でございます。

（「いや、だからどう思いますかということですよ。やめていることに対してどう思いますかと僕は求めて

いるんですよ」の声あり)

◎市長（伊志嶺 亮君）

初耳ですので、どういう意味でやめたのかよくわかりませんから、その点については答えられません。

（「いやいや……」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後 3 時 42 分）

再開いたします。

（再開＝午後 3 時 42 分）

◎財政課長（石原智男君）

起債の償還についてはですね、財産処分の申請書をもらいまして、財産の処分をしていいのか簡保生命保険に対して繰上償還等の申請をするわけです。ですから、申請あっていつその財産の買い上げをするのかどうかによって、先日はもし今年度これから買い上げるのであれば 3 月補正に計上するような話をしましたけれども、これが時期がいつになるかですね、まだ繰上償還の申請も出ておりませんので……

（「最終償還」の声あり）

◎財政課長（石原智男君）

最終償還は、これは平成 11 年の過疎債でしたのは平成 15 年ですから、平成 26 年度ですね。これは、過疎債として借入れ総額が 1 億 5,440 万円の中の株額が 4,500 万円です。今まで償還してきていますので、4,500 万円のうち残っているのは約 1,300 万円余でございます。

（「議長、ちょっと休憩願います」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後 3 時 44 分）

再開いたします。

（再開＝午後 3 時 45 分）

ほかに質疑ございませんか。

◎眞榮城徳彦君

一般会計補正予算に関して伺いたいと思います。

660 万円補正で上がっておりますね、宮原地区の。設計料として。今議会に補正で 660 万円設計料の補正上げてきてやりたいということは、つまりはこれが議会を通ればですね、当然設計を発注して本工事に入るわけですね。その次の段階では、本工事の予算が上がってくると。補正なのか、3 月の当初予算で上がってくるのか、それはわかりませんが、そういう段取りだと思います。この財源なんですけどもね、当然補助金返還とは別枠で考えて、補助金返還のやり方というのは市長を中心として市長、副市長あるいは業者の方、それに要求をしてある程度のめどが立って返還が決まってくると。当然当局の考え方としては携わった、つまり罪を犯した職員も応分の負担をすべきだと。補助金返還に対してはですよ。それ今から配分を監査請求して監査委員にお願いしているところだという流れですよ。そこまではわかるんです

けどね、午前中の答弁でしたかね、総務部長の答弁で、この新しい未執行部分の事業費に関しては、これは行政の責任で、個人がやったとしても職員がやったとしてもこれは行政の範囲内で公人として、つまり役所の仕事内でやったことですから、二重損害賠償はこれには適用できないということですね。そうすると、一般財源から繰り出して、つまり現在補正が上がっている660万円とその次の段階に来る本工事分の工事料の三千数百万円ですか、今言われているのは。合わせると4,000万円以上、これが一般財源から繰り出されるということなんですけどもね、議会としては4,000万円一般財源から繰り出していくこの事業、市民に負担をかけないと市長は前からもおっしゃっていて、今日はまたニュアンスが大分変わりましたけれども、この担保となる市民に対して説明する申しわけありませんと、やはり市民に負担をかけますと言うのか、あるいは別のところで、算段でもってこの事業費を捻出していく考えがあるのか、その辺当局の、市のほうのですね、考え方聞いておかないと我々も簡単にこの補正予算、660万円の補正を認めるかどうか、議会としてですね。判断が難しいところだと思うんですよ。

総務部長、もう一回ですね、はっきりとですね、職員の公的な負担は補助金返還については発生するけども、未執行部分の4,000万円余りの工事費に関しては、これは二重損害請求はできないから、賠償責任がないからできないとはっきり法的に言って職員に賠償責任は求めない。しかしながら、市長、副市長あるいは前回の臨時議会の答弁でも総務部長は未執行部分の工事費に関しては業者には請求はしないと、あるいはできないとおっしゃっていますから、例えば住民訴訟が起こった場合にですね、これは民事の話になりますけども、市長が持つのか、副市長が持つのか、2人で持つのか、この辺のところを当局、特に総務部長としてはどのような考え方を持っているのかお聞かせ願いたいと思います。

それと、660万円の内訳なんですけども、経済部長ね。つまり設計料が最初の当初段階では九百数十万円でした。ところが、圃場整備の部分に関しては、設計は終わっておりますと。あとかん排事業だけですよという説明をずっとしていました。この660万円は、かん排の部分の設計料としては少し大き過ぎるんじゃないかなと私は思っていますけど、660万円の内訳をちょっと教えてください。

◎総務部長（宮川耕次君）

今後執行していく事業につきまして住民訴訟等が起こった場合、その責任といたしますかね、それはどのようなことになるかというご質問です。その件につきましては、訴訟が起こった場合、やはり裁判所の決定がなされるということになりますので、市としてはそれに従っていくということになるかと思えます。

（「議長、休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

本日の会議は、議事の都合上あらかじめこれを延長します。

休憩いたします。

（休憩＝午後3時51分）

再開いたします。

（再開＝午後3時54分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

地域の住民に迷惑がかからない方向でやっぱり行政として取り組んでいかなきゃならないので、一応は一般予算からお願いしたいと、そのように思っております。

◎経済部長（上地廣敏君）

まず、分水口からほ場までの測量設計分が420万円ですね、それからほ場内の維持型施設整備の測量設計については240万円ということになります。

◎眞榮城徳彦君

それは、市長ね、宮原の住民の皆さんに罪はありませんからね、迷惑をかけたくない気持ちはよくわかりますよ。議会もそうですよ。問題は、4,000万円というお金が絡んでくることですから、だれのお金ですか、市民の財産じゃないですか、お金じゃないですか。だから、あなた方のミス、当局のミスをですね、全部に振り分けて、市民全体に振り分けて、議会という機関を通して振り分けて、それで宮原の住民を救おうという話でしょう。あなた方は、じゃそこでどういう立ち回りを演じるんですか。何もないじゃないですか。一般財源というのは、市長のお金じゃないんですよ。4,000万円というお金は、市長が勝手にどうこうできるお金じゃないんですよ。宮原住民にとっては、どういう形であれ工事がスムーズに遂行できればそれでいいでしょうよ。ところが、一般財源から捻出する以上は、それらの市民に対しての説明責任もあるし、議会も責任があるから、こういう問題を取り上げているんですよ。4,000万円ですよ、市長。だれも負担をしないと、これに関しては。とりあえずは。住民訴訟が起こるかどうかもわからない、起こったとして裁判でどういう判決が出るかわからない、だれがどのぐらい負担するかもわからない、こういう状況で議会に4,000万円出すか出さないか、これを求めているんですよ。我々議員は、責任を市長から押しつけられていると言っても過言ではないです。議会が否決をして住民の皆さんから議会は冷たいと、何でこのお金を通してくれなかったのと言われるに決まっていますよ。通せば通したで4,000万円議会がああ宮原地区の農民のために、しかも行政の不祥事のためにこれを認めたといって非難浴びるんですよ。この辺当局として補正予算を、特にこの660万円、あるいは後々来る三千数百万円、合計4,000万円のお金を使わせてくださいというときですね、市のほうの姿勢のあり方、今の答弁の仕方、それでいいんですか。

それとね、経済部長ね、660万円の内訳はわかりました。これは、当初のいわば発注した大もとの設計の中にはこれ入っていたんですか、入っていなかったんですか。もし入っていたとしたら、これは当然設計図がないわけですから、設計を新たにつくるわけでしょう。そしたら当然660万円要求すればいいんじゃないですか。ないんだから、設計図が。設計図がないから新しくつくるんでしょう。新しい工事じゃないんでしょう。もともとの計画どおりの工事をするための設計図なんでしょう、これ。それを660万円丸々業者にあなた仕事していないんだから、この設計図を納めなさいと損害賠償請求したっていいんじゃないですか。その辺のところを説明してください。市長にももう一回きちんとお願いします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

残念ながら宮原における不祥事案も起きてしまったことであります。しかし、それによって地域住民に不便な思いをさせるわけにはいきませんので、ぜひ議会の皆様のご理解を得て今度の委託設計は通していただきたいと思っております。

また、これからの件については一般会計の予算等を使うことになろうかと思っておりますけれども、そのことについてはしっかりと住民に迷惑かからないようにと一生懸命頑張ってきましたけれども、これが道義的な面だけでは解決できない面がありまして、法的な面で解決しなければいけないという事態も起きてきて

いますので、皆様のご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

◎**経済部長（上地廣敏君）**

今回の補正660万円の測量設計については、当初平成15年度発注したものの中に入っております。議員ご指摘のようにですね、成果が納品されていないので、改めて求めるべきではないのかというご質問であると思いますけれども、これにつきましてはですね、その分補助金を含めて不正に成果の納品がないままに受領していますから、当然その受領した成果品が納められていない部分につきましては返還を求めていくということになります。

それから、伴う損害賠償については今後検討していきたいというふうに考えております。

◎**眞榮城徳彦君**

経済部長ね、残りの本工事分ですね、積算をきちっとして、なるべく早く数字をですね、金額を我々議会にも知らせてほしいと思いますし、なにかんづく市民にとってはですね、やっぱり関心の的ですから、市民にもはっきりわかるようにわかり次第、速やかに発表していただきたいと思います。

市長に関してはですね、総務部長も含めてですけども、一般財源で補てんするしかない、ほかの方法はないと、行政としてはですよ。いうことですね。だから、それだったらそれですね、一般財源を使わせてもらうという判断しかできないとこの期に及んでおっしゃるんだったらですね、その前段階の今までの臨時会とか、いろんなところで市民に迷惑をかけないとか、市民の負担にならないようにするとか、こういう無責任なことを公の場で、特に議会の場で言わないでください。このことをはっきり市民に知らせておかないとですね、何とかしてくれるだろうとか、伊志嶺市長と副市長で持つんじゃないのとか、甘い考えを持っている人もいますから、我々も実際は4,000万円丸々一般財源払う暫定措置だと。そうじゃなくて、一応暫定措置と認めるけども、担保はあるだろうと、4,000万円の。今お聞きしましたら全くありませんと。丸々一般財源から持ち出しです。ほかに方法はあります。だれかが負担するというような性格のものでもないとはっきりおっしゃっているわけですから、そこら辺の責任とか、そういったのってもらわなければ困るし、議会もそのように一生懸命考えてこの補正をどうするか、最終日まで考えたいと思います。答弁は要りません。

質問終わります。

◎**議長（下地 智君）**

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎**議長（下地 智君）**

これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております30件のうち、日程第9、議案第98号から日程第36、議案第125号までの計28件については、お手元にお配りした議案付託表のとおり各所管委員会に付託します。

なお、議案第98号の歳出については、歳出款項別審査委員会表により各所管委員会の審査をお願いいたします。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

(散会=午後4時04分)

平成 20 年

第12回宮古島市議会(定例会)会議録

12月15日(月) 3日目

(一般質問)

平成20年第12回宮古島市議会定例会（12月）議事日程第3号

平成20年12月15日（月）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成20年第12回宮古島市議会定例会(12月)会議録

平成20年12月15日

(開議=午前10時01分)

◎出席議員(26名)

(延会=午後4時11分)

議長(14番)	下地智君	議員(13番)	宮城英文君
副議長(17〃)	嘉手納学〃	〃(15〃)	新城啓世〃
議員(1〃)	友利惠一〃	〃(16〃)	眞榮城徳彦〃
〃(2〃)	與那嶺誓雄〃	〃(18〃)	佐久本洋介〃
〃(4〃)	新里聰〃	〃(19〃)	與那覇夕ズ子〃
〃(5〃)	仲間明典〃	〃(20〃)	上里樹〃
〃(7〃)	砂川明寛〃	〃(21〃)	下地秀一〃
〃(8〃)	棚原芳樹〃	〃(22〃)	池間雅昭〃
〃(9〃)	前川尚誼〃	〃(23〃)	豊見山恵栄〃
〃(10〃)	亀濱玲子〃	〃(24〃)	富永元順〃
〃(11〃)	山里雅彦〃	〃(25〃)	富浜浩〃
〃(12〃)	池間豊〃	〃(26〃)	上地博通〃
		〃(27〃)	下地明〃
		〃(28〃)	平良隆〃

◎欠席議員(1名)

議員(3番) 池間健榮君

◎説明員

市長	伊志嶺亮君	上野支所長	砂川正吉君
副市長	下地学〃	下地支所長	平良哲則〃
総務部長	宮川耕次〃	水道局次長	砂川定之〃
企画政策部長	久貝智子〃	消防長	砂川享一〃
福祉保健部長	譜久村基嗣〃	教育長	下地恵吉〃
環境施設整備局長	長濱博文〃	教育部長	長濱光雄〃
経済部長	上地廣敏〃	生涯学習部長	饒平名建次〃
建設部長兼 地域戦略局長	與那嶺大〃	総務課長	下地信男〃
会計管理者	平良富男〃	財政課長	石原智男〃
平良支所長	狩俣照雄〃	企画調整課長	伊良部平師〃
城辺支所長	平良光成〃	伊良部総合支所長	浜川明芳〃
		総務振興課長	

◎議会事務局職員出席者

事務局長	喜屋武重三君	議事係	仲間清人君
次長	荷川取辰美〃	庶務係長	友利毅彦〃
補佐兼議事係長	前里安男〃		

一 般 質 問 通 告 書

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
1	27番 下地 明君	<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>2. 宮古病院移転新築について</p> <p>3. 農業振興について</p> <p>4. 旧城辺町診療所利活用について</p> <p>5. 宮古島タワー建設計画について</p>	<p>1. 現職課長の逮捕について</p> <p>2. 根間地区公園事業について</p> <p>3. 市町村合併後、水道局長空席について</p> <p>4. 去った8月に実施された沖縄農業経営危機突破生産者大会について</p> <p>5. WTO農業交渉について</p> <p>1. 移転場所について</p> <p>2. 移転後の既存地の利用計画について</p> <p>1. 宮古島市各地区別ほ場整備率について</p> <p>2. 城辺地区ほ場整備事業、見直し事業も含めた計画について</p> <p>3. 畜産農家への支援について</p> <p>4. 優良子牛生産育成奨励補助金について</p> <p>5. 牛の耳標装着について</p> <p>6. 旧城辺町肉用牛センター施設の再利用について</p> <p>1. 用途変更での活用について</p> <p>1. カママ嶺公園での建設について</p>
2	7番 砂川 明寛君	<p>1. 市長の政治姿勢について</p>	<p>1. 宮原地区ほ場整備工事について</p> <p>①国、県からの不正受給額の確定について</p> <p>②再発防止策について</p> <p>2. 伊良部総合支所における現職職員の逮捕について</p> <p>①競売入札妨害容疑について</p> <p>②再発防止策について</p> <p>3. 上野野原の道路拡張工事にかかわる物件補償問題について</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		2. リゾート開発について 3. 福祉行政について 4. 農業振興について	①不当利得返還請求について 4. 市長辞任について 1. 保良東平安名崎一帯開発計画について 2. トゥリバー地区におけるホテル建設について ①SCG15による計画について 1. 宮古病院の新築移転計画について ①その用地と計画について 1. WTO農業交渉について ①さとうきびへの影響について ②牛肉への影響について
3	18番 佐久本 洋介 君	1. 教育行政について 2. 観光について 3. 農業行政について 4. 市長の政治姿勢について	1. 二学期制、三学期制について ①制度の統一は行うのか ②いつからの予定か ③市民による論議の必要性はないのか 2. 30人学級について ①宮古島の現況について ②今後の進行は 3. 通学路の安全について ①佐良浜小学校西市道に柵、外灯の設置が必要であるが対応は 1. 台湾大型クルーズ船の運航について ①今年入港予定回数を下回った理由は ②来年以降の予定は ③年間観光客数40万人は可能か 1. 伊良部地区牧山のクジャクの捕獲又は駆除の計画はあるのか 1. 事業の実施計画について ①下里・西里地区都市再生整備事業について ア. 現在までの事業費は イ. 事業見送りの理由は ウ. 今後の計画は

順位	発言者	発言事項	要旨
			②伊良部地区野球場改修工事について ア. 見送りの理由は イ. 今後の計画は 2. 下里公設市場について ①現在地での建設を旨とするのか ②場所移転の計画はないのか 3. トゥリバー地区ホテル建設について ①現在の進捗状況について ②今後の見通しについて 4. 市営団地の賃貸料の見直しがあるようですが、説明して下さい
4	26番 上地博通君	1. 農業振興について 2. 宮原地区ほ場整備について	1. WTOの問題に対して ①市長の見解 2. 今後の取り組みについて 3. さとうきびの特例農家の取り扱いについて 4. 畜産振興について ①今後の方針 ②素飼料の生産について ③販売戦略は 5. 施設野菜の振興について 6. 果樹の振興について 1. 今後の方針 ①いつまでにやるのか ②補助金返還の時期 ③役職員の負担は
5	15番 新城啓世君	1. 伊志嶺市政の今後の動向について	1. 伊志嶺市政の五大功績について 2. 合併の成否について 3. 新市長誕生までの行政運営について 4. 次の市長選挙とのかかわりについて 5. 次の新市長に期待することは何か 6. 退任時、職員に対して言っておきたいことは何か 7. 宮古島市の将来像について

順位	発言者	発言事項	要旨
6	28番 平良 隆君	1. 市長の政治姿勢について 2. 農業の振興について 3. 観光産業の振興について 4. トゥリバー地区の開発計画について 5. 宮原地区ほ場整備について	1. 根間地区土地区画整理事業の事業計画について 2. 公設市場の建設について 1. 牛の耳標取付けサービス業務が廃止されているがその理由について また、復活される考えはないのか 2. 死亡牛の処理施設の設置の目処について 3. 肥料や飼料等の高騰に対する支援策について 4. 上野地区においても農産物加工施設が必要だと思いますが、建設は可能なのかどうか 1. 行政としてこれからの取り込みについて 1. 進捗状況と規模について 1. 不正行為に対する補助金の返還額と時期、これからの事業に対する影響について
7	5番 仲間 明典君	1. 辺地計画について	1. 池間辺地計画について 2. 伊良部北辺地計画について ①製氷施設の進捗状況
8	16番 眞榮城 徳彦君	1. 事業について	1. 根間地区土地区画整理事業について ①事業が数年先送りとなった事情の説明を求める ②現時点での事業該当地区全ての物権補償、換地等の進捗状況の説明 ③9月補正で計上された集客交流拠点施設の可能性調査の委託料250万はどう扱われるのか、その説明 2. 健康ふれあいランド構想事業について ①この事業の最終完了時期はいつか

順位	発言者	発言事項	要 旨
			②事業構想変更の理由の説明を求める 3. 農漁業集落排水事業について ①徴収業務について 徴収業務が一切行われていないこと の説明を求める
9	13番 宮城英文君	1. 農業行政について 2. 畜産行政について 3. 環境行政について 4. 港湾施設について	1. さとうきびの生産振興について ①さとうきびの生産計画と実績について ②早期高糖性品種の導入と普及について ③肥培管理・土づくりについて ④さとうきび共済の農家加入率について ⑤ハーベスターの実績と導入計画について 2. 施設園芸について ①今年度の普及状況について 1. 肉用牛の振興策について ①畜産農家の現状と施策について ②肉用牛の増頭計画について ③肉用牛の生産性向上のための繁殖基盤強化について ④畜産共進会の活性化について ⑤子牛の耳標の脱落について 2. 牧草の生産奨励について 3. さとうきび梢頭部の飼料化について 1. 新ごみ処理施設建設について ①進捗状況について ②環境影響評価方法書の縦覧について 2. デイゴヒメコバチ駆除について 3. 放置車について 1. 倉庫の作業環境について
10	11番 山里雅彦君	1. 市長の政治姿勢について	1. 宮古支庁の組織改編について 2. 宮原地区ほ場整備補助金不正受給問

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>2. 教育行政について</p> <p>3. 道路行政について</p> <p>4. 農業行政について</p>	<p>題について (未執行事業への対応、補助金返還について)</p> <p>3. 宮古空港駐車場有料化について (有料化に関する懇話会の提案、検討、内容について)</p> <p>4. 平良港トゥリバー地区開発について (現在の取り組み状況や今後のリゾート開発の作業内容について)</p> <p>5. 下里公設市場の再開発計画と取り組み状況について</p> <p>1. 西辺中学校体育館建設について (現在の状況と今後の予定について)</p> <p>2. 久松小学校、福嶺中学校、西辺小学校の校舎建設について (現在の状況と今後の予定について)</p> <p>1. 下崎～西原線について (現在の進捗状況と完成までの事業の実施内容について)</p> <p>1. サトウキビ農家への栽培指導等について</p>
11	10番 亀濱玲子君	1. 市長の政治姿勢と市政運営について	<p>1. 県立宮古病院について</p> <p>①県立宮古病院の新築・移転に向けて、進捗状況と課題について、本市の担う部分や課題等、現在の状況をお聞きしたい</p> <p>②「沖縄県医療審議会 県立病院のあり方検討部会」の動向について、離島医療の格差解消と医療水準の確保・充実にむけて、本市の考えと対応をお伺いしたい</p> <p>2. 地下水保全の取り組みについてお伺いしたい</p> <p>①「地下水利用基本計画」策定の進捗</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		2. 教育行政について	<p>状況について、地下水保全に向けた条例の整備等、取り組みについてお聞きしたい</p> <p>3. 平和行政の推進について</p> <p>①「下地島空港利活用基本計画」の策定の基本姿勢と、「下地島空港残地有効活用連絡会議」における県との協議について、取り組み状況をお伺いしたい</p> <p>4. 「宮古南静園の将来構想」について</p> <p>①「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の施行を受けて、本市の条例制定等、取り組みについてお伺いしたい</p> <p>②沖縄2園の「国立ハンセン病療養所将来構想」について、所在自治体と、県と協議を進めていくための取り組みについてお聞きしたい</p> <p>1. 県立図書館宮古分館の期限付き存続について、市立図書館との兼ね合いを含め、今後の方向性をお聞きしたい</p> <p>2. 学校での校内飲酒の規制についてどのようにお考えか、今後の取り組みについてお伺いしたい</p>
1 2	1 2 番 池 間 豊 君	1. 市長の退職について	1. 市長の退職について
1 3	2 5 番 富 浜 浩 君	1. 市長の政治姿勢について	<p>1. 集中改革プランの基本的考え方は</p> <p>2. 平成22年度インターハイの推進について</p> <p>3. 三漁協合併の可能性は</p> <p>4. AED配備の状況は</p> <p>5. SCG15特定目的会社によるトゥリバー地区開発計画は</p>
		2. 環境行政について	1. 環境モデル都市の推進について

順位	発言者	発言事項	要 旨
		3. 観光行政について	<p>2. E3燃料実車走行試験のこれまでの取り組みと平成21年実証事業の計画は</p> <p>1. 入域観光客数と観光消費額の過去3年間の実績を示して下さい</p> <p>2. 宮古島体験工芸村の進捗状況は</p> <p>3. 大型クルーズ客船の入港計画は</p> <p>4. 砂山ビーチ護岸の危険防止とツアーバー地区内危険箇所について</p>
14	3番 池間健榮君	<p>1. 宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為について (賠償責任の有無)</p> <p>2. 第3セクターについて</p> <p>3. 人事について</p>	<p>1. 地方自治法第147条に規定される市長の責任及び民法第709条の規定による賠償責任について</p> <p>2. 地方自治法第167条に規定される副市長の責任及び民法第709条の規定による賠償責任について</p> <p>3. 公務員個人の賠償責任について</p> <p>①行政法上の賠償責任について</p> <p>②民法上の賠償責任について</p> <p>1. 経営指導及び行政の関与について</p> <p>1. 市水道局局長不在について</p>
15	24番 富永元順君	<p>1. 経済活性化事業について</p> <p>2. 県立宮古病院の新築移転について</p> <p>3. 妊婦検診について</p> <p>4. 予防接種事業について</p> <p>5. 環境行政について</p> <p>6. 職員の出退勤状況について</p> <p>7. 教育行政について</p>	<p>1. 定額給付金について(実施要綱と効果)</p> <p>2. 雇用状況及び対策について</p> <p>3. 緊急保証制度について</p> <p>1. 事業概要と用地について</p> <p>2. 病院機能の充実について (脳外科と産婦人科等)</p> <p>1. 実施状況と今後の取り組みについて</p> <p>1. インフルエンザ予防接種について</p> <p>1. 新ごみ処理施設建設について</p> <p>2. 不法投棄対策について (原野や沈砂池等点検パトロール)</p> <p>1. タイムカードやベルの設置について</p> <p>1. 学校内の全面飲酒禁止について</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>8. 市長の任期について</p> <p>9. 観光行政について</p> <p>10. 6. 23「慰霊の日」のライトダウン運動について</p> <p>11. 特別職の責任について</p>	<p>2. 学力向上対策について</p> <p>3. 南小の教室・廊下のカーペットの改修について</p> <p>1. 市長の2期制導入について</p> <p>1. ビーチのトイレ・シャワーの管理について</p> <p>2. 施設の管理者制度について</p> <p>1. 6. 23「慰霊の日」のライトダウン運動について</p> <p>1. 宮原地区の補助金不正受給について</p>
16	20番 上里 樹君	<p>1. 市長の進退問題について</p> <p>2. 福祉行政について</p> <p>3. 市民相談窓口の充実について</p>	<p>1. 市長の進退問題について見解</p> <p>1. 国保について</p> <p>①税負担の軽減として、今年度は補助金交付で対応していますが、直接国保税を引き下げるべきだと考えますがいかがですか。</p> <p>②本市において保険税未納で保険証の切り替えに出来ない世帯数は地区ごとにどうなっていますか。そのなかに18歳未満、小中学生、就学前の子どもはそれぞれ何人になりますか。</p> <p>③国保税未納を理由に保険証の取り上げはやめるべきです。特に子どものいる世帯から保険証の取り上げはやめるべきだと考えますがいかがですか。</p> <p>④乳幼児医療費等助成制度を通院、入院とも就学前まで拡充し、現物給付制度を実施すべきだと考えますがいかがですか。</p> <p>1. 「多重債務」対策について</p> <p>①「多重債務に関する庁内連絡協議会を年度内に発足させたい」ということでしたが、取り組みはどうなっ</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>4. 公共交通網の整備について</p> <p>5. 葬斎場について</p> <p>6. 環境行政について</p>	<p>いますか。</p> <p>1. 巡回バスの運行について</p> <p>①巡回バスの運行について取り組みはどうなっていますか。</p> <p>1. 新葬斎場建設と現在稼働中の市営葬斎場「白鳥苑」について</p> <p>①市営葬斎場「白鳥苑」の使用状況はどのようになっていますか。</p> <p>②市営葬斎場「白鳥苑」の火葬炉の対応年数は何年ですか。</p> <p>③新葬斎場の建設後、市営葬斎場「白鳥苑」はどうなるのですか。</p> <p>④火葬の費用はどうなりますか。</p> <p>⑤伊良部架橋の完成後はどうなるのですか。</p> <p>1. 与那覇湾の悪臭対策について</p> <p>①与那覇湾の悪臭がひどいが、市として調査をしていますか。</p> <p>②原因は何でしょうか。</p> <p>③対策が必要ですが、どのように考えていますか。</p>
17	9番 前川尚誼君	1. 市長の政治姿勢について	<p>1. 葬斎場建設について</p> <p>2. 図書館建設について</p> <p>3. 宮原地区ほ場整備工事について</p> <p>4. 市道A-23号線について</p> <p>5. 行政相談員について</p> <p>6. 選挙管理委員会について</p> <p>7. 各支所について</p> <p>8. 教育行政</p> <p>①教育の日について</p> <p>②青少年集団飲酒について</p>

◎議長（下地 智君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時01分）

本日の出席議員は、26名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第3号のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

事務局長に報告書を朗読させます。

◎事務局長（喜屋武重三君）

議長の命によりまして、諸般の報告書を朗読いたします。

平成20年12月10日付で、伊志嶺亮宮古島市長より下地智議長へ退職届が提出されました。

それでは、退職届を朗読させていただきます。

退職届、私儀、一身上の都合により平成20年12月31日をもって退職したく、ここにお届けします。平成20年12月10日、宮古島市長、伊志嶺亮。宮古島市議会議長、下地智殿。

次に、平成20年12月12日付で、公職選挙法第111条第1項第4号の規定に基づき、伊志嶺亮宮古島市長から退職の申し立てがあった旨を下地智議長名で宮古島市選挙管理委員会へて通知いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎議長（下地 智君）

ただいまから日程第1、一般質問に入りますが、通告外の質問及び一問一答の質問にわたらないよう議事進行にご協力願います。

なお、質問の1人持ち時間は30分となっております。

それでは、通告順に従いまして順次質問の発言を許します。

◎下地 明君

一般質問の前に、伊志嶺市長が急に辞任表明されましたことに対し、私見を申し述べてから質問に入りたいと思います。

市政の発展は、市民の信任を受けた市長の政策が正しく実践されていくことにかかっており、行政運営のよしあしは市長の政策を実行する職員の配置が適切であったかに左右されるのではないのでしょうか。そういった視点で考えると、伊志嶺市長の3年余は、決して十分ではありませんでした。しかし、今回職員のため重なる不祥事を受けた任期半ばの辞任表明は、市政のトップとして潔い決断であると敬意を表します。

それでは、一般質問に入りますが、当局のご理解あるご答弁をよろしくお願い申し上げます。

まず初めに、市長の政治姿勢について、現職課長の逮捕について、競売入札妨害の容疑で建設会社代表2人と同時に逮捕されたことについて、当局はどのようなお考えですか。答弁をお願いします。

次に、根間地区公園事業について、市町村合併前の事業で宮古島市が誕生するまでは、既にほとんどの建物が撤去されておりました。しかし、いまだに全く事業の動きが見えません。そこで伺いますが、事業の進捗状況についてと土地代金の支払いについて、答弁をお願いいたします。

次に、市町村合併後水道局長空席について、合併して3年も経過しており、なぜ空席のままか。市長は、

昨年の12月定例議会の下地秀一議員の質問であったと思いますが、内部起用すると答弁なさったと記憶しております。伊志嶺市長の公約、8大基本政策の中の一つ、地下水を守り、海や森林など自然環境の保全、活用を今後も引き続き推進させていくためにも、内部を十分把握し、市民の理解が得られる人事を残された任期中に実行すべきではないでしょうか。答弁をお願いします。

次に、去った8月に実施された沖縄農業経営危機突破生産者大会について、宮古における産業といえば、農業であると私は考えます。しかし、今異常な原油高騰で、サトウキビ、畜産、施設園芸、各農家が危機的状況にあります。そのことから、県内農家が一致団結して、政府に対して窮状を訴えるための大会が去った8月21日に那覇市の新都心公園で持たれました。しかし、宮古島市の幹部は一人も見えませんでした。なぜ参加しなかったか、答弁をお願いします。

次に、WTO農業交渉について、これは内容の説明と当局の今後の対応についてをお伺いします。

次に、宮古病院移転新築について、移転場所について、これまでの県議会の中では、旧宮古農林高等学校へ移転決定のような報道であるが、宮古病院との関連で保健所の現在地の設置、民間病院等も周辺に多く開業しておりますが、宮古島市といたしましては、宮古全域を考慮して納得のいく協議で合意なされているのか、答弁をお願いします。

次に、移転後の既存地の利用計画について、移転新築が決定ならば、跡地利用計画は議論に入っているのか、答弁をお願いします。

次に、農業振興について、宮古島市各地域別ほ場整備率について答弁をお願いします。

次に、城辺地区ほ場整備事業、これは見直し事業も含めた計画についてを答弁をお願いします。

次に、畜産農家への支援について、2008年肉用牛競り販売実績は25億9,695万円余で、前年に比べて3億6,656万円余、率にして12.4%減となっております。穀物価格の上昇に伴う飼料代の高騰に加え、景気悪化で牛肉消費量が伸びず、素牛価格を直撃したとJAおきなわ宮古地区本部長の長濱哲夫部長は述べられております。今畜産農家は、危機的な状況の中で正月を迎えようとしておりますが、当局はどのような支援策を考えているのか、答弁をお願いします。

次に、優良子牛生産育成奨励補助金について、このことにつきましては、マスコミでも大きく取り上げられておりました。2007年度に農家に支給された補助金が伊良部地域は1頭当たり5,000円、他の地域は3,000円で、2,000円の差がありましたので、畜産農家の間では大変不満の声がありました。なぜそのような違いが起きたか、具体的な説明と今後の対応について答弁をお願いします。

次に、牛の耳標装着について、平成13年BSEの発生により、農家の飼養されているすべての牛に耳標装着が義務づけられ、生まれた子牛登記時生後1月から2カ月後に沖縄県家畜改良協会宮古事務所で行っているが、脱落した場合、市に申請により市が装着することになっているようですが、畜産農家から市の対応について大変不満の声があります。これについて答弁を求めます。

次に、旧城辺町肉用牛センター施設の再利用について、この施設は昭和61年度に国、県からの補助事業で事業費が9,800万円余の施設であります。JAが借用して使用しておりましたが、去った6月で終了したとのことです。現在遊休施設となっておりますが、今後どのような計画になっているか、答弁を求めます。

次に、旧城辺町診療所利活用について、用途変更での活用について、合併以前から遊休施設になってお

り、用途変更して利活用すべきだと考えますが、当局の計画はどのようになっているか、答弁をお願いします。

次に、宮古島タワー建設について、この種の質問は旧城辺町でもやりましたが、実行には移せませんでしたけれども、あえて質問します。カママ嶺公園での建設について、宮古全域と隣の石垣島が展望できるタワー建設を伊志嶺市長の任期中に宮古島市の長期総合計画の中に入れることはできないでしょうか。

以上、質問を行いました。答弁を聞いてから再質問をしたいと思います。よろしくお願いします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

答弁の前に報告を申し上げます。

先程議会事務局長からも報告がありましたけれども、去る12月10日に私は職員の監督不十分ということで、この12月31日付をもって辞任することを議長に申し出てあります。以上、報告いたします。

では、下地明議員の質問にお答えします。現職課長の逮捕でございますけれども、刑事事件で現職課長が逮捕されたことは、極めて遺憾であり、宮古島市の信用を著しく失墜させた行為に対し、市の最高責任者として、市民の皆様にも深くお詫び申し上げます。相次ぐ職員の事務ミスや不祥事が起きるたびに厳しく職員に法令遵守、綱紀の粛正を訴え、さらには管理職研修会の開催などで再発防止に努めてまいりました。しかし、今回のように事件に職員が関与したことを考えると、これまでの再発防止策が職員に徹底されていなかったということでもありますので、その反省も踏まえて、再発防止策を全職員に早急に徹底させたいと考えております。

次に、市町村合併後の水道局長の空席についてでございますけれども、現在水道事業につきましては、多良間村との広域化について、検討委員会で検討しております。その検討結果を踏まえて、検討をしてみたいと思っておりますけれども、基本的には起用する場合には、内部起用をいたしたいと考えております。

他のことは担当をもって答弁させます。

◎副市長（下地 学君）

宮古病院の新築移転について、移転場所についてというご質問ですが、宮古病院の新築移転場所については、県は旧宮古農林高等学校のグラウンドに絞り込み、ほぼ決定して作業を進めているところであります。ちなみに今年度は基本計画策定、平成22年度国庫要請、平成22年度から平成23年度基本設計と実施設計、平成25年度完成と、こういうふうな大まかなスケジュールを検討して打ち出しております。

次に、既存施設の利用計画についてということなんですが、現在の宮古病院の敷地は、ほとんどが国有地で、現時点で県はその利活用計画は今持っていないということなんですが、市といたしましては、今後関係機関と協議し、都市計画の中にどのように位置づけ、活用していくか、検討してみたいと考えております。

◎福祉保健部長（譜久村基嗣君）

旧城辺町診療所の用途変更の利活用の件であります。旧城辺町診療所につきましては、福祉保健部介護長寿課の中で、地域包括支援センターということで利用したいということで、さきに用途変更の申請をしましたけれども、その後業務の円滑を考慮いたしますと、やっぱり福祉保健部内、城辺庁舎内にセンターは置いたほうが良いということで、いまだ旧診療所の活用には至っておりません。議員がご指摘のとおり旧診療所はですね、福祉業務の中でサービスのことでは、活用することを計画はしております。用途変更

もしてありますので、認可されておりますので、今後地域の福祉サービスという観点から考えますと、やっぱり例えば今各地域でやっている小規模多機能の事業とかですね、それから民間活用ということになりますと、預かり保育とか、学童保育みたいな放課後の預かり保育とかということも踏まえて考えながら、今後県と調整しながら考えていきたいということで、今調整をしております。よろしくお願いたします。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

最初に、根間地区の整備事業についてのご質問でございます。根間地区の区画整理事業は、平成15年度に始まりまして、今年の7月をもちまして事業完了をしております。

次に、土地買、土地の代金についてのご質問でございます。現在の根間地区の公園用地、もしくは集客交流拠点施設用地のことについてのご質問だと思いますが、この用地は区画整理事業の換地によって生み出してございまして、まだ土地の売買については宮古島市とは交わしてございません。この事業につきましては、西里、下里地区の事業の別メニューで整備していく予定となっております。

次に、カママ嶺公園において、宮古島市タワーの建設ができないかどうかということなんですが、伊志嶺市長がですね、今月末をもって辞任するということですので、今回伊志嶺市長の在任中に長期総合計画に取り入れられないかということですが、在任期間を考えると、長期総合計画への取り入れというのは、相当無理があると思われまますので、取り入れは難しいと考えてございます。

◎経済部長（上地廣敏君）

まず、去った8月21日の沖縄農業経営危機突破生産者大会の件でありますけれども、沖縄県生産資材高騰対策本部、それから同さとうきび対策本部が主催をいたしまして、県内の農業生産団体を集めて、沖縄県農業経営危機突破生産者大会を開催して、国や県に対し緊急支援を要請を行っており、なぜ参加しなかったのかということでございますけれども、経済部からは農政課長を参加させております。

次に、WTO農業交渉についてでありますけれども、この県につきましては、きのうのですね、マスコミでも報道されておりますとおり、まず交渉が年内に厳しくなってきたと、成立がですね、なってきたということは、マスコミ報道にあるとおりであると思っております。WTO農業交渉における砂糖の重要品目への位置づけ、新たな経営安定対策への対応策について、さまざまな課題が顕在化しており、制度、政策の改善が求められていることは、ご承知のとおりであります。また、WTO農業交渉の中で、日本側が主張する8%、タリフライン数を議長案で4ないし6%、重要品目の調停案が示されていることが予測され、日本において極めて厳しいため、12月5日にJAグループが全国集会を開催して、国会議事堂周辺でデモ行進を行っております。さらに、沖縄県知事が12月の3日、関係省庁に対し重要品目の国市場確保について要望をしております。

今後の予定として、今月17日から19日に閣僚会議が予定されておりましたけれども、マスコミ報道では厳しい状況になっているというふうな報道がされております。

次に、宮古島市の地区別ほ場整備率についてであります。宮古島市ほ場整備率は、宮古全体で4,370.5ヘクタール、整備率は41.8%となっております。その内訳は、平良地区で整備面積1,004.6ヘクタール、整備率35.2%、城辺地区で整備面積が946.4ヘクタール、整備率27.3%、下地地区で整備面積が684.5ヘクタールで、整備率53.6%、上野地区で整備面積1,011.2ヘクタール、整備率96.2%、伊良部地区で整備面積が723.8ヘクタールで、整備率39.8%となっております。

次に、城辺地区ほ場整備事業見直しも含めた計画についてでありますけれども、城辺地区の整備面積については、平成21年度新規採択希望といたしまして、県営畑地帯総合整備事業、これは新城西地区、団体営ため池整備事業、これは比嘉地区、プロジェクト交付金によって皆福第2地区、これは畑かんであります。の計画を進めております。また、平成22年度において、県営畑地帯総合整備事業、村越、与並武地区、県営農地保全整備事業、西中地区、団体営農地保全整備事業、保良地区、これは防風林の整備であります。県営水質保全対策事業、宮古島第2地区、これは比嘉地区であります。次いで、むらづくり交付金、仲原地区、プロジェクト交付金で下南東ほ場整備等々を計画をいたしております。

次に、畜産農家への支援でございますけれども、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金における農業対策緊急支援として、今回補正予算に1,800万円を計上いたしております。総額2,000万円程度を予定をいたしております。そのうち畜産関係については、約1,100万円を充当し、緊急支援をしたいというふうに考えております。いずれも平成21年1月1日から年度内の3月31日までに販売される配合飼料等に対して適用をいたすということであります。

次に、優良子牛生産奨励補助金の伊良部地区との2,000円の差額の件であります。まず宮古本島地域での3,000円になぜしたのかという理由であります。肉用牛増頭推進生産者大会において、1農家母牛1頭の増頭運動が決議されて、その目標達成のため優良繁殖雌牛の増頭のため、子牛生産奨励補助金を3,000円に引き下げ、その財源をもって優良繁殖雌牛自家保留補助金を平成18年度3万円から15万円以内に引き上げる。繁殖雌牛の増頭に努め、畜産振興を図るというふうな協議がなされております。本島地区では、その協議に基づいて平成19年度の生産奨励補助金を3,000円といたしましたが、伊良部地区において、この調整が十分にできていなかったということで、伊良部地区においては平成18年度同様5,000円の支給がされたということになります。なお、この差額につきましては、今議会で補正予算を計上いたしておりますので、承認いただければ年度内に支給をしていきたいというふうに考えております。

次に、牛の耳標装着であります。脱落した耳標の再発行につきましては、畜産農家からの申し出によって、畜産担当のほうで耳標番号等のコードを確認した上で、再発行の手続を行っております。再発行申請から耳標が届くまで約1カ月を要します。装着については、基本的には畜主がすることになっておりますが、高齢者など装着が困難な農家の方々へは、畜産担当も協力して装着をいたしているということになります。全部畜産担当のほうで対応するということは、大変人員の配置から今畜産係3名しかおりません。したがって、宮古全域をこういった申し出によってすぐ現場へ出向いて装着をするというふうなのは、なかなか難しい面もありますが、努めて高齢農家の皆様方には協力をして、不自由がないように対応してまいりたいというふうに思っております。

次に、城辺の肉用牛センターの施設の再利用であります。この運営に関しましては、運営委員会を立ち上げて、施設の利用について検討してまいりたいというふうに考えております。なお、施設については、修繕を要する箇所があります。今年度及び来年度で修繕して利用していきたいということですが、今回の補正予算の中に136万7,000円、これ修繕費として計上しておりますが、向こうの畜舎のですね、繁殖牛舎の修繕を要するというので計上いたしておりますので、ぜひ認めていただきたいと思っております。なお、利用につきましては、今個人ですね、畜産農家の方から約5件ほど、5名の農家が利用申し込みをしている状況にあります。

◎下地 明君

再質問を行います。

現職課長の逮捕については、市長は再三の職員に対する指導と申しますか、そういった中にもかかわらず、不祥事が起きたことは遺憾であるというふうに答弁なされた。私も大変遺憾であると思っております。そこでですね、私がお聞きしたいのは、特に今度は伊良部関係の職員が逮捕されておまして、私はこれまでもこういった指名については、3月議会ですかね、一応やったことはありますけれども、平等にやっていますか、この指名されている1年間のあれを出してくださいと、前の建設部長にもお願いしたことありますけれども、もちろんこの事件そのものについては、これは大変遺憾な状況でありますけれども、このようなことはですね、今までの行政の手法でしたら、ずっとあったと思うんですよ。これからも起き得る可能性も十分あると思うんですよ、考え方を直さないで。なぜ合併前の旧城辺町の時代に、城辺が導入した事業をですね、遠い伊良部から、しかもこっちはもう前に聞いてるんです。業者をやっている人の畑まで伊良部の業者が行ってしなければならなかったかと。そこまでは本当は言いたくなかったけども、こうやって事件が起きていますので、私は申し上げます。非常に苦情があるのですよ。

実際に業者をやっている人の畑を畑かん事業、しかもこれがですね、事業をやるに前もって通知じゃなくて、装置をそのまま穴を掘り起こしたということで、憤慨しているということで、こんな感じで工事をしているんですかと私もおしかりを受けたんですよ。私は、あえて抑えに抑えて、そういったことを公になる前には申し上げませんでした。このように何で合併前に旧城辺町で導入した事業まで、伊良部の業者にわざわざさせなきゃならないかと。意図的にこういうふうな状況になるもんだから、こういうふうな事件も起きていますよ。私は、これは本当にゆゆしいことであると思うんですよ。

それで、これはですね、副市長になぜ城辺の地での導入した事業、それは指名入札の結果といえどもそれまでですよ。しかし、こういったことが起きた場合には、言わざるを得ないわけですが、どうしてこういうふうな城辺のところに、今も現在も下里添でやっておまして、知らない人たちが仕事をしていて、この辺が何というか、そういうふうな聞いているもんだから、あなた方は仕事をやっているのでしたら、地域もわからんかと。いや、この辺何というかわからんと。やっぱり、なまりからして伊良部の人だと。ああ、これではいかんというふうなことを実は聞いているんですよ。こういうふうな対策について答弁を副市長にお願いしたいと思います。

それから根間地区公園事業、これ正式にはほかの呼び方がありますけれども、さっきの部長の答弁では平成15年度から始まった事業であると。土地の交渉については、公社事業というふうなことでありまして、まだ市としては交渉していないと申し上げましたよね。これは一応確認して、それでじゃ、この事業はさっきも言ったとおり、それは我々が旧町村の人間が見た場合には、何のためにやった事業かわからんもんだから、一応聞いているわけでありまして、建物を早く補償するための事業だったかなあと。あっちこっちのを見たら。この土地の交渉について、まだ交渉をやっていないと。そんな事業のやり方があるんですか。これは大変なことです。土地購入交渉をしないで、建物補償をやって、それもほうっておく。しかも、また事業計画が途中変更されたかのような話も聞いておりますが、あの道路のつくり方もですね、だれが見ても99%の宮古島の人たちから見ても、あんな道路変更でつくるなんて全く考えられません。危険な状況での道路変更なんですよ。だから、ああいった計画ももちろん我々は合併前の事業計画ですので、

強くは申し上げられませんが、しかし現在宮古島市が取り扱う事業でありますので、宮古島市の議員として私はあえて申し上げますけれども、ああいうふうな道路のつくり方をですね、なぜやったか、土地の代金をまだ交渉中というふうな件と、なぜあんな危険な状態であえて曲げて道路をつくったか、この2点について再答弁をお願いしたいと思います。

それから、上水道の局長人事については、基本的には内部起用をしたいというふうな市長の答弁でありました。ただいま多良間村との間で検討委員会と、いつまでも検討していたんじゃないですか、結果は出ないですよ。3年半検討して、まだ出ないというのは、じゃいつ結果は出るんですか。これいつごろをめどに内部起用する予定なのか、答弁をお願いしたいと思います。

それから、この去った8月に実施された沖縄農業経営危機突破生産者大会には、部長は内容についてはもちろん非常に危機的な状況下でありますので、こういうふうな大会を持たれたというふうな説明の中で、淡々と宮古島市からは担当課長を派遣したというふうにおっしゃっておりますが、担当課長の村吉順栄課長は一緒に行動しました。私は、こういうふうに見たもんだから、部長とか、何で市長は見えないかと言ったら、もちろん黙っておりましたけど、だからそれでいいかと、こういうふうなこの大会でもって、農業は今大変だよと。宮古圏域の全市町村から出て、こういうふうな大会を持っているわけでありますので、我々自民会派議員としても、代表して3名で参加しました。与党の與那覇タズ子議員もしっかりと参加して、我々とデモ行進もしてですね、たしか9月定例会でも取り上げていたんじゃないかなと私は思っております。

私は、机の上で議論する、計算するよりも、実際に行動に移してこそ物事は実行できると思うんですよ。担当課長1人がこういうふうに必要な大会に参加して、参加しましたというふうなことでは、僕は非常にゆゆしい、この辺については市長に答弁をお願いしたいと思います。この大会の要請決議をもって去った10月9日かな、全国大会も開かれていると思うんですよ。答弁をお願いします。

それから、WTO交渉でございませうけれども、内容については部長から答弁してもらいました。これは、大幅な関税削減阻止しなきゃならないということで、日本政府としても相当働きかけている状況でありまして、今WTO交渉の中でもし今の案どおり決議された場合には、みんな資料をお持ちかと思いますが、現在の第3次ありますけれども、現在甘蔗糖、我々は原料糖と申しておりますけれども、原料糖は大体トン約25万円前後で製糖会社は販売しているんです。それとサトウキビではもちろんご承知のとおり2万4000円余りですか、そういうふうな状況で今はなっておりますけれども、この大幅な関税が削減されますと、多分この分蜜糖はたしか七、八万円ぐらいになって、キビ代が4,000円も足りないんじゃないかなと、このように思うわけでございますよ。

それですね、副市長、私が今言っているの、聞いています。私大事なことを今質問しているんですよ。そういうことで、このようでは宮古の農業は崩壊してしまいますよ。だから、崩壊させちゃいかんということで、今さっきの8月に実施された大会のことも申し上げて、これは関連でありますけれども、こうしちゃいかんと、これも高度な政治的交渉でもって決めるわけでございますので、この国内の政治力を持ち上げるためには、特に宮古島市はサトウキビがなくちゃ生きていけない島だと私は断言してもいいと思うんですよ。だから、そういった観点からした場合には、沖縄本島はサトウキビがなくても生きていけるよ。沖縄本島は、数は忘れておりますが、今は2社しか製糖会社はないけれども、前は6社ぐらいもありまし

た。それでも沖縄本島は大変こんなことを申し上げるのはどうかと思いますが、サトウキビがなくても沖縄本島の経済は成り立つかもしれません。宮古島は、サトウキビと畜産なくては成り立たないと私は思うんです。

そういった観点から、宮古島市の市長はですね、トップは東京や大阪のふるさとまつり参加よりもこれは大事だと私は思うんですよ。だから、こういったことに対して、私は非常に許せないという気持ちでいるんですよ。こういった危機的状況になるわけですので、今後高度な政治が動くためにも、常に宮古のトップは自分らが県内を網羅してでも、こういった大会をこれからずっと持っていかないと、これは今正直言って年内の多くの合意は至らなかったということで、交渉は断念されておりますけども、これは2002年度ですかね、から始まった交渉なんですよ。これは、日本が政治家が今のところ強い意見で申し入れているから、こういうふうにして今合意に至っておりませんが、これは今ので終わりじゃないです。どんどんですね、高度な政治折衝をやってもらいたい。一応これについても答弁をお願いしたいと思います。

それから、宮古病院の新築移転は、基本計画など平成25年度完成に向けてもう進んでいるということですがですね、これは決定されているのであれば、あえてこういったこと等も今さら言えませんが、ただ城辺方面からですね、もっともっと遠くなるんですよ。急患は秒単位で生存率は助かると、これは私が申し上げるより一番伊志嶺市長がご存じでございます。そういったことで、遠くわけですよ。だから、アクセス道路なども計画はどういうふうになっているか。そういった具体的なあれもなされていると思います。なされていなくてこういったあれはやっちゃいかんですよ。先程の根間地区と同じですから、そういった面を答弁お願いします。

それから、跡地利用については、まだ話し合われていないと言っておりますが、このこともそうなんです。今の移動するんでしたら、じゃ移転後のこちらどうしますかと、テーブルにのっていないというのがこれはおかしいんですよ。だから、早目にですね、この周辺地域はやっぱり宮古病院があるということで、今までも集落が栄えて、東小学校の新設等にもつながっているわけでございます。ぜひとも地域にね、活性化になるような施設の導入をお願いしたいと思います。

それから、この農業振興についての地区別のほ場整備率と城辺地域の件につきましてですけども、私がこれをあえて聞いたのは、全体的に41.8%と整備率はなっているらしいけど、城辺地区が余りにもなされていない。そういったことで、城辺地区はまた幾らになっているかというふうなことをお聞きしたんです。部長ね、城辺に地下ダムもありますよ。城辺の水を伊良部まで持っていくわけですよ、これから。これは合併前の市長にはそれは申し上げることはできませんが、ひとつ迅速にですね、城辺方面重点にほ場整備事業をやってもらいたいというふうな思いで質問いたしましたので、これについては答弁をお願いしたいと思います。

畜産農家への支援については、補正予算などでも支援の補正はやってあるということでもあります。私も承知しております。これまでのですね、ソルゴーは栄養分が何か低かったみたい、私もはつきりわからんですけど、しかしその後は栄養価の高いソルゴーがあるそうです。また、トウモロコシ。しかし、種子代が高いということらしいですよ。だから、そうした面を考慮されて、補助してもらって、肉用牛生産費の低減で、農業所得の向上を図ってもらいたいと、これについては答弁をお願いしたいと思います。

伊良部の優良子牛生産育成奨励補助金については、補正も組んであるし、ちゃんと同額でやるというこ

とでありますので、答弁は要りません。

それから、耳標装着でございますけれども、本来ならそれは農家がやるべきだけでも、市が一応は協力みたいな話をやっておりましたけれども、これはですね、基本的にはそうなっている、一応は話し合いを持たれるということを知っておりますので、牛を飼っている農家の人は70歳以上の人がほとんどなんです。70歳以上の人には耳標をつけられません。そうしたことで、危険です。本当に危険です。若い1人でもよっぽどじゃないと危険です。危険な作業です。そういったことで、基本的というふうなことを言わずに、ぜひ市で早急に対応してもらいたい。

それから、肉用牛施設の再利用については、修繕費も補正に入れているということで、また5名の農家が借用したいというふうな希望が出ているということですが、できるだけ近い周辺の農家を優先して貸してもらいたいと思います。

それと診療所の用途変更については、県と調整して考えたいということではありますが、早目にもったいない施設でありますので、用途変更して貸してもらいたいと思います。

それから、宮古島タワー建設については、市長の在任期間が残りわずかということで、今度は無理だということでもあります。そういうことで、これは理解できます。ひとつね、これをするによって、宮古の観光は非常に増加するんじゃないかという思いで私は申し上げましたので、また新しい市長が誕生してからもう一度申し上げたいと思います。

再答弁を聞いてから、もう一度質問したいと思います。よろしくお願いします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

下地明議員の質問にお答えします。

8月21日の沖縄農業経営危機突破生産者大会に私が参加できなかったのは、ちょうど8月13日に宮原のほ場問題の報告を受けまして、その対応に大変取り組んでいる最中でしたので、行けませんでした。気持ちにはありますけど、そういうことで行けませんでした。

WTO農業交渉については、確かに宮古はサトウキビ抜きでは宮古の産業は考えられませんので、これははっきりと取り組む必要があると思っております。この26日がご用納めですので、その前の24日と25日に東京に農水省に参ることになっております。

◎副市長（下地 学君）

ほ場整備事業で城辺地区が導入した事業に、どうして伊良部の業者が参入したかということなんですけど、事業についてはですね、宮古島市全域を対象にして建設工事指名業者選定委員会には指名しております。この建設工事指名業者選定委員会には、所管課から、そして所管部から推薦して上がってきますので、それをもとに審査をしているということでもあります。ですから、城辺の業者がたまには伊良部に行って工事をしたり、下地に行ったり、上野に行ったりということは、当然あるし、ただ配慮しているのは、その地域の関係している業者を中心にして比重を置いて指名しているというのが現状であります。

それから、水道局の問題なんですけど、水道の広域化については、本議会でも何度か積極的に推進すべきだというふうな当局に対する質問、そして提言等もあってですね、さらに県の指導もあって、広域化に向けて、市長から諮問を受けて検討委員会を立ち上げて検討を重ねてまいっております。ところが、まだ市長に答申するには至っておりませんので、局長の人事配置についてはですね、こういった推移を見ながら

というようなことがあって、その分遅れていると思います。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

根間地区の区画整理事業についてお答えを申し上げたいと思います。

最初に、土地代についての再質問でございますが、公園予定地と集客交流施設用地につきましては、西里、下里地区で次のメニューで整備していくことになってございます。なぜ家屋の分だけの補償になったかといいますと、区画整理事業の中で換地という手法がございまして、換地による補償でございます。

次に、L字型の道路につきましてはのご質問がございました。議員の皆さんご承知のように、あの道路は琉銀の裏通りの道路でございまして、緊急車両が進入できない、火事がありましても、入り込めない小さな道路でございます。それらを8メートルに拡幅しまして、多分下地明議員のおっしゃりたいことは、なぜ真っすぐにつけなかったかということだと思いますけれども、道路の機能上ですね、道路構造令というのがございまして、交差点から交差点までの間をなるべく距離をとりなさいというのがございます。ですから、それを真っすぐつけますと、例えば西里通りの交差点からですね、現在のココストアの交差点からその8メートルの道路までの距離が20メートル足らなくなってしまいますので、そうすると逆にですね、中央通りのほうに入り込む車両のほうで停止の距離をですね、長くとってしまうという状態が懸念されますので、この場合はですね、L字にとりまして、ガイセン通りのほうに曲げてございます。

根間地区の区画整理事業につきましては、先程ご答弁申し上げましたように、今年の7月で事業は完了してございますが、次の西里、下里地区のメニューにおきまして、公園と集客交流施設の整備を行っていきますので、その機能とですね、それから建物の機能、そしてそのどのといった施設を入れていくのかということが決まり次第、用地のですね、交渉も進めていきたいと考えてございます。

◎経済部長（上地廣敏君）

まず、畜産農家への支援の件でありますけれども、議員ご指摘のように粗飼料ですね、の種子代金等が高いというふうなことでありますけれども、こういったものにつきましてもですね、きちっと対応できるようにその助成を含めてですね、対応できるように検討してまいります。

それから、城辺地域のほ場整備率が低いということですが、これは基盤整備事業をする場合にですね、やはりその地区ごとに農家の同意率というふうなのが大きく左右してまいります。同意率の高い地域から採択というふうになっていきますけれども、しかしながら城辺が他の地域と比較してなお整備率が低いということですので、努めて地域の理解を得るようですね、またこれはもともと申請業務でありますので、農家の皆さんにこの土地基盤整備事業の趣旨を十分に説明をしながら、同意取得に向けて頑張ってもらいたいというふう考えております。

それから、耳標の取り付けの問題ですが、これは受け付けについては各支所のほうで受け付けをしまして、それが経済部の畜産担当のほうに回ってまいります。先程の答弁にも申し上げましたように、畜産担当がですね、残念ながら3名、窓口での受け付け申請をやっているのが事務職員、賃金でありますけれども、賃金職員1人加えて4名というふうなことで、宮古全域の畜産に関する業務をやっている関係で、どうしても現場へ出て耳標の装着に連絡のあるたびに出向くというふうなのは厳しい状況にもあります。しかしながら、高齢農家が多いというふうなことなどもありますので、努めて農家の皆さんに負担にならないような形で、できる限り職員でも対応できるように対処してまいりたいというふうに思います。

◎下地 明君

再々質問ではありません。質問は一応終わりますが、最後にですね、伊志嶺市長、合併前に旧平良市で3期約12年、それから市町村合併協議会の会長として合併までこぎつけ、今日まで宮古島の市長として3年間、いろいろあったけれども、本当に先程も申し上げたとおり、職員の不祥事によって任期半ばで辞任することは、非常に残念な思いかとは思いますが、大変伊志嶺市長のこれまで頑張ってくられたことは、宮古島の市民が大変よく知っているんじゃないかなと私は思っております。どうか今後また健康に留意されまして、私ごとでありますけれども、市長になる前に約30年間私の主治医でありましたので、できればまた伊志嶺医院を開業なされて、宮古島の市民の健康保持のために頑張ってもらえますように、切に要望と申しますか、お願いと申しますか、申し上げまして、私の伊志嶺市長に対する最後の質問の場といたします。どうもありがとうございました。

◎議長（下地 智君）

これで下地明君の質問は終了いたしました。

◎砂川明寛君

私見を交えながら、一般質問をしたいと思います。

まず最初に、市長の政治姿勢についてであります。これは今大変大きな宮古の問題になっております宮原地区ほ場整備事業についてであります。この事業は、宮原地区の農家のためにとって大きな事業でありました。この事業についてですね、宮古島の職員として、どのように仕事をすべきか、そして公務員として市民のためにどのようにこの仕事を進めるべきかとの職員の体質が、なれ合いが大きな問題点になっているわけであります。その問題点を掲げますと、これは報告書を読んでですけども、1つ目に上司との相談や連帯感がない、そして単独で報告書の作成をし、課内の調整もない。そして2つ目にですね、公務員としての仕事をしているという自覚が全くない。そして、虚偽の報告書を作成して、国や県に完了届まで出すと。そして、3つ目に管理職の部下に対する甘さ、そしてどこの事業をどのような現場でやっているのか、全く把握していない。そこでこういった事業を実施している。このことが不正行為の実態であると思えます。

私は、この報告書を読むと、なぜかなと、これで本当に宮古島の職員なのかなと、公務員なのかなと、本当に腹立たしく、そして情けない感じがしております。これは、私だけではないと思えます。私なりに考えますが、なぜこの工事の完了確認などの場合、せめて現場ぐらいは行って、どのような工事なのか、これぐらいも確認できなかったのか。これが市民のために公僕として使命を果たしているのかと、本当に情けなく感じるわけです。そこでお伺いをしますが、この工事もう発覚から4カ月もあるようですが、どういうふうな対策、そしてどのような対策を講じていくのか、まずそれについてもお伺いをします。

そして、もう一つ、先程の、おとといぐらいですか、マスコミでも報道がありましたように、国や県からの補助金返還命令が12月の24日までとなっておりますが、当局はマスコミでは今定例会にこの7,000万円余りの返還金を補正予算として追加するののかと、そういうふうにマスコミが報じておりますが、この場合一般財源として、一般財源から出していかれるのか。それについてお伺いをしたいと思います。

次に、伊良部総合支所における現職職員の逮捕についてであります。これは先程も下地明議員からもありましたけれども、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。競売入札妨害容疑についてですが、この

競売入札妨害という事件というのは、どういうふうな内容なのか。そして、その経緯をですね、一般市民にもわかるように詳しく説明していただきたい。私は業者をやったことはないの、その競売入札妨害というものなのか、これについてなぜこういう事件が起きたのか、これについて伊良部総合支所長に聞こうと思いましたが、伊良部総合支所長が休んでおりますので、建設工事指名業者選定委員会委員長である副市長にお伺いしたいと思います。

次に、これはもう1年半ぐらいになるとと思いますが、上野野原の道路拡幅工事にかかわる物件補償費についてお伺いをします。この件については、市民の皆さんもよく承知のことと思いますが、市が事務ミスにより債権者でない人に間違っって支払い、市が不当利得返還請求をしているという状況になっていることは、市民もご承知のことだと思いますが、市長はこの上野野原の道路拡幅工事についても、不当利得請求についても市民には一切迷惑はかけないと。そして、今回の宮原ほ場問題についても一切負担はかけない、そう言いながら、議会の議決を経たんですが、議会が否決しても、専決処分をして堂々と市の大事な予算を支払っているわけです。これについて、なぜこれだけ負担をかけて、これだけ裕福でない宮古島市であるのに、なぜこの返還金は戻そうとしないのか。そして、今こういったいろんな問題について辞任なさいますが、これについては私は辞任だけで終わるわけでない。これについて市長に辞任なされても、この件についてはちゃんとして市に返還する可能性はあるのかどうか、市長にお伺いしたいと思います。

次に、これも市のミスじゃないかなと思うんですが、保良、東平安名崎一帯の開発についてであります。この計画については、平成19年の6月末にわざわざ臨時会を招集をして、私たち保守系議員の反対を押し切って、約2億円という価格で売却をしました。しかも、そこは宮古唯一の東平安名崎、貴重な財産を1企業に、しかも安価な価格で売却しました。それは、もう売却されているんですから、早急に開発を進めるといことですので、臨時会をわざわざ開いて売却に踏み切ったとっておりますが、そして何もいまだに、2カ年後にはある程度できていくという計画があったと思うんですが、その計画ですね、これは保良集落、そして地域住民の雇用の場にしたいと、市当局では説明しておりましたが、どのように進行しているのか、その計画についていつごろまでにその計画が完成していくのか、これらについてお伺いをしたいと思います。

次に、これもリゾート同じですが、トゥリパー地区ホテル建設についてであります。これはSCG15というところに売却をしました。そして、これも平成19年でしたから、今年の8月ぐらいには、ホテル建設の計画がなされていたと思いますが、これについてもどのような計画をなされているのか。そして、これらについてはこの計画は本当に実行できるのか。実行しようとしているのか。これについてもお伺いしたいと思います。

次に、宮古病院の新築移転についてであります。この件については、先程の下地明議員への答弁でもありましたように、用地も決定をしていると聞きますがね、この用地の決定については、今県議会でもいろいろと我々の出した2人の県議会議員が案内しているとおり、用地は決定しているのに反対もなかったのかどうかね。そして、その用地となったときに、これは下地明議員も言っていたんですが、城辺から遠くなるわけです。アクセス道路の関係も本当にどういうふうな計画ができていくのか。具体的に、今の宮古病院の位置は本当にアクセス道路もある程度できて、どこからも近いような感じがします。それで、元の宮古農林高校の敷地に行くと、やっぱりまた宮古総合実業高校ですか、そこの学校の近くになると、そ

ういうのも一つの懸案はうるさくなる、救急車が来た場合ね。そういううるさいところにあるもののような問題点があるのかどうかね、その辺についてもお伺いしたいと思います。

次に、農業振興についてであります、このWTO農業交渉についてであります、今本当にWTO農業交渉が緩和されて、輸入化がどんどん進んできた場合、我々の農家、農業、そして畜産を初め、サトウキビを初めですね、牛肉にどのような影響が出るかと、本当に我々はこの宮古島で農業を営んでいる方たちには大きな問題が出てくるんじゃないかなと思います。政治的にどういう課題でこれに取り組んでいくのか、先程市長は26日に交渉に行くということですので、私はあえてこれを申したのは、本当は——しようと思っていたんですけども、26日に要望、要請に行くということですから、最後の花として、この宮古を助けるという気持ちで、どのような態度で臨んでいくのか、これをお聞きしたいと思います。

これぐらいにしまして、再質問したいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

砂川明寛議員の質問にお答えします。

宮原地区ほ場整備でございますけども、宮原地区ほ場整備事業に係る補助金返還につきましては、12月12日付で県から文書で通知を受けています。返還額は7,061万9,665円で、納付期限は12月24日となっております。国、県への補助金返還金につきましては、今議会に補正予算を提出したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

WTOについては、確かに宮古のこれからのサトウキビ生産に係る重大問題でありますので、しっかりと交渉に取り組んでまいりたいと思っております。

◎副市長（下地 学君）

伊良部総合支所において、職員の逮捕があったけど、その経緯についてというご質問ですので、1つには去った8月の18日に伊良部のほ場整備事業として、鍋底の工事の入札が行われております。その入札の際に、本来なら入札投函をしてから案の発表があるけど、投函前に事前に入札施行者から今回はA案だというふうな発表があったというようなことで、そして入札が終わってその結果が発表されてから、入札に参加した業者の中からこれまではこういうことはなかったけど、なぜあえて今回に限って事前に発表したかというふうな疑問が出されて、指摘がされて、それについて入札執行に当たった課長から、関係職員に問い合わせたら、特別に問題ありませんというようなことで、その場はそれで終わったということなんですけど、ところが入札の結果が最低価格と落札額が全く同額であるというようなことで、事前に業者に職員から案が漏れている可能性が高いというようなことで、投書等もあって、それについて市としては適切な対応をするようにというふうな指導を行っているけど、これが結局は警察の捜査等が入ってきて、現職課長の逮捕という事態に至ったというのが経緯であります。

それから2つ目には、再発防止策についてなんですけど、このことについては、宮原のほ場整備にかかわる不正行為等も含めて、調査委員会を初めとして、この再発防止については、いろいろと回を重ねて案をつくって、県のほうにも議会にも報告したところでありますが、今回の伊良部総合支所の問題についても、新たに調査委員会を立ち上げて、より詳細に明確にこの実態を解明していきたいということで、今調査しているところであります。再発防止といたしましては、やはりこれまでも議会でも何度も申し上げているとおり、まず関係条例や規則、法令等を遵守するマニュアルを徹底するというのが最も大切じゃないかと

思います。そういうことを含めて、今後の対応といたしましては、やはり職員が職責をきちっと全うするためには、もちろんマニュアルに対する日ごろからのしっかりとした把握、そして法令、規則の遵守等周知徹底するのが最も大切かと思っておりますので、今後職員のそういった指導に徹してまいりたいと考えております。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

まず初めに、上野野原の道路拡幅工事にかかわる補償物件についてでございます。議員の皆さんもご承知のように、昨年11月宮古島市から訴訟を起こしてございます。この間相手側から和解の申し込みというのもございましたが、同意が得られず今回の判決に至ってございます。去った10月2日の判決では、宮古島市側の主張が全面的に取り入れられまして、宮古島市の全面勝訴という形になってございます。また、相手側からの控訴もないことから、判決はもう確定してございますので、返還金額を書面でもって相手に請求してございます。現在は、弁護士のほうと強制執行の申し立ての手続を申請中でございます。

次に、リゾート開発についてのご質問でございます。まず最初に、東平安名崎の開発についてのご質問でございます。株式会社吉野ラ・ビスタ宮古島計画についてでございますが、当計画は平成4年に開発行為許可を受けてございます。その後ビーチサイドホテル、オーシャンビューコンドミニウム、それから従業員宿泊エリアについて、規模、それから配置等の変更を行いたいということで、株式会社吉野のほうから話がございましたが、現在までに開発行為許可変更申請書の提出はなされてございません。

次に、トゥリバーにおけるリゾート開発についてのご質問でございます。トゥリバー地区の開発の進捗状況でございますが、今年9月18日県のほうにトゥリバー地区造成工事の開発行為許可申請に係る進達願が来てございます。宮古島市としましては、県に9月22日進達してございますが、県からの開発許可はまだおりてございません。今月末の許可の予定だということ聞いてございます。

次に、県立宮古病院のアクセス道路についてのご質問でございます。県立宮古病院につきましては、旧宮古農林高校グラウンドにおいて、ほぼ決定してございますが、現在県のほうにおきまして、基本計画を策定中でございまして、現在ははっきりした事業規模等は示されてございません。アクセス道路につきましては、これから県のほうと詳細につきまして協議を行っていく予定となっております。

◎経済部長（上地廣敏君）

まず、宮原の今後の対策ということでございますけれども、今度の定例議会に提案をいたしております660万円、これはかんがい排水事業を実施するための設計費用でありますけれども、これを計上して審議をお願いしているわけではございますが、これが議会の議員のですね、理解のもとに承認をいただければ、設計書をもとに来年度、新年度においてかんがい排水事業の分の予算措置をまいりたいというふう考えているところであります。

次に、WTOにつきましては、市長からもありましたけれども、宮古地区におきましては、平成19年の5月23日に農畜産物を守る宮古郡民総決起大会が開催されております。その中において、資料によりますと、宮古地域においてはサトウキビで250億円、それから肉用牛で22億円、合計272億円程度の影響が出ると予想されるというふうなことになっております。

それと関連いたしますけれども、参考までに申し上げますが、肉用牛における今WTO関連での実行税率は38.5%、国において課税できる上限税率というのは50%でございます。

◎砂川明寛君

再質問を行いたいと思います。

この補助金返還命令が来ている。この問題についてであります。市長は今回の定例会の中で、この返還金を補正予算として、追加議案として提出すると先程ご答弁なされましたけれども、市長この一般財源からとりあえず議会の承認が得られれば財源から流用したいと、そうおっしゃっておられますけれどもね、市長ね、市のお金はあなたたちのものではありませんよね。そして、じゃ我々が、議会がだめだと否決、そうされた場合、上野のあの問題のようにまた専決処分でなされるのかどうか。これは、市民はそういうものでは納得しないと思うんですね。何かやっぱり市長がこの7,000万円余りのお金をですね、議会がノーだといっても専決処分ですんであれば、市民も納得いかないし、また何か担保をしなければこの7,000万円余りというお金は、私は簡単には出せない問題じゃないかなと。確かにマスコミ等でいいますように、利息がつくからという考えもあると思いますが、しかしこれは私はあくまでも何か市長の適切な対応というかな、7,000万円余りのお金をどういうふうに後から宮古島市に入れられるのかどうか、その今補正されている660万円もそうですね。何か議会がだめな場合には、我々は宮古島市として、市長の命で簡単に専決処分されると。私はいかがなもんかなと思うんですが、もう一度市長ね、何か担保がなければですね、こういうものは私は出してはいけないかなと。例えば業者、かかわった職員、これもいるわけですから、市長もまたその責任をとってやめるわけですからね、やめてそれで終わりとは私はいかなもんかなと思いますが、その辺について市長もう一度ね、お答えを願いたいと思います。

次に、副市長にお伺いしますけども、この入札の結果、私の情報によりますと、入札価格と業者が入札した価格とですよ、そして本市の最低制限価格、それと同一だと、全く同一だという話が私は情報として聞いておりますけども、こういうことがあり得るのかどうか。そして、あり得るとしたら、これは今までの何回も今までであったでしょう、入札にもそういうのがあったのかどうかね。単なる今だけの話かどうか、この辺についてもね、私は市民を代表する者としてですね、業者と当局との癒着があったというふうに感じるわけです。ですから、その辺について、そしてもう一つ、なぜじゃ副市長が堂々と来てここに答弁しないで、すぐやめると、辞退すると、辞職するというふうな届けをしたのか。この辺についてもしっかりとした答弁を求めたいと思います。これ新聞に出ているんですよ。

(議員の声あり)

違う、違う、支所長が。伊良部総合支所長がですよ、総合支所長が。

次に、この上野の道路拡幅工事について、物件補償についてですね、裁判では勝訴したと、先程建設部長が言うておりましたけれども、幾ら裁判で勝訴しても、取れなければ、相手がどうしても払わなければ宮古島市のお金は絶対戻ってきません。あなたたちは何回も行ってそこで裁判で勝っていますから、払ってくださいと、何回も行っていきますか。これについてですね、これもとりあえず市民には迷惑はかけないから、一般財源で出しているお金ですからね、市長この辺についてやめる前にぜひともこれをしっかりと解決してもらいたい、市民の納得いくようにね。この辺についてももう一度再質問したいと思います。

次に、保良一帯の開発についてでありますけども、もう急いでいるから、開発しないと保良のためにもならないと。我々を何か急がせて、臨時会を開いて、わざわざ。売ったのに、今になってから変更届何やと、開発も何も手をつけていない、それだったら開発しないで、宮古島市が買い戻したらどうかなと私は

思っておりますが、どのように考えておられるのか。

そしてもう一つ、トゥリバー地区であります。6月定例会だったかな、その前か、3月定例会にですね、この計画は8月あたりからはもう計画は順調に進んで、平成21年度にはホテルの着工ができるという計画だったと思うんですが、本当にこの計画というのは着々と進んでいるのかね、もう一度お伺いします。

この宮古病院移転新築については、何回も言っているようではありますが、もうWTO問題にしてもですね、もう宮古島市の市長は辞任なさるので、その辺についてはもうそれ以上のことは申しません。

そういうことで、再々したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

宮原地区ほ場整備については、追加の提案しますので、ぜひ議会の皆様方のご理解を得たいと思っております。よろしく申し上げます。

そして、その後でございますけれども、これについては業者に今返還を言ってありますので、この返還で埋めて、足りない分については、法に従ってきっちりと処理していきたいと思っております。

（「休憩申し上げます」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午前11時33分）

再開いたします。

（再開＝午前11時34分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

法の定めに従うと申し上げました。

◎副市長（下地 学君）

入札結果と最低制限価格が全く同一ということは、どういうことかと。これは、業者と行政の癒着じゃないかという指摘でですね、これまでもこういうことがあったと思うし、これからもこういうことが予想されるという、そういう仮定の質問ですので、これまでもあったとか、これからでもあるだろうというコメントはできませんので、差し控えさせていただきたいと思えます。

さらに、伊良部総合支所長の辞表の件なんです。進退については本人が判断することであって、こっちがコメントできるものではありません。

（「議長、休憩申し上げます」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午前11時35分）

再開いたします。

（再開＝午前11時37分）

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

上野野原の物件補償問題につきましては、取れるべき法的措置を宮古島市としては手続をしていきたいと考えてございます。

次に、保良のほうの東平安名崎の開発についてでございますが、現在は開発許可変更の申請は出てはございませんが、再度株式会社吉野のほうにですね、その件につきまして、催促をしていきたいと考えてございます。現在の計画の中身がどうなっているのかですね、問い合わせをしながら、変更申請のほうをですね、急がせていきたいというふうに考えてございます。

次に、トゥリバー地区のホテル建設についてでございますが、トゥリバー地区の開発につきましては、売買契約書の契約条項の中にですね、引き渡しの日から2年以内の建設開始と5年以内の営業開始についての条項がございます。しかし、昨年来の経済状況の悪化によりまして、当初計画の見直しをSCG15のほうで見直しを図らざるを得なくなったということがございまして、建設開始時期及び営業開始時期についての延期の要望のほうが宮古島市のほうに届けられてございます。宮古島市としましては、トゥリバー地区の早期開発を望むのは当然のことではございますけど、現在の世界規模での経済状況の悪化を通常の予測範囲を逸脱しておりまして、契約書第8条第2項のただし書き、買い手の責に期さない事由に該当するものとして、延期のほうを検討していきたいと考えてございます。ただ、経済状況が好転した場合の早急な着工につきましては、今後とも宮古島市としては申し入れを行っていききたいと考えてございます。

◎砂川明寛君

再々質問を行いますけども、この宮原問題であります、私は市長ね、この公金を使うためには、しかも7,000万円余りの公金を使うわけですから、議会がだめだから専決処分をするというのは、これは私がお金は市長、あなたのものではないとはっきり言いたいですね。

そして、もう一つは、この先に補正されています660万円もそうですけども、業者はお金取っているのに、全く仕事もやっていない。それで、宮古島市は不正にうそをつかせてお金を払ったわけですよ、業者と結託をして。そういうことをですね、議会に投げかけて、議会の皆さんが否決をすると、じゃ我々は専決処分ですと、そういう予算の使い方ね、これは私は絶対あってはならないと。市民にもそれは納得いかないと考えておりますけれども、もう一度だけね、市長ね、市長はそれについて辞任もなさるわけですから、終わってもそれについてはちゃんとした法的手続に基づいてやるということですので、その辺については市長には求めませんけれども、副市長については残って頑張るわけですから、その辺についてもう一度ね、お願いしたいと思えます。

そして、その伊良部総合支所の現職職員の逮捕、この問題についてですけども、入札価格と市の見積もった最低制限価格が同一であったというのは、私は一つも聞いていません。もう一度ここでそうであったと教えてください、そうだったんならね。

この上野野原の道路拡幅工事物件補償問題についてでありますけれども、この問題についても議会は和解も決裂しました。そして、和解すると議会に諮っても議会もノーでした。否決でしたよね。そして、あえて言うならば、本当に宮古島市の約1,240万円もお金をですね、どうぞもらってくださいと市が振り込んであげたわけです。この責任は取るまではどうしても責任逃れはできないかなと思えます。幾ら裁判で勝っても、相手が払わなければ私は取るのは難しいと思えますけども、その辺についてもう一度ね、質問したいと思えます。

それでは、最後に私の私見を述べて私の一般質問は終わりたいと思えます。市長辞任についてでありま

すが、合併して初代市長として、宮古島市の発展に一生懸命頑張っておられました。その点については、私も敬意をあらわしたいと思います。ご苦労さまでございました。しかし、合併の混乱期に議会の2度の辞職勧告を受けるというまさに前代未聞の市政運営ではなかったかなと私は思っております。それで、職員再び重なる不祥事や事務ミスは、宮古島市にとっては決して誇れるものではないと私は思います。これを機に、職員の皆様には行政のトップがなぜ任期半ばで辞任しなければならなかったか、そういう職員には今からは真義を受けとめて、これからの行政運営に努めてほしいと思います。伊志嶺市長、宮古島市となって3年余り、本当にご苦労さまでございました。これで私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

◎議長（下地 智君）

しばらく休憩いたします。

（休憩＝午前11時45分）

再開いたします。

（再開＝午前11時45分）

◎副市長（下地 学君）

先程の質問で、その経過について答弁いたしましたけど、その中で入札執行者である担当課長から投函前に今回はA案ですという発表がされて、そしてその後投函して、入札結果が発表された時点で、入札に参加した業者の中から何で今回に限って事前に発表するかと、こういう指摘があって、入札執行者である課長から関係職員に問い合わせたところ、特に問題ありませんというふうな報告があって、その場は終わったけど、後で入札結果と最低制限価格が全く同一であるということは、職員から業者にこれが教えられているという可能性が高いというふうな投書があって、それに基づいて市としては、その対応について指導を入れたけど、県警の捜査等が入って、現職課長が逮捕という経過に至ったということをお答えいたしましたので、そういうことであります。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

先程もご答弁申し上げましたように、現時点で考えられる法的措置をですね、担当部としては担当課とともに検討していきたいと考えてございます。

◎議長（下地 智君）

これで砂川明寛君の質問は終了いたしました。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午前11時47分）

再開いたします。

（再開＝午前11時48分）

◎砂川明寛君

先程のですね、市長割愛ということで、僕は言ったと思うんですが、それが誤解を招いたんだったら、ここで謝りたいと思います。取り消したいと思います。どうも済みませんでした。

◎議長（下地 智君）

午前の会議は、これにて休憩し、午後の会議は2時から再開いたします。

休憩いたします。

（休憩＝午前11時49分）

再開いたします。

（再開＝午後2時00分）

午前に引き続き一般質問を続行いたします。

順次質問の発言を許します。

◎佐久本洋介君

12月定例会に当たり、さきに通告しましたとおり質問してまいりたいと思います。去った10日に市長が今年じゅうの辞意を表明され、少し氣勢をそがれた感もしますが、行政の継続を期待して質問してまいります。

まず最初に、教育行政について伺います。1点目の2学期制、3学期制についてですけど、通告をしまして、すぐ新聞報道で3学期制に決まったという報道がありましたので、質問の要旨がもう全く用をなさなくなりましたので、質問の仕方を少し変えたいと思います。割愛をしませんので。新聞報道によると、平成21年度から宮古島市はすべて統一して3学期制と教育委員会で決まったということでしたけど、教育長にお伺いしたいのは、決定された経緯、そして現在2学期制をしいている伊良部の小中4校の意向などはどうだったのか。その辺をお伺いしたいと思います。

2点目、30人学級について伺います。県教育委員会は、今年度4月から教室を確保できる小学校の1年生を対象に30人学級導入を表明して現在行われているものと思います。子供たちにとっては、基礎学力の保障、向上につながり、教員はじっくりゆとりを持ち、子供と向き合うことにつながる。この30人学級の適用学年を2009年度以降も学年進行にあわせて拡大していく意向も示しています。基礎学力の習得不足による高校中退問題、全国学力テストによる学力不足問題等、学校現場が抱える課題解決にも大歓迎だと思います。また、学級増に伴い必要とされる教員の数も増え、基本的な生活習慣がまだできていない子供もいる小学1年生にとっては、先生が一人一人の児童に目が届き、学力向上につながると思います。伺いますが、30人学級に対し宮古島市はどのように取り組んできたのか、現況を説明してください。そして、今後はどのように取り組んでいくのか、説明してください。

次に、3点目の通学路の安全について伺います。子供たちが朝夕通う通学路の安全性は、十分確保されなくてはなりません。しかし、残念ながらまだ整備不十分です。特に佐良浜小学校西市道伊良部65号線、子供たちの朝夕の通学路はもちろん、部活を終え、帰宅路としても通行量は非常に多い。しかし、この市道には歩道がなく、しかも道路両わきは畑になっていて、転落のおそれもあるが、柵もない。そして、これは夕方、子供たちが部活を終えて時間ごろですけど、街灯もないために転落のおそれさえあります。私も何回か通りましたが、どこまでが道でどこからが畑なのかわからなかった。立ちどまったこともあります。非常に危険です。これは、旧伊良部町時代から指摘してきましたが、なかなか改善されていません。早急な改善が必要であるが、どう対応するのか、説明してください。

次に、観光について伺います。台湾大型クルーズ船の運航について伺います。当初計画では、合計11回

の入港予定で、約1万5,000人の観光客数を予定していたようですが、実際に入港したのは3回で、観光客数は約4,170人、8回も減となったのは台風だけでなく、受け入れ態勢の不備にも原因があったと思いますが、いかがでしょうか。そして、来年以降の入港予定はどうなっているのか。しっかりした受け入れ態勢を構築し、強力に要請していかななくては、来年以降は非常に厳しく、年間観光客数40万人達成を目指す宮古島市にとって、達成への影響は大きいものと思いますが、いかがでしょうか。果たして40万人達成は可能でしょうか。その方法も伺いたいと思います。

次に、伊良部地区牧山のクジャクによる作物被害について伺います。牧山地区のクジャクは、かつて学校で飼育されていたつがいが逃げ出し、繁殖したものとされていますが、頭数が増え、農作物への被害が増えています。実際に被害を受けている農家によると、植えたばかりのカボチャの新芽がクジャクによって全滅したり、そしてある程度ついてきた果実がクジャクについばまれて農家は非常に困っているということです。これに対しての被害状況は調査しているのか。この地域は、鳥獣保護区になっていますね。だから、駆除は難しいかもしれませんが、捕獲の方法はあるのか。その被害状況は把握しているのか。あの地域には、絶滅危惧種のキンバトなどがおりますので、そういう希少な生物に対する影響なども危惧されますので、早目に状況を把握して対応を行っていただきたいと思いますが、お願いしたいと思います。

次に、市長の政治姿勢について伺います。根間地区については、午前中で下地明議員、それから砂川明寛議員への答弁がありましたので、それは割愛したいと思いますので、よろしく申し上げます。

次に、伊良部地区野球場について伺います。事業見送りの理由、そして今後の計画、これはどうなっているのか。何年もこれはほったらかしの状態で前も嘉手納学議員からも質問ありましたけども、どういふふうになっているのか。伊良部地区でも、少年野球やそれから高校生、一般等野球を楽しんでいる方はたくさんいます。しかし、球場が使用できず、学校の運動場しか利用できません。早急な改修を要望しますが、それとあわせて周辺の整備なども考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、下里公設市場について伺います。野菜類、肉類、鮮魚等市民に食材を提供する公設市場は、必要だとは思いますが、旧市場跡地を前提とした建設が進まない。駐車場の確保、それから新市場に入居するテナント料などが不透明だからと言われております。駐車場の確保が難しい現在地で建設するのか、宮古島市全体の問題として、旧跡地にこだわらず、場所移転の考えはないのか。例えばJAのあたらず市や港周辺の鮮魚売り場等も考慮して、場所選定に当たってほしいが、いかがでしょうか。

次に、トゥリバー地区についても午前中で答弁がありましたので、省略します。

それから、市営団地の賃貸料の値上げ、これが予定されているようですが、この値上げ幅と、どういふふうにやっていくのか、説明をいただきたいと思います。

以上、答弁後再質問したいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

佐久本洋介議員の質問に答えます。

大型クルーズ船の運航でございますけども、今年の台湾クルーズ船「リブラ」の寄港は、11月までに宮古島に13回の寄港予定がありました。6、8、10月の3回の寄港となっております。予定回数を下回りました。その理由としては、大型クルーズの専用バースがないということ及び水域等の条件が十分ではないということ、それからピット等係留施設の不足があるということ、また台風の影響による天候不良も考

えられております。来年以降の運航予定については、現在一応台湾からのクルーズ船は未定であります。来年3月の日本クルーズ客船株式会社のふじ丸の寄港予定があります。ただ、台湾からのクルーズ船を受け入れるためには、今回受け入れ態勢が十分じゃなくて、例えば通訳の不足であるとか、それからバスの絶対数が足りないとか、バウのピットがもやがとれない状況にあることとか、そういうことがありますので、国ではピットをバウのほうに増設しようという動きがありますので、これができればある程度は寄港も可能かなと思っております。13日にクルーズ船の誘致の協議会を立ち上げましたので、観光協会、それから商工会議所、それから県、それから国ですけども、それと宮古島市ですけども、これで話し合っ、積極的に台湾だけではなくて、日本からの誘致についても頑張っていこうということを申し合わせております。年間の観光客40万人達成については、そのクルーズ船等によって決まってくるのではないかと考えております。

◎副市長（下地 学君）

下里公設市場について、現在地での建設を目指しているかということなんですが、検討委員会を立ち上げて4回にわたって検討してまいりましたけど、去った6日ですね、地元紙にも大きく委員会の模様が報道されております。このマスコミで報道しているとおりですね、たくさんの課題が山積しております。そういう中ですね、実は下里公設市場の再建については、NPOに調査依頼をして、そこで50人会議というのを組織して、調査の結果報告が去った3月にされております。この報告書に基づいていろいろと検討し、議論をし、そして庁内でもですね、調整会議を持ったりして今日に至っているんですが、まず1つには、この調査報告が現在地での再建を前提としているというようなことで、もっと幅広く検討すべきでないかと。例えば本当にこの市場が必要なのか、今のような状況の中ですね。現在地でよいのかというようなこと等が議論になりました。問題になってきたのはですね、大きな問題は今の場所にすると、まず駐車場の確保ができないということですね、非常に敷地が狭隘であると、1,000平米ちょっとということですね。もう一つは、地権者との問題がまだ十分に解決されないというような問題、それと2億円余りの高額の投資をしてテナントを募集した場合に、本当に喜んでそこを活用することができるかどうかと、こういう幾つかの課題等が出てきてですね、そして委員の皆さんには特に宮古島市全体の市場として考えるべきだというようなことがあって、特に駐車場の問題等大きく指摘されてですね、現在地での建設は再考すべきだというような意見等がたくさん出ております。

そういう中で、委員会としてはですね、今後の課題として、やはり幅広く地域の意見等も吸い上げようということで、次回までには各委員ともそういうのをまとめてきてもらいたいというような提言もしております。さらに、佐久本洋介議員からもあったようにですね、JAのあたらす市場とか、場合によっては伊良部架橋の開通供用、さらには今下崎埠頭のクルーズ船の入港等をめぐってですね、を結ぶようなアクセス道路等の整備ができれば、その辺も含めて、将来に向けて道の駅みたいのも含めて考える必要があるんじゃないかというような意見等が出てきております。こういった議論等を踏まえてですね、答申を受けてからしか方向性が見出せないというのが現状であります。

したがって、場所の移転計画はあるかということですので、今言うようにいろんな視点から検討しているので、やはり必要だと、つくらなきゃならないということになれば、場所についても今後検討していくものだと考えています。

◎教育長（下地恵吉君）

平成21年度から3学期制に統一することを決定した経緯について、この学期制については、去る3月の定例議会において、佐久本議員の一般質問を受けて、平成21年度から全市統一した学期制へ移行すると答弁しました。これを受けて、今年の1月に伊良部地区の4小中学校の校長から各学校の2学期制についての意見を聴取し、4月以降に伊良部地区全小中学校長や県立伊良部高等学校長、教頭と情報交換を行いました。4月には、宮古島市の小中学校の職員対象に、それから9月には全保護者を対象に学校学期制に対するアンケートを実施し、実態掌握を行ってきました。また、宮古島市学校学期制検討委員会を立ち上げて、それぞれの立場から意見交換を行い、その報告を受けて最終的に教育委員会で判断をいたしました。

次に、30人学級について、質問要旨が2点から成っておりますので、順を追ってお答えしたいと思います。まず、宮古島市の現況について、それからもう一つは、今後の進行は。小学校での30人学級の実現は、仲井眞弘多県知事の公約で、30人学級制度検討委員会を設置し、具体的な実施に向けて協議を重ね、学校での適応指導が重要な小学校低学年において、少人数の学級編制による指導方法の工夫、改善のあり方について、実践、研究が進められているところです。平成20年度沖縄県内においては、1年生で30人学級が21校で実施されております。35人学級は58校で実施されております。また、2年生は51校で35人学級が実施されております。本年度宮古島市においては、1年生の35人学級を南小と東小で、2年生の35人学級を平一小で実施しています。また、そのほかの宮古島市全小学校1、2年生のすべての学級が35人以下で編制されております。

実施校での成果として、一人一人への目配り、気配りがよりきめ細かにできて、対応がしやすくなった。発表の機会が増え、学習意欲の向上へつながっている。個に応じた指導への対応もしやすい。コミュニケーションの場を多く持つことができ、よりよい人間関係を築ける等が挙げられています。平成20年度以降の実施校については、県知事は県の厳しい財政状況では、県単独の予算での対応は厳しく、国庫補助を活用したいとしており、全面実施には厳しい状況で、次年度の割り当て校についても、今のところ未定となっております。宮古島市教育委員会においては、特別な支援、指導を必要とする場合においては、特別支援教育支援者派遣事業や日本語学習支援者の配置などを通して、支援体制の充実に努めてまいりたいと思っています。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

市営住宅の賃貸料の見直しについてご説明していただきたいというご質問でございます。今回の賃貸料の見直しにつきましては、平成19年12月に公営住宅法施行令の一部を改正する政令が公布されまして、平成21年4月1日より家賃制度及び収入基準が見直しされることとなります。改正の目的としましては、住宅に困窮する多数の入居希望者が入居できない状況を踏まえ、住宅困窮者に対し公平、的確に供給するための改正となっております。

また、大きな収入変動がないにもかかわらず、家賃が上昇する現入居者に対しましては、急激な負担増とならないように5年間で段階的に家賃を上昇させていく激変緩和措置がとられることとなります。なお、今回の法改正につきましては、去った11月7日付で全世帯に通知をいたしておりまして、来る平成21年4月からの家賃決定につきましては、来年1月中旬ごろ通知する予定となっております。

◎経済部長（上地廣敏君）

まず、伊良部地区でのクジャクの件でありますけれども、平成20年の4月の8日農家からクジャクによる被害報告が出されております。現地で食害を確認、いわゆるカボチャの新芽あるいは豆類等の被害を確認しております。その後10月の23日にも2回目の調査を実施して、足跡などを確認をいたしております。

まず、有害鳥獣の捕獲については、元来県の許可を受けて行うべきでありますけれども、平成19年12月制定の鳥獣被害防止特措法によりまして、市町村みずからが捕獲許可を行使できるというふうになっております。市では、被害防止計画を策定し、7月に県のほうに申請をしており、今月中には許可される予定であります。許可がおり次第宮古島市全域を対象として、猟友会宮古支部等の協力を求めて駆除してまいりたいというふうに考えております。

◎伊良部総合支所総務振興課長（浜川明芳君）

佐良浜小学校西市道に柵、街灯の設置が必要であると思っておりますが、その対応はどうかというふうなご質問であります。議員がご指摘の市道は、日常的に地域住民が往来する基幹的な道路であります。とりわけ佐良浜小中学校児童生徒の登校、下校の際の通学路として利用をされております。現在当該道路には2カ所に街灯は設置はしてありますけれども、間隔が長くてですね、さらにカーブ等も重なりまして、非常に暗くなっている箇所があります。また、道路の幅も狭いという現状でありますので、夜の通行には危険を伴っております。特に中学生は、夜までクラブ活動をしている生徒もおりますので、その通学路の安全確保や地域の犯罪防止を図るためにも、転落防止の柵、街灯の必要性は感じております。今後財政とも調整しながら、できるように努めてまいりたいと思っております。

次に、伊良部地区の野球場の改修工事についてであります。伊良部勤労者体育センターについては、現状では試合ができない状況であります。早急に整備する必要があると思っておりますが、ただ混合土の置きかえだけの多くの土を施すだけでは、これまでと同じような経緯をたどるというふうな可能性になると思っております。そのためには隣接する体育館やサブグラウンド等と連携した運動公園化を図る必要があると思っております。大学や社会人チームの誘致できるような整備の仕方、そして伊良部大橋の架橋完成後は、宮古地区で行われている社会人野球の大会、高校野球の公式戦等も行われるような野球場のつくりを目標に、現在、年次整備計画をつくっておりますので、さらに企画調整課のほうとですね、これは連携して、整備計画を早急に図る必要があると思っておりますので、そういう方向で向かって努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

◎佐久本洋介君

幾つか再質問したいと思います。

まず、2学期制と3学期制について伺いますけど、2学期制も3学期制もそれぞれメリットもデメリットもあります。しかし、現在ゆとり教育が見直されて、時数を確保、これをやるのに学校現場は大分苦労しているようです。実際に今年の夏ですね、北中や平良中では、時数の確保が難しいということで、夏休みを短縮した経緯もあります。時数の確保からいうのであれば、これは3学期制よりは2学期制のほうがやりやすいです。しかし、両制度とも父兄も子供たちも、そういう面も考慮しながら、3学期制に決めたと思っておりますので、それは3学期制で宮古島市はいくと思っておりますけど、問題は伊良部地区ではですね、伊良部高校との連携型の中高一貫教育があるわけですね。伊良部高校がどうしても2学期制でいくのであれば、伊良部の中学校はどうするのか。その絡み合いをどうするのか。まず教育長、その点ももう一度お願

いします。

30人学級については、宮古島市でも進んでいるようです。これは、教員増にもつながるし、そして空き教室の再利用にもつながりますので、できるだけ現在の3校ですか、3校のみでなく、ほかにも増やしていければいいと思いますので、教育長よろしくお願ひします。

それから観光について、大型クルーズ船の件についてですけど、これは新聞報道で見たんですけど、6月の入港時に手配されていた観光バスの一部にクーラーが不備で暑くて乗れなかったと。この苦情が殺到したというんですね。その後すぐに減が来たわけですよ。こういうのは、やはり6月に受け入れるのに、クーラーが不備ということは、これは余りにもお粗末と言えお粗末、気がきかないといいますかね、配慮が足りなかったんじゃないかなと思います。来年度は、さっき市長の答弁にもありましたけど、私も新聞報道で見ました。来年度は誘客に向けて強力に要請していくということですので、その辺は期待したいと思います。これも新聞報道であったんですけど、観光協会が思った以上に入港回数が少なくて残念だったと。向こうのほうに原因があったような、そういう発言をしていますけど、これは受け入れ態勢がしっかりしていないと、やはり減になっていくのは当たり前だと思いますので、推進委員会などの設置がされているんですけど、市としてどのように指導していくのか、もう一度その辺もお願いしたいと思います。

それから、牧山のクジャクについてですが、いろいろ被害状況は把握しているようですが、朝早く行くと、大体は道で見れます。私もわざわざ朝早く行ってみたんですけど、2羽が道を通っていたのは私も確認しました。結構いると思いますので、ただ農業の被害だけじゃなくてですね、現在のこの既存の生物等に対する影響はないのか。そういう面も調査してほしいと思いますが、経済部長、農作物だけじゃなくて、そういう生き物の調査もお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

今年じゅうですか、今年度中ですか、県から許可がおりるの。県から許可がおり次第駆除するということですので、よろしくお願ひします。

それから、伊良部地区の野球場についてですけど、運動公園としての整備、それから社会人や大学のキャンプ地としての誘致も考えているということですけど、これは非常に壮大な計画になりますので、計画はもう立てているのかどうか。それから、できたら伊良部架橋の開通までには実行もしていったほしいけど、わずか4年では非常に厳しいと思いますので、まずどういうただ口で、頭の中でこのプランを描いているだけじゃなくて、実際に計画として立てているのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

答弁をお聞きして、再々質問したいと思います。

◎教育長（下地恵吉君）

伊良部地区では、合併前から中高一貫校というふうなことで、伊良部中、それから佐良浜中、伊良部高校の3校が連携をして、授業の交換あるいは行事等の合同実施とか、そういったものを一応実施してきているわけですけど、合併してからやはり同じ市に2つの学期制があるというのは、やはりいろいろ課題があるというふうなことから、とりあえずこの学期制の統一について、いろいろ情報交換するというふうな中で、直接伊良部高校の校長、それから教頭ともこの学期制がもし2学期制でなくて3学期制で宮古島市全体が移行しても差し支えはないかどうかですね、いろいろ意見聴取をしました。その中で、伊良部高校は現在進めている2学期制、これを一応実施していくというふうなことであるわけですけど、別に中学校が3学期制に移行しても、特別に連携している今までの授業等が差し支えることはないというふうなこと

ですね、高校側のそういった意見も徴した中で、平成21年度からの3学期制を一応決定しております。

◎伊良部総合支所総務振興課長（浜川明芳君）

確かに伊良部架橋完成後というのは、まだ時間がかかるわけですので、その間はですね、どうしても独自でできるような方策等もある程度は考えていかないと。ただ、基本的にはやはり総合整備計画の中に入れて、助成金の助成を受けて、これで整備をしたほうが財政的な面でも非常に大きいプラス面があるわけですので、基本的には総合整備計画を早目につくるというふうなことで、ご理解願いたいというふうに思っております。

（議員の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後2時38分）

再開いたします。

（再開＝午後2時38分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

クルーズ船の安定的な誘致については、やっぱりクルーズ船は1回に1,000人以上の観光客を運んできますので、しっかり対応する必要があるかと思っております。そのためには通訳等の人材育成がまず必要であります。それから、議員がおっしゃるように対応できるバスを確保する必要があるかと思っております。また、当分下崎埠頭を使うのであれば、下崎埠頭の船首のほうのピットの増設を国に要請していく必要があるかと思っております。また、漲水地区のバースの早期整備が望まれます。また、台湾クルーズ船のエージェントへの要請だけではなくて、本土のクルーズ船協会への要請も必要かと思っております。

◎経済部長（上地廣敏君）

計画を策定して、今県のほうに申請をしているということではありますが、今月中には許可される予定、これは見込みでありますけれども、予定となっております。

それから、このクジャクがいることによって、他の生物など生態系に影響はないのかという件でありますけれども、次回調査に向けてですね、県のほうにも指導を受けていきたいというふうに考えております。

◎佐久本洋介君

再々質問をしようと思いましたが、答弁がすばらしかったので、再々質問は控えたいと思います。

所見を述べて一般質問を終わりたいと思います。我々は、今市長辞職という異常事態を受け、混乱のきわみにあります。合併後連綿と続いてきた職員による不祥事、ついに現職課長の逮捕となり、市長として管理責任をとらざるを得なくなりました。しかも、市長辞職の朝、また職員による酒気帯び運転、どうなっているのかと、本当にもうため息が出るばかりです。我々は厳しい財政状況の中、5市町村合併を選びました。しかし、現状は旧市町村の標準化や整理さえもおぼつかないほどの不祥事の連続です。厳しい財政の中で始まった合併は、わずか3年で好転するとは思えなかったはず。性急に合併効果を求めるのではなく、地に足をつけた行政執行が望まれます。職員の皆さんには、事の重大さにもう少し緊張感を持っていただきたい。議会も市民のために何をなすべきか、もう一度しっかり見詰め直していきたいものだと思います。

今年も残すところわずかですが、市長辞職という憂うべく幕引きで平成20年が終わります。平成21年は、新市長のもと実り多い明るい宮古島市にしていきたいものだと思います。市民の皆さんにとっては、新しい年がいい年であることを願って、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（下地 智君）

これで佐久本洋介君の質問は終了いたしました。

◎上地博通君

通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まず、農業振興についてお聞きをいたします。その前にですね、市長がおやめになるということでありますけれども、これがもう最後の市長に対する質問だと思いますので、私も精いっぱいやりたいと思います。市長もぜひ誠意のある答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

まずは、農業振興についてお聞きをしますけれども、WTOの問題について、市長の見解をお聞きしたいということを出してありますけれども、市長の辞表が出ておりますということで、これはもう見解というよりも、この問題をどのようにしてとらえているのかということだけお聞きしてですね、宮古にとって非常に大事な問題でありますから、これがどのくらい認識されているのかをこれをまずお聞かせを願いたいと思います。

そして2番目に、今後この問題について当局はですね、どのように対応していくのか。例えばこのWTOが主要品目からサトウキビとか、肉用牛が除外されますと、先程朝の質問のときに経済部長がおっしゃいましたけれども、二百何十億円の影響が出るということでもありますけれども、これは主要品目から除外されようがされまいがですね、指定されても多大な影響を受けることになるかと心配しております。と申しますのは、関税率が今サトウキビ300、砂糖の場合は305%なんです、これが一律50%に抑えられるということになっておりますので、この50%という関税のですね、砂糖の課税が果たして全額宮古島、それから沖縄県、日本全国の砂糖生産農家にですね、配分されて、その砂糖の代金として農家のほうに配分されるわけですが、これが果たして足りるのかどうなのか。足りないとした場合には、日本政府はどのような対応をすることになっているのか。これはわかっているだけでもいいですから、まずこれを知らせていただきたい。これを我々が心配しているように、もう何にも問題がなく50%の関税だけが対応されるということになりますと、もう宮古でサトウキビ生産ができるような状況じゃなくなっていくと思っておりますので、これを市民にですね、できましたらわかりやすく説明をしてもらいたいと思います。これは、もう肉用牛も同じようなことでもありますので、関税率が下げられても、今までどおりの値段でそういう助成金等が配分されるのかどうなのか、これを今わかっている範囲内でのお答えをいただきたいと思えます。

そして、市長はこの問題について、年末の24、5と東京のほうへ行かれるということでありましたけれども、これはどういう要請をしに行くのか。ただただ行って、お願いしますとだけするのかですね、どういことを政府のほうにお願いしに行くのか。もしよろしければ、これも知らせていただきたいと思えます。

次に、サトウキビの振興について、これはWTOの問題とも関係しますけれども、お聞きしますけれども、サトウキビは今新しい制度のもとでですね、1町歩以下の収穫面積の場合には特例農家があるという

ことで、宮古の場合にはほとんど半分以上の農家が特例農家に指定されるという状況になっております。しかし、本当にサトウキビを振興するのであれば、だれでも、幾らでもつくれるということでない、振興にはならないと思いますけれども、このような問題を当局としてどのようにとらえているのか。そして、政府、県に対して、どのような要請をしているのかですね、この辺をお聞かせ願いたい。この対策によっては、宮古からサトウキビがなくなるかもしれないという危機的状況にありますので、この辺をぜひ聞かせたいと思います。

次に、畜産の振興についてお聞きをします。これは、もう毎回畜産振興についてはお聞きをしておりますけれども、今子牛の値段が下がって、非常に苦しい思いをしております。畜産農家は非常に大変な思いをしておりますけれども、宮古島の産地の方向としてですね、肥育までする一貫経営を奨励していくのか。あくまでも素牛の産地として、そういう産地に特定していくのかですね、これは早急に出さなきゃいけない結論だろうと思うんですけれども、当局としては、これについてどのようにお考えなのか。もしですね、肥育までの一貫経営をするという方針になるとして、この問題というのはどこにあるのかですね、可能なかどうかもお聞かせ願いたいと思います。

それから、この問題と畜産振興については、いろんな問題だけじゃなくて、粗飼料の生産振興をしないと、今の高騰時においては、非常に苦しい配合飼料が物すごく値上がりをしてきておりますから、いい粗飼料をつくっていかなくちゃいけないということは、生産奨励をしておりますけれども、先程朝のですね、質問に対して、種子の代金の助成も考えていきたいというような答弁をしておられましたけれども、沖縄県では粗飼料の種子に対して助成をするという方向になっているようですが、宮古島市は県の方だけをやるのかですね、それとも新たに宮古島としても対応していくのか、この辺もお聞かせを願いたいと思います。

次に、子牛が値下がりをして、非常に苦しい思いをしております。これについて、どのような販売戦略を持っていかれるのか。今年の春ごろに比べまして、今雄、雌、どちらも10万円くらいの値下がりとなっておりますので、配合飼料や生産資材は大幅な値上がりで、また原油価格が値下がりしたとはいっても、こういう生産資材の値下がりはありません。子牛の値段は値下がりしたまま、下がったままですから、今のままでは畜産農家は非常に苦しい経営を余儀なくされております。そこで、どのように販売戦略を立てて、例えば購買者の誘致をもっと積極的に行うとか、いろいろなやり方があると思いますけれども、その辺の対策がありましたら聞かせていただきたいと思います。

次にですね、野菜の振興についてお聞きをしますけれども、これまで宮古島産の野菜というのは、JAさんを通して出荷している野菜は、すべてが沖縄県農業協同組合、JAおきなわの銘柄で出荷されていると思います。これは、前から話されていることですが、宮古島をPRしていくためには、どうしても宮古島というロゴを入れたほうがいいんじゃないかということで、宮古島の出荷の箱にですね、宮古島という別なロゴを入れられないかということは何回も聞いておりますけれども、まだこの取り組みがされていないのかどうかですね、今年からされるのかどうか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、果樹の振興についてお聞きをします。昨年夏にですね、島尻愛子参議院議員や小泉純一郎元総理にお願いをいたしまして、宮古島産マンゴーの販売促進活動を行いました。これは、もう多くのマスコミからも取り上げていただきまして、宮古島産マンゴーは宮崎産マンゴーと値段の上でも肩を並べら

れるところまでいきそうなときに、たまたま台湾産を宮古島産のマンゴーだという偽装をした業者が出ましてですね、その後はもう値段が暴落をしまして、市場内では非常に苦しい販売単価となってしまったのは、皆さんもご承知のとおりであります。しかも、市場を中心に値段が暴落しましたので、非常に市場を中心に出荷していた方々が苦勞したというのは、これはもう非常に残念なことでありました。

信用を築くのは時間がかかって、何年もかけてこの信用というのは築いてきたんでありますけれども、失うのは一瞬だということをも身をもって体験しております。本当にこれだけの信用を勝ち取るのに苦勞も並大抵ではなかったんですが、これがもう一瞬にして宮古島産マンゴーが信用を失いかけたというのも非常に残念なことでありましたけれども、しかし宮古島産のマンゴーそのもの、品質そのものに問題があるというわけではありませんので、しっかりした産地証明やですね、それから生産者を明記することで、この問題は解決可能だろうと思われれます。その辺の対策がどうなっているのか。非常に気になるところでありますけれども、これは産地偽装が出た段階で、この対策協議会を持って、どのように対策をするということは話し合われたと思っておりますが、この結果をですね、もう一度確認をしていきたいと思っておりますから、この辺の説明をお願いしたいと思います。

しかし、私がちょっと心配していますのはですね、それよりも今急激に生産量が増えております。生産団地もたくさんできておりますので、この生産量が増えてきておりますのはですね、今輸送というのは全部航空機に頼っておりますが、その航空機の輸送に限界が来るんじゃないかと、これを心配しております。本当に今の輸送体系で大丈夫なのか、今の2倍も3倍も量が出ると、輸送に積み残しが出るんじゃないかということをお心配しておりますが、この辺は調べたことはあるのか。また、対策はどのようにとられるのか、この辺をお聞きをしたいと思っております。

それから、これから生産量が増えていくということは、新しい生産農家がどんどん増えてきます。この方々は、非常に販売に苦勞していくのかなと、これを心配しております。と申しますのは、産地偽装が出て値段が半値になったということもありますけれども、こうやって生産量が増えることによって、飽和状態になっていきますと、非常に市場関係あたりでは値段の暴落が心配される、懸念されるところでありますけれども、この辺をどのように販売戦略を立てていかれるのかですね、そこで気になっておりますので、その辺がもし特にありましたらそれを聞かせていただきたいと思っております。

続きまして、宮原地区のは場整備についてお聞きをしますけれども、これは今までいろんな方面から出ておりますから、私はですね、この圃場整備については、返還する補助金の割合をですね、聞かせていただきたいと、これだけをお聞きしたいと思います。まず、市長、副市長、それから業者、職員というふうに分けてですね、だれが例えば三役といいますか、特別職は何%の割合、それから業者は幾ら、職員は幾らの割合でこれは返還というか、補償すると、負担をするというふうなのがわかっていたら、それを聞かせていただきたいと思っております。

答弁を聞いて再質問をしたいと思っております。よろしく申し上げます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

上地博通議員の質問にお答えします。

WTOの問題に関して私の見解でございますけれども、WTO農業交渉については、沖縄県の基幹作物である砂糖を初め、農畜産業に壊滅的な打撃を与えるばかりでなく、食品加工や観光等の関連産業に至るま

で、多方面にわたり深刻な影響が懸念されております。重要品目の十分な数の確保に向けて、関係機関と連携を密にして、しっかりと要請をしまいたいと思っております。今月の24、5日に東京に参りますが、農水省に参ります。WTOの合意が先延ばしになったとはいえ、農水省はこれに関して大変深刻に受けとめております。これの最新の情報等を農水省に行って収集してまいりたいと考えております。基本的には地下ダムと、それから基盤整備の要請に行くわけでございますけれども、しっかりとこれについても情報を収集してまいりたいと考えております。

◎総務部長（宮川耕次君）

まず、損害賠償はどのような比率でなされるのかというご質問だろうと思えます。まず、損害賠償についての基本的な考え方としましては、まず現在経済部で補助金返還のですね、要求がなされました。その基本的な考え方を申し上げますと、その額からまずこの不正問題でですね、まず不法に取得した業者からですね、これを返還すると。その返還額を差し引いた残りの差額の分がですね、市に負担を与えたというふうになるだろうというふうに考えております。その額をどのような割合で配分するかということなんですが、法的にこれがこういった一つの統一したですね、基準があるわけではなくて、その不正行為のケースによって、全国にいろんな判例とか、事例等々がございます。一応前回ですね、池間健榮議員の資料でパーセンテージも示されました。それも一つの方法かもしれませんが、一応特別職、特に市長については民法の規定を使う。それから、職員については地方自治法第243条の2の規定を使ってやるんですが、特に今回の場合はですね、その職員については予算執行等の職員というふううたわれていて、非常に細かい規定がございます。したがって、副市長についての規定はなかなかうたわれていないんですが、一応この規定の中には主会計管理者、当時の収入役といましようか、兼掌助役とか、そういうのも含めればですね、この自治法の職員の賠償の件に属するのではないかとというふうに考えております。

したがって、現在その割合をですね、きちっと経済部で一生懸命整理しているだろうと思えますが、その整理ができ次第明らかになってくるかと思えますが、最終的な判断は職員については、監査委員をお願いしているわけですので、監査のほうで結論は出てくるものだというふうに思います。

◎経済部長（上地廣敏君）

質問項目が非常にたくさんでありますので、もし質問に対する答弁漏れなどがあれば、指摘をお願いしたいと思います。

初めに、農業振興のサトウキビの件でありますけれども、今WTO農業交渉をめぐっては、JAグループが中心となり、全国集会等を開催して、重要品目の取り扱いなど、国の主張が十分反映されるように取り組みを強化しているところであります。砂糖を初め、農畜産業に壊滅的な打撃を与えることが懸念されているため、今後関係機関などと連携をして、さらに粘り強く取り組んでいく必要があるというふうに思っております。また、関税が下がることによってですね、今300%を超えている関税が議員の質問では50%に下がると、あるいは日本が課税できる50%の上限税率を課税すると、その分については国はどう考えているのかという質問であると思えますけれども、現在のところは重要品目から外れた場合における国のサトウキビに対する具体的な数値などは、まだ示されておられません。したがって、WTO交渉が年内は厳しいというふうなマスコミ報道等もありますので、年明けにまたこのWTOの問題については、新たな動きが出てくるというふうに考えられますので、このサトウキビにつきましてもですね、農協あるいは県の

ほうとも十分情報を交換しながら、注視してまいりたいというふうに考えております。

次に、特例農家の件でありますけれども、平成20年／平成21年期の交付申請状況からすると、約6割です。ね、の農家が特例要件であります。宮古では、現在のところ12月、今月の12日現在で59.14がA5の特例の要件の農家ということで、大変厳しい状況であります。このため生産組織、各地区に旧市町村ごとにサトウキビの生産組合を設置しておりますけれども、この組合を通して関係機関と連携して、認定農業者や基幹作業を委託するものなどへ誘導していくと。すべての生産農家が支援対象となるよう条件整備に努めております。特に宮古地域においては、夏植え栽培が中心であることから、基幹作業の一つである耕起、整地作業の実態を明確に把握して、受委託体制の構築について検討をしているところであります。

一方、伊良部地区におきましては、手刈りグループへの委託やゆいまーるによる手刈り作業の実態がなお依然としてあるために、今後です。ね、本則要件に該当するよう収穫作業の受委託体制の確立に向けて努めているところであります。今後は、国に対しては農業団体と連携を図りながら、支援対象要件の緩和、見直し等について要請をしているところであります。

次に、畜産の振興でありますけれども、まず市としましては、平成19年の12月21日に肉用牛増頭推進生産者大会において採択されました1戸1頭増頭運動を進めていきたいというふうに思っております。今後ともです。ね、宮古和牛改良組合が策定した宮古牛生産振興計画書及び肉用牛増頭推進生産者大会で掲げた計画等に基づきまして、飼養頭数2万1,000頭以上、成雌牛が1万2,000頭以上、そして子牛販売頭数8,500頭以上、販売額を30億円以上の達成に向けて、関係機関と連携を図り、振興を図っていきたく。ただ、議員ご指摘の肥育の一貫経営まで考えているのかということでございますが、城辺の施設など郡農協が6月で利用を廃止をしております。そういったことから考えてみますと、肥育の一貫体系については、大変厳しい状況にあるというふうに考えております。

次に、粗飼料の生産であります。宮古地域における平成19年度の飼料作付面積764.4ヘクタールであります。市としましては、毎年飼料作物の種子購入補助金を行っているところであります。これは、装置を更新した場合も同様に補助金を行っている。全体的に見ますと、夏場には粗飼料確保は可能であります。冬場に粗飼料が不足している現状である。また、宮古で植えられている永年草は暖地型であり、冬型との混植が可能か等粗飼料の生産確保について今作物、その種類等も含めて検討しているところであります。なお、県のほうでも粗飼料について助成金が出されると。市独自の助成も検討できないかということですが、現在やっている種子購入補助金がございますので、県がこういった部分で助成を実施してくるか、その方向も見て、市においても県の補助金の要綱等を踏まえて、検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、畜産振興の販売戦略でありますけれども、ご承知のように平成19年の12月までは高値安定で推移しておりましたけれども、本年に入りまして、下落傾向に移っております。ただ、この傾向は全国的なものであります。農家にとっては大変厳しい結果になっております。市といたしましては、関係機関と連携しながら、毎年2月に購買者誘致活動を展開しているところであります。今年度は1月からの競り価格も安値が続いているために、沖縄県、宮古島市、JAおきなわの関係者で2月に九州地区、山形県、それから8月には再度山形県での購買者誘致を行ってきたところであります。購買者誘致につきましては、新年度も積極的に展開をしていくというふうに考えております。

それから、施設野菜の振興であります。本市の取り組みはですね、拠点産地認定を受けているゴーヤ、トウガン、カボチャを中心に施設の必要な農家にハウスの設置助成、被覆資材の助成、それから種子、種苗購入助成や施設園芸共済加入農家への助成等も行っております。今後とも継続して実施するとともに、他の野菜も含めた土づくりのための堆肥等の助成も行っていきたいというふうに考えているところであります。

また、今年度はオクラ、ラッキョウ、島ニンニクの組織育成やブランド産地化を関係機関の協力を得て取り組んでまいります。その他沖縄県農業生産・経営対策事業のソフト事業等を活用して、展示圃の設置、それから先進地視察等を行っていきたいと。これについてですね、この指定産地を受けたにもかかわらず、宮古産としてのネーミングが入らないというふうなことがこれまで言われてまいりました。この件につきましてはですね、協議会などともぜひJA系統出荷される分につきましてはですね、宮古島産のネームを入れてもらうようにということで、JAのほうで今取り組みをしていると。恐らく今期からのですね、出荷箱などには宮古島産が入るものだと期待をしているところであります。

次に、果樹の振興であります。果樹振興に対しての本市における取り組み状況は、マンゴーが中心であります。そのほかドラゴンフルーツ、パパイヤ、パッションフルーツなどの栽培面積が拡大してまいっております。本市といたしましても、施設が必要なマンゴーやパッションフルーツには経営構造対策事業の導入あるいは市の単独ハウス設置助成、また施設園芸共済加入農家への共済金の助成等を行っておりますが、今後とも継続して実施をしております。ドラゴンフルーツやパパイヤも含めた土づくりのための堆肥等の助成も行っていきたいと思っております。これは、新規にぜひ実現をしたいというふうに考えております。また、今年度はマンゴーの栽培面積が約60ヘクタール以上に増える見込みであります。拠点産地の認定申請も行っているところであります。

議員が指摘しておりました栽培面積が拡大することによって、生産量が増えていくと。輸送体系が心配になってくると。あるいはそれで積み残しが出てくるのではないのかというふうなことがあるということでございますけれども、私もですね、ある方からそういった話は聞いておりますが、いろいろ今宮古から東京へのマンゴー、果樹類の輸送体系には、今後を想定した場合にちょっと無理があるのではないかと。したがって、一部民間ではですね、これはまだ確定はしておりませんが、チャーター便の活用を検討しているところもあるというふうな話なども聞いておりますので、これが具体的にどういった形でチャーター便の就航ができるのかですね、その辺も今後勉強してまいりたいと。その輸送がピークに達する場合に、絶対に積み残しなどがないようにですね、頑張っていきたいということと、それから一極に集中するというふうなことから、値崩れが起こる可能性もなきにしもあらずというふうに考えておりますので、市場の開拓につきましてもですね、事業の活用をしながらですね、今各政令都市などには主要市場ございますので、そういったところも視野に入れながら、日本全国に宮古島産のマンゴーを中心とする果物が発送されるように一生懸命取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎上地博通君

再質問を行いたいと思っております。

WTOの問題に対しましては、市長もこれはもう重要であるということは認識しているようでありますけれども、本当にこの問題が宮古島の農業に与える影響というのは、もうどうなるかわからないと。本当

宮古で農業が続けられるかどうか分からないような状況に陥るかもしれないということで、非常に心配をしておりますから、ぜひですね、機会あるたびに残りわずかと言いながらも、これに頑張ってくださいたいと思っておりますから、ぜひ今度東京へ行かれましてですね、この問題をぜひ要請もしていただきたいと、このように思っております。

サトウキビ振興について、さらにお聞きしますけれども、例えばこれまで宮古島の特例農家というのは60%だと、今部長から話がありました。これは、今の制度をそのまま続けていきますと、60%の方々のうち何割かの方々がもうトン当たり4,000円ぐらいのサトウキビしかつけれないという状況に陥る可能性が出てくるわけですね。ですから、これは絶対にそうあっちゃいけないというふうに思っておりますから、こういうことが起こらないように、これはぜひ対策をとっていただきたい。これは、農協任せにするんじゃないくて、行政もこれの中心になってやっていただきたいと。何でもかんでも農業のことは農協にお任せじゃなくてですね、行政がやるべきことはちゃんと行政がやっていくということも必要ですから、これはぜひ取り組んでいただきたいと、このように思います。

それから、畜産の振興についてでありますけれども、肥育はちょっと厳しいだろうということでありますので、これは素牛産地として特化していくという方向になろうかと、部長の答弁からしますと、そうなりますが、しかし今の子牛の値段でいきますと、これは子牛産地としても非常に厳しい状況なんです。ですから、畜産の振興を本当にやっていくのであれば、こういう畜産経営に安心して農家に取り組めるような価格体系まで何らかの形で行政も応援をしていくということが大事だと思っておりますから、ぜひ購買者誘致だけでなくですね、いろんな面でそれらの畜産の振興についての助成、それから粗飼料の生産についても、いい草を見つけるということまでも含めてですね、これも含めて考えていただきたいと、このように思っております。もちろん販売戦略というのは、これは一番購買者の誘致、肥育業者の誘致といたしますか、購買者の誘致が大事でありますから、これをですね、現在来ている方々だけじゃなくて、新規の方々も誘致できるような体制をとって、もっともっと積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

施設野菜の振興についてお聞きしますけれども、今まで部長からも話がありましたように、指定産地に指定されても、やっぱり宮古島というロゴが入っていないとですね、JAおきなわですべてが統一されてきております。宮古島をPRする機会が余りなかったのは、もうご承知のとおりでありますので、宮古島のPRをするためにも、絶対必要でありますから、これはさらに、もし今年だめでもですね、来年からどうしてもこのロゴが入るように強力なバックアップをお願いをしたいと思っております。

それから、果樹の振興についてであります。去年の夏に販売促進に参りましたときにですね、マスコミの方々もいっぱい来ていただきました。それで、毎年来るのか、それとも毎年こういう販売促進を行っているのかというような質問等もありましたので、これからはできるだけ行きたいというように答えましたけれども、しかしこれは我々生産農家だけでやるというわけにもなかなかいかない問題でですね、行政もバックアップをして、どうしても市場関係者、それから場所の確保というのはお金もかかることですから、こういうものも幾らか助成をしていただかないと、生産農家だけでは対応できない面もありますので、ぜひこの辺の対応ができないかどうかもお聞きをしたいと思っております。

それから、宮原地区ほ場整備についてお聞きしますけれども、私はですね、そういう細かいこと、地方自治法とか、民法何条とかということは、恐らく市民の皆さんもわからないと思うんですよ。ただ、そう

じゃなくてですね、市長、副市長は何%、何割、それから職員は何割という、わかりやすい方法でできるだけ、金額は出なくていいんですよ。何%は責任を持って市長、副市長、それにかかわった方々が持つというふうな答弁をいただきたいんです。そうしないと、これは今回の議会で補正で追加したいという話が出ておりますから、こういう担保がとれないことには、我々はどうか判断していいかわからない。ただただ、みんな一般財源からそれを支出して、それではいい、これで終わりですというわけにはいかないと思いますので、この辺がどういうふうに対応していけばいいかですね、市民の皆さん、議会の皆さんにも判断ができるような資料、材料を提供していただきたい。これによって、我々も判断しなきゃいけないこともあると思いますので、この割合ですね、7,000万円余という今返還額が出ておりますけれども、これを何割は市長、副市長で持つ、業者は何割、それから職員は何割という割合をぜひ示していただきたいと思います。

再々質問を行いたいと思います。よろしくをお願いします。

◎総務部長（宮川耕次君）

何割というのは、今のところ難しい状況です。まず、国の返還額がですね、約7,000万円ということですが、これにはいろんな仕分け作業が残っておりまして、現在その市長、副市長あるいは業者、一般職員、この割合を示すことは大変難しい状況です。ただ、一つ一つの業者へのそういった返還のための事務手続ですとか、あるいは監査、職員のそういった損害賠償があるのか、どの程度あるのか、そういったものの請求とかですね、そういったいろんな事例も調べている段階ですので、そのうちに明らかになってくるものだと思います。もちろん監査請求した結果、そういったきちっとした決定がなされれば、そういったものは尊重していくというような姿勢に変わりはありませんので、もうしばらくお待ちいただきたいというふうに思っています。

◎経済部長（上地廣敏君）

今年ご質問の上地博通議員を中心にですね、呼びかけがありました。東京のほうで自民党会館でありましたけれども、宮古島産のマンゴーについてのPRをすることができました。小泉純一郎元総理大臣が全面的に協力していただき、宮古島産のマンゴーが全国的にPRされたというふうに思っておりますし、これを一過性のものにしてはならないというふうに考えております。できる限り毎年続けてですね、実施をしたほうがよろしいと。特に今年は、そのPRした直後に産地偽装の問題が出てまいりました。大変宮古島産が宮崎産のマンゴーに追いつき、追いつくと、あるいは味では宮崎産にまさるとも劣らないというふうな評価を受けている最中の出来事でありましたので、大変ショックを受けておりましたけれども、これを来年以降もですね、引き続き実施していくことによって、信頼回復にもつながっていくと思われ、また全国の消費者の皆さんが本当に宮古島産のマンゴーはおいしいというふうな評価をしていただけるといふふうに考えておりますので、できるだけ知恵を絞ってですね、どういった場所で、それからどういった方々にPRの前面に立ってもらいたいというふうなことも含めてですね、農政課が中心になると思いますが、これを行政だけでできる問題でもございませんので、関係機関と連携をしながらですね、PRの戦略を立てていきたいというふうに思います。

まず1つはですね、私今年世田谷まつりに参りました。ちょうど宮崎のテナントが宮古島市の隣でありました。向こうのほうは宮崎産マンゴーもう既に終わっておりまして、宮古から宮古島産のマンゴーを持って行って、大変好評を得たというふうなことで、話によりますと、世田谷まつりで40万人の方々がお見

えになるというふうにも聞いておりますので、そういったところも一つの宣伝の、PRのですね、場所としていいのではないのかというふうにも考えたりもしておりますので、今後その方法を含めてですね、産地協議会も立ち上げてありますので、そういった組織を網羅して検討してまいりたいというふうにも考えております。

ネーミング、いわゆる宮古島産ということではありますが、これについてはですね、今産地協議会でも議論しているところであるというふうにも思っておりますし、前回の答弁でも申し上げたとおり、指定産地を受けている品目、いわゆるトウガン、ゴーヤ、カボチャ等ですね、その辺についてもJAおきなわ宮古地区本部の本部長などのお話を聞きますと、ネーミングができるような取り組みをしているというふうなことを聞いておりますので、ぜひともこれは宮古島産の名前が入らないと、せっかくいい品物をつくってもですね、JAおきなわで統一されてしまうという議員のご指摘のとおりでありますので、その辺についても十分生産農家の希望にかなうような形で進めてまいりたいというふうにも思います。

◎上地博通君

ありがとうございます。ぜひ経済部長にはですね、宮古島産の農産物販売が順調にいくように、これからは頑張ってくださいと思います。

それからですね、私は宮原地区の問題につきまして、今総務部長から話がありました。これは正直言います、私は総務部長が答える問題じゃないと思うんです。ここには責任をとらなきゃいけない政治家、要するに市長、副市長がいらっしゃるわけですから、この方々が市長、副市長が自分たちは幾らの責任を持つということを明確にさせていただかないことにはですね、総務部長がじゃ、市長はもう12月いっぱいやめました。そうしたらやめた後はどうなるんですかと、こういう問題もあります。ですから、これにはぜひ市長が答えていただきたい、どうするのか。そういう弁償といいますか、これをする意思があるのかどうかも含めて、どういう方針でやりたいということを答えていただきたいと思います。

それから、これから申し上げることは私見でありますから、これには答弁は要りませんけれども、私は今の問題も含めましてですね、これまで先日の質疑の中におきまして、議員から質問が出されたことに対して、市長がこれまでに議会において答弁されたことをですね、部長が平気で変えるような答弁をします。これが今の宮古島市を混乱のきわみに陥らせた一番の原因じゃないかと思っております。政治家、トップにある方々が方針はこうだということを議会で、市民の前で約束したにもかかわらず、これを部長がですね、何の市長に断りもなく、いや、それはできませんとか、それ以上のことを政治家以上のことを答えるというのがですね、これは市長がそうさせたのかどうかはわかりませんが、これが一番の原因じゃないかと思っております。ですから、ぜひ職員の皆さんもですね、こういう自分の置かれた立場、それから何をしなければいけないかということを考えていただいて、これからは職務に専念をしていただきたい。そうしないと、今までみたいなことが繰り返し行われるんじゃないかと、これを心配しております。ですから、こういうことのないようにですね、ぜひこれは私見でありますけれども、これは私の私見として聞いていただきたいと、このように思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

宮原の問題の後処理については、午前中も答弁いたしましたけれども、基本的には業者からお金を返し

てもらってそれで埋める。その残りについては、職員については監査を今請求しておりますので、それで決めていくと。また、市長、副市長については、県内にも国頭村とか、東村とか、同様の事例のところもあります。県外にもあります。そういうのを勘案して、しっかりと市民が納得できる、議員も納得できるような対応をしてみたいと思っています。

◎議長（下地 智君）

これで上地博通君の質問は終了いたしました。

しばらく休憩いたします。

（休憩＝午後 3 時35分）

再開いたします。

（再開＝午後 3 時52分）

本日の会議は、議事の都合上あらかじめこれを延長いたします。

◎新城啓世君

せんだって2人で構成していた会派新政クラブを解散しました。寂しい思いで1人で座っている複雑な思いでございますけれども、話題豊富な会派そぞうの皆さんと新会派21世紀新風会を立ち上げに参加した池間雅昭議員のご健闘、ご活躍を祈念するものでございます。

ところで、9月定例会では諸般の事情で、不本意ながら一般質問の機会をなくしてしまいました。二度と再び伊志嶺亮市長に質問することができるなどは夢にも思いませんでしたが、このたび辞任を表明された伊志嶺市長でございますから、今回が名実ともに最後の質問になるかと思えます。問題を追及されたとき、職員を信頼しているが、市長のいつもの口癖であったわけですが、本来信頼という言葉は、自分を相手方に預けることも意味するわけですから、そんなに軽い言葉ではありません。そもそも信頼関係は、当事者間の問題ですから、第三者に対しては何の意味も持たないと考えたいと思います。今回の任期中の辞任という結末は、信頼して決裁責任を職員に預けてきた市長が悪いのか、信頼にこたえ切れなかった職員が悪いのかは、個々人が判断することとして、結果は市民にしわ寄せが来ました。辞任表明されたとき、かつて見たことないような表情で、怒り心頭をあらわにした市長の悔しさは十分伝わってまいりました。副市長以下、職員の裏切り行為に加え、ご自分に対するいら立ちも大いにあったのではないのでしょうか。医師として、多くの市民の健康を守り、命を救われたご功績は偉大でも、市長としては残念ながら問題となった麻生太郎総理の発言の一端を見る思いがいたしました。旧平良市時代を含めて7年余、27回目の伊志嶺市政への一般質問を行います。攻めても、幾ら攻めて攻め切れなくて、常に消化不良で終わってきた一般質問であります。今度ばかりは、潔いご答弁を聞かせていただきたいと思います。

さて、市長は白川田の水問題を焦点に戦われた選挙で、見事初当選されました。県下でも、悪評高かった宮古島の選挙風土、つまり金権選挙、買収選挙を排除したことは、画期的なご功績であり、称賛に値いたします。おかげをもって、金のない私でも選挙に出られるようになったわけですが、今は私がこうした議員としてあるのは、伊志嶺市長のおかげさまということになります。しかし、皮肉にも伊志嶺医院で聴診器を当てていただいた伊志嶺先生を市長になられたがゆえに、私が議員になったがゆえに、伊志嶺市政追及の急先鋒の役割をしてきております。市長の辞任表明を受けての複雑な心境の中で、市長にお伺いいたします。

宮古の選挙風土の改革についてのご功績は、先程申し上げました。失政、不祥事ばかりが目立った伊志嶺市政であります。旧平良市長として3期11年余、宮古島初代市長として3年余にも相なり、市民生活、福祉、雇用の創出、農水産業、教育振興、産業育成、その他観光を含めて、そのほかについて伊志嶺市長が挙げる功績、実績について5点挙げるとすれば何でしょうか。

次に、今のままでは自治体がつぶれてしまうとして、5市町村が合併して宮古島市が誕生したわけですが、合併を強力に推進した旧平良市長として、合併はやはりやってよかったあるいはやるべきでなかったについて、ご見解とその理由をお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、市長、副市長が同時に辞任された場合、宮古島市の市長職務を代理する吏員の順序を決める規則では、第1順位が総務部長、第2順位が企画調整部長となっております。ほかにはありません。同時辞任はなくなり、年明け早々から新市長が誕生するまでの間下地学副市長が市長の職務を代理することになります。約1カ月間ですが、特に事業部門の停滞を招くことなく行政運営はできるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

また、考えにくいことではあります。もし副市長に事故があるとき、どのような体制なのかもお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、来年1月25日にも予定される次の市長選挙に伊志嶺市長はどのようなかわりをするおつもりか。つまり後継者を立てたり、積極的に選挙運動に関与されたりするおつもりか、お聞かせいただきたいと思ひます。

次に、次の新市長に期待することは何か。これまでの不祥事を払拭、つまり現在の市役所のよどみを除去、正常な行政運営に戻すために新市長はどのような姿勢で臨むべきか、ご意見を賜りたいと思ひます。

市長は、辞職に当たって、職員に襟を正してもらうためにやめると言っておられます。市長辞任の代償は職員の綱紀粛正であったはずですが、追い打ちをかけるような酒気帯び運転による職員の検挙であります。もう手の打ちようがないといった印象さえ受けますが、再度職員に対して言っておきたいことは何でしょうか。

次に、今後の宮古島市の将来像、宮古島市の自立に向けた将来像についてお考えがあればお聞かせいただきたいと思ひます。

また、宮古島市を全島公園化、いやしの島として全国、世界各地から心身障害を持つ人たちのための保養施設の島にしたら、それこそ宮古島市は大海に浮かぶ楽園都市になる。その手始め作業として、トライアスロン大会と並ぶ車いすマラソン大会の開催はできないかということが私の持論であります。私の今後の政治活動の一つのテーマでもあるこの楽園都市、いやしの島、市長になられるまでの医師としてのご経歴から、私のこの構想についてどのように受けとめられるか、退任される伊志嶺市長のご意見を伺っておきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上、答弁を聞いて再質問します。

◎市長（伊志嶺 亮君）

新城啓世議員の質問にお答えします。

まず、私に5大功績があったかどうかわかりませんが、やってきたことについてお答えすると、1つは島づくりの方向性を定める各種計画を策定したことであります。第1次総合計画を初め、国土利用計

画、地域防災計画、下地島空港等利活用計画書など各部門の計画を策定して、宮古島市としての進むべき方向性を明らかにすることができました。

第2に、環境保全及び美しい島づくりへの取り組みが強化されたことであります。指定ごみ袋制度の効果により、ごみの減量化、資源化及び不法投棄、ごみの撤去が進んでおります。また、エコアイランド宮古島を宣言し、環境モデル都市の候補に選ばれるなど、資源循環型の島づくり構築に向けて進展しております。

第3に、財政再生団体への危機を回避して、赤字財政から脱却できたことです。これは、トゥリバーの売却が大きな要因ですが、市内部においても緊急行動計画を策定して、職員一丸となって取り組んできたことも財政健全化を達成した要因となっております。

第4に、経済活性化へ向けた産業基盤づくり及び雇用の拡大が図られたことです。伊良部島の農業振興促進に向けた水利用の基盤を整備する宮古伊良部地区国営土地改良事業が採択されました。また、コールセンター業務の開始やインキュベーション施設の活用に向けた動きなど、雇用拡大に向けて進展しております。

第5に、本市の緊急課題である葬斎場の建設にめどがついたことです。葬斎場は、既に地鎮祭を終え、平成21年度に着工予定しております。また、ごみ処理場については、地域住民の合意を得ながら、平成22年度に着工に向けて、環境影響調査の準備を進めており、緊急課題の早期解決に向けて着実に進展しているものと考えております。

合併してよかったかどうかということですが、旧5市町村が合併して宮古島市が誕生したことは宮古の将来を展望する意味でも、財政的な視点から考えても、合併はすべきだったし、してよかったと考えております。ただ、合併して3年たっても、行政に対する旧市町村のスタイルややり方がなかなか統一することができず、混乱が続いたことが残念であります。早く宮古島市としてのスタイルを確立して、職員が市民と一体となって取り組んでくれることを期待しております。

新市長誕生までの行政運営でございますけれども、市長が退職し、次の新市長が誕生するまでの間は、地方自治法第152条第1項により副市長が職務を代理することになります。

次の市長選挙とのかかわりでございますけれども、次の市長選挙のかかわりについてですが、まだどなたが立候補するかわからない状況であり、全く白紙の状況であります。

次の新市長に期待することは、一連の問題收拾を法に従ってしっかりと対応してもらいたいと考えております。また、下地島空港の平和利用だけはきっちり守ってもらいたいと考えております。

退任時に職員に対して言っておきたいことは、市民の負託を受けて市長になった私がやめるということの大きな意味を職員一人一人が自覚してもらいたいと思っております。そして、二度とこのようなことがないように、襟を正し、しっかりと仕事に取り組んでもらえるものと期待しております。

宮古島の将来像でございますけれども、昨年12月宮古島市の今後10年間の目標である第1次宮古島市総合計画を策定しました。島づくりの将来像として、こころつながりの島宮古を掲げて、その実現に向けて取り組んでいるところであります。島に住む人々が力を合わせてみんなで作る元気で誇れる島づくりに込められた相互扶助、住民本位、健康の思いを実現できるよう、島づくりに努めてもらいたいと考えております。

議員の持論である楽園都市の考え方については、私も大賛成でございます。

◎新城啓世君

かつて経験したことのないようなスムーズなご答弁ありがとうございます。市長のご功績につきましては、その判断は市民の皆様方にゆだねるとしまして、今度は今後の行政運営につきましては、副市長にお伺いしたいと思いますけれども、新市長が誕生するまで市長職務代理を務められる予定の副市長でございます。伺います。地方自治法第167条は、副市長は普通地方公共団体の長を補佐し、その補助機関たる職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより普通公共団体の長の職務を代理するとうたっております。もし副市長が職員に法令遵守を説く前に、ご自分でこの法律をそしゃくしておけば、今回の宮原の問題によって市長が辞任に追い込まれることはなかったかもしれません。地方公務員法によって、筆頭部長も懲戒処分を受けております。地方自治法における副市長の政治的責任に加え、この事件の背後関係を考えた場合、副市長の道義的責任は非常に大きい。本来ならば下地副市長が真っ先におやめになっていなければならない、私はそのように考えております。職員の不祥事で市長が辞任することは異例とのマスコミの見方もあります。副市長は、実務上の最高責任者として、市長の盾になれなかったわけですから、市長に対して、ましてや市民に向かって、その辺の問題に関してのご見解をお聞かせいただきたいと思っております。そして、どのような姿勢で今後市長職務代理を務められるおつもりか、ご答弁をよろしくお願いたします。

◎副市長（下地 学君）

議員指摘のとおり、職責上の責任は重大であり、道義的にも、さらに職務の上からも厳粛に受けとめております。ただ、市長より先に責任をとるべきじゃなかったかというご質問なんですが、このことについては、いろいろ時間をかけて、市長とも協議してまいりました。ところが、同時に退職するということは、行政に支障を来し、さらに一連の問題の処理についても、一つの方向性をきちっとしなきゃならないと、そういうことで次の市長が誕生するまでは、職務代理としてきちっと業務を遂行し、新しい市長が仕事をやりやすいように引き継いでもらいたいというようなことで、市長の意思を受けて、私が新しい市長が誕生するまでは職務を代理することになりました。

あと1点は、どのようにして業務を遂行するかということなんですが、やはり今の厳しい状況を踏まえて、職員一丸となって、そして市民、議会の協力も得ながら、万全を期して頑張りたいと考えております。

◎新城啓世君

今回をもって伊志嶺亮市長への質問を終えるかと思えますと、もうしばらく立っていたい、そのような思いもするこのときでございますけれども、伊志嶺市長と議員の立場でおつき合いをさせていただきました約7年間です。野党という立場もあり、一時は空転議員というありがたい名前もいただいたこともあります。しかし、伊志嶺市政に対する質問は今限りでもう終了、来年には新しい市長を迎えることとなります。伊志嶺市長におかれましては、今度の問題解決について、年内には法令に基づく道筋をつけられ、過重な責任から解放され、新しい形で新年を迎えられることを祈念するものであります。市長、お疲れさまでございました。

これで私の一般質問を終わります。

◎議長（下地 智君）

これで新城啓世君の質問は終了いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

(延会=午後4時11分)

平成 20 年

第12回宮古島市議会(定例会)会議録

12月16日(火) 4日目

(一般質問)

平成20年第12回宮古島市議会定例会（12月）議事日程第4号

平成20年12月16日（火）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程と同じ

平成20年第12回宮古島市議会定例会（12月）会議録

平成20年12月16日

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（26名）

（延会＝午後3時00分）

議長（14番）	下地 智 君	議員（13番）	宮城 英文 君
副議長（17"）	嘉手納 学 "	"（15"）	新城 啓世 "
議員（1"）	友利 惠一 "	"（16"）	眞榮城 徳彦 "
"（2"）	與那嶺 誓雄 "	"（18"）	佐久本 洋介 "
"（4"）	新里 聰 "	"（19"）	與那覇 夕ズ子 "
"（5"）	仲間 明典 "	"（20"）	上里 樹 "
"（7"）	砂川 明寛 "	"（21"）	下地 秀一 "
"（8"）	棚原 芳樹 "	"（22"）	池間 雅昭 "
"（9"）	前川 尚誼 "	"（23"）	豊見山 恵栄 "
"（10"）	亀濱 玲子 "	"（24"）	富永 元順 "
"（11"）	山里 雅彦 "	"（25"）	富浜 浩 "
"（12"）	池間 豊 "	"（26"）	上地 博通 "
		"（27"）	下地 明 "
		"（28"）	平 良 隆 "

◎欠席議員（1名）

議員（3番） 池間 健榮 君

◎説明員

市長	伊志嶺 亮 君	上野支所長	砂川 正吉 君
副市長	下地 学 "	下地支所長	平良 哲則 "
総務部長	宮川 耕次 "	水道局次長	砂川 定之 "
企画政策部長	久貝 智子 "	消防 長	砂川 享一 "
福祉保健部長	譜久村 基嗣 "	教育 長	下地 恵吉 "
環境施設整備局長	長濱 博文 "	教育部 長	長濱 光雄 "
経済部長	上地 廣敏 "	生涯学習部 長	饒平名 建次 "
建設部長兼 地域戦略局長	與那嶺 大 "	総務課 長	下地 信男 "
会計管理者	平良 富男 "	財政課 長	石原 智男 "
平良支所長	狩俣 照雄 "	企画調整課 長	伊良部 平師 "
城辺支所長	平良 光成 "		

◎議会事務局職員出席者

事務局 長 喜屋武 重三 君 議事係 仲間 清人 君
次 長 荷川取 辰美 " 庶務係 長 友利 毅彦 "
補佐兼議事係長 前里 安男 "

◎議長（下地 智君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は、25名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第4号のとおりであります。

この際、日程第1、きのうに引き続き一般質問を続行いたします。

それでは、順次質問の発言を許します。

◎平良 隆君

私見を交えながら質問をさせていただくわけでございますけれども、きのう議会冒頭で伊志嶺亮市長が今月いっぱいやめたいというご報告を受けております。そういう中で、一般質問を取り下げようかなと思っていたんですけども、やはり行政というのは継続でございますので、一般質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

伊志嶺市長は、職員のこれまでの数々の不祥事、不正行為、事務ミス等に対する道義的責任を強く感じられて今月いっぱい辞任ということになっております。合併後の市長として市民から4年間の負託を受けて途中でおやめになるというのは、伊志嶺市長にとっては非常に無念であり、残念きわまりないことかと思っております。私も一市民としてこのようなおやめになるについては、非常に残念に思っているわけでございます。職員の皆様方におかれましては、市長のこの辞職を厳粛に受けとめて、これからの行政運営にやはり襟を正してこういうことが二度とないように、ぜひ行政運営に当たっていただきたいなと思っております。

伊志嶺市長におかれましては、これまで旧平良市時代の市長として3期約12年間、合併後のこの3年余の市長職を務めていただきました。本当にご苦労さまでございます。また、特に合併後の市長職3年余というのは本当にいろいろのことがあったかと思っておりますけれども、しかしやはり市長としてのすばらしい事業をなし遂げた功績が私はあると思っております。特にごみ処理施設の位置決定の問題、また葬斎場の位置決定の問題、特にまたトゥリバー売却問題に対しては、市民の皆様方もやはり大きな功績として認めていることだと思っております。

市長は今月いっぱいでおやめになるわけでございますけれども、どうぞこれからも健康に留意なされてですね、これからはドクターとして我々宮古島市民のですね、健康のために頑張っていただきたいなと思っております。

それでは、質問に入っていきたいと思っております。最初に、根間地区土地区画整理事業についてお聞きをしたいと思っております。この件については、きのうも同僚議員から質問がございました。この事業計画というのは、平成19年10月に事業計画を変更なされてですね、平成16年2月から平成22年の3月31日までの期間となっているわけでございますけれども、しかし10月ごろ都市再生整備計画が23年以降となったようでございますけれども、とうにこの区画整理事業というのは平成19年度でこれは終わっております。そこにやはり投入した事業費が12億2,900万円余、非常に莫大な事業費が投資されているわけでございます。あれだけ投資して今の状態でございます。非常にこの事業というのは何のための事業だったのかということですね、大変多くの市民の皆様方が疑問視をしているところでございます。

この区画整理に12億2,900万円余の事業費を費やしてですね、道路しかできていないんですよ。道路しかできていない。この民有地はみんな空洞化になって、本当にこの目的、事業の目的がですね、何も達成していないんですよ。当然、この事業の目的というのは、商業化の活性、当然安心、安全なですね、移住の環境整備だということで、目的はその辺ですけども、ほとんどこの目的が達成されていないわけなんですよね。12億2,900万円余というこの予算の内訳、本来だったらこれは2分の1ということらしいけども、補助率が。これは事実計算してみると、宮古島市が6割を負担しているんですよ。この中にはやはり1億8,000万円余の単独事業が入っていますから、なぜこういう莫大な事業を投資してまでですね、何も役に立たないような事業をしていくのか、非常に疑問でございます。

ちまたでは、この事業というのは利権絡みのこれは事業計画じゃないかといううわさもあります。そうすることでですね、私はこの事業というものは僕は見直しというのは当然できないと思うんですけども、この民有地は何かしないですね、商業化の活性化にはならないと思うんですね。5年間ああいう状態でございます。非常に宮古島市民の皆様方がですね、本当にこれ何の事業なのかということでみんな疑問視しておりますので、その辺について当局はこの事業の見直し、当然都市再生整備計画の中で公園と集客交流施設をつくるという予定らしいですけども、これも5億円余りの事業費がかかると言っておられます。そういったことをあれしてですね、この事業の計画の見直しはできないものかどうかですね、お聞きをしたいと思います。

続きまして、公設市場の建設についてお聞きをしたいと思います。この件についても、きのうも同僚議員からも質問がございました。再開発委員会を立ち上げてですね、これが論議されているわけでございます。これも1年過ぎているわけでございますけども、いまだにこの委員会でのですね、論議が平行線をたどっているということでございます。その理由というのは、やはり委員会に議論されている整備構想自体が旧市場の跡地と、建設地がですね、こういうのが書かれているようで、その辺で非常に委員会でもおめしているようでございますけども、きのう副市長のほうからこの件について答弁がございました。やはりある程度の意見を集約してこれから場所も決定したいというようなご答弁をしている。

これはそれが一番いいんじゃないかと思えます。なぜかと申しますと、これまでの下里公設市場というものは、これは旧平良市の市場でございましたけども、今回からつくる市場というのは宮古全体の市場でございます。やはり第1に利便性を考えなければいけません。また、多くの方々に利用してもらわなければならない。そういうためには、今の場所ではですね、非常に場所が狭過ぎるんじゃないかなと思っております。やはり一番重要なのは、利便性を考えてやっぱり将来に向けての市場構想でこれを整備してもらいたいと思いますが、この考えにはどのような考えを持っているのか、お聞きをしたいと思えます。

続きまして、農業の振興についてお聞きをしたいと思えます。牛の耳標取り付けサービス業務の廃止についてでございますけれども、きのう同僚議員からの質問がありまして、部長の答弁によりますと、このサービス業務というのは基本的にはこれは畜主の人がおやりになるというようなことをおっしゃっておりますけども、しかしこれは重要な役場の業務として合併前からですね、役場職員がこういう業務サービスはやっているんです。それを私はなぜそういう考えを部長がですね、持っているのかどうか、非常に疑問でもあるし、なぜ今までやっていた業務をですね、ことしの4月から廃止したのかどうか、その理由。また、環境を整えばですね、きのうの答弁によりますと職員が少ないからなかなか間に合わないというよう

なことをおっしゃってございましたけれども、この廃止についての要因、原因というか、これは部長がこの廃止について指示したのか、市長が指示したのかですね、それについてもお聞きしたい。

また、この耳標の脱落頭数、月にどれぐらいの耳標が脱落するのかですね、その点についてもお聞きをしたいと思います。

次に、死亡牛の処理施設のめどについてでございますけれども、この問題についてはもう2年前から当然検討委員会を立ち上げていろいろと議論をなされているようでございますけれども、やはり負担の問題でいろいろ意見がなかなかまとまらないということで、いまだにこの施設ができておりません。廃棄物処理法によって不法投棄というのはこれは罰則されます。特に我が宮古島というのは、当然エコアイランド宮古島宣言がなされておまして、環境の島という標榜もなされているわけでございます。こういうことを掲げながらですね、産業廃棄物処理の問題ですね、こういう状態ではエコアイランド宮古島が泣きますよ、これは。

そういうことですね、部長にお聞きしたいんですけども、もうこの問題があつてから2年もなるわけでございます。いつごろをめどにしてこの施設が完成するのでしょうか。それとも、やはりこれまでどおり負担問題が解決しなければこの施設はできないものなのかどうかですね、その辺についてもお聞きをしたいと思います。

続きまして、肥料、飼料等の高騰に対する支援策についてお聞きをしたいと思います。皆様方ご存じのとおり肥料、飼料が大変高騰が続いております。非常に農家の方々には大変、この状態が続けばですね、農業経営は本当に厳しくなっていくのではないかと思います。これまで1袋1,000円だった配合飼料が1,900円ですよ。急に値上がりしております。それと、キビ作、キビに入れる化学肥料、これも1,500円から二千余円、約1,000円近く、1反当たりですよ、上がっております。非常にただでさえ厳しい農業経営でございますけど、これだけやはり飼料とですね、肥料が高騰するというのは、これは農業の崩壊に私つながるのではないかなと、大きく言えばですね、思っております。

当然この支援策としては、JAはとっくにもう支援策を打ち出してですね、10月1日から支援をしておりますけれども、宮古島市だけはなかなか支援策も打ち出さなかったわけでありまして。ようやく農協団体から支援要請があつて、今回の議会の補正予算として2,000万円ぐらいのですね、補正がなされているわけでございますけれども、この2,000万円というのは本当にスズメの涙の金額ではないかなと思います。何を基本に2,000万円という支援策を組んだのかどうか。私は、この値上がりによって農家の方々がどれだけ負担するかということを経験したことがあるのかどうかですね、その辺についてもお聞きをしたいと思っています。

次に、上野地区においても農産加工物施設ができないのかどうかという質問でございますけれども、皆様方ご承知のとおり我が上野地区というのはほ場整備率がですね、96.2%、宮古の平均が41%ですよ。それだけに上野地域というのは農業の先進地でございます。ここに5市町村が合併しているんですけども、その中でも農業の生産高というのはですね、一番です、これは。それだけにやはり農産物をつくるというのは、それだけまた出荷できない製品も出るんですよ。出荷できない商品というのが大体1割か2割出るそうでございます。この商品をですね、付加価値をつけてまた販売することによって、これからの農業の振興を図れるのではないかなというような気がしておましてですね、私はぜひこの加工センターをです

ね、上野地区にもつくっていただきたいと要望をしているわけでございます。

当然城辺にもあります。下地にもあります。農業の先進地である旧上野地域にはありません。ぜひこれをつくっていただいてですね、農業振興にもやはり役立てていただきたいと思いますが、この辺についてどう思われるのか、お聞きをしたいと思います。

次に、観光振興についてお聞きをしたいと思います。観光産業は、当然皆様方ご承知のとおり我が宮古島におきましては、やはり農業に匹敵するぐらいの大きな産業でございます。大体年間200億円近くですので、観光収入がありまして、この観光産業の伸びを大変期待をしているわけでございますけれども、この5年間の推移を見てみるとほとんどが横ばい状態でございます。平成17年をピークにですね、平成17年にはまだ41万人ぐらいの観光客が入っているんですけども、18年、19年とだんだん、だんだん下がってきているんですね。その状況から見ると、本当にこの観光振興にですね、行政として力を入れてもらえるか、ちょっと疑問の点がございます。

これだけのやはり宮古には……観光振興をさせなければならない状況なのに、なぜこの5年間を見ても同じ横ばい状態にいるのかどうか。特に隣近所の石垣なんか、70万人から80万人の観光客が入っているとされておりまして。だから、そういうことを考えるとですね、やはり何か足りないからなかなか観光産業が伸びないんじゃないかというような気がするわけでございます。こういうこれらかのですよね、観光産業の振興にとってはですね、これから行政としてどのように取り組まれていくのか、その辺についてもお聞きをしたいと思います。

続きまして、トゥリバー地区の再開発についてお聞きしたいと思います。今日の新聞紙上、皆様方も見ているんじゃないかと思えます。きのうの部長の答弁を聞いてですね、私も大変びっくりしております。去った今年の6月の定例会答弁におきまして、この開発は非常に順調に進んでいるというようなことを答弁なされておりました。私もきのうまでこの開発は順調に進んでいるだろうと思って、その確認の意味を持って質問をですね、通告をしたわけでございますけれども、土地売買契約書の第8条に基づいてこの工事を2年間延期してほしいというような申し出があると聞いて非常にびっくりしています。当然今世界的にも経済状況は悪化しております。特にファンド関係というのは大変厳しい状況下にあります。やはり今世界的にも金融危機ということで大変かと思っておりますけれども、やはりこんなに延びていくとですね、本当にこの地域が開発できるかどうか、大変心配をしているわけでございます。

この土地も来年の2月ごろには譲渡が可能になります。もしこれ譲渡してですね、別の会社に譲渡してここにホテルをつくらなかった場合どうなるのか、非常に心配でございます。この件についても、本当に2年間の延期でこれが済むのかどうか、その状況についてもお聞きをしたいと思っております。

次に、宮原地区ほ場整備についてでございますけれども、この不正行為に対する補助金、時期についてはもう新聞紙上で発表されております。割愛させていただきたいと思いますが、私は前代未聞のこの宮原地区の不正行為というのは、これはもうこれからの土地改良整備事業に相当の影響があるんじゃないか、大変心配をしております。当然我が宮古島市というのは、これからのこれ事業でございます。今宮古の平均が41%、特に農業の盛んな城辺とかは27%しかこれ整備率になっておりません。そういうことで、やはりこれからの農業振興というのは土地の整備することによって農業の振興が図られるわけでございます。今回のこの件でこれからの土地改良、ほ場整備についてどのような影響があるのか、お聞きをしたいと思

ます。

ご答弁を聞いてからまた再質問させていただきます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

平良隆議員の質問にお答えします。

農業の振興について、肥料や飼料等の高騰に対する支援でございますけれども、急激な飼料、肥料等生産資材価格の高騰により、農業経営はかつてないほどの危機的状況に直面しております。支援については、関係団体からの要請も受けております。このような状況を少しでも緩和すべく、市独自に有機質肥料購入補助（春植え用）、家畜飼料購入補助、園芸作物用被覆資材購入補助の農業対策緊急支援を実施して農業経営の安定を図ってまいります。

他のことについては、担当をもって答弁させます。

◎副市長（下地 学君）

下里公設市場の再開発についてなんですが、きのうの佐久本洋介議員の質問にも答弁いたしましたけど、現在地が1,000平米ちょっとということで非常に敷地が狭隘で、駐車場の確保等、あるいは議員指摘のとおり利便性の問題等がある、現地での再開発は見直すべきだというような意見等が庁内にもあり、そして再開発委員会でも4回開いているけど、こういう指摘等がある、この調査委員会から提出された議題をもとにして議論はしているけど、見直すべきだという多くの委員からの意見がある、継続して検討することになっております。その委員会の答申を受けて、今後の方向性が決まるものだと思います。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

最初に、根間地区の土地区画整理事業についてお答え申し上げたいと思います。

根間地区の土地区画整理事業といいますのは、平成11年度で旧平良市が策定しました中心市街地活性化基本計画、その中にうたわれています土地区画整理事業でございます。中心市街地活性化基本計画の中で、下里、西里地区まちづくり事業計画というのがございまして、その16.1ヘクタールの面積の中に区画整理事業として根間地区を組み入れてございます。その要因としまして、旧道路が狭くて緊急車両が進入できないということと、中心市街地にですね、こういう拠点機能を備えた施設を整備することで人の交流拠点となるような地区として整備していこうというのがねらいでございます。

根間地区の総事業費が12億2,900万円余りでございまして、現在空き地となっております東側の部分ですね、その部分につきましては今後下里、西里地区のまちづくり事業の中で交付金事業として公園と、それから今ご説明申し上げました交流拠点施設を整備していく予定となっております。

なお、下里、西里地区のまちづくり事業の一環としては、中央通りの整備事業も含まれてございます。

次に、トゥリバーの開発についてご説明申し上げたいと思います。きのうの砂川明寛議員のご質問にもありましたように、現在トゥリバー地区につきましてはSCG15のほうから開発申請の進達がございます。現在のほうに進達してございまして、今月の末には開発許可がおりるものだと考えてございます。SCG15のほうからは、2年間の着工申請の延期の申し入れが現在出されてございます。ただ、SCG15のほうと宮古島市との間では現在設計協議が行われてございまして、それほど大幅な着工延期がなされるとは思ってはいません。なるべくですね、現在の世界的な金融状況を考えるならば、確かに延期については今後担当部、あるいは市長を交えて検討していくことを予定していますし、必ずしも2カ年間の延期に限る

とは考えてございません。現在の金融状況が回復できれば2年以内にですね、早目の着工を宮古島市としてはSCG15のほうに要請していきたいと考えてございます。

◎経済部長（上地廣敏君）

まず、きのうから質問が出ております牛の耳標装着についてでありますけれども、なぜ廃止がされたのかというご質問であります、廃止はしておりません。

（議員の声あり）

◎経済部長（上地廣敏君）

これはですね、きのうの質問にもお答えをいたしましたけれども、まず最初は改良協会のほうが耳標を取りつけます。脱落した場合の耳標の再発行については、各支所でも受け付けをしておりますが、それが畜産の担当のほう、いわゆる経済部のほうにその申請が回ってまいります。申請から耳標が届くまで約一月ぐらいかかるということになります、装着についてはですね、個人でできない高齢の方々については、職員が直接出向いて協力して装着をしているという状況にあります。平成20年4月から今月きのうまでですね、15日までのこの再発行の申請件数であります、1,593頭あります。これ月平均にしますとですね、今月を0.5と換算しますと187頭、月ですね。1日に9頭ぐらい、月20日として1日9頭ぐらいの申請件数に上がっていると。

したがって、きのうから話しておりますように、職員3名の体制ではこの耳標の取りつけ思うように、農家がですね、考えているようにすぐ申し込みがあったからすぐ対応できるというふうなことは、現在のところ残念ながらない。ただ、耳標がない場合にですね、競りに出せない、あるいは処理ができないというふうなことになりますけれども、努めて競りの日はですね、職員が直接競り市場のほうへ出向いてですね、耳標のついていない牛につきましてはすべて対応しているというふうな状況に今あります。とにかく競りにかける前にですね、耳標をちゃんと装着をしているというふうなことであります。

次に、死亡牛の処理施設の設置めどでありますけれども、平成18年の10月の15日に死亡牛処理対策検討委員会を開催して検討してまいっております。その検討の結果につきましては、冷凍コンテナで一時保管し、沖縄本島への輸送処理する方法を進めてまいりましたが、現在宮古島市の業者が焼却炉の設置を行って、来年4月から稼働計画を進めていると伺っておりますので、市といたしましてはこの稼働に向けた業者のですね、詳細を把握してその対応について検討の上、不法投棄を絶対にしないように農家指導を徹底していきたいと考えております。

また、この処理費用でありますけれども、市が当初考えていた費用よりも若干高目の設定がされるような話なども聞いておりますので、農家負担が過大とならないようにですね、関係機関等とも協議の上、調整して農家負担の軽減には努めていきたいというふうに考えております。

次に、上野地区の農産物加工施設必要と思っておりますというご質問であります、この農産物加工施設の建設につきましては経営構造対策事業で取り組むことになるというふうに思っておりますけれども、事業そのものがですね、平成21年度の新規地区を最後に終了いたします。したがって、現在のところ平成22年度以降の事業継続について国及び県のほうと調整中であり、現段階で上野地区に建設をすると、その可能性の判断は今困難な状況にあるということでもあります。

また、あわせてですね、既存施設の有効活用等につきましても検討する必要があるというふうに思っておりますので、その辺も含めて今後検討してまいりたいと考えております。

次に、観光産業の振興であります。近年の観光形態が従来の周遊型観光に加えて体験滞在型観光へのニーズも多くなっております。市民の力を取り入れた体験滞在型観光並びに長期保養型観光、多様化する観光形態に対し、観光協会を初め関係機関とも連携を図ります。市としても強力で推進をしていくというふうに思っているところであります。

次に、宮原地区のほ場整備、今後の影響についてでありますけれども、せんだってのですね、マスコミ報道によりますと、総合事務局の上月土地改良課長の談話として、そういった不正行為があったから今後の事業推進に影響があるのかというふうなことについての談話だと思っております。特にそういったことはないというふうな記事がありました。ただ、そうはいつでもですね、今後事業への影響は何らかの形でペナルティー少なからず出てくるだろうというふうに市としては予想をしております。しかし、そのためにも影響を最小限度に抑えるためにですね、再発防止に最善の取り組みを行っていくと。いわゆる信頼回復に向けてですね、市が一丸となって今後取り組みをやっていくことによって、予想されるペナルティーがですね、最小限に食い止められるのではないかとというふうに考えておりますので、今後とも職員一同ですね、一生懸命信頼回復に向けて頑張っていきたいというふうに思います。

◎平良 隆君

再質問をさせていただきますけれども、建設部長、私はですね、今質問したのは概況について説明してくれという質問ではございませんでした。今の状況でですね、この本当に計画はいいのかどうか、見直すことはできないかどうか質問したわけでございます。12億2,900万円余の事業費を投資してですね、あの状態ですよ。幅6メートル道路の65メートル、幅8メートル道路の140メートルだけなんですよ、これは。こんなだったら民有地で民有地の方々がですね、立派な商業ビルを建てて商業地として商売やっていただければ、これは当然目的は達成しているわけでございますけれども、民有地なんか見てごらんないよ。もう空洞化して全部駐車場になっていますよ。あれが本当にそういう12億2,900万円余もですね、投資した事業ですか、これが。本当にこれが市民のためになるんですか。これはだれが考えてもですね、この事業はおかしい事業だなどという疑問を感じるんですよ。だから、この事業そのもの自体がですね、本当に何のために計画されたのか、何の構想も具体的になされてこの事業が施行されたのかですね、非常に今疑問でございまして。

これから都市再生整備計画でまた公園と集客交流拠点施設が計画なされているわけでございますけれども、この集客交流拠点施設についても平成16年度あたりからですね、当時ワークショップという形で何回も会議を持たれて、その当時の委員長が平良前の部長さんですけども、もうこういう施設、これが目玉だと、この事業が目玉という位置づけつけてですね、計画なされているんですね。しかし、いざとなるとソフト面でいろんな問題があるというようなことで、主要施策からもこれは外されているわけでしょう。今回の第1次宮古島市総合計画の中にもこれ入っていないわけなんですよ。そういう状況で、本当にこれが主要施策なのかですね、非常に疑問に思うわけです。

僕は本当にこのまちをですね、活性化して集客しようと思ったらですね、別の事業がいいんじゃないかと思っております。ああいう集客交流拠点施設をですね、公園だけで本当に今の1.3倍のですね、市民の方々が

いらっしゃいますか、この地域に。だから、僕はこの計画そのもの自体がですね、本当に具体性のない僕は事業じゃないかなという感じを持っておりましてですね、私は早急にですね、この事業はもう見直したほうがいいんじゃないかというふうなことを思っているところでございます。

当然この区画整理事業した民有地なんていうのは、ほとんど僕はこの民有地の方々がですね、ここに建物を建てるということはないと思います。もうこれは当然移転の補償、物件のですね、移転といいますか、これを補償してから5年になるわけでしょう、立ち退いてから。立ち退いてから5年もののにこういう状態、非常に恥ずかしいです。やはりこの土地区画整理というのはですね、ある程度やはり具体性を考えてですね、計画しないと、これは大変なことになると思いますよ。見てごらん下さい、下里通り、この市場通り、ああいう昔の町並みが総崩れですよ。今でいったら下里通り、この市場通り、西里通りといえどもうこれは旧平良市のシンボルとしてですね、みんながここへ来て、ああ平良へ来たなという感じしていたんですけども、今の下里通り、この市場通り見てください。ああいう事業を導入してああいう形になっているのはですね、これはもう宮古の非常に損失なんですよ。その地域の街並みを総崩れしてですね、何が何だかわからない。そういう事業についてはですね、私はもう一度考え直してやはり見直していただきたい。だから、区画整理事業するときにはですね、ある程度やはり計画を練ってからやらないと、こういう状況になるのではないかと思います、その点についてどう思われるのかですね、お聞きをしたいと思います。

公設市場の建設地というのはいろんな意見をですね、集約してからこれから建設に向けて頑張りたいということでございます。私もそのとおりだと思っています。ぜひ利便性のいい場所、僕が本当に思うのはやはり港の近くが一番いいんじゃないかと私は思っています。幸いに宮古島市というのは港湾内に大きな土地があると聞いております。その辺もどうかという私個人の考えでございますけども、その辺も私は検討していただきたいなと思っているところでございます。

次に、牛の耳標取り付け業務サービスなんですけども、これもですね、これは平成13年のBSE問題からこの取り付けが義務づけられていったわけでございます。しかし、最近この耳標がなければ競りにも出せないというような状況で、これ必ずつける状況になっているんですけども、今の部長の答弁では競り市で役場の方々が対応すればできるというようなことでございます。じゃ、この耳標は取り付けなくても十分競りに出せる状況は条件として整っているのかどうか、もう一度ですね、この点についてもお聞きをしたいと思います。

当然畜産をですね、営んでいる方々はもう70歳以上の方々が半分以上いらっしゃるんですね。その耳標を取りつけるのは70歳の方はとても一人ではできないということでですね、非常に畜産農家からもそういう意見がですね、多いわけでございますけれども、やはりこの耳標を取りつけなくても役所の方が競り市で対応すれば、ちゃんと競りが成立するかどうかですね、もう一度その点についてもお聞きをしたいと思います。

それと、死亡牛の処理なんですけれども、当然来年あたり今民間が焼却炉をつくるというようなことでございますけども、来年何月ごろをめどにしてこれが今交渉が進められているのか。

それと、これまで2万5,000円の処理負担料がかかると言っておりましたけども、やはり農家の方々がその問題について非常に心配してなかなか話がまとまらないというふうなことでございますけども、やは

り2万5,000円の3分の2ぐらいはですね、これは市が負担してもいいと思うんですよね。大体年間700頭でも1,200万円ぐらいあれば十分足りるんです、これは3分の2負担しても。その辺もやはり十分考えて処理業者とやっていただかないと、この問題は解決しないと思います。やはり我々の宮古島市というのは環境の島ですからですね、その辺も十分考えてこの施設の早期建設をしていただきたい、そう思っているところでございます。

飼料、肥料の高騰に対する支援策について、今後2,000万円ぐらいしかやっていないけども、もっとやっていただけないかどうかですね。私はこれをお聞きをしたいと思っています。今回の値上げによって本当にもう農家というのは5億円余りですね、負担をするわけなんですよ、これは飼料を合わせたら。だから、JAは5億円の支援策を打ち出しているし、また1%の低金利で貸し付けると、限度額はあるんですけども、子牛部分が100万円、畜産部分が200万円という限度額でこの支援策を設けています。市はですね、市が本当は。もっともっとやはり農家のために支援策を打ち出さなければならない私は問題だと思しますので、ぜひ2,000万円と言わずにですね、これはもっともっと……2,000万円という微々たる本当に、これは3.6%ぐらいなんですよ。もっともっとやはり負担料の値上げ分の10%ぐらいはやっていただきたいなという感じ持っておりますけども、その辺についても一度お聞きしたいと思っています。

続きまして、上野地区における農産物加工施設ですけども、今の段階では考えていないというようなご答弁でございまして、しかし農業振興をうたっている以上はですね、行政が。やはりこういう施設はこれは必要なんですよ。当然10トン生産したらその1割か2割ぐらいは不良品が出るんだから、不良品といえども食べられますけど、出荷できないわけなんですよ。そういうやっぱり野菜は付加価値をつけてですね、これ製品化して付加価値つけて出荷したら非常に農家としても助かるし、農家の方々もまたこれまで以上に意欲を持ってですね、農業に専念できると思いますので、ぜひこの施設はですね、考えていただいて実現していただきますようお願いをしたいと思っているところでございます。

次に、観光産業の振興なんですけども、この5年間の推移状況を見ても我が宮古島は本当にもうこれは横ばい状態……横ばい状態だというよりも年々、年々下がってきているんですよ。平成17年が大体41万人余り、18年が38万人、また19年が37万人と、だんだん、だんだん下がってきているんです、入域観光客数は。その状態ではやはり観光産業に力を入れているこの宮古島市としては、もっともっと努力しなきゃならない問題ではないかなと私は思っています。そういうことでですね、私はこれ宣伝が足りないんじゃないかなという感じもしているわけなんです。きのう新聞紙上で参議院の山東昭子さんがですね、副議長さんが宮古はすばらしい自然があると、これまで以上に観光が伸びるんじゃないかと、自分も応援者の一人として頑張っていきたいという強い応援のメッセージを言っていたじゃないですか。そういう方々も利用してですね、やはりこれからの観光産業振興のためにはですね、頑張っていたきたいと思ひまして、私の一般質問を終わります。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

根間地区の交流拠点の整備事業につきましては、これから機能、それから規模、それと公園と一体となった施設づくりを目指していくことになるわけですけど、その区域に人が集まることによってですね、平良市の中心市街地と言われている下里通り、西里通り、そして市場通り、そこに人が流れていく、そういった仕組みを考えていきたいと思っています。ですから、今後施設の規模、機能、それから人の流れ、こ

ういったものを検討してですね、宮古島市の中心市街地が活性化できるような施策を検討していきたいと思っていますところでございます。

◎経済部長（上地廣敏君）

まず、耳標をつけなくても競りは成立するののかということではありますが、最初の答弁にも申し上げましたように耳標がなくては競りに出荷することはできません。したがって、競り市場に再申請をした牛で個人で耳標取り付けができない農家については、競りに出荷する場合にですね、競り市場にて直接耳標取り付けもやっていると。耳標を取りつけて競りに出荷するというふうなことであります。また、競り前でどうしても移動させる、移動というのは売買をしたいというふうな場合は直接その農家へ出向いてですね、耳標の取り付けをやっているというふうなことであります。

ただ、前役所のカウンターに耳標取り付けは廃止したというのが書かれているということではありますが、確認しましたところですね、再申請の方にはできるだけ本人で取り付けしてほしいというふうな旨のお知らせをやっていると。これは共進会ですね、冊子などにもそういった字句を入れて協力を求めているというふうなことでありますが、申請時にどうしても畜主本人でできないというふうな申し出などがあれば、耳標が届いた時点で担当の者が直接出向いて取り付けをしているということでもありますから、ご理解を願いたいと思います。

それから、死亡牛の件でありますけれども、民間で今準備進めております。来年4月の稼働予定をいたしておりますが、テスト運転をですね、年明け1月から2月ごろに開始をしたいというふうなことを聞いております。

次に、飼料の助成をもっとできないかということではありますが、まず現在のですね、宮古島市の財政状況からして可能かどうかですね、その辺も検討する必要があるということでもあります。今回の全体で3,000万円の予定で肥料、飼料について、その他農業関係について約2,000万円を予定をいたしておりますが、その1,100万円程度を現在のところは畜産関係に充てるというふうな試算をしております。ですから、これ以上の農家助成についてはですね、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

（「議長、休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午前10時50分）

再開いたします。

（再開＝午前10時55分）

これで28番、平良隆君の質問は終了いたしました。

◎仲間明典君

ポイントは3点ほどではありますが、1つは市長の辞職に伴う思いに対する私見、それから2点目は宮古島市を取り巻く環境に対する私見、3点目はお礼を込めた質問と、こういう3本柱でいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

1点目は、約3カ年間与党の会長として務めさせていただきました。それを思うと、市長の心痛を思うと非常に痛い思いがあります。なぜこうなったかという原因を考えてみた場合ですね、これは合併協議会

そのものの詰めが甘かったんじゃないかと。特に人事管理、組織管理、そういったものに関する詰めが非常に甘かった結果がこういう結果になってしまったんじゃないかと思います。つまり合併ありきで新市に宿題をみんなほうり投げて、その整理がつかない間にこういう組織のたがが緩んでしまったと、それが一番大きな原因なんじゃないかと私は思っております。

それから、これは余談ですが、宮原問題に関してはですね、再度補助金を返還した後でもう一度補助申請をすればどうにかなるんじゃないかと思えますけどね。

それからもう一つは、WTOの問題ですけど、これは1960年にキューバ紛争が起きたときに日本の国が国策としてサトウキビを植えさせたと。それが時代の流れで、経済バイオリズムというか、そういう流れでもって今切って捨てると、これは非常に無責任な話で、沖縄県、第3の琉球処分じゃないかと思うぐらいなんですが、宮古島市単純に試算をすると70億円のサトウキビの代金のうち50億円が不足してしまう、50億円減るわけですね。これは、今独立行政法人に国が落としている金は12.5兆円ぐらいあるわけです。その2,000分の1を動かせば宮古は十分おつりが出るぐらい金が入るわけですね、今の補償問題。だから、沖縄県挙げて宮古島市も挙げてこれは徹底的に農林水産省にけんかを売り込んだほうがいいんじゃないかと僕は思えますけどね。

次、2点目は今宮古島市を取り巻く環境というのは非常に厳しい状態にあると。まず、沖縄の振興開発計画はあと2年で終わると、それからもう一つは地方分権が再来年からまた入ってくると。合併の特例支援というか、これはあと6年で終わりだと、それに道州制が入ってくると、こういうような状況の中で今のような取り組みで本当に大丈夫なのかと、これは職員も含めて行政も含めて政治家も含めて宮古島市の市民も含めて一生懸命頑張らないと、この宮古島市はもう人が住めなくなってしまう。特に高齢化の問題、宮古病院の問題も含めて医療の問題、それから今上がった国民健康保険の問題とか、本当に山積する課題が多いと。これを職員も市民も政治家になる人も一人一人真摯に受けとめてですね、真っ正面から向かっていかないと、これはもうどうしようもない状態になっている。

また、21世紀にふさわしい自治体とは何かと、これ夢の話ですけど、ただ21世紀はエネルギーと環境の時代であると、そういったものに関しては伊志嶺亮市長は一生懸命先見の明があつて政策の中でもきちんとやっていたと。だから、15年間の実績の中で本当に宿題の整理も大変だっただろうと思えますけど、21世紀にふさわしい自治体に関しては先見の明があつたと私は高く評価しております。特にこれからの自治体は国際交流というか、インターナショナルで勝負をしていかないともうクリアできない状態になっているんじゃないかと。そういう意味で、基隆市との交流はその先見というか、そういう意味では高く評価していいと思います。

特に観光とかの問題に関しても、きのう、おととい渡された第1次宮古島市総合計画の平成21年度から平成23年度の実施計画をちらりと見たんですけど、その中で観光に使うお金は7,431万円余しかないんです。観光を振興の柱にしようとしていて計画では7,431万円余しか金がないと、どうするんですか、これ。

それから、ついですが、言いますけど、農業に関するお金は3カ年間で120億円余ですね、実施計画の中では。水産業は441万円です。これでどうやって水産業を振興するんですか。大変な話じゃないですか。海だけは大事にしてください、お願いしますよ、本当に。私、佐良浜出身だから言うんですけど、ただ海に対する政策のつくり方がまだ勉強不足じゃないかと思えます。

これは次の質問に関連をするんですが、海をつくる場合に一番大事なのは資源管理ですね。卵を産むところは1カ年間とか10カ年間ぐらい入っちゃいかんとか、それから漁礁を、パヤオじゃない漁礁を設置していくとか、藻場を整備をするとか、生活雑排水をきちんと整理をするとか、そういうふうな事業を打ち出せば海は再生をしていくと思うんですよね。これは漁協と手をとって一緒にやっつけていけばいろんなのが出てくると思う。ただ港をつくって護岸をつくって、それが行政の水産振興じゃないと思います。もっと漁を上げるようなそういう手だてが必要じゃないかと思います。

これは僕は再質問はしないので、一発で答えてください。これは伊良部架橋をつくったときに伊良部の漁協と約束をしたと。その製氷施設ですね、ちゃんと市長は約束を守って履行いたしましたと。そういう意味では感謝しております。

まず、池間も製氷施設をつくるんですが、池間の製氷施設とそれから伊良部の製氷施設、これ辺地計画の中に入っているんですが、1点目はその規模と予算ですね。それからもう一つは、実施年度です。現在はどれぐらいの進捗状況か、この4点だけお伺いして私の一般質問を終わりたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

仲間明典議員の質問にお答えします。

池間の製氷施設の進捗状況でございますけども、池間漁協と伊良部漁協の製氷施設については平成20年5月に沖縄防衛局と概算要求ヒアリングを行い、9月22日には建物設計委託業務を発注して現在設計中があります。規模については、池間漁協、建物3階建て、製氷能力2トン、貯氷能力5トンです。本事業の採択については、沖縄防衛局からの内示待ちとなっておりますが、採択されれば平成21年5月ごろ補助金交付申請を行い、決定通知後の着工となります。

伊良部の製氷施設でございます。規模については、伊良部漁協、建物4階建て、製氷能力20トン、貯氷40トンであります。着工については、池間漁協と同時であります。

◎経済部長（上地廣敏君）

概要につきましてはただいま市長からありましたけれども、私のほうからは事業費と、それから施設の種類ですか、それを申し上げたいと思います。

まず、池間でありますけれども、総事業費、これは事務費含めてであります。1億1,040万5,000円あります。製氷冷蔵施設はRCづくり3階建て、1階が213.84平米であります。2トンの製氷機1基、それから貯氷1施設、5トン、1階で123.12平米の冷凍室、冷蔵室を設けます。2階のほうは45.36平米で貯氷室、3階が45.36平米、面積同じですが、製氷室という内容になっております。

次に、伊良部佐良浜であります。事業費がこれも事務含めて3億4,852万8,000円、この施設の種類あります。RC4階建て、1棟で596平米あります。10トンの製氷機2基、それから貯氷が20トンが2室、1階の冷蔵室の面積でありますけれども、170.5平米、次2階が計量搬送室になりますが、170.50平米、3階のほうは貯氷室で170.50平米、4階のほうは製氷で84.50平米というふうになっております。

◎議長（下地 智君）

これで5番、仲間明典君の質問は終了いたしました。

休憩いたします。

（休憩＝午前11時07分）

再開いたします。

(再開＝午前11時08分)

◎眞榮城徳彦君

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。仲間明典議員が手短かに終わりましたので、予定が狂って頭が混乱しておりますけれども、おかしなところがあったら議員の皆さんも指摘してくださるようお願いして始めたいと思います。

3点ほど事業に関して通告をしております。こういう伊志嶺亮市長が辞職をするというような普通でない事態でありますから、私も少し私見を述べさせていただきますながら質問をしていきたいと思っております。行政は継続ですから、市長がおやめになっても山積する問題、課題、これは厳然として残っていくわけで、行政並びに新しい執行部、これをもってこれまでの事業、停滞のないようにやっていかなければならないもんだと認識をしております。

それで、これは私見なんですけども、今回の議案の上程の中には特殊勤務手当とかです、そういった手当の復活などが盛り込まれておりますけれども、実は皆さんご存じのように宮古島市の財政状況というのは、ただ単にトゥリバーが売れて40億円が入ったから連結実質赤字比率が黒字に転化して好転をして事なきを得たことになっておりますけれども、私前々から指摘しておりますけれども、一番市の財政状況を示す指数、これは財政力指数でありまして、宮古島市の場合には0.32、これは限りなく1に近ければ近いほど財政状況に余裕があるという数値でありますから、非常に低い。そして、県内11市の中では当然この数字は最下位であります。

それと、もう一つ一番気になるのは、人件費、それから物件費、それから扶助費、公債費等が含まれております経常的経費、つまり義務的経費です。こういったものをどのくらいあるのかという指数が経常収支比率でありまして、これが90.8%、これも県内11市の中でも最下位を争っているようなていたらくの状況であります。

その中で一番隠されているのは、本当に宮古島市の財政が好転しているのかどうか、好転しているから特殊勤務手当の復活があったのかどうか、そして前回議会でもって否決されました管理職手当も含めまして、財政状況を今現在当局はどのようにとらえているのか、この認識はどうなっているのか、その辺を見きわめていくことが今非常に大事なことではないかと思っております。

当然財政力指数を上げるためには収入を増やして歳出を減らすわけですから、余計な出費、無駄な歳出、こういったものをまず第一義的に考えて減らしていかなければならない。ですから、事務員のミスとか事務員の不正とかで今問題になっております宮原地区の補助金不正受給問題、当然これが補助金返還になった後でも残された未執行の部分の事業をどうするのか。今回も660万円の補正予算、委託料が上がっておりますけれども、我々議会がそれを認めるということはですね、つまりその後の本工事、三千数百万円の工事着工も認めるという流れになるわけです。

ですから、本当に我々今考えなければならないのは、確かに農家の皆さんは何の罪もないと、不利益をこうむっている、何とかしてあげたいという思いはみんな一緒だと思います。しかし、その財源となる4,000万円を一般財源から支出してそれで事が済むのか、後々尾を引かないのか、その辺も検証していかないと、私は簡単な問題ではないと思っております。

事業について通告をしましたがけれども、その前に宮原地区問題で、私は宮原地区問題は通告しておりませんから答弁は要りませんが、ただ1つ気になるのは、先日の総務財政委員会並びに臨時会の質疑をもって、この7,000万円余の補助金返還のうち、業者が不当利得という形で得た工事代金、これを返してもらうと、返還してもらうということがまず第1の問題ですね。これが大体三千数百万円というふうに聞いておりますけれども、大ざっぱに3,000万円としまして7,000万円余のうちから3,000万円を引くと約4,000万円残るわけです。当然あとは行政内の市長を初めとする役職員の皆さんがこれを返還しなければならない。その応分負担比率を決めていかなきゃならない。それがまだ市長、副市長どれだけ応分負担になるのか。市長、副市長の額が決定しない限り残りの職員の負担分も決められないわけですから、これは伊志嶺市長と下地学副市長の政治的判断、そして個人的な道義的判断、社会通念上どのくらい負担をしてくれるのか、その辺は伊志嶺市長の胸の中にはありませんから、私はここで言うことはありませんけれども、1つ私が気になるのはこの返還すべき業者がですね、宮古島市発注のパイナガマ公園事業受注いたしまして工事が完了しております。前払金金は既に払っておりますから、残りの金額が2,100万円と聞いておりますけれども、これ2,100万円を何とかして押さえられないのか。つまり財務規則上、宮古島市とその業者との債権が同時に発生しているわけですから、宮古島市としては返してもらう債権があるわけですから、相殺権という財務規則でもうたわれている効力を発揮してこれを押さえるわけにいかないのかという質疑が委員会でも先日の議会でもありました。

ただ、当局の説明としては、これはこの業者はつまり資材代とか、あるいは下請に使った代金を支払わなければならないと、そして業者がそうやって押さえられる危険性があるので、資材会社とか下請会社は委任状をつけて直接、この業者にはなく我々に直接払ってくださいというもちろんお願いをしているわけですね。私としてはこれがまだ決着を見ていないと思っていたところ、聞くところによりますと当局は既に支払いをして終わっているというふうに聞いております。

ですから、返還する契約業者が残り600万円しかないんだという話を聞いております。私は通告してありませんから答弁を求めることはできませんけれども、どうぞ議員の皆さん、宮原ほ場整備問題に関して通告している方はその辺をぜひ聞いていただきたいと思っております。

それでは、本題に入っていきます。1つ目は、もうきのうから同僚議員が鋭く指摘しております、特に今日はトップバッターの平良隆議員が質問して市長に答えももらっておりますけれども、私も根間地区の土地区画整理事業どうしても腑に落ちない点がありますので、改めて聞いておきたいと思っております。それから、健康ふれあいランド構想事業、これについてもお聞きをします。それから、最後に出てきます農漁業集落排水事業、これの徴収業務についてもお聞きしたいと思っております。

まず、今仲間明典議員も指摘しましたが、きのう第1次宮古島市総合計画実施計画が我々議員にも配付されました。これを見て驚きますのは、21年度から23年度向こう3年間、この中に根間地区土地区画整理事業も健康ふれあいランド構想事業もすっぱりと抜け落ちております。やらないと、あるいはもう終わったという認識ですから、これの中に入っていないわけですが、それについて私が担当者に聞きまして、どのようにしてこの事業をやらないということが決定されるのか、これが企画調整課からいただいた資料なんですけれども、事業を実施する、あるいはしないという決め方、この流れをちょっと言います。まず、第1次評価、担当者ヒアリング、第2次評価、課長とヒアリング、そして第3次評価、部課

長ヒアリング並びに市民を入れて外部評価、そしてこれが上に上がっていきまして総合計画策定委員会、これは副市長が委員長ですね。素案を市長に上げまして、調整をして庁内最高会議で実施計画は決定されるという流れになっております。

これでいきますと、根間地区は平良隆議員も指摘されておりましたけども、これまでに12億円以上の金をつぎ込んであのような悲惨な状況になってしまっております。当然当局としては担当部課としては、いや、この計画はまだ終わっていないと、ただ一時的に先送りすると、そして事業メニューをこれから持ってきて、目玉であります集客交流拠点施設をつくるんだと。この集客交流拠点施設をどのような補助金でするかというと、まちづくり交付金事業5億4,800万円充ててやりたいと。この事業の見直しも含めて平良隆議員が質問しておりましたけども、私はこの根間地区のあの一番中心地の商業施設だったところがただの野っ原になって、向こう3年間放置されるということ自体がどうしても我慢できません。そして、このずさんな計画をやってきた担当課にも非常に怒りを感じているところでございます。

補助率2分の1ですね。12億2,900万円余のお金をつぎ込んでその半分は一般会計から捻出して、あるいは起債をして捻出してやった事業でありますけども、中身も、そして地域の声も無視したまま事業を先送りする。今まで旧平良市時代からこの事業が始まったときに、夢を描いて地域住民に説明をしてコンセプトはこうですと、我々は本当の新しいまちづくりをするんですと、これが再生化事業なんですという説明を何十回繰り返して、我々は答弁を受けてきたわけです。それをこのていたらくは何ですか。市民に対する裏切りじゃないですか。それは、あなた方はこの委員会が何を根拠にやったかわからないけども、これで決定したから事業先送りだと言って3年間放置するつもりなんですか。それで行政の仕事が通りますか。

なぜ先送りになったのか、この計画書には策定委員会の報告には理由が書いてありますけども、今まで12億円余りつぎ込んだお金がこんな理由で中止になったと。つまり集客交流拠点施設は箱物ですから、箱物は失敗するに決まっていると、中身もないから先送りだと、管理運営も大変だからこの事業は今手を出したくないと、それだけの理由で……その理由を書いておりますけども、この理由では到底納得できませんから、丁寧な説明をお願いしたいと思います。

健康ふれあいランド構想事業に関しても言いますけども、伊志嶺市長の旧平良市時代からの肝いりで始まった事業、1つはこの根間地区の土地区画整理事業、それともう一つは健康ふれあいランド事業、この事業の大切さは旧平良市時代から同僚議員が何回も何回も一般質問で質問をして、そしてそれなりに夢のある将来性のある展望があるという事業という説明を受けてきました。ところが、健康ふれあいランド構想事業に関しては、16億円ものお金をつぎ込んで、第1期工事が終わりましたと。当然この事業のコンセプトは、体験滞在型の新しいツーリズムをつくるんだと、そのメッカが一番もとになるのがエコツーリズム、そして当然狩俣住民の皆さんと近くの池間漁民の皆さんと話をし、このゾーニングとしてブルーツーリズム、グリーンツーリズムを展開していくと。福島県西会津町と交流がありますから、寒い時期に東北の年寄りの皆さんをここにお招きして宮古を知ってもらおうと、そして十分に宮古の伝統、あるいは文化、そして自然、食、すべてのものを体験して喜んでもらうと。そのために、つまりは第2次工事の発想では宿泊施設をつくって、あるいはコンドミニアムをつくって体験できる農場整備をして、宮古島しかない、亜熱帯にしかない野菜、それから果物、そういったものを栽培して、これを遠くから来た東北の皆さん方

にも体験をしてもらおうと、そして片一方では修学旅行の皆さんをぜひここの施設に来ていただいて宮古島のよさをPRしていきたいと、こういった事業だったんですよ。

16億9,000万円も使って、ハード事業が終わりましたと、あとは何もありませんと、担当課の説明です。それで見ますとですね、平成21年度に来年度事業終わります。皆さんも行ってみた方があったらわかると思うんですけども、中に入っていったるものは何ですか。公園らしきものはあります。バスケットコートもあります。遊具もあります。それで狩俣住民の、あるいは宮古島市民の福利厚生に役立つ、ましてやただ公園つくっただけで観光客呼べるとは夢にも思っていないでしょうから、あの施設は一体何だと、あれはもう残骸ですよ。遊歩道をつくって公園をつくってそれで終わりますという事業だったら、議会は認めないです、そういった事業は。第2期のコンセプト工事があるから、これをするためのハード事業だという説明を受けてきたから、我々は旧平良市時代から健康ふれあいランド構想に大きな夢を持って賛成をして推進してきたわけですから、この辺の責任ある説明をお願いいたします。なぜこの工事が平成21年度で終了するのか、その辺を中心に答弁をしていただきたいと思います。

3番目の農漁業集落排水事業についての徴収業務のことにに関するものなんですけども、この事業は毎年赤字を出しております。ここにこういった協定書があります。これは、今年の4月に宮古島市農村総合整備課と宮古島市水道局が交わした協定書なんですけども、つまり徴収業務を簡単に言えば水道局がやると、下水道料金と農漁業集落排水事業の徴収業務を下水道がやりますという協定書です。どのように事務処理をするかといいますと、その請求書ですね、担当課につくってもらって、これを調定額として水道局に上げると。水道局はそれに基づいて水道料金と一緒に徴収をしていくと。当然収納率が、水道料金と一緒にすから上がっていく。それで、下水道料金のほうは徴収率が98%を超えたと言って喜んでおりますけれども、当然農漁業集落排水事業の徴収率も上がっているもんだと思って期待をして見ていましたところ、これが10月の段階ですね、全くお金が一銭も入っていない。なぜそうなったかといいますと、担当課が水道局に対して請求書を上げてこない。ただでさえ赤字の事業に対して、徴収率を上げて少しでもこの事業を円滑に推進していくということのはずであるこの徴収業務がですね、4月から10月まで一銭も入っていない。これは一体行政の仕事としてどういうことなのか。最初は信じられない状態だったんですけども、やっと10月に入って1,500万余の調定額が出てきております。請求書を今まで上げてこなかった理由、そして請求書は上がっているのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

とりあえず答弁をお聞きしてから再質問をしたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

根間地区の土地区画整理事業でございますけども、平良隆議員にも説明しましたが、根間地区土地区画整理事業は平成15年度から平成20年度の6年間で事業は完了はしております。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

実施計画の中で根間地区の土地区画整理事業の記載がないということでございますが、3年間全く放置していくということではございません。現在公園と集客交流拠点施設、この規模、それから機能等の具体的な計画が上げられていけませんので、今回の実施計画につきましては載せることを見送ってございます。3年間の間でこの具体的な計画がまとまった時点ですと、総務、財政、企画調整の3課調整に上げてまして、実施計画に盛り込んでいくという予定をとっていきたいと考えているところでございます。

◎経済部長（上地廣敏君）

まず、この2次計画がなぜできないのかということでありましてけれども、事業構想の変更の理由といたしましてですね、当初の全体計画からするとふれあい広場、ゲートボールコート等の縮小が出てまいりましたし、遊歩道の縮小などによって公園整備がかなり全体的に縮小をされてきたと。なぜこのようなことが起こったかということについては、個人有地の土地所有、土地確保がまず厳しくなったと。それから、当初の全体計画の中で保安林などもエリアの中に入っておりますので、これの解除ができないというふうなことなどが主な理由になるというふうに思っております。

それから、一方では観光リゾートをもくろんでいた方々が宿泊施設の導入、いわゆる事業で導入できないというふうなことになりましたので、それで計画が中断をするということになっておりますし、その後現在まではですね、民間における宿泊施設の活用はできないか、その方向で今誘致活動を自治会と一緒にやっていくというふうな状況であります。

しかし、この健康ふれあいランド構想はですね、基本的には過疎化、高齢化が進む農村地域に活力を与えると、それから産業の活性化を図ることが最大の目的として事業導入がされていることから、今後も自然との調和のとれた健康保養地としての活用を図ってまいりたいと、いわゆる観光と農漁業をつなぐ拠点づくりの形成に努めてまいりたいというふうに考えております。

議員ご指摘のようにですね、事業完了年度、16億9,000万円を費やして事業を完了するのが平成21年の9月を予定をいたしております。

次に、水道局における農漁業集落排水事業の使用料の徴収業務でありますけれども、ご指摘のように4月から水道局へ業務委託をしていると。ただ、担当から聞き取りした結果では、初めての業務で戸惑いが当初あって事務手続等が遅れたということでございですが、12月10日現在でご指摘の事務はすべて処理をされております。したがって、農漁業集落排水事業特別会計に使用料金についてはすべて納入されているというふうなことでありますので、ご理解願いたいと思います。

◎眞榮城徳彦君

先の9月定例会で議案に対する質疑で……議案に対する質疑というのは根間地区の土地区画整理事業に関してですね、250万円のコンサル料が計上されております。それに関して、新里聡議員が質疑をもって質問をしております。コンサル料は宮古の人間でできるものはやったほうがいいと、委託料ですね、こういったものは、すべて根間地区の集客交流拠点施設についての可能性調査の委託料、これに関してコンサルに委託するというんじゃなくて、やっぱり職員でできるものはですね、職員でやったらどうかという提言をしております。これに関して與那嶺大建設部長は、新里議員からのご指摘は大変重要な指摘だと思いますと、単にコンサルのほうに委託するのではなく、地域の皆さんのワークショップを開催していくとか、パブリックコメントを求めていくとか、こういった手だてをとっていきたいと考えていますということを答弁されています。

9月の時点で250万円委託料を補正で計上しておきながら、なぜこのような実施計画から外れますよという決定をですね、あなたは抗議しないんですか、市長に対しても副市長に対しても。絶対に必要な事業だから、そしてやり抜くと、やっていけなくちゃならないから、事業は継続ですから中断するわけにいかないと、担当部長としてこれは市長にお願いして実施計画に載せてくださいと言うべきじゃないんですか。

じゃ、これで策定委員会がだめだと言ったらすべて引っ込むんですか。平成21年から平成23年まで手をつけないということなんですよ、これ。あなたは、計画はその間もやりますと言っているけど、そんなこと信用できますか。こういういいかげんな答弁はやめてくださいよ。我々議会は、250万円補正で計上してきたら、吟味をして検証して、何に使う補正予算か、これを審議するんですよ、議会も委員会も。そして、認めていくんですよ。そうしておきながら、結果やらないことになりましたからという報告だけで済むんですか、行政の仕事というのは。説明責任が伴わなくていいんですか。

それで、おやめになる市長だから余り深追いというか、後追いまいたなことはしたくないんですけども、この根間地区の土地区画整理事業、これに関して旧平良市時代からいろんな議論がありました。なぜこの事業をやるのか、目的が明確でないと、大方の意見がそうでした。なぜ嫌がっている地権者がいるのに、しかも新しく家を建てたばかりの人もいるのに、強制執行のような形で土地区画整理事業に指定されたから出て行きなさいと、建物壊して出て行きなさいというようなやり方、そこまでしてここをどういふふうなコンセプトがあるから、商業活性化地区のメッカにするんだと、中心地にするんだというような明確な発想も説明もなく、ただ公園をつくりたい、そして集客交流拠点施設をつくりたいという事業、そして12億円余りのお金をつぎ込んで、最終的には20億円になるかわからないですけども、二十数億と聞いておりますから、これは問題だと思ってるんですけども、なぜ伊志嶺亮市長がゴーサインを出した事業が、健康ふれあいランド構想もそうなんですけど、次々に頓挫していくのか、最初の発想と違ってですね、最初の目的と違って。

勘ぐりたくはないんですけど、根間地区の場合はですね、この地権者の大口地権者の中に伊志嶺市長が借入金の保証人になっているという問題もありました。市長もお認めになりました。それから、健康ふれあいランド構想の場合には市長が理事をしていましたNPO法人の農都共生という団体、これに随契で、しかも違法な随契で宮古島市の金が支払われておると。そして、基本計画、構想計画の段階でコンサル料が払われているわけですけども、我々が聞いた話、これもいいと、そういうふうに市長が、あるいは当局が説明するんだったら事業として認めましょうと言ったのに、今になって両方の事業を投げ捨てると。初期の目的を達しないままおやめになると、これは私は行政の特に為政者の責任としてこれでいいのかなと。

確かに職員の不祥事でもって任期半ばにしておやめになるという市長の心痛は察するに余りあるものがありますけれども、しかしながら我々市民にとっても議会にとってもこの事業の継続、事業の費用対効果、そして地域住民の福祉に貢献するというこの事業、こういったものをこの程度の説明で放棄してもらっては困るんです。だから勘ぐりたくもなるんです。もしそうでないと市長がおっしゃるのであれば、その証明として肅々とこの事業を完成するべきではないんですか。これが市民に対しても議会に対してもとり得べき責任ではないんですかね。

私は、この計画を最終決定した委員会の委員長であります副市長にもですね、ぜひ健康ふれあいランド構想に対する事業に対する考え方と、根間地区これからどうするんだという考え方もお聞きしたいと思っておりますので、できたら副市長にも答弁をよろしく願いいたします。

それから、経済部長が徴収業務に関して12月にすべて事務作業は完了しているとおっしゃいますけども、私が問題にしているのはなぜ今まで放置していたかということなんですよ。こういった徴収業務というのは、雪だるまのようにたまってからこれを改めて下さいと言ったって、そんな簡単に受益者は払ってくれ

るものではないですよ。なぜ数百万円ためてから改めて請求書を出して、これで事務作業は終わったとか、徴収業務に入りますとか、これが簡単に言えるんですかね。なぜそうなったのか、これは職員の怠慢であったのか、それとも事務作業がわからなかったのか、この辺のことを説明してもらわないと一般質問をしている意味がないんですよ。

今渦中の農村総合整備課のことですから、私もちょっと酷かなとは思ったんですけども、ただこういう事実がある以上、指摘しないわけにはいかないから質問しているんであって、それに対しては当局も真摯に答弁をしていただきたい。特に事業に関しては継続ですから、これからのこともありますから、市長がおやめになっても新しい執行体制になっても同じ仕事の内容を継続事業はやっていかなくちゃならないわけですから、その辺のことをはっきりしていただきたいと思います。

ぜひ市長にはですね、任期全うできなくて大変つらい心情でしょうけども、市長として旧平良市時代を含めて15年間やってこられた。私はそれには敬意を表しますけども、最後の最後まで最高責任者としての自覚と責任を持って、どうぞ部下の皆さん、それから我々議会、市民に対して立派な市長であったと言われるように、最後は晩節を汚さないような形で辞職を迎えてもらいたいと思っております。

私の一般質問はこれで終わらせていただきます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

私は、旧平良市長時代、それから宮古島市長になっても、一度も私利私欲のために仕事をしたことはございません。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

実施計画につきましては、3課調整で毎年検証して見直していくことになってございます。根間地区の事業につきましても、来年度、平成21年度に具体的な施設の規模、あるいは機能、それから公園との一体性、そういったものが見えてきた段階で実施計画に上げていきたいと考えていますので、3年間の先送りということではございません。事業は当然継続でございまして、下里、西里地区のまちづくり事業の中で根間地区のですね、集客交流拠点施設を整備していきたいと考えてございます。

◎経済部長（上地廣敏君）

まず、農漁業集落排水事業の徴収業務でありますけれども、先程も申し上げましたようにですね、担当職員が初めての業務というふうなこともあって戸惑いがあったと、そういったことから請求業務が遅れていったということでもあります。現在のところですね、指摘されている事務につきましては先程申し上げましたように12月の10日付をもって事務はすべて処理されているという状況にあります。また、この納付状況につきましてもですね、10月までの間に調定が515万円されております。収入が498万円で、納付状況は99%の納付率ということになっております。

◎議長（下地 智君）

これで16番、眞榮城徳彦君の質問は終了いたしました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は2時から再開いたします。

休憩いたします。

（休憩＝午前11時46分）

再開いたします。

(再開＝午後2時02分)

午前に引き続き一般質問を続行いたします。

順次質問の発言を許します。

◎宮城英文君

午後の最初ですが、最後になるようでございます。21世紀新風会の宮城です。よろしくお願いいたします。

私は、農畜産業の振興に対して、その生産基盤の安定化をどうするかということを中心にして質問をしたいと思っております。当局の皆さんの実行可能なご答弁を期待いたしております。まず初めに、農業行政についてお聞きします。WTO交渉及びサトウキビの新価格制度導入など逆風の中、原油価格の高騰に端を発し、世界経済は目まぐるしく変動し、穀物を原料としたバイオエタノール生産や投機マネーゲームに起因した穀物や肥料、原料など諸物価の高騰で農畜産業は窮地に立たされ、農家の生活環境は悪化し、不安の日々が続いており、行政の切実な手助けを必要といたしております。大変厳しい環境ではありますが、サトウキビの生産振興についてお尋ねをします。宮古圏域におけるサトウキビ増産計画によりますと、早期必達生産目標を35万トンと設定し、早期高糖性品種の導入、春植え、株出しの奨励、肥培管理、土づくりを徹底し、反収、糖度のアップを図り、サトウキビ共済に全農家加入して農業経営の安定を図りたいとしておりますが、当局の施策についてお伺いをいたします。

1つ目に、今期のサトウキビの作付計画と夏植え実績についてであります。2つ目に、早期高糖性品種の導入と普及について、3つ目に肥培管理と土づくりについて、4つ目にサトウキビ共済の農家加入率について、5つ目にハーベスターの実績と導入計画についてであります。

次に、施設園芸についてお伺いをいたします。食の安全、安心、地産地消をキャッチフレーズで野菜類のハウス栽培が増えてきており、今後も拡大の傾向にありますが、一定の予算の枠組みの中で補助率を下げているようですが、今年度の普及状況と今後の施策についてお伺いをします。

次に、畜産行政についてお伺いをします。まず、1つ目に肉用牛の振興策についてであります。肉用牛はサトウキビとともに宮古の農業経営を支える重要な事業として、生産者と関係機関が一体となった取り組みによって年々大きく成長していることは周知のとおりであります。ところが、原油価格の高騰で牛の価格は低迷し、加えて飼料や生産資材の高騰により畜産農家はかつてない窮地に立たされ、飼養農家の減少、子牛の減産が懸念されます。この状況に対して当局はどのように認識され、今後どのような施策を講じていかれるのか、お伺いをいたします。

2つ目に、肉用牛の増頭計画についてお伺いをします。宮古和牛改良組合の資料によりますと、宮古における肉用牛の飼養頭数を2万1,000頭以上、年間30億円以上の売り上げを目標として増頭に取り組んでおります。この計画は、宮古和牛改良組合が独自に作成したとのことであり、これに関連して当局としてのビジョンがありましたら、示していただきたいと思っております。

3つ目に、肉用牛の生産向上のための繁殖基盤強化についてお伺いをします。肉用牛経営を安定的に発展させるためには、その生産性を高めることが基本だと考えます。それには繁殖母牛を効率的に共用することが不可欠要件であり、母牛が高齢化しないよう適期産次での更新が必要であり、競り市場においても高齢牛の子牛は安値で取引される傾向が見受けられます。このような状況を踏まえ、畜産農家が適当な時期に母牛を更新することを支援し、繁殖牛基盤を強化するため現行の保留牛奨励事業を拡大実施が必要では

ないかと思いますが、当局の考えを聞かせてください。

4つ目に、子牛の耳標の脱落についてであります。子牛のイヤリングのことが人気があるようで、私3番目ですけれども、耳標が取れた子牛は競りに参入できないと聞いており、畜産農家からの苦情の声がありますが、当局はどのような対応をしているのかとお伺いしたいんですが、いろいろ前のお二方の議員に答弁がありましたので、私はこれだけ脱落するというのは材質などにも問題はないのか、その辺を検討したらどうかと思いますので、この辺を取り上げておきたいと思います。

それからですね、ここで申し上げたいんですが、先程から私が見ていきますと、経済部、特に農政課においては人員が不足しているような気がいたしておりますので、早目にここに増員をしてですね、安定した畜産業、あるいはほかの農業が安心してできますようにここをお願いしておきたいと思います。

次、5つ目に畜産共進会の活性化についてお伺いします。最近の宮古における共進会は、家畜出品頭数が減少し、畜主以外の農家の参観もほとんどなく、以前に比べるとかなり衰退した感じがしております。県の共進会においても、宮古から出品された牛は成績も振るわず、上位入賞牛はここしばらくはありません。地域における畜産共進会を盛り上げ、県の共進会で上位入賞を果たし、よい評価を得ることが宮古が肉用牛の産地として県内外で知名度を高め、経営も有利になるものと考えます。このようなことから、今後の畜産共進会の開催についてどのような考えを持っているのか、お伺いをします。

次に、牧草の生産奨励についてお伺いします。宮古における肉用牛経営の有利性は、牧草の通年生産が可能なことにあると言われております。しかし、現状では粗飼料の100%自給には至っておらず、80%だと言われており、こうした粗飼料の不足は結果として濃厚飼料の使用量が増えることになり、経営を圧迫していると考えます。このような状況から、粗飼料の増産を図り、低コスト生産を確立することが今後肉用牛振興を進める中で重要なことだと思っております。

そこで、現行の牧草の種子購入補助にとどまらず、牧草地の更新整備に対しても何らかの助成ができないものか、当局の考えをお伺いします。

それから、牧草の刈り取りについて調査してみたいと思いますが、そのほとんどが刈り取り時期が遅れており、飼料価値が損なわれております。今後この対策の指導が必要だと思っておりますので、ぜひとも適正刈り取りが実行されるよう努めていただくようこの辺もお伺いします。

次に、サトウキビの梢頭部の飼料化についてお伺いします。サトウキビの梢頭部は、ケントップという商品名で以前から流通をしており、粗飼料としては高エネルギーで良質な粗飼料であります。サトウキビの増産は作付面積の拡大にあり、現在限られた状況下では限度があります。農用地の高度利用面からも検討する必要があります。当局の考えを聞かせてください。

次に、環境行政についてお伺いします。初めに、新ごみ処理施設建設についてであります。懸案であるごみ処理施設建設に当たっては、現在環境影響評価方法書の縦覧を終えて平成24年度の供用開始に向けて取り組んでいることと思いますが、その進捗状況と縦覧者数及び意見書数など、また建設反対者に対する合意的な取り決めはどうなっているのか、お伺いします。

次に、デイゴヒメコバチの駆除についてお伺いをします。デイゴは、今から41年前の1967年に県木、県花に指定され、宮古島市においても市木、市花として親しまれており、来間島では市が指定した天然記念物のデイゴもあります。私は、11月11日の新聞投稿で情報を提供していますが、その後の調査で宮古島で

は1,200本以上のデイゴが確認され、そのほとんどが公園や学校、公共の施設、街路樹として植栽されております。このデイゴは4年前から異変が起り、その原因はデイゴヒメコバチという新種の害虫であることが判明し、デイゴはそのほとんどが瀕死の状態にあり、絶滅が心配されております。当局の皆さんは、このデイゴの現状に接してどう感じているのか、またどう対処しているのか、お伺いをします。

次の放置車と港湾設備については、通告後年末の職場安全点検パトロールで指摘されて、その改善に努めているということですので、そのことを確認がとれましたのでここは割愛しておきます。

以上、答弁をお聞きして再質問をしたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

宮城英文議員の質問にお答えします。

畜産行政についてでございますけども、肉用牛の振興策です。平成19年12月末現在の農家戸数は1,116戸で、母牛7,848頭で、平成18年度に比べますと農家戸数1,127戸、母牛7,455頭で、農家戸数はやや減少しましたが、母牛頭数は約400頭増頭して推移しております。増頭要因としては、繁殖雌牛自家保留奨励金の増額、農家の自家保留への関心が高まったことが大きな要因と考えております。しかしながら、急激な飼料価格の高騰により畜産経営は非常に厳しい状況にあります。このような状況に対処するため、市独自に家畜飼料購入補助の農業対策緊急支援を実施して経営の安定を図ってまいります。

◎環境施設整備局長（長濱博文君）

宮城英文議員の新ごみ処理施設についてお答えいたします。

まず、進捗状況についてですが、今新ごみ処理施設建設については今年度は予定地の測量及びボーリング調査等を実施調査を行い、平成21年、来年度はごみ焼却施設整備基本設計と実施設計に向けての発注仕様書の作成、そして都市計画決定に至る申請書等の企画書の作成を行います。また、環境影響調査については市民への公告縦覧も済ませ、住民意見の提出を12月9日で終えております。今後県の環境影響評価審議会の審査を経て環境影響調査の方法書が決まり次第、環境アセスメントの調査を行う予定で作業を進めております。

それから、環境影響評価の方法書の縦覧について何名来たかということですが、環境影響方法書の縦覧については保里自治会有志の1団体、4名の方が縦覧に署名を行っております。住民意見については、この1件が提出されており、環境影響方法書の内容についての意見書ではなく、新ごみ焼却建設反対についての意見書となっております。反対住民へについては、周辺自治会役員を対象に説明会を行って理解が得られるよう努めていますが、一部にまだ反対住民がおりますので、今後とも理解が得られるよう説明を重ね、建設準備を進めてまいります。

◎経済部長（上地廣敏君）

まず、サトウキビ生産振興について、その生産計画と実績でありますけれども、生産実績につきまして申し上げます。最初に、平成18/19年期であります。収穫面積が3,755ヘクタール、うち夏植えが3,421ヘクタールであります。生産量にして25万7,443トン。次、平成19/20年期であります。収穫面積が3,791ヘクタール、そのうち夏植え面積が3,426ヘクタールであります。生産量として30万3,378トンということになっております。計画では、平成20年/21年期であります。3,657ヘクタールを見込んでおります。そのうち夏植えが3,335ヘクタール、11月時点での生産予想であります。27万3,807トンと

いう数字が出ております。

今後の計画でありますけれども、平成22年度の計画といたしまして、これは作付型別に申し上げますが、まず夏植えについて面積3,205ヘクタール、それから春植えを203ヘクタール、株出しで713ヘクタール、合計で4,121ヘクタールを見込んでおります。生産量であります、夏植えで23万4,867トン、それから春植えで9,792トン、株出しで3万9,612トン、合計いたしますと28万4,271トンという見込みを立てております。

5年後の平成27年計画であります、まず夏植えで面積にいたしますと2,846ヘクタール、平均反収で7,882キロ、約7.9トンということになります。生産量で22万4,331トン。春植えで作付面積が203ヘクタールで、平均反収を4.9トンを見込んでおります。生産量を1万21トン。それから、株出しで面積で572ヘクタールで、平均反収が約5.6トンであります、生産量で8万7,716トン。平成27年度の合計の見込みがですね、32万2,068トンというふうな計画になっております。

次に、早期高糖品種の導入と普及についてであります。早期高糖品種として農林24号、農林26号が平成20年3月に沖縄県農作物奨励品種に決定されております。宮古島市といたしましても、優良種苗として今年度から春植え用として農林26号、夏植え用として農林24号、それから農林26号をそれぞれ導入して作付をしております。今後年内操業の実施に向けて早期高糖品種の導入が期待されており、地域に適した健全、無病な優良種苗を計画的に導入し、農家へ普及推進することにより、サトウキビの生産性及び品質向上を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、肥培管理、土づくりであります、申し上げるまでもなく地力の低下はサトウキビ収量に大きな影響を及ぼします。そのため、有機質肥料や緑肥、種子購入費に対して助成を行い、農地に有機質肥料の還元や緑肥のすき込み等を図って地力の増進に努めているところであります。今後とも、サトウキビ生産性の向上を図るため緑肥や堆肥等による土づくりの推進、またサトウキビの有効分けつを増加するため適期の培土及び施肥管理を指導徹底して、サトウキビの増産に努めてまいりたいという考えであります。

次に、共催の農家加入率でございますが、ご承知のように農業共済事業は農業災害補償法で定められており、宮古島市においても自然災害の多い地域であるため、農作物を安心して生産できる環境づくりのため平成18年2月24日にサトウキビ増産プロジェクト会議を立ち上げ、その設置要綱、具体的方策の中にサトウキビ共済加入普及推進が定められております。また、今年のサトウキビ共済加入状況につきましては、共済組合を初め関係機関を網羅し、サトウキビ要件審査説明会を含めて各公民館を巡回し、共済制度の普及推進を図ったところであります。結果、加入計画面積は3,753ヘクタールに対し1,332ヘクタールとなり、加入率で35.5%、加入計画戸数が4,656戸に対しまして1,878戸、加入戸数の率が40%の実績になっております。

なお、依然として低い数値、実績になっておりますので、今後とも引き続き強力で推進をしてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、ハーベスターの実績と導入計画であります、ハーベスター導入事業につきましては農家の高齢化等に伴い、労働力の確保のためにも機械化推進は必要不可欠と考えております。現在まで地区ごとハーベスターの導入状況は、平良地区で16台、城辺地区で9台、上野地区で6台、下地地区で10台、伊良部地区で6台導入されております。合計で47台が生産法人組織や機械銀行及びJA委託により各地区で稼働し

ている状況にあります。なお、今年度は3台を導入する予定であります。

また、今後につきましては導入に関する運営協議会が宮古島市、それから両製糖工場、JA、農業機械士会等で組織されておりますので、この運営協議会の中で協議をし、既存の機械の利用状況等も含めて導入計画を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、施設園芸であります。今年度の普及状況であります。今年度の普及状況は国庫補助事業によるマンゴーハウスでは8つの法人が事業を行います。面積にして5万4,480平米であります。ほか、市単独の補助による施設については、まず内作物がゴーヤのハウスが34戸、147.5アール、マンゴーが23戸で107.5アール、とうがらが20戸、92.5アール、ピーマンが3戸、15アール、メロンが1戸で5アール、カボチャが5戸で25アール、合計いたしますと86戸で392.5アールの面積となっております。

次に、肉用牛の振興策であります。増頭計画についてお答えいたします。平成19年の12月21日に持たれました肉用牛増頭推進生産者大会におきまして採択された一戸一頭増頭運動を推し進めるために、平成19年度から繁殖雌牛自家保留奨励補助金ですが、これまでの3万円から15万円以内ということで増額して交付しているところであります。今後とも、宮古和牛改良組合が策定いたしました宮古牛生産振興計画書及び肉用牛増頭推進生産者大会で掲げた計画に基づいて、飼養頭数2万1,000頭以上、成雌牛1万2,000頭以上、子牛販売頭数を8,500頭以上、販売額を30億円以上という目標を掲げて達成に向けて関係機関と連携し、畜産の振興を図っていききたいと思っております。

参考までに申し上げますと、自家保留の奨励金補助であります。共進会で1位になった牛につきましては15万円以内、それから2位を13万円以内、3位は10万円以内ということであります。また、計画交配による自家保留は10万円以内、それからそれ以外の自家保留については5万円以内ということで取り組みをしてございます。

続いて、肉用牛の生産向上のための繁殖基盤強化であります。増頭推進大会等で一農家母牛一頭増頭運動が引き継ぎされ、その目標達成のために優良繁殖雌牛の増頭のため子牛生産奨励補助金を、優良繁殖雌牛自家保留補助金、平成18年度、先程も申し上げましたとおりそれぞれ3万円から15万円以内というふうに引き上げているところであります。そうすることによって繁殖雌牛の基盤強化、いわゆる増頭が図られるというふうに考えておりますので、そういった制度をですね、継続的に実施していきながら畜産振興を図っていききたいというふうに考えております。

共進会の活性化についてはですね、これまでの平成19年度までの取り組みと若干趣向を変えまして、活性化に向けた取り組みとして今年度から初めて日曜開催をいたしました。これは、畜産農家の高齢化が進んでいるというふうなこともあります。まず牛の引きつけ、いわゆる日曜日などですとですね、農家の子供たちが牛の引きつけ、そういったものに手伝いができるというふうなことなどがありましてですね、日曜日。あるいはまた、日曜日ですと観客が見込めるのではないかと、観客を動員できる体制が図られるということで共進会を活性化させていけるでしょうというふうな考えがありまして、日曜日の取り組みということになりました。

今後は、これまでの取り組みをいわゆる技術委員会や関係機関などと協議、検証しながらですね、さらに活性化に向けた取り組みができるように、宮古地区畜産共進会実行委員会が組織されておりますので、その中で協議して取り組んでまいりたいと、今後につきましてはですね、考えております。

なお、議員からも話がありましたけれども、なかなか宮古牛が県共あたりで入賞牛が出ないということですが、今年度は久々にですね、平成17年から19年まで入賞牛出ませんでしたけれども、今年度は市長の特段の配慮によりましてですね、専属の指導員を1人3カ月ほど配置をいたしました。結果、若雌の部で3位の優秀牛1頭を成果として出すことができたというふうに思っているところであります。

それから、耳標の脱落の件でありますけれども、もう何名かの議員にこれまでも答弁してきたとおりであります。ただ、議員ご指摘のように材質に問題はないのかというふうなことも指摘がありましたので、早速その件につきましてはですね、改良組合などにも報告をしながらその検討もしてまいりたいと。あるいはまた、この耳標をつける場所ですね、ある農家で確認しましたらですね、耳の奥……壁とかですね、柱などにこすって落ちるのが非常に多いというふうに聞いておりますが、その農家の工夫では耳のですね、へこんだ部分を利用してつけている農家などもありまして、そういった方法でやれば落ちるのが少ないかなというふうな思いもしておりますので、その辺も含めてですね、この耳標の脱落についてももう少し検討をしていきたいというふうに思っております。

次に、牧草の生産奨励であります。平成19年度の飼料作付面積は764.4ヘクタールであります。市といたしましても、毎年飼料作物の種子購入補助を行っております。これは議員からも質問がありましたけれども、草地のですね、更新も含めております。全体的に見ますと、夏場には粗飼料の確保はできておりますけれども、冬場に不足をする現状であるということで、したがって宮古で植えられております永年草、団地型でありますので、夏場の団地型と冬型に植えているものと混植、いわゆるまぜて植えることが可能かどうかですね、そのほうを検討をしているところであります。

参考までに申し上げますと、今市で主に植えられておりますのがローズグラス、ギニアグラス等であります。

それから、草地についての助成の件でありましたが、これにつきましては21年度宮古地区第3地区としてですね、畜産担い手育成事業がありますので、その事業を導入して宮古第3地区として平成21年度に実施設計、それから平成22年度で事業を実施するという予定で進めているところであります。

なお、牧草の刈り取り時期の指導はということでありましたが、これにつきましては適期に刈り取りをするような形で和牛改良組合の皆さんともですね、いろんな会合を通して話し合いをしていきたいというふうに思っております。

それから、サトウキビの梢頭部の飼料化でありますけれども、現在はですね、このサトウキビの梢頭部につきましては人力の場合は意外と畜産農家利用されておりますけれども、ただ機械化が進んできますとですね、ハーベスターによる梢頭部のカットがありまして、なかなかこれを後で拾い集めるというのは大変難儀な状況となっております。したがって、1つ考えられる方法といたしましてはですね、機械刈りをする場合にですね、噴き出し口に何か工夫をして集積するというふうな方法がとれないのかですね、こういったことも言われておりますので、オペレーターなどですね、研究、検討を重ねて、実行可能と思われるのであれば検討してまいりたいと、今後はモデル実験なども必要ではないのかというふうに考えております。

最後になりましたけれども、デイゴヒメコバチの駆除であります。この防除につきましては現在樹幹

注入が防除に最も有効であるとして農薬メーカーが薬剤を登録しております。市におきましても、去った6月に試験的に薬剤を注入いたしました。結果、確かに効果はあらわれているということが確認されております。しかし、市内全域にわたり防除するには莫大な費用と労力、日数がかかることから、当面は保全すべき木を、樹種をです、中心に防除してまいりたいというふうに考えているところであります。また、県におきましては試験的に多良間島で実施しているとのことを伺っております。

◎宮城英文君

それでは、再質問等も行っていききたいと思います。

私の質問内容と答弁内容もちょっと衝突をして行き違いしている部分がありますけれども、聞き取りが私には少なかったからそうなっているかもわかりませんね。35万トンの必達目標を立てて頑張りますということでもありますけれども、私が生産計画というのをまず話したのは、来る操業期の次の操業期ですから、今終わった夏植えを中心にして聞いております。大体10月で夏植えは終わっていますので、そのほうから私はスタートしておりますので、その辺の違いがあるかと思いますが、私の調査によりますとですね、沖縄製糖地域で1,362ヘクタール、それから宮糖地域で1,137ヘクタールということで、私試算しますとですね、何も伊良部地域と多良間地域は問題にしていません。というのは、増産地域なんです。伊良部はサトウキビ振興というのはかなり進んでおりますし、多良間もそのとおりです。多良間は、以前県から規制を食うほどにやっていますので、問題がないです。伊良部のほうも問題ないです。6万トン前後は毎年収穫していますので、問題はこの宮古本島内の4ブロックなんです。ここでですね、3,300ヘクタールという収穫面積を確保していないと、この35万トンには到達できないんです。

私は、以前から議員になった当時から宮古製糖地域で12万トン、それから沖縄製糖地域で15万トン確保が必要ですよと、これがサトウキビ振興の一番のベースになりますというふうに来てはいますが、これはたまには増産はしておりますが、右肩がもう下がる傾向になっているんです。今度夏植えから見てもですね、これ20万トンぐらいなんです、8トン反収と見ても。それに8万トンぐらいの伊良部、多良間をあわせても28万から29万ぐらいですから、35万トンには7万トンぐらい不足するんです。だから、どうしてもこの4地域をですね、活性化させていかないと、これだけの落ち込みは年間農家で14億円ぐらいですか、そういう落ち込みになりますので、ぜひとも面積の確保について努力していただきたいと思うんです。これだけ植えてもですね、これから170ヘクタールあたりはまた苗のもので減少しますので、どうしても夏植えを3,000ヘクタールぐらい持っていませんと、今春株出して200町歩から300町歩ぐらいしかありません。だから、それは苗用と見ていいだろうと思うんですけれども、ぜひとも3,000ヘクタール以上は確保できるように農地の高度利用をしていただきたいと思います。

この次の高糖性品種の導入の件ですけれども、今主力は農林8号と15号と宮古1号です。これで70%を占めております。あとは、今現在はですね、農林25号とKRの96と93が大体21%ぐらいで、あとは奨励品種にしたいという品種などが少しずつ入ってきていますから、9%ぐらいですね。部長の答弁によりますと、24号と26号を奨励していきたいと言っていますので、今24号は宮古製糖地域には4%ぐらい普及されております。これも糖度は高いようで、10月下旬の成熟試験でもですね、もう製糖期に入ってもいいような糖度が出ておりますし、純糖率という歩どまりの指標となるのも13以上ありますから、製糖してもかなり高歩どまりで終わりそうな熟度があります。現在ですね、宮古地域においては10品種ぐらいサトウキビ

が植えつけてられていますので、ぜひともこれをですね、6品種ぐらいまで抑えて、その他の品種を排除していかないとですね、生産性は上がらないと思いますので、その辺普及する原料に対しては十分配慮してですね、現在ある雑品種を排除していくようお願いしたいと思います。

あと、肥培管理に関係しますけれども、適期の高培土なども指導していきたいという答弁ですが、私はその中でですね、肥培管理には有機質を使いなさいということでよく指導もしておいて、これも助成もしていますから、それわかりますけれども、804の使用量が依然として下がらないんです。この辺をですね、699とか、あるいは緩効性肥料の導入とかですね、これを徹底していかないと地下水汚染の問題等も解決されませんので、ぜひともこの804がなぜ減らないのか、その辺を皆さんは指導していただきたいと思えますので、この辺についてですね、今現在もこの804の比率がそれ高いのか、答弁をお願いしたいと思います。

農業共済のサトウキビ共済については、私の調査で47%ぐらいの加入率とは聞いていますけれども、ぜひとも早期にですね、この加入率を高めていくように安定させていただきたいと思えます。

次のハーベスターについてはですね、私はあえて今ごろ何でかと皆さん思うかもわかりませんが、トラッシュ率が高いということです、私が指摘したいのはですね。これを宮古本島内の4ブロックを見てもみますとですね、一番低いのが平良地域の16台の……平均ですけれども、16.33%、それから下地が10台で17.01%、城辺が9台で19.53%、それから上野が6台で18.73%と出ております。平均しても17.62%というふうにかなり高いんです。その中でも平良地区では14%台が5台もあります。だから、これをですね、目標設定を15%以内としておいてですね、オペレーターの指導をしていただきたいと思うんです。

隣の石垣島ではですね、ほ場の刈り取りが終わるとローターの点検をして、必ず研磨して次の畑では刈り取りもしております。しかも、そのスピードですね、そういったものも適正に刈り取るようにしてやっていますので、これはそうすることによってトラッシュ率を下げることができるんです。そうしますと、今の17.62%というトラッシュ率を15%ぐらいに抑えますと、2%にしても今度終わった実績から見ても1,200トン以上の農家への還元ができます。これはお金に換算しますと2,440万円ぐらいですから、ぜひともこの指導をやっていただきたいと思えます。

それから、ハウス園芸ですか、施設園芸については私はビニールハウスをよくゴーヤとか、そういうところに新しく普及してやっているということでの質問ですが、かなり農家が増えたということで、枠内でそれを処理しているから、2分の1の助成で計画したものがそれが30%程度までも落ちているということを知っていますので、その辺を聞いていますから、今後はそういうことがないようにですね、補正で組んでぜひとも農家に還元してもらおうとか、そういうような手助けをしていただきたいと思えます。

畜産についてはですね、一番今子牛の競り価格が低迷していますけれども、これはですね、1日当たりの増体ではPGと聞いていますけれども、これが1キロ以上ありますと今でも40万円以上になります。最近これがですね、0.8から0.9の牛も多いんです。0.95から1の間でも30万円以上にはなっております。これは、1つには高齢牛の子牛とか、あるいはそういった飼料の問題等があります。私があえて時期が過ぎてから刈り取っているというのもそこにあるんです。もう少し適時に刈り取りをすれば栄養価も高くなりますから、そういうもので増体すると思えますけれども、その辺がブレーキになっていると思えますので、ぜひとも畜産担当の皆さんはその辺の指導を徹底していただきたいと思えます。

耳標のところで人手不足をしているということを聞いていますので、そういったもろもろの面を考慮して、ぜひともトップの市長初め副市長は人事の面についてもカバーできるものはぜひとも検討していただきたいと思います。

次のごみ処理施設ですけれども、ほとんど問題はなさそうではありますが、一部の少数の反対からの意見書があったということを聞いておりますので、あとはですね、焼却炉の規模についても私も私なりに試算してみましたが、少しは大きいなどは感じてはいますけれども、適正だろうと思っております。ぜひとも最終年度の平成24年度には、必ず年度初めから供用開始ができるように努力していただきたいと思います。

問題は、デイゴヒメコバチの対策なんです。大木というのは100年以上のものもあると思うんですよ。特に砂川公民館、砂川明寛議員の地元ですね。それから、長間公民館、ここは下地明議員の地元ですけれども、ここにはですね、かなり大きなデイゴの木が本当に今助けを求めているんです。もちろん私の前の公園にも大木はいっぱいあります。そういったものをですね、見殺しにしては大変困ると思うんです。私は、この木を長間公民館あたりや砂川の公民館あたりの木の1本の価値を評価をなささいと言ったら、私は1,000万円ぐらいつけます、1本当たり。だから、さっと全体を計算してみたら6億円ぐらいの宮古地域でですね、そういうふうには試算される木をそのまま見殺しにしているんです。これ特別にですね、予算を組んででも早目に手を打たないと、一番の防除期は6月ごろと言っています。9月あたりからは北風が吹いてきますから、風とともに去りぬじゃないんですけれども、この木ですね、水分が虫に吸い込まれてですね、かなり弱体するのが早いと言われておりますので、早目に手を打ってほしいと思うんです。伊志嶺亮市長は、特に環境問題については世界的にも手を結んでやっていることだし、宮古島のこんな大木をですね、敵に回してこれを全滅させていくのであればこれは大変だと思うんです。ぜひともこのデイゴについては早目に手を打っていただきたいと思います。

金はそんなにかからないですよ、二、三千万円しか。だから、この辺をですね、宮古住民のこれはお願いですから、我々は春先になるとデイゴの花が咲いてやはり卒業、入学というような人の移動もここからですから、昔はデイゴの下に恋もしたということだし、その宮古島市は旧平良市時代に新婚さんの森というのも熱帯植物園に延べあれば200メートル近いですかね、そこにも100本近い並木がありますけれども、これも絶滅の状態になっております。皆さんは、デイゴは本当に宮古島の市花であるよというふうにいるんな冊子の中にも紹介もしておりますけれども、これは最近花が咲いたことがないんです。そういうことで、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

ひとつですね、答弁できるものがあるはずですから、特にデイゴにはご期待しておりますので、よろしく願いいたします。

市長、長い間お疲れさまでした。

◎経済部長（上地廣敏君）

804、化学肥料の宮古での施用率はどれくらいかというご質問でありますけれども、今具体的な数値が把握されていない状況でありますので、ここで大体どれぐらいの量が施用されているというふうなことは申し上げられませんので、これが数値がつかめ次第ですね、議員のほうにはお答えしてまいりたいと思いますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

それから、ハーベスターのトラッシュ率、17.62%という非常に高い数値であるという指摘であります。

今期の製糖が年明けの早々にも始まるということからすれば、恐らく今月中にですね、製糖工場、原料員の皆さん、あるいはオペレーターの皆さんとか運転手の皆さんなどを集めての会合などが持たれる予定があるというふうに思っておりますので、そういった機会を通してオペレーターに対する協力指導と申しますか、そういったものを実施していきたいと。あるいはまた、機械士会の組織がありますので、その機会士会の組織なども通してですね、議員ご指摘のように速度の問題だとか、あるいは圃場の状況によってもトラッシュ率が違うというふうなことなども出ておりますので、そういった部分も含めてぜひトラッシュ率が下がるような対策を考えていきたいというふうに思っております。

最後のデイゴヒメコバチの駆除でありますけれども、最初の答弁にも申し上げましたが、今後ともですね、引き続き県のほうが今多良間島で試験的に実施をしているということでもありますので、県のほうとも連絡調整をしながらですね、早期に対策がとれるように努力をしてみたいというふうに思っております。

◎議長（下地 智君）

これで13番、宮城英文君の質問は終了いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後3時00分）

平成 20 年

第12回宮古島市議会(定例会)会議録

12月17日(水) 5日目

(一般質問)

平成20年第12回宮古島市議会定例会（12月）議事日程第5号

平成20年12月17日（水）午前10時開議

日程第 1 議案第126号 平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第7号）（市長提出）
" 第 2 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程と同じ

議 案 付 託 表

平成20年12月17日(水)第12回定例会

委員会名	議案番号	件名
総務財政委員会	議案第126号	平成20年度宮古島市一般会計補正予算(第7号)

議案第126号 平成20年度宮古島市一般会計補正予算(第7号)

歳出款項別審査委員会表

平成20年12月17日(水)第12回定例会

委員会名	款	項	頁
経済工務委員会	6. 農林水産業費	1. 農業費	8

平成20年第12回宮古島市議会定例会（12月）会議録

平成20年12月17日

（開議＝午前10時01分）

◎出席議員（27名）

（延会＝午後6時06分）

議長（14番）	下地 智 君	議員（13番）	宮城 英文 君
副議長（17〃）	嘉手納 学 〃	〃（15〃）	新城 啓世 〃
議員（1〃）	友利 惠一 〃	〃（16〃）	眞榮城 徳彦 〃
〃（2〃）	與那嶺 誓雄 〃	〃（18〃）	佐久本 洋介 〃
〃（3〃）	池間 健榮 〃	〃（19〃）	與那覇 夕ズ子 〃
〃（4〃）	新里 聰 〃	〃（20〃）	上里 樹 〃
〃（5〃）	仲間 明典 〃	〃（21〃）	下地 秀一 〃
〃（7〃）	砂川 明寛 〃	〃（22〃）	池間 雅昭 〃
〃（8〃）	棚原 芳樹 〃	〃（23〃）	豊見山 恵栄 〃
〃（9〃）	前川 尚誼 〃	〃（24〃）	富永 元順 〃
〃（10〃）	亀濱 玲子 〃	〃（25〃）	富浜 浩 〃
〃（11〃）	山里 雅彦 〃	〃（26〃）	上地 博通 〃
〃（12〃）	池間 豊 〃	〃（27〃）	下地 明 〃
		〃（28〃）	平 良 隆 〃

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	伊志嶺 亮 君	上野支所長	砂川正吉 君
副市長	下地 学 〃	下地支所長	平良哲則 〃
総務部長	宮川 耕次 〃	水道局次長	砂川定之 〃
企画政策部長	久貝 智子 〃	消 防 長	砂川享一 〃
福祉保健部長	譜久村 基嗣 〃	教 育 長	下地恵吉 〃
環境施設整備局長	長濱 博文 〃	教 育 部 長	長濱光雄 〃
経 済 部 長	上地 廣敏 〃	生涯学習部長	饒平名建次 〃
建設部長兼 地域戦略局長	與那嶺 大 〃	総 務 課 長	下地 信男 〃
会計管理者	平良 富男 〃	財 政 課 長	石原智男 〃
平良支所長	狩俣 照雄 〃	企画調整課長	伊良部平師 〃
城辺支所長	平良 光成 〃	選挙管理委員会 事務局長	仲間 正人 〃

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	喜屋武 重三 君	議 事 係	仲間 清人 君
次 長	荷川取 辰美 〃	庶 務 係 長	友利 毅彦 〃
補佐兼議事係長	前里 安男 〃		

◎議長（下地 智君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時01分）

本日の出席議員は、25名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第5号のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

事務局長に報告書を朗読させます。

◎事務局長（喜屋武重三君）

議長の命によりまして、諸般の報告書を朗読いたします。

平成20年12月16日付で伊志嶺亮宮古島市長から平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第7号）の追加議案送付がありました。これを受けまして、一般質問終了後、全員協議会が開催され、当局から議案の事前説明が行われました。

次に、全員協議会に引き続き議会運営委員会が開催され、議案の取り扱いについて協議した結果、会期の変更はしないこととし、常任委員会に付託することが適当であると決しました。

また、同委員会では鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の早期返還に関する要請決議を提案することも了承されました。

これで諸般の報告を終わります。

◎議長（下地 智君）

この際、日程第1、議案第126号、平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第7号）を議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

平成20年第12回宮古島市議会定例会に追加提案しました議案についてご説明申し上げます。

今回追加提出しました議案は、予算議案1件であります。

それでは、議案第126号、平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。今回の補正は9,702万1,000円の補正増で、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ330億8,860万円と定めてあります。

補正の内容を歳入からご説明いたします。11款地方交付税が9,702万1,000円の増で、普通交付税の増であります。

次に、歳出についてご説明いたします。2款総務費は2,640万1,000円の増で、選挙費の増であります。

6款農林水産業費は7,062万円の増で、農地費のむらづくり交付金事業補助金に係る返還金5,900万5,000円と還付加算金の1,161万5,000円であります。

以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

以上、今回提出いたしました議案についてご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

◎議長（下地 智君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎下地 明君

私は、今の補正の件につきまして、選挙費用の件について質問をしたいと思います。

市長選挙費用が2,268万円余、市議会議員補欠選挙費用が371万円余というふうな感じで出ておりますけれども、当然この選挙するに当たりましては去った県議会議員選挙と同じような取り扱いになると思いますけれども、その辺をお聞きしたいと思います。例えば合併直後ですね、期日前投票を伊良部と平良だけやった経緯があるんですけどね、その後議会に私は言って、県の選管で資料をもらってきて説明した後にまた議場で質問したら、やっぱり地域差はあってはいかんと、市長もそういうふうを考えて上野、下地、城辺にも期日前投票をやるようになったわけです。だから、そういった件を踏まえまして、この期日前投票というのは当然県議会議員選挙にとり行われたような状況でこの予算が組んであるのかどうかお聞きしたいと思います。

◎議長（下地 智君）

しばらく休憩いたします。

（休憩＝午前10時07分）

再開いたします。

（再開＝午前10時09分）

◎選挙管理委員会事務局長（仲間正人君）

期日前投票のですね、予算として選挙管理者、それから立会人、それから従事者の予算は組んであります。県議会議員選挙と同じように5日間日程を組んであります。

（「場所は……」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午前10時10分）

再開いたします。

（再開＝午前10時10分）

◎選挙管理委員会事務局長（仲間正人君）

失礼しました。5カ所で予定をしております。

◎下地 明君

事務局長に再確認いたします。

今たしか5カ所に県議会議員選挙と同様な期日前投票をすることになっていると、期日前投票は。いうふうに答弁を私は聞いたつもりですけど、そのように5カ所で県議会議員選挙と同様に期日前投票はすることに決まっているわけですね。

◎選挙管理委員会事務局長（仲間正人君）

きちんとその対応ができるように予算組んで進めておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩=午前10時11分)

再開いたします。

(再開=午前10時11分)

ほかに質疑ございませんか。

◎眞榮城徳彦君

今回の補正について伺いたいと思いますけども、農地費の7,062万円、これの内訳なんですけども、当然この中には一般会計で出しておいて、それで後で業者から、あるいは市長、副市長、そして職員というふうに賠償責任の問題がありますから、来ると言うんですけども、7,062万円を支出するに当たりましてですね、確実にこれを担保としてこれが補てんされるべきものだと私は考えて質問しているわけですけども、焦点になっている対象業者のですね、方が支払い能力がちゃんとあるかどうか。つまり役所が請求した金額をしっかりと払ってくれるものかどうか、その辺を聞いておきたいと思うんですよ。

私が心配したのは、先日の総務財政委員会でも、あるいは本会議、臨時会の質疑でもですね、パイナガマ工事の工事代金があると。財務規則にのっとってこれは押さえるべきものであるという指摘もありまして、2,100万円ぐらいですかね、まずこれからしっかりと押さえておくべきだと。相殺権が成立しているわけですから、これにのっとってやれば間違いなく2,100万円を支払う必要はないということだったんですけども、これはまだ確認していないんですけども、きのう、おとといの時点では委任状が出た分に関して既に会計から支払われているという情報もあるもんですから、委任状であった分に支払った金額、これが事実かどうか。それと、その金額ですね。そして、残り、押さえている金額は幾らか、まずこの辺をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩=午前10時14分)

再開いたします。

(再開=午前10時14分)

◎会計管理者(平良富男君)

支払っております。

(「金額は幾らですか」の声あり)

◎会計管理者(平良富男君)

数字は、ちょっと覚えていませんけど、今言っているように委任状への支出、それから相殺、それは聞いております。

(「いつ支払ったんですか」の声あり)

◎会計管理者(平良富男君)

日にちについては、ちょっと覚えておりません。

(議員の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩＝午前10時15分)

再開いたします。

(再開＝午前10時30分)

◎建設部長兼地域戦略局長(與那嶺 大君)

パイナガマ公園整備工事代金ですね、相殺に関する件なのですが、まず請負金額が3,601万5,000円、前払い金が1,440万円、残った代金が2,161万5,000円であります。その中で担当課としてですね、請負業者のほうから誓約書と委任状が出ていますので、支払った代金が、会社名、固有名を伏せてご答弁をしたいと思います。ナンバー1、87万円、ナンバー2、86万円、ナンバー3、813万7,500円、ナンバー4、550万円、合計で1,536万7,500円、工事残額から差し引いた額が624万7,500円で、これが宮古島市との相殺額になります。

◎眞榮城徳彦君

我々が総務財政委員会あるいは臨時会の質疑で、これはゆゆしき問題であるので、担保として宮古島市が主張して債権を主張すべきだということを常々言ってまいりました。この支払いをするに当たってはですね、逆に言いまして、財務規則にのっとして相殺権を効力を発揮すべきだということを確認して発言してまいりました。相殺権を放棄した形でこのように委任状に基づいて支払うという、この辺の法的根拠をまず聞きたい。これが第1点ですね。

委員会あるいは議会を無視してですね、議会の意見を無視して既に支払ったと。これだれの指示に基づくものですか。だから、支出決議票を出してください。決裁印はみんな押してあると思うんですけども、建設部長の申し出でこれをやったのか、それとも市長が決断をして支払っていいと許可をしたのか、その辺のことを聞きたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎建設部長兼地域戦略局長(與那嶺 大君)

パイナガマ工事代金の相殺につきましては、あくまでも宮古島市の財務規則にのっとして支出してございます。請負業者のほうからですね、委任状、誓約書、これらを出していただいておりますので、それに基づきまして担当部としてはですね、残った代金を宮古島市財務規則にのっとりまして、相殺として取り扱ってございます。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩＝午前10時34分)

再開いたします。

(再開＝午前10時36分)

◎建設部長兼地域戦略局長(與那嶺 大君)

私どもが624万円余を相殺したということについてはですね、請負業者のほうからちゃんとした誓約書

を受け取りまして、例えばパイナガマの工事代金については、この工事を請け負っている皆さん方に支払いの後の相殺をしてくださいという誓約書をとってあります。ですから、それに基づいて担当部としては残った代金624万円余、委任状も含めてですね、下請業者の皆さんに払った残りを、624万円余を宮古島市の債権としての相殺に充ててございます。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午前10時37分）

再開いたします。

（再開＝午前11時35分）

午前中は資料配付にとどめまして、午後からですね、1時半からやりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

休憩いたします。

（休憩＝午前11時35分）

再開いたします。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き議案第126号に対する質疑を続行いたします。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後1時31分）

再開いたします。

（再開＝午後1時33分）

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

パイナガマ公園整備事業の工事代金の相殺につきましては、これまでも述べてきましたように、宮古島市財務規則に基づいて相殺を行ってきたつもりであります。ただ、建設業法の第24条の3にも下請代金の支払いの明記がなされてございますので、そういったものも含みあわせて行ってございます。

それから、なぜ624万円余りの相殺金かと申しますと、私どもは手続にのっとりまして、相殺金の624万円を手続に従ってですね、工事を請け負った事業者さんの委任状によって手続を進めてきたということでございます。

◎眞榮城徳彦君

つまり今の答弁によりますとですね、対等の債権を有する者としての相殺権はやる必要はないということですね。私が聞いているのは、なぜあなた方はこういった我々が非常に事件を起こした業者に対してですね、当然ペナルティーも要求し、金額の返還も要求しているわけですから、当局はですね、市民と市議会を代表、つまり市民の代表としてこういったものはきちっとした態度で示さないといけないと思うんですよ。なぜそれを放棄して向こうの言い分だけ聞くんですかと言っているんですよ。委任状があるから払

いましたと言いますけどもね、委任状は法的にどんな効力があるんですか。あるんですか。当局と行政とですね、業者の間の債権しか発生していないんですよ。委任状はですね、業者とその下請との資材代とか、その関係でしかないんですよ。幾ら誓約書あって債権を放棄しますと委任状を出している業者に下請ありますけどもね、これは何の根拠があるんですか、これ。役所がね、無視することもできるんですよ、部長。

そしてですね、支払いを見ました。10月末から11月、総務財政委員会でこの問題が発覚してからですね、こういうことはやめるようにと、保留しておくようにと再三ほとんどの議員が勧告いたしました。そして、11月18日、臨時会ですね、質疑のときもですね、これはゆゆしき問題であるので、これは今支払うべき問題じゃないと、委任状も問題も含めてそう言ってきました。何ですか、11月28日に委員会も議会も無視して、しかも12月定例会まで払っておくと。なぜ11月28日に支出しなければならないんですか。しかも、この決裁、支払い手続を見ますとですね、部長決裁までですよ。あなたが1人で決めたんですよ。あなた責任持ちますか。市長も副市長も決裁はないんですよ。部長決裁で終わっている、これ。すべてあなたの判断でこの支払いをやったと言ってください……ごめん。休憩をお願いします。市長の決裁もあるのもあります。済みません。

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後1時37分）

再開いたします。

（再開＝午後1時38分）

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

決裁区分につきましては、決裁区分、事務決裁手続に基づきましてですね、決裁をしてございますので、部長決裁の範囲、それから副市長決裁の範囲、市長決裁の範囲で決裁はしております。

（「議長、休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後1時39分）

再開いたします。

（再開＝午後1時39分）

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

確かに議会の意見というのは、私どもも重々尊重はしているつもりであります。ただ、建設業法にも明記がしてございますように、下請代金につきましては早い期間で支払いをしてくださいという明記もあることですから、それに宮古島市財務規則第90条に基づいて私たちは請負業者のほうからですね、誓約書もとってあることですし、それに基づいての事務手続を淡々と進めていくということが基本だと思っていますので、相殺に関しましてはですね、パイナガマ公園工事代金の支払いの残額で相殺をしたということでは

（「議長、休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

(休憩＝午後 1 時40分)

再開いたします。

(再開＝午後 1 時43分)

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

業者がかぶったとか、だれから指示されたとか、そういったものは全くございません。事務手続を請負業者のほうから支払いの要求があったということで、私たちはそれに従って事務手続を進めてきたということです。それで、残金を相殺に充てたということでございます。

(「休憩をお願いします、議長」の声あり)

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

(休憩＝午後 1 時44分)

再開いたします。

(再開＝午後 1 時45分)

◎市長（伊志嶺 亮君）

私が受けていた報告は、予定されている事業は完結する必要があるからということでございました。

(議員の声あり)

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

(休憩＝午後 1 時45分)

再開いたします。

(再開＝午後 1 時47分)

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

パイナガマ公園の整備事業は、パイナガマ公園の整備事業の一環として完結していかなければならない責任が建設部にはございます。ですから、パイナガマ公園整備事業の完了とですね、それから検査、検査調査も作成されておりますので、請負業者からの支払い請求、それに基づきまして私どもはパイナガマにかかった請負代金は支払ってございます。ただ、624万円余につきましては宮原の債権との相殺がありますので、それに基づいて624万円余は相殺したということでもあります。

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

(休憩＝午後 1 時48分)

再開いたします。

(再開＝午後 1 時48分)

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

今回の支払いの件につきましては、庁議にもかけてございません。建設部としましては、請負業者からの請求に基づいて事務手続を進めたということでございます。

◎池間健榮君

市長が辞職願を出したことに對してもまだ危機感を持っていないような答弁であります。これはね、大変なことなんです。平成20年9月16日には既に確約書が出ているんですね。確約書が。その上でこの誓約書が9月22日に出ているんですよ。これは、まずこの誓約書、確約書は法的にどういう効力を持つのか。いわゆる宮古島市と施工業者との契約書、自治体と民間との契約書においては、常に地方自治体の契約書が優先しているわけ。これは、私が言わなくても皆さんがしっかりと、プロですから、ご存じじゃないですか。すなわち、宮原地区の変更契約、畑かんの分の3,800万円余の変更契約書、あれは履行されていないんですよ。相殺も何もないんです。宮古島市と施工業者との3,800万円余の随意契約のあの契約書が不履行されているんですね。このこととパイナガマの工事を行うために業者とその材料販売店との契約書も添付されていないただの委任状を添付して、宮古島市の財務規則によって相殺してくださいなんていうことがね、法的にどの法律をもって優先するのか、このことを建設部長に答弁していただきたい。幸い自治体には例規審査会というのがありますから、総務部長、この支出に当たってね、当然法令に反していないことを確認した上で私は相殺もあると思うし、この確約書が存在している以上は当然3,800万円余のほう優先すると私は思いますのでね、例規審査会委員長としての、統括総務部長としての見解、お二方に今の2点を答弁してください。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

パイナガマ公園の直接の請負業者とですね、下請業者の間には多分、多分というのはちょっとおかしいんですけど、私も実際契約書を見ていないんですけど、下請の請負契約は交わされているもんだと確信しています。

（「契約書も見ないでここで確信しないでくださいよ。

そんな答弁ありますか、部長」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後1時52分）

再開いたします。

（再開＝午後1時52分）

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

直接の請負業者と下請業者の契約につきましては、契約書を確認次第、ご報告を申し上げたいと思います。

（「今やれ」の声あり）

（「議長、休憩願います」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後1時53分）

再開いたします。

（再開＝午後2時12分）

◎総務部長（宮川耕次君）

先程支出の方法についてご質問がありました。この件につきましてはですね、地方自治法第232条の5に基づきまして、支出は債権者でなければ支払うことができないという項目がございます。債権者ですね、またこれを受けまして、宮古島市財務規則第68条におきましては、支出命令はすべて請求書の提出をもってこれをしなければならないとありまして、第5項にですね、予算執行者は、債権者が代理人に請求権又は領収権を委任したときは、第1項の請求書には、委任状を添えさせなければならないということに基づいての支出だというふうに考えております。

（「議長、休憩願います」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後2時13分）

再開いたします。

（再開＝午後2時17分）

◎総務部長（宮川耕次君）

市の業者への債権と、また業者への債権ですね、下請に対する債権、これはどっちが優先するかということですが、これはどっちが優先するという問題ではないような気がします。議会ですら、確かにこのように債権優先すべきということでありましたが、これについては非常にそのとおりで考えておりましたが、また一方ではちゃんと事業をですね、きちっと期限までやったものに対する建設業法、あるいはそういういった支払いについての地方自治法の取り組み等々勘案しますと、やはりこれを理由なしにまたこれも看過できない。それで、パイナガマ公園の1つの問題だけで、いわゆる債権についてですね、とらえるのではなくて、その業者に対しては、ほかのトータルに経済部のほうで専門家にもいろいろ指導を仰いでですね、その他のいろんなやり方がありまして、そういう意味での誓約書、確約書とかですね、とってありますので、これを法的にきちっと整備しましてですね、今のパイナガマ公園の150万円程度ですね、これを十分相殺していないという点については別の方法で、専門家に聞いてですね、トータルとしてきちっと返還するように一応考えていきたいというふうに考えております。

（「議長……」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後2時19分）

再開いたします。

（再開＝午後2時22分）

◎総務部長（宮川耕次君）

どっちが優先するかにつきましては、専門家ときちっと相談して対応してまいりたいと思います。

（「資料のほうは出してくださいよ。県知事に出されているやつ、それは施工業者なのか、ただの販売資材なのか確認しますから……」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後 2 時22分）

再開いたします。

（再開＝午後 2 時49分）

◎池間健榮君

これは、法律の解釈ですから、何もここで議論する必要はないですね、どちらが優先するということは。いずれこれは法定の場でね、住民訴訟等起こる可能性があるから聞いているわけで、何もここで議論するつもりはありません、どちらが優先するか。今その建設工事下請通知書ですか、もらいました。それで、その根拠法令となるのが建設業法第24条の3、下請代金の支払いですよ。それに基づいてこの県に提出してある通知書、建設工事請負契約書第7条、当然これはいわゆる下請人に対する通知書をただ県に報告するだけのやつですね。これが建設業法によって下請人を保護するために、そういったことを趣旨として、それなりに県に通知することだけを目的としている法律なんですね。いわゆる地方公共団体、補助事業等請け負う場合に、単独事業でもいいですよ。地方自治体と契約を結ぶ場合において、この建設業法を守り、ちゃんともういった下請ももういった形で県に届けられないという、これはあくまでも宮古島市から請負をしたその施工業者の義務であってね、こんなのはただ建設業の義務ですよ、これ。なぜそれと地方公共団体と民間での工事の公法が優先すべきであるのにもういったことが行われるのか、私は非常に疑問を持つものであります。どうぞしっかりと、今顧問弁護士いらっしやらないかもしれないですけども、弁護士と相談して委員会のほうに報告を願いたいと思います。

それと、なぜこれほど心配するのかというとですね、確約書、宮古島市から返還金の請求があった場合は、これを支払うことを確約しますだけです。これにはいつ支払うとも、これを履行しない場合にはどういう措置をとるのかもありません。この誓約書においてもただ単に私の債権を私の下請に委任しますから、お金はその人方に払ってくださいだけの話なんですよ。委員会のときに建設部長がそれなりに法的根拠を持ったいわゆる公正証書、それを、経済部長、ごめんなさい。現経済部長がそれなりのこの確約書、誓約書に基づく法的根拠を持たすために公正証書、宮古の場合においては法務局だそうですから、しっかりとこれをやるという約束をもらっていますので、別にここでどういうあれじゃないですけども、すなわち問題が発覚してから5カ月間の間、そしてこの補正を上げるまでの間7,000万円余というここに何も眞榮城徳彦議員が指摘されているように担保もない。皆さんは、過去にあの野原学童線で議会の議決を踏まえて訴えの提起をして、当然あの約1,300万円今どうなっていますか。何もないですよ。話を聞きますと、この施工業者の資産ということも、押さえるべき資産も何もないみたいな話をしているわけですよ。どうやってこの7,000万円余、仮にも請け負った3,800万円余はわかりますけどね、どうやってまた交付税をこうやって7,000万円余、660万円、これからあるであろう4,000万円の工事、1億円の金をだれが負担するんですか。地方交付税は、そのためにはないんですよ、地方交付税は。宮古圏域住民のために地方交付税はあるんです。これが合併の目的ですよ、ある意味ではまた。これを活用してしっかりと基金をつくるということが。

委員会でやりますから、長くなったらまずいですから、言いますけれども、当初この補助金の約7,000万

円余という額が決まりましたけどもね、市長、副市長。補正で上がってきて、当初これを1人の職員でやったということで1年の停職をしてありますよ。私は、ずっと1人ではできないと言いつけてきました。ここにですね、補助事業確認検査復命書というのがあります。同じ宮原地区でハウス事業があります。畑かんと同じように繰り返しました。5月30日までですね。農政課担当のハウス工事は、ちゃんと5月25日に検査をして合格通知をいただいて、これは県の検査です。これ全部決裁回っていると思いますよ。そのときに指摘されたことが、なぜ水が来ていないんですか、大変じゃないですか、早く終わらせてくださいと。その間は、簡易ホースを引っ張って対応してあげなさいと。約1キロの50ミリの簡易ホースを引っ張って、今もそのままの状態ですよ。このような事態が起こっているにもかかわらず、それを放置して、1人の職員で全部やったということで、このような市民に負担をかけるような7,000万円余りの補正をまた交付税が留保されるからといって交付税を使わせてくださいなんていうことをね、議会に言う。2,100万円とれるべきの工事金を法的根拠もわからないまま、これから弁護士と相談すると言いながら、もう既に支払った。総務財政委員会は、何のためにしっかり審議しているのか。臨時会は、何のためにああやって議会決議をして皆さんにひとつよろしくお願ひしますと言うのか。議会無視も甚だしいし、市長がある意味でかわいそうですよ。市長、本当に情けないですよ。私は、市長がやめる心情わかりますよ。市長を飛び越えて発言していらっしゃる部長がいらっしゃいますからね、後ろでわからない部長もいらっしゃいますから、これで宮古島は合併した意味ないんですよ。ほかに優秀な職員いっぱいいますよ。我々も漢字を読み間違えるときはいっぱいあります。麻生太郎総理だって間違えるんだから。今日本の経済は、そういうことじゃないでしょう。雇用の場確保で大変じゃないですか。市長、この復命書、同じ敷地内にある、ほ場整備地区にある県の検査官が来て指摘した事項、公民館の落成式に何で水を引かんかと騒いでいたオートリーのあいさつ、そういったことも含めてね、市長は、副市長、そのことを耳にしたことはございませんか。答弁願ひます。

◎副市長（下地 学君）

ハウスに水が来ていないということを県から指摘されたけど、これを耳にしたかということなんですが、担当課の職員からは直接報告は受けておりません。

（「間接でもいいですよ。直接じゃなくても間接でもいいですよ」の声あり）

◎副市長（下地 学君）

ですから、報告は受けておりません。

◎池間健榮君

これはね、あの若い青年たちは自治会長にもとめられ、公民館の落成式でもとめられ、長いこと新聞で発覚するまでね、我々議会もそういう面では監視機能ちょっと不足しましたけれども、それは謝りますけれども、これだけの間、経済部全体で農村総合整備課と同じように25日にハウスの竣工検査をし、27日には法令、財務規則の財政課の検査係が検査をし、この県の検査だってこれ検査員が2人ですよ。立会人も2人ですよ。宮古支庁の方も同行しているんですよ。繰り返しになりますけれども、法令、財務規則にのってちゃんと宮古島市は財政課に検査係いるんですよ。終わってもいない検査を合格したと書いた人もいるんですね。そこも立会人いるわけですよ。経済部も本庁の財政課もすべての人が知っていたじゃない

ですか。市長、副市長、私はね、起こってしまったことをとやかく言うつもりはないですけども、余りにもですね、職員1人を停職1年にするような、そういった懲戒処分というのはね、これだけからしても余りにもね、やり方がですね、だめです。この場合においては、速やかに市長みたいに副市長、政治的、道義的責任をですね、とって市長より先に辞任するのがね、12年間政治議員をさせていただいている我々のね、政治家の政治的、道義的責任ですよ。残りは、委員会と一般質問でやりますから、またその節はよろしくをお願いします。

◎新城啓世君

私もこの問題に関しまして二、三お聞きしたいと思いますけれども、非常にこのゆゆしき問題で少しよくない。今これまで聞いていて感ずることは、これはやっぱり建設部長の暴走といいますか、独走といいますか、そんな印象を受けるような問題でございます。市長が決裁された理由をですね、工事を早目に終わらせたいからというふうな部長の進言に基づいて決裁されておりますけれども、工事は既に終わった後でしかこれは、金は払えないわけですよ、これから見ましても。ですから、なぜ工事が終わってから払うべきである金なんだけれども、それを終わらせるために決裁すれと言ったのかどうかね、その根拠ですか、これをぜひ部長、説明していただきたいと思います。工事最中からね、決裁しないと工事は終われないと。でも、支払いは工事終わった後ですから、なぜそういうふうなことになったのか、これをお聞かせいただきたいと思います。

感じることは、市長がそういうふうなことだけでもって決裁された、これは私が一般質問でも指摘しましたけれども、結局は市長と職員の信頼関係の崩壊を如実に示している事例だと思っております。そういった意味では、やはり信頼という、これが全く今の下がったというようなことの証拠かと思っておりますが、そこで今思い返すことはですね、公有財産の譲渡とか、あるいは貸し付けにつきましては、これは親族に対してね。親族に対する、役所上層部ですよ、三役ですよ。上層部の親族に対しましては、公有財産の譲渡、開設についてもそれなりに制約があるわけですよ。なぜこれを申し上げますかという、どうしてもひっかかるのは、この事件について副市長の親族がかかわっていることなんですよ。これは、プライベート問題と言えはそうかもしれませんが、これはやっぱりあえて申し上げたいんですけども、そういった立場で考えますと、これは市の債権よりもね、親族への債務を優先したかったということになるわけです。私に言わせればですよ。つまりこれは、親族への利益誘導と言われても仕方がない。不本意かもしれませんが、結果としてはそういう形になっています。つまりそういった行為は、副市長の決裁行為というのは、そのように受けとめられても仕方ないと思っております。そういった意味では、副市長の決裁行為というのは市民に対する背任行為にも当たると思います。それについての副市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

まず、その前に部長ね、あなたが行ったことは暴走行為、独善的行為、独走、それでないとするならば、それでないという理由をですね、ここで示していただきたい。お願いします。

◎副市長（下地 学君）

親族に対する利益誘導で背任行為だということなんですが、そういう公私混同は全くありません。新城啓世議員がそうおっしゃるなら、それは議員自身の主観的な考え方であって、全く公務上そういうかかわりはありません。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

パイナガマ公園整備事業の工事代金につきましては、一切元請業者のほうには支払ってございません。あくまでも委任状によりまして、私ども担当部としましては手続をしまして、お支払いしてございます。残った624万円余につきましては、相殺という手続で手続を終了させてございますので、ぜひご了解のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎新城啓世君

副市長のおっしゃることは、ごもっともなことですが、どうしてもやっぱりこの流れからしましてね、そういうふうを受けとめられても仕方がないのかなという私の私見でございますので、それはひとつそれでよろしいかと思ひます。

今部長が話されましたね、元請には払っていませんとおっしゃいましたけれども、前払い金はともかくとしましても、また払ったら二重払いになるじゃないですか。委任状にも払っているんだから。当然の話でしょう、これは。私が聞きたいのは、なぜ一連の行為が部長独走でされたのか。独走でなかったならばね、それを手順踏んでやったというのがあるのであればね、それを説明してもらいたい。部長と再度副市長に伺いますけれども、これを決裁するに当たってですね、どのような判断で印鑑を押されたか、これを説明していただきたいと思ひます。部長、副市長、お願ひします。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

パイナガマ公園工事代金の支払いにつきましては、担当部としましてはあくまでも早期にパイナガマ公園事業のですね、完了をしていきたいというのがございましたので、それを目的に手続を進めてきたということでございます。

（「副市長、決裁した理由ですよ」の声あり）

（議員の声あり）

（「はい。どういう判断で決裁されたかですよ」の声あり）

◎副市長（下地 学君）

業務の遂行上、手続の上から決裁するんであって、どういう判断でとか、こういうふうな特別な理由はありません。

◎新城啓世君

今の副市長の答弁がですね、まさに伊志嶺亮市政のあり方だと思いますね。全く考えない、流れからしてぼんぼん、ぼんぼん印鑑を押すだけだというようなことですね。部長、仕事を、工事を早く終わらせるためと言うんだけど、委任状をもらわないと工事が早く終わることできなかつたんですか。全然これは筋違いの話じゃないですか。これは、明らかに下請業者に便宜を図った立場にあるんじゃないですか。まず、これは市と元請業者との関係が先に来るんであって、そこまで見るのはおかしい話。建設業法とこれ全然関係ないでしょう、これは。市にとっては。

水かけ論になりますから、終わりますけども、じゃこれはまた後ほど改めて委員会で話しするとしまして、ただ結論を申し上げれば、やっぱり副市長ね、私は一般質問でも申し上げました。これだけの問題抱え込んでいればですね、池間健榮議員もおっしゃってくれましたけれども、やっぱりもっと早くおやめに

なったほうがいい、私そう思います。そういうふうな姿勢ではね、ここに座っている資格はないと私は思います。断じたいと思います。

◎上地博通君

関連することありますから、ちょっと私も先程午前中に議長の許可も受けてありますので、質問をしたいと思います。

実は、きのうの地元紙にですね、宮原地区ほ場問題で業者2社を指名停止という記事が出ております。この記事を見ますと、9月1日にさかのぼって指名停止にしたという記事になっております。6カ月間で、来年の2月28日で一応指名停止の期間が切れるわけですね。そうすると、3月からは何事もなかったように指名に加わることができます。

問題は、1つはですね、なぜこれが、指名停止というのは多分ペナルティーだと私は受けております。このペナルティーが効力のないさかのぼった形でペナルティーを科せることができるのか、これが1つ。根拠は何なのか。国とか、県とか、上部団体もそういうふうにはさかのぼってペナルティーを科すということがあり得るのか。もしないとした場合には、宮古島市は何を基準にしてこのペナルティーをこういう形で科したのかですね、まずこれをお聞きします。

そしてですね、9月1日から11月まで、9、10、11の3カ月間において万が一にもこの2社が指名を受けるとことはなかったのかどうか、これは確認をしたいと思いますので、その辺からまずお聞きしたいと思います。

◎副市長（下地 学君）

まず、この2社にこの4カ月間に指名があったかどうかということなんですが、これは9月定例会にも申し上げたとおり、ペナルティーということで9月から、9月からというよりもこの問題が発覚して、いわゆる8月の14日に宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会を立ち上げて以来ですね、ずっと指名はしておりません。

さらに、何に基づいたかということなんですが、これは宮古島市の建設工事指名競争入札参加資格指名停止基準というのがあります。まず、1つはこれにのって、さらに県のですね、請負工事に対するいわゆる指名停止の要綱というのがありますので、この要綱を踏まえてまず指名停止をしたということで、県の要綱に基づくと、まず指名停止審査会において事実を確認した日とするということがありますので、それに基づいて9月1日としたわけなんです。

そして、もう一点は、これも県の要綱なんですが、指名停止は指名基準の運用上の一つの措置であるため行政処分ではないと、こういうようなこと等踏まえて9月にさかのぼってというよりも、今まで行っているんで、9月1日からというふうに通じてあります。

さらに、県がどうなっているかということなんですが、このことについて事実関係は今までさかのぼったのがあるかどうかというのは把握しておりません。

◎上地博通君

そうしますとですね、私が聞いたところによりますと、県は印鑑を押した日からというふうになっているということを聞いております。しかし、決裁を受けた日ですね。しかし、宮古島の場合にはそれがさかのぼってできると。普通でしたら、さかのぼってやるということはまずあり得ないわけですから、指名停

止を発表するのが普通じゃないですか。先にね、指名停止も何も発表しないで置いて、さかのぼってやると。じゃ、根拠も何もないですよ。さかのぼってやっていいという法的根拠も何もないんです。しかも、今までの議会答弁において建設工事指名業者選定委員会というのは、すべて指名も何もかも県に準ずるということを議会に報告してきているわけですね、今まで。これが指名停止だけは独自にやるんですか。先程から新城啓世議員も言っていますけれども、これは業者に対する本当に便宜供与じゃないですか。優遇措置ですよ、どう考えても。なぜそこまでしなきゃいけないのかと非常に疑問に思います。指名停止を発表する日から何カ月と普通やるのが当たり前だと思うんですけども、本当にこれがさかのぼってできるのかですね、市長の見解をここで聞きたいと思います。そういうふうにしてやっていいものかどうか。市長は、これは市長名で指名停止も全部やると思うんですけども、市長はそれでもいいと思って発表したのかどうかですね、お聞きしたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

このことがわかったのが8月ですので、恐らく建設工事指名業者選定委員会も9月からはこれは入れなかったということ、入れることに自粛したとっておりますので、恐らくそれでさかのぼったんじゃないかと思っております。

◎上地博通君

そうしますとね、9月からさかのぼってやると。じゃ、この業者指名をですね、今まで停止というか、指名停止をしなかった理由を聞かせてください。今までね、正式に発表しなかった理由。なぜ9月からわかっていたのに、これをそのまま発表しないで、今になってそれを発表したのか、指名停止にしたのか、この理由をお聞かせいただきたいと思います。

◎副市長（下地 学君）

これは、宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会ですね、調査を進め、そしてその取りまとめを県に報告し、さらにはですね、警察からの事情聴取等が入ってですね、いろんな諸般の事情があって遅れたんですが、しかし現実としてこの問題が発覚してから関係業者にはそういうことでペナルティーとして当分の間は指名はしませんからということは口頭では申してありました。

◎議長（下地 智君）

ほかに質疑ございませんか。

◎嘉手納 学君

自分から何点か質問したいと思います。

まず最初にですね、宮古島市財務規則第90条で各部長は、市の債権と市に対する債権とを相殺しようとするときは、市長の決裁を受けて相殺通知書（様式第54号）を作成し、これを相手方に送付しなければならないというふうにあります。相殺するというのであれば、この相殺の決裁書があるはずで、これを提出していただきたいなと思っております。これを全員にですね、部長、お願いします。

それとですね、この誓約書とですね、先程から何名か話しておりますが、誓約書と債権とはどちらが優先するんだかというふうな話を何名かされていますけど、私もそのように思います。そしてですね、ただこの誓約書とこのですね、支払い証明書、いろんなこと見るとですね、内容を見ても、この誓約書に関してもですね、これ内容は要するに元請の業者と下請のお互いがお金を支払うというものでありまして、そ

ここに債権が譲渡されたのかどうか。債権譲渡されないと考えているんです、私は。債権が譲渡されていない中ですね、委任に基づいてと言うんですが、これは宮古島市長殿、伊志嶺亮殿というふうになっておりますが、この下の内容はすべてですね、元請から下請にお金の支払いの内容になっているんですよ。市がですね、どのような形で元請から下請に払えというふうな、これそういう立ち会ったような形になっているんですよ。これが、この誓約書が債権よりも優先するというですね、委員会でもいいですから、確実にこれ出していただきたいなというふうに思っております。

そしてですね、パイナガマ公園整備工事代金相殺額表のうちの87万円とうたわれていますが、先程配られました建設工事下請通知書の中でこの87万円が抜けている理由は何ですか。この用紙。最後に配られた。まず、その説明聞きたいと思います。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

87万円の代金についてでございますが、87万円ですね、身障者用の手すりそのものの代金です。ですから、下請の通知書の中には、それは入ってはいません。材料だけの代金でございます。

（議員の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後 3 時21分）

再開いたします。

（再開＝午後 3 時23分）

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後 3 時23分）

再開いたします。

（再開＝午後 3 時24分）

（「部長……」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後 3 時25分）

再開いたします。

（再開＝午後 3 時26分）

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

債権譲渡がいつの段階でなされたかというご質問だと思いますが、これは元請業者とですね、下請業者の間で委任状が交わされた時点でその代金を受けているという権利がですね、元請業者から下請業者に移ったものだということで理解をしてございます。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

(休憩＝午後 3 時 26 分)

再開いたします。

(再開＝午後 3 時 26 分)

◎嘉手納 学君

その中でももちろん委任状による支払いとなっておりますが、9月22日にですね、委任状がとれているということではありますが、9月1日に指名停止を受けている業者のですね、委任状というのは有効ととらえるのかどうかですね。指名停止をされているわけですよ。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

指名停止と申しますのは、あくまでも工事の指名にかかわるものでございまして、この期間の間に宮古島の発注する工事には該当する事業者は指名しませんというものでございまして、現在やっている工事につきましては、工事代金の支払いについての委任につきましては全く別物だと考えてございます。

◎嘉手納 学君

これは、池間健榮議員に似ているんですけど、この債権の譲渡に関してですね、法的な証明をぜひお願いしたいなというふうに思っております。今の件もそうですね、ちゃんとした法にのっとってこういうふうに行うことができるのかどうか確認していただきたいと。

それとですね、非常にちょっと議会の一人として考えなくてはいけないという部長の発言。部長ですね、委員会で議論をして、そして臨時会の場で我々議員が質疑応答しながらですね、やっぱり市民に迷惑をかけちゃいけないということで我々も市民の代表としてここに出てくるわけです。それを議会に一言も、ここで強く待ってくれと、支出は待ってくれというふうに要請したにもかかわらずですね、私たちは業務を遂行するという、もちろんそれも理解できます。遂行しなくちゃいけない。ただ、議会の意思は全く無視されたという形ですね、行われたということについて非常に遺憾でありますね、それに関して市長、副市長どう見解しているのかですね、ぜひ私はその意見を聞きたいなというふうに思っております。部長のこの発言ですよ。これは、議会議員の一人として議会でそういうふうに要請までしているわけですから、それぜひですね、聞いておかないと納得ができない。ぜひお願いします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

議会の意思は、大変重いものがあると思います。しかし、また部長が事業を遂行するというのは部長の業務でもありますので、部長はそれに従ってやったと思っております。

◎議長（下地 智君）

ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声多数あり)

◎議長（下地 智君）

これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております日程第1、議案第126号は、お手元にお配りした議案付託表のとおり総務財政委員会に付託いたします。

なお、歳出の一部については、歳出款項別審査委員会表により経済工務委員会の審査をお願いいたしま

す。

両委員会におかれては、精力的にご審査いただきまして、最終日の本会議において審査報告をお願いいたします。

次に、日程第2、昨日に引き続き一般質問を続行いたします。

本日は、山里雅彦君からであります。

それでは、順次質問の発言を許します。

◎山里雅彦君

待ちくたびれました。一般質問を始める前にですね、少しだけ聞いていただきたいと思います。

昨日、きのうですね、エレベーター内のことでありますが、五、六名の議員と多分一緒だったと思いますが、65歳ぐらいのですね、初老の方が見えまして、おりに際にですね、途中で。寂しい議会だねと普通の会話のちょっと1オクターブぐらい上げた声でですね、言ってエレベーターをおりられました。市長の辞任を受けての議会を見てのことだと思いましたが、やはりこの中にはですね、5名の議員もですね、いました。あの中ですね、私もいまして、これは我々議会に対してもですね、いろんな意味を込めたメッセージじゃなかったかと思しますので、そういうことがあったということでご報告を申し上げたいと思います。

それでは、通告に従いまして私見を交えながら一般質問を行いたいと思います。初めに、宮古支庁の組織改編についてお伺いします。県が行政改革の一環として進めております宮古支庁の組織改編について宮古市村会は、離島の課題解決のため組織機能や住民サービスの低下を招くことがないように支庁長や組織の存続を求めて県へ要望書を提出しております。その中で県は、住民への行政サービスが低下しないのが大前提で、地方分権の流れの中では出先機関の権限を市町村に移譲して首長が主体的に取り組むことが望ましく、今後も離島振興に力を注いでいきたいと話しております。隣の八重山市町会では、支庁長の権限拡大ということで決裁権を現在の1億5,000万円から本庁部長級ですね、3億円から5億円未満への拡大等を要請しております。県が進める地方分権や地域完結型の行政のためにもぜひ支庁長の権限を拡大して離島の課題解決、離島振興のため宮古支庁の機能強化を求めていくことが最も大事なことだと思っております、いかがでしょうか、お伺いしたいと思います。

次に、宮原地区ほ場整備補助金不正受給につきましては何人かの議員が質問されておりますので、答弁は要りませんが、一言要望しておきたいと思っております。これまでの答弁では、県への返還金、これからの事業に関しては法に従っていきたいとのことですが、ぜひですね、市民への負担がないように対応していただきたいと思っております。市として今回のこの問題により、これからの宮古島市が進めるべく、たくさん事業あります。こういう補助事業に関してですね、影響が出ないように県との対応を県に対ししっかり取り組んでいただきたいと思っております。

次に、宮古空港駐車場有料化についてお伺いします。空港駐車場は、数年前までは主に土曜、日曜などの夜間駐車により不便を来してきました。でも、最近は土曜、日曜を問わずにですね、ふだん一般の利用客の方が駐車ができないということで大変支障を来しております。これらの問題解決のため、副市長を座長として地元関係者など15人で懇話会を設置していると伺っております。この有料化に関する提案、検討内容についてひとつ詳しく説明していただきたいと思っております。

次に、トゥリバー地区開発につきましては、これまで多くの議員が質問されておりますので、1点だけ質問させていただきます。予定では、平成23年9月からの営業開始ということでありました。現在サブプライムローン問題など世界的な金融不況の中で企業側から延期要望が出されているようではありますが、リゾートホテル等がオープンすると相当数の地元に対し雇用があると聞いております。新しい営業時期などの宮古島市と企業側との今後の協議日程はどうなっているのか、1点だけ説明していただきたいと思いません。

次に、下里公設市場の開発についてであります。これもたくさんの議員が質問されておりますが、1点だけお伺いしたいと思います。5月ごろから下里公設市場再開発委員会が開かれていると思っております。遅れている理由といたしまして、建設場所、駐車場を含む利便性の問題等が指摘されております。2億円余の予算も準備されておりますので、今後のオープン予定等について話し合われているのであれば説明をいただきたいと思いません。

次に、教育行政についてお伺いします。まず、1点目に西辺中学校体育館建設についてであります。昨年7月末に解体撤去されまして、とうとう1年と半年が過ぎました。現在順調に建設工事が進められております。現在の進捗状況といつごろ完成引き渡しがあるのか、今後の予定について説明していただきたいと思いません。

次に、久松小学校、福嶺中学校、そして西辺小学校の校舎建設についてお伺いいたします。工事着工から校舎建設に当たっては、そして完成までに当たっては教育委員会の計画があると思っておりますが、本年度の宮古島市の校舎建設3校の現在の状況と今後の完成までの予定について説明していただきたいと思いません。

次に、道路行政についてお伺いします。下崎―西原線についてであります。現在西原から成川旧購買店までの整備が進んでおります。本路線は生活道であり、また狩俣や池間大橋にアクセスする観光バスやレンタカー、タクシー等の観光道路としても重要な役割を果たしている路線であります。残りの旧成川購買店前から砂山ビーチ入り口までの整備計画はどうなっているのか、現在の進捗状況と完成までの事業内容について、実施内容について説明していただきたいと思いません。

次に、農業行政についてお伺いします。サトウキビ農家への栽培指導についてであります。10月28日、九州沖縄農業試験研究推進会議畑作推進部会の2008年度さとうきび研究会がJAおきなわ宮古地区本部で農林水産省の方々も参加され、行われております。その中で宮古向きの有望品種など研究成果やその取り組みが発表されております。農林8号の系統でRK96ですか、等が紹介され、宮古の主力品種であります宮古1号ですか、よりも可製糖量、夏植え糖度などが上回っており、夏植えの多い宮古島市に向いているようであります。サトウキビ増産に向けての栽培指導や有望品種などの紹介などがありますが、余りにもこれまで県農業研究センター宮古島支所や沖縄製糖、宮古製糖任せのように思われますが、いかがでしょうか、お伺いしたいと思います。

以上、答弁を聞いて再質問を行いたいと思いません。

◎市長（伊志嶺 亮君）

山里雅彦議員の質問にお答えしたいと思います。

宮古支庁の組織の改編ですけども、宮古支庁の組織の改編については去った11月の19日に宮古市村会会

長として八重山市町会とともに宮古支庁、八重山支庁の組織改編に関する要望書を副知事と県議会議長に直接要請しました。要望書では、宮古支庁長の廃止を含めた組織改編は宮古圏域発展に大きな影響を及ぼすもので、国営かんがい排水事業や県立宮古病院の新築移転、多良間村における農業用水の問題など圏域の大型プロジェクトを進める上で今後とも宮古支庁長を配置し、総合調整機能を図ることが県と市町村など一体となった離島圏域の振興発展につながるものと考え、組織の存続について要望いたしました。現在持たれております12月の県議会の審議状況を見ますと、県議会野党が継続審議の方針を打ち出しており、宮古、八重山支庁の廃止は先送りになるものと期待をいたしております。

◎副市長（下地 学君）

宮古空港駐車場の有料化についてということで、懇話会の提案、検討、内容等についてということで、お答えいたします。

ご存じのとおり宮古空港は、宮古圏域における空の玄関口として年間110万人以上の利用者があり、観光産業を初めとする地域の振興に重要な役割を果たしております。しかし、一方では同空港駐車場は長時間駐車増加により一般利用者の駐車に支障を来すなどの問題が生じております。本市といたしましても空港課を中心として駐車場の適正な管理運営に努めてきたところですが、一向に改善されない状況にあります。このような状況を改善する方策の一つとして、駐車場の有料化を要望する声が各方面から出されており、今年度宮古空港駐車場有料化に関する懇話会が設置され、有料化に対するまず1つには地元の合意形成に向けての具体的な取り組みがスタートすることになりました。懇話会は、事務局からの提案方式によって行われており、平成20年8月27日に行われた懇話会では駐車場の現状と課題、駐車場に関する利用者アンケート調査結果、これは平成19年の9月から10月までの一月間調査しております。平成20年11月に行われた第2回の懇話会では、駐車場改良案、駐車場駐車料金設定の考え方などについて議論が行われたところであり、なお、年明けてから3回目の懇話会をもって具体化する予定であります。

◎議長（下地 智君）

本日の会議は、議事の都合上あらかじめこれを延長します。

◎教育部長（長濱光雄君）

西辺中学校の体育館改築工事ではありますが、現在着々と工事が進行しております。ただ、若干着工が遅れたためにその分だけ少し工程的に遅れておりますが、約2週間程度の遅れになると思います。そういうことで完成は2月中旬を予定しております。

それから、福嶺中、西辺小学校、そして久松小の進捗状況でございますけれども、福嶺中学校、西辺小学校につきましては現在既に解体工事も完了いたしまして、学校では仮設校舎で授業を行っているところであります。久松小学校は、少し遅れまして、今月中に解体工事を行います。そして、本体工事につきましては3校とも1月上旬に入札を行いまして、完成予定は6月末の予定となっております。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

まず、トゥリバー地区の開発につきましてのご質問でございますが、トゥリバー地区の開発につきましては引き渡しのあった日から2年以内の建設開始、それから5年以内の営業開始を強く宮古島市としてはSCG15のほうに申し入れを行ってございます。現在SCG15のほうから開発行為の進達が出されておまして、12月の末ごろには県のほうから許可が出るものと思われ、この開発行為につきましては、基

盤造成の開発行為の申請でございます。

それから、設計協議につきましては現在までSCG15のほうと鋭意協議を進めてございますので、その辺は宮古島市のほうからですね、早目に規模の決定、それから開始時期、こういったものを強く要請していきたいと思っているところでございます。

SCG15からの2年間の延長につきましては、内部のほうで検討しながら、2年間の延長をした場合でも2年ということではなくて、なるべく早目の建設着工を宮古島市としては要請していきたいと考えてございます。

(議員の声あり)

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

大変申しわけありません。答弁漏れがございました。道路行政についてのご質問でございます。下崎一西原線についてでございますが、下崎一西原線につきましては事業期間が平成14年度から平成24年度、延長として1,540メートル、総事業費10億1,300万円、現在の進捗状況としましては47.6%でございます。今後の予定としましては、用地買収あるいは物件補償を鋭意に進めて道路の工事のほうを早目に着工していきたいと考えているところでございます。

◎経済部長（上地廣敏君）

きのうから下里公設市場再開発委員会の委員長であります副市長から答弁がされておりますけれども、この公設市場の必要性及び建設場所につきましてですね、現在再開発委員会で議論をしているところであります。委員会での意見がまとまり次第、この答申を踏まえて総合的に判断をしていきたいというふうに考えているところであります。

次に、サトウキビ栽培農家への栽培指導等についてですね、工場任せのようであるがということですが、実は平成17年ごろまでは旧市町村でですね、各集落を巡回してサトウキビ栽培講習会等を行っておりました。平成18年度に入りましてですね、この買入れ制度が平成19年度から新しく変わっていくというふうなことでOCR調査が始まりました。したがって、地域を巡回してのですね、サトウキビ栽培講習会等につきましてはOCR調査を活用して、その中で相談、指導を行っているということになります。この買入れ制度は、3年間の期間がありますけれども、今後とも引き続きですね、この調査時に、各集落巡回するわけですから、このサトウキビの栽培につきましては綿密に農家の指導を行ってまいりたいというふうに考えているところであります。

それから、参考までに申し上げますが、今JAサトウキビ振興部の中におきましてですね、宮古地区の相談指導員として1人指導員が配置をされているということがあります。

◎山里雅彦君

ありがとうございました。

再質問を行いたいと思います。まず、宮古支庁の組織の改編についてであります。現在県が進めています定員削減計画については理解できますが、今年も8人ですか、これまで宮古支庁、宮古支庁長が築いてこられました実績といたしますかね、地下ダムを含む事業、そして土地改良基盤整備事業、これまでの数多くの宮古に対しての貢献がありました。そして、また今現在も進んでおります伊良部架橋、そしてまたその伊良部架橋を通して国営かんがい排水事業、そしてまた下地島残地の利活用など、まだまだ支庁、支

庁長が離島振興のために頑張っていく仕事はたくさん多く残っていると思っております。なるべくこれまで同様、支庁長の、支庁の持つておりました機能、総合的で一体的な推進を進めるための総合調整権を有した支庁、支庁長をですね、ぜひ今後とも宮古、八重山支庁には機能は残していただきたい、そういうふうに思っております。そのためにですね、しっかりとこれからも取り組んでいただきたいと思っております。

次に、宮古空港駐車場有料化についてであります。有料化の声が上ってですね、そういう懇話会ですか、立ち上げると聞いておりますが、有料化ありきで話し合うんじゃないで、ああいう夜間駐車とレンタカーの待機場といますか、駐機場ですか、バスは待機場あります。そして、タクシーもあります。だけど、レンタカーがないんですよ。そういう部分で準備してもらえればプールといいますかね、その限りではないんじゃないかと思っておりますので、その辺もしっかり取り組んでいただきたいと思っております。

次に、西辺中学校体育館建設についてであります。2月の半ばごろ完成予定ということでありますので、頑張っていたきたいと思っております。去年の7月に取り壊されました。そのとき中学2年の1学期だった子供たちが今年で、一回も使わないままこの3月卒業することになっております。それらを考えてもですね、こういう事業のやり方は今後やってはならないんじゃないかと思っておりますので、ひとつですね、一日も早い建設を望みたいものだと思っております。

次に、久松小学校、福嶺中学校、西辺小学校の校舎建設についてであります。すべてのところで遅れるということでもあります。これまでの校舎建設の事業のあり方はですね、基本設計から実施設計、そして解体撤去、そして工事着工、建設ということで、1年間でやっていることになっております。そうじゃなくてですね、ソフト事業、要するに設計と建築確認、よっぽどのことがない限り、来年以降も県の調査機関が増えるとか、人数増えるとか、そういうことがない限り去年、今年のような遅れる状態になります。そうじゃなくてですね、ソフト事業を前年度にして、ハード事業といいますか、校舎の解体撤去、そして建築は2年にわたってといいますかね、そういう形ではできないものかどうか、もう一度その辺をお伺いしたいと思っております。

次に、下崎一西原線についてであります。成川地域の皆さんはバスも通る、レンタカーも通る、タクシーも通るということですね、危険なカーブもたくさんあります。そして、何より歩道がないんですよ。大変危険な状態が続いておりますので、一日も早い事業の完成を望みたいものだと思っております。

次に、サトウキビ農家への栽培指導についてであります。上地博通議員も第1次産業あつての宮古島市だということをよく言われます。私もまさしくそのとおりだと思っておりますので、農家所得の向上のためにですね、もっともっと頑張っていたきたいなと思っております。

答弁を聞いて再々質問を行いたいと思っております。

◎教育部長（長濱光雄君）

ご指摘のとおり単年度で事業を実施していくということは、今の状況を見ると非常に困難なものであります。そういうことで新年度からの事業に対しましては、前の年に設計業務を実施していくということで、今回は北小につきましては今年度設計、来年度から実施という段取りで仕事を進めております。今後そういう形で事業を進めていきたいと思っております。

◎山里雅彦君

ありがとうございました。

最後になりましたが、私見を述べさせていただきたいと思います。市長、市長は長年にわたり宮古広域圏代表理事や市町村会長、そして宮古圏域代表として圏域発展のため尽くし、特に市町村合併については合併協議会会長として困難な合併をなし遂げ、初代宮古島市長として新しい宮古島づくりに取り組まれてきました。この間、悲願であった伊良部架橋建設や懸案事項でありましたトゥリバー地区の売却を初め国営かんがい排水事業の導入や雇用対策としてコールセンターを誘致し、また葬斎場、ごみ処理施設のめどづけなど宮古島市発展の基盤整備を整えてられました。今年3月にはエコアイランド宮古島を内外に宣言し、そして環境モデル都市としての取り組みは、今後宮古島市が資源循環型社会を目指す上で大きな原動力になるものと期待を寄せているところであります。

最後に、これまで長年にわたり宮古圏域発展のため昼夜を問わず尽くしてられました伊志嶺亮市長に心から感謝申し上げます、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（下地 智君）

これで山里雅彦君の質問は終わりました。

◎亀濱玲子君

通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思います。

山里雅彦議員、本当にお疲れさま、ありがとうございます。

（議員の声あり）

ありがとうございます、ご注意。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。宮古島市が誕生いたしましてから4年目に入りました。合併をした宮古島市のまちづくりの理念と目指すべき将来像を第1次宮古島市総合計画として策定をいたしました。平成19年度から向こう10年間を見越しての計画であります、それを実現するための計画や目標を具体的に実施計画として今議会に平成21年度から3年までの計画を、数字の得られたものが出されております。合併した宮古島市をどのようにして島づくりを進めていくのかという将来に向けていよいよ本格的な取り組みが進むというその道半ばにおいてですね、今議会において今議事を最後に市長が早期に退職をされるという厳しい決断をされました。本当に残念でありませんが、行政も議会も歩みをとめるわけにはいきません。歩み続けなければなりません。これまで伊志嶺亮市長が進めてこられた幾つかの重要な事業、課題について何点かを取り上げまして、今議会は質問させていただきたいというふうに思います。

まず、県立宮古病院についてであります、いよいよ動き始めようという新築移転の問題なんです、これまでも登壇されている皆さんから進捗状況については質問されまして、一定のお答えが出ております。私は、その建設やその後の運営について本市の担う部分、あるいは課題等が県から提示され、あるいは県との協議が進んでいるのではないかとというふうに伺っているんですが、現在の状況がどのようになっているかをお聞きしたいというふうに思います。

2点目ですが、一方県立であります宮古病院については、沖縄県医療審議会県立病院のあり方検討部会で今後のあり方が論議されております。私は、非常にこの成り行きを心配を持って見守っています。実は、離島である宮古の医療の確保には、これまで脳外科医の不在という事態が起こったこともあって、あるい

は民間の産科医が減少していく、閉鎖していくという状況も踏まえてその動向はしっかりと見きわめて、そしてそれにいち早く対応していかなければ離島の医療の確保、宮古島の圏域の医療は守れないのではないかとこのように危惧しております。この中で出ております県立病院のあり方検討に関する論点というのが、県の事務局案というのが出されておまして、この中では医療機能の見直しについて、あるいは経営形態の見直しについてというのが課題として上げられておまして、具体的に経営形態のあり方を民間譲渡あるいは指定管理者への移行、そしてさらには地方独立行政法人への移行ということがうたわれております。そして、加えてですね、県立病院への地元市町村の経営参加についてというふうに文言でうたわれておりますけれども、実はこのことは財政上も運営上もその自治体が一端を担えというような方向性になっていくのではないかと。これは、離島の医療が医療差別を受けていくのではないかとという危惧があります。それについて本市はこの動向をどのようにつかまえているのか。そして、それについて離島の医療を差別をさせないために水準の確保するためにどう取り組んでいくお考えなのかということをお聞き、対応について現時点での状況をお聞かせいただきたいというふうに思います。

続きまして、2点目です。地下水の保全の取り組みについてお聞きしたいと思います。本年度の施政方針に地下水の利用計画を策定し、水質モニタリングの調査を実施し等々がうたわれておりますが、その地下水の利用計画策定の進捗状況、加えて地下水保全に向けた条例の整備等が合併以降課題となり、必要かというふうにとらえていますけれども、その取り組み状況はどのようになっているのかということをお聞きしたいというふうに思います。

続いて、3点目です。平和行政の推進についてお伺いしたいと思います。この間、旧平良市長、そして宮古島市長、一貫しておよそ15年間伊志嶺市長は下地島空港あるいは宮古空港の軍事利用に反対をし、それはしっかりと貫かれ、守り通してこられたというふうに思っております。その中で下地島空港の利活用基本計画を策定することができました。それは、私たちの手元にも概要版として、本体は随分分厚い内容になっているということで、このことをどれほど一步一步着実に進めることができるかということが今後の課題であります。これについては、下地島空港の利活用に対する基本方針を平和利用と地域振興というふうに定めております。それは、事業についてはアジア太平洋地域に寄与する国際公共財としての利活用を基軸にして検討するというようになっておまして、21世紀の宮古圏域の振興を牽引する重要施策というふうに位置づけて取り組みを進めているところです。その平和利用の理念は、その基本姿勢はしっかりとその中で貫かれ、進められているかという点。そして、下地島空港残地有効活用連絡会議というのが、県と協議の場が設定されて協議が進められているというふうに伺っていますけれども、それはその内容と現在の状況はどのようになっているかということをお聞かせ願いたいというふうに思います。

4点目です。これまでももう議会のたびに質問してまいりましたけれども、宮古南静園の将来構想についてであります。1つ、今月の、これは県紙でしょうか、見ていただきたいと思うんですが、太平洋戦争中に日本軍が占領した南太平洋のナウルという島でハンセン病患者が日本軍によって銃殺されるという、そういう資料が見つかったということがつい12月の新聞に載りました。改めてハンセン病患者の差別や偏見がいかに根深いものであったかということをお聞きを歴史をさかのぼり、改めて考えさせられています。

つい私たちの身近にいます、隣人であります宮古南静園が私たちの宮古島の宝としてこれからあと取り組んでいくということをお聞きを私はこれまで議会で随分取り上げさせていただきましたけれども、具体的に動き

出すもう1歩手前まで来ております。来る4月からはハンセン病問題の解決の促進に関する法律が施行され、そしてこれは政令あるいは省令という形で具体的な規則をもって定められてまいります。そのことがあって初めて私たちは具体的に行政も、そして国立療養所も一緒になって動き出すことができます。今その将来構想に向けて取り組んでいるところでありますけれども、今私たちがこうして話し合っている中でも入所者はもう平均年齢を80歳を超え、そして入所数が100名を割り、90名台までなっております。あそこで暮らす人々の終生の在園保証をその人たちの望む形で実現するという私たちの責任と、そしてこの宮古南静園のあの医療福祉施設をこの宮古島の将来に宮古の宝として生かし続けることの知恵というものが今私たちに喫緊の課題として問われているんだと思うんですね。このことを伊志嶺市長は園長でもあったということもあり、ご理解していただいて、一貫してこれまでこの将来構想を牽引してくださりました。これには本当にこのご努力には感謝いたしております。これからあとそのことを位置づけていくためにはこの法律の制定を受けて、あるいは政令、省令を受けて本市が条例を制定し、そして係や担当を常設のものとしてしっかりと位置づけるということが必要だと思うんです。それについての市長のお考えと、そしてこの間ずっと言ってまだ実現していないので、これは本当に最後に質問させていただきたいんですが、沖縄2園が国立ハンセン病療養所、沖縄に沖縄愛楽園と宮古南静園ですが、その自治体の長とコザ市の市長と、そして沖縄愛楽園の園長、そして県知事というふうにしっかりと県挙げてこれは取り組んでいかなきゃいけない課題なのだという話し合いの場をまず持っていただきたいというふうにお願いしてまいりました。これについては、名護市のほうの職員も意見交換に宮古に来島した経緯もこの間あるようですから、少しずつではありますけれども、進んでいるというふうに思っていますが、もっと覚悟を持ってしっかりとした取り組みを位置づける必要があるというふうに思います。この点については、市長にお考えをお聞きしたいというふうに思います。

続いて、教育行政についてお聞きいたします。県立図書館宮古分館の閉館というか、廃止というのがこの間取り上げられておりますけれども、ここに来て平成21年度、つまり平成22年の3月までの存続が決まったというふうに聞いておりますけれども、この市立図書館との兼ね合いも含めて今後の方向性をどのようにお考えなのか当局にお答えいただきたいというふうに思います。

続きまして、学校での校内飲酒の規制についてであります。これは、どのようにお考えかということをお聞きしたいのですが、つい先日、12月13日付の新聞報道で、学校内での飲酒の禁止というのを教育長名で全校に通知したというふうなことが載っております。この間、例えば砂川小学校の創立100周年の祝賀会を校外へ移動してやるということ、あるいは学校独自の方針を出すというような動きがあるようにその以前から聞いておりましたから、何らかの方向性はつくものというふうには思っておりましたけれども、それについて教育委員会が取り組んだこと、そして今後どのように取り組みを続けていくおつもりなのかということについてお考えをお聞きしたいというふうに思います。

ご答弁をお聞きいたしましてから再質問させていただきたいと思いますので、お答えのほうよろしくお願いたします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

亀濱玲子議員の質問にお答えします。

宮古南静園の将来構想についてでございますけれども、宮古南静園の将来構想推進体制の取り組みにつきましては、現在企画政策部の地域振興課で事務局として取り組んでおります。提案されております推進体制の条例化については、今後将来構想素案の具体的な内容を見ながら各分野に対する推進体制の強化を図るとともに、条例の制定を進めてまいります。事務体制がまだ脆弱ですので、窓口をしっかりと決めて、人も配置して対応してまいりたいと考えております。

沖縄2園との協議でございますけれども、沖縄2園の将来構想については所在自治体と県との協議を進める取り組みにつきまして、現在名護市と連携を図りながら県との調整を進めているところであります。県としても沖縄2園の将来構想に対して所在自治体の取り組み状況等について資料を要求するなど、県としてどのようにかかわっていくかを検討を行っていると考えております。早急に県及び名護市との日程調整を行い、1月上旬には協議の場を設ける予定でございます。

◎副市長（下地 学君）

県立宮古病院の移転に向けての進捗状況、本市の担うべき課題等についてということなのですが、お答えいたします。

宮古病院の新築移転に係る現在の進捗状況であります。県の病院事業会計が深刻で経営状況が非常に厳しいとのことで、宮古島市にも検討課題として協力要請が来ております。協力要請の内容といたしましては、病院建設費及び運営費の一部負担。2つ目として、現在市が担っている第1次救急部門への人員の配置。3つ目が市の施設使用に関する使用等、これは市の施設というのは新しく病院を建てる予定している宮古農林高校のグラウンドの隣に、勤労青少年ホームの隣に噴水広場があります。そこを駐車場として使用させてもらえないかという意味での要請であります。市といたしましては、やはり市の財政において大変厳しい状況があり、いわゆる財政、福祉関係各課の職員で要請事項に対する検討委員会を立ち上げ、検討を重ねてきております。しかしながら、県の作業段階が基本計画策定の途中であり、病院の事業規模、それに伴う市負担額が確定していないため今後市の財政事情等を考慮しながら協議、調整していきたいとの回答にとどめておりますが、宮古病院の移転新築は宮古圏域の医療体制の中核をなす施設でありますので、できる限り市といたしましても要請にこたえられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次なのですが、県の医療審議会が宮古病院の、それから県立病院のあり方検討部会の動向についてということなのですが、まず県における沖縄県医療審議会、また県立病院のあり方検討部会が設置され、独立法人化等も含めた話し合いがなされていることについては承知しておりますが、宮古島市としては宮古圏域における医療の充実を図ることは最重要課題であると認識しており、安定した医療水準を確保するという観点からも沖縄県医療審議会あり方検討部会の今後の話し合いを見守りながら対応してまいりたいと考えております。

◎市長（伊志嶺 亮君）

宮古病院についてちょっと心配なことがありますので、皆様方にお諮りを、少しご理解願いたいことがございます。それは、宮古病院の予備設計を見せてもらいました。そしたら県は大変財政上厳しいので、安く上げることだけ考えて、我々は勤労青少年ホーム、噴水広場あるいは野球場までも使ってもいいよと申し出ているにもかかわらず、旧農林高校の敷地だけを使って今設計をしております。大変病室も手狭で、病室は75平米から100平米がいいということですけども、54平米ぐらいじゃとても、これではきっと100年

に1回しか建てられない病院としては大変不十分なものだと思いますので、皆様これをですね、県にしっかりと訴えて宮古にふさわしい中核病院をつくるようにぜひ頑張ってもらいたいと思っております。

◎教育長（下地恵吉君）

県立図書館宮古分館の期限つき存続について、市立図書館との兼ね合いを含め、今後の方向性についてということですが、県教育委員会は県立図書館宮古分館を平成20年度に閉館する方針でしたが、これを平成21年度に先送りしました。市としては、中央図書館が開館するまでは宮古分館を存続してほしい旨県教育委員会に要請してあります。この間には県教育委員会と幾度か話し合いを持ち、期限つき存続実現のためその方法について検討を進めているところです。

次に、学校内飲酒の規制について。現在中高校生等の未成年者による集団飲酒が社会問題となっており、特に宮古島市は、沖縄県の飲酒問題に係る割合の約3倍となっています。また、学校内で教職員と保護者等が飲酒をすることは教育上問題があるとの指摘もあります。11月11日付で宮古島警察署協議会会長、宮古島警察署署長連名で未成年者の集団飲酒事案防止の指導強化に関する依頼文書を受け、教育委員会から各学校へその文書を通知しました。しかし、11月30日午後に発生した飲酒運転による死亡事故は、運転手が学校施設内で飲酒したということもあり、地域に大きな衝撃を与えています。また、砂川小学校創立100周年記念祝賀会が会場を城辺農業環境改善センターに移して開催されたことは、地域の皆様や関係する各方面に大きな反響を及ぼしています。教育委員会としましては、これまでも学校内での飲酒は慎むように指導してきました。しかしながら、宮古地域における飲酒に絡む事件、事故の発生状況を見ると、青少年に対する悪影響が懸念されます。このことから学校、家庭、地域が一体となって飲酒環境の改善に取り組んでいく必要があります。このたび学校内においては禁酒するという決定をいたしました。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

まず、地下水保全の取り組みについてのご質問でございます。現在地下水保全に関しましては、地下水保護管理条例及び水道水源保護条例がございます。合併前それぞれ宮古広域圏事務組合と宮古島上水道企業団が所管していた条例であります。合併して3カ年が経過してございますので、この2つの条例を整理、統合して改正する作業を進めているところであります。

地下水利用基本計画につきましては、宮古島市の地下水の適正な保全と水利用を調整するためのものでありまして、平成16年から平成25年を計画年次とする第2次計画が最新のものであります。しかしながら、仲原流域などでの新規地下ダム建設や伊良部大橋の竣工に伴う伊良部への送水等により水利用状況が大きく変わってきますので、平成21年度に計画の全面改正作業に着手していきたいと考えているところでございます。

また、地下水保全につきましては宮古島全住民の理解と協力が不可欠であることから、地下水啓発のための仕組みづくりとして学校における地下水教育の導入を検討していきたいと考えてございます。平成19年度から平成21年度の環境省事業として水循環計画策定委員会が設置されており、その中で全小学校で学校で採用可能な地下水教育のカリキュラムを議論しているところでございます。これが実現すれば学校教育において地下水について学ぶこととなり、永続的な地下水保全への取り組みとして重要な役割を果たしていけるものだと考えてございます。

次に、下地島空港等利活用計画書についてお答え申し上げたいと思います。下地島空港等利活用計画書

につきましては、屋良覚書や西銘確認書などそれらを踏まえ平和的利用を基本的な姿勢として明記してございます。下地島空港の利活用につきましては、沖縄県及び宮古島市で協議会を立ち上げ、今後検討していくことになると思いますが、この基本的な考え方につきましては沖縄県も空港の建設経緯などから変わらないものと思われま

す。次に、下地島空港残地有効利用連絡会議の取り組み状況でございます。9月に開催された会議におきまして観光リゾート等の専門部会のほか、農業的利用、土地所有権、緑化・自然環境保全の4専門部会の設置を確認してございまして、現在設置に向けた作業を進めているところでございます。

◎亀濱玲子君

ありがとうございました。

再質問をさせていただきたいというふうに思います。宮古病院なんですが、とても心配をいたしておりました。これは、新築移転のこのみがスムーズに進んでいるような印象を受けている状況でありましたから、その医療審議会のあり方検討部会で非常に厳しく精査されていくのではないかと。その中で新館が建設されたとしても、あるいは建設に向けても一定の負担、応分の負担を自治体に求めてくるのではないかとということとはとても懸念をいたしておりました。命の格差というか、命が軽んじられるような地域、医療であってはいけないというふうに思います。私たちは、今宮古病院が診療科が22科、この資料によりますと、外来患者が10万人を平成18年度で訪れているような状況にあるようです。現在の課題といたしまして、宮古病院は1次及び2次的な医療はほぼ対応可能であるが、高度な専門性を要する医療については本島へ搬送しなければならない。その解消のためには専門医師の確保、高度医療機器の整備を図ることが必要であるというふうにかかれ、今であってもなかなか十分ではないという中でさらに削減され、さらに新しくできる病院が狭隘な病院に、小さな病院になっていくということを私たちは本当にこのときこそと思いますね。行政と議会が車の両輪として一緒に運動をつくるということは、こういうときにやっぱり頑張らなければいけないのではないかと思います。しっかりと私たちは……

(議員の声あり)

ありがとうございます。できれば本当に郡民大会をもってでもしっかりと宮古の圏域の意思を県に伝え、そして離島の医療が一步でも後退することがないようにしっかりとこれを、今だったら間に合う、今だったらまだ何とか宮古圏域の声を届けることができると思いますので、これは一丸となって取り組んでいきたい課題だというふうに思います。よろしく願いいたします。

続きまして、下地島空港のことについて再質問をしたいと思います。私は、この間下地島あるいは宮古空港を含めて、特に下地島なんですが、これがどのようにして守られてきたのかということ、この何年間かを市長の15年を重ねて振り返ってこの間見たわけですが、少し何枚か見ていただきたいと思うんですけども、これは2004年の下地島空港を普天間の暫定移転で使いたいという、当時の町村外相がこれも検討課題であるというふうな発言が2004年に出たのが10月に出て、ちょうどこれが合併前であったかというふうに思います。そのことを受けて軍事利用は許さないという郡民大会というものがそのときの6市町村長、そして議会議長含めて先頭になって一緒になって開いたのがこの屋良覚書を遵守するというのをしっかりと決めたのが、これがやっぱり宮古の郡民の総意であるというふうに私は思っております。

その後、2005年、平成17年の3月に有事に下地島空港を使用するというのが防衛警備計画で明記されま

した。これは、2005年の3月18日付の新聞ですが、航空自衛隊が有事の際に民間航空機の訓練に使用している下地島空港を戦闘機が転回する作戦拠点として使用する計画があるということで、それは下地島空港に弾薬や燃料などの物資など輸送機あるいは海上自衛隊の輸送機を集積して襲撃戦闘機や支援戦闘機を転回させる拠点としてこれはしっかりと計画にうたわれているということが明らかになりました。このことがあって、ちょうどその時期に旧の下地、伊良部から防衛庁に要請というようなことがあって、同じ日に、2006年の3月23日にあの港で住民集会を開いて、そのことが伊良部の住民集会というふうに広がっていったというふうに、こういう経緯を持っております。

ここに来て、2006年ですね、新聞にですね、こういうことが載っていました。ちょうど今新聞を少し置いてきたので、あれなんです、日米でこういう協議が2006年の12月25日付の県紙に載っていましたが、こういう協議がなされているんです。戦争あるいはテロの有事の際に沖縄県民を保護するという目的で基地を利用させてほしいということの日米で協議した経緯があります。そのときに政府あるいは米軍がどう答えたかといいますと、基地内は標的になってなお危険であるという方針を政府が出しているんですね。そのときにじゃ通行だけだったらどうなのだと言ったら、それは検討はしますけれども、最終的には米軍が決定しますというふうになっているんです。とても、これから後なんです、そのときに有事の際に米軍を沖縄の民間地域に避難させてほしいという話が実はそこでも協議されているということがあって、はっきりとそのときに政府も米軍も有事の際はその基地は標的にされるというようなことを協議の場ではっきりしたというのが県紙に載っておりました。それを見て私たちが本当に平和利用していくということを不退転の決意を持って守らなければ下地島空港はこの計画を押し崩されて軍事利用される可能性があるのではないかというふうに思っています。これについては、住民の意思、そして郡民の意思というものを、そして屋良覚書というのを常に遵守するということをしつかりと計画の中にうたい込み、常にそれを確認をしながら計画を進めていっていただきたいと思うわけですが、再質問なんですけれども、沖縄県が進める沖縄県アジアゲートウエー構想の施策が本格的に始動しつつあるということが聞かれております。その高度人材ネットワークハブの形成、アジア共通の課題に関する研究協力ハブ構想の強化などが県の構想に上がっているようなんです、それを具体的に下地島に活用するということになって、平常時における国際的な航空関連教育の拠点として生かされるのではないかという点。そして、非常時においては災害時等国際緊急支援活動の拠点として国際貢献できる空港として生かしていく可能性が大いに含まれているというふうに、これを具体的に話にのせていきたいというようなことでうたわれておりますけど、この点について本市の考え、当局の考えはどのように進めていこうというようなお考えなのかということ、さまざまほかにも取り組むことはあると思うんですけども、上げられているこの計画の中の一つ一つを形にするということが平和利用へつながるんだと思うんですね。そのことについて本市のお考えをお聞かせ願いたい。

また、先程質問いたしました県立病院の新築の計画図というんですかね、それをしっかりと見直して十分な広さと十分な充実した内容が盛り込めるような病院を建てる、計画を練り直すというんですかね、練り直してほしいということをしつかりと県に言う必要があると思うんですけども、その点についても当局のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上、お答え聞きましてから再々質問させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

宮古病院の一番最初の設計については、恐らく県議もまだ知らないと思うんですよね。見せられていないと思うんですよ。ですから、ぜひ県議とですね、共同してしっかりした病院ができるようにみんなでやっていく必要があるんじゃないかなと思います。

それから、下地島空港ですけども、県はアジアゲートウエー構想の中でこれをしっかりと取り組みたいとおっしゃっていますし、また災害時の国際貢献ができるような空港残地を利用した下地島空港の活用を考えているという線もありますので、それが実現できるように頑張ってもらいたいと思っています。

◎亀濱玲子君

ありがとうございました。

宮古病院のこと、そして下地島空港のこと、しっかりと宮古にとっての将来をつくるのに、島づくりをするのにとっても大きな、重たい課題です。これについては、しっかりと議会も含めて取り組んでいけたらというふうに思います。

結びになりますが、合併した宮古島市が、ごめんなさい。最後に、私見を少し述べさせていただきたいと思います。合併した宮古島市は、12月10日現在、本市の職員数は971名だそうです。臨時職員や嘱託員を含めると1,300人余になります。今日まで私たちの宮古島市は、予想を超える問題がさまざまに起きました。市民の信頼を取り戻す道のりは、本当に厳しいものがあるというふうに思っています。しっかりと再発防止策を徹底して事務ミスあるいは不祥事等が起きないシステムづくりをつくっていくのが本当に重要で、急ぎの課題であります。5万5,183人というのが11月現在の宮古島市の住む人の数であります。本当に市民のために働く役立つ役所として再生していくという課題を私たちも、また当局も重い課題として取り組んでいかなければなりません。

合併時に策定された新しい島づくり計画は、今第1次宮古島市総合計画として実施計画まで来ております。まちづくりの基本は、健康、そして活力、結いであるというところつなぐ結いの島宮古を目指す将来像として掲げておりますけれども、新しい島づくりに必要な計画も次々と土地利用計画、そして災害時の計画ですかね、次々とつくられておりますけれども、ここに来て伊志嶺亮市長の早期の退職となってしまったことは返す返すも残念でなりません。合併時に大きな課題でありました財政再建を立て直し、そして行政改革を進めるという、これは本当に当局は一生懸命取り組んできているというふうに私は認識いたしております。しっかりと水を守り、そして環境を守り、エコアイランドの都市として市長がこの宮古島市を描いてまいりました。旧平良市から市長としておよそ15年間顧みて、水源流域に予定されていたゴルフ場の開発をとめて命の水を守るという大きなうねりの中で市長は誕生いたしました。人も自然もまちも健康であるという、この理念は一貫してこれまでの施策にこの市長の政治姿勢は貫かれているというふうに思っております。新市になって公約に掲げた事業も動き出しております。市長がこれまで私心を捨て、私欲を捨て行政運営に当たる姿を私たちもまた学ばせていただきました。市長、行政は歩みをとめることができません。市民のために本当に役立つ役所、市民のために働く職員、そして役所に育つことと本当に切に願っております。もちろん議会もしかりであります。伊志嶺市長のまかれた種がしっかりと根づき、そして育ち、宮古島市の将来を大きくつくる力になるということを確認いたしております。市民とともにお礼申し上げたいと思います。伊志嶺市長、15年間本当にありがとうございました。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（下地 智君）

これで亀濱玲子君の質問は終わりました。

10分ぐらい休憩いたしましょうか。

（休憩＝午後4時48分）

再開いたします。

（再開＝午後5時02分）

◎池間 豊君

去った12月の10日に伊志嶺亮市長がおやめになるということを明言されました。私は、その1点だけ、市長の退職についてということで通告をいたしてありますけども、その10日の日に数時間内にですね、二、三時間内に号外が出ました。私が記憶する中では、号外が出るというのは直航便が出た十七、八年、九年前のこと以来のことかなというふうに思っております。大変重大な事件だなというふうな部分を感じずにはおれなかったですね。

市長は、この会見の中でこういうことをおっしゃっております。一行政のトップがやめるということは大変重大なことでありますから、ぜひ職員の皆さんにはしっかりと襟を正して職務には努めていただきたいと、このようなことを申されておりました。まさに号外が出たのと重大なことだというふうな部分は本当に号外が出たことでもうかがわれるわけですから、職員の皆さんにはしっかりと市長の気持ちをわかっていただいて、今後の職務には襟を正して今後二度とこのような不祥事、ミス、そういった等々がないようにぜひ頑張っていただきたいと、このように思っております。

先程山里雅彦議員が涙ながらにして大変たくさんのお話を話しておられましたけども、確かに今市長はこの相次ぐ不祥事やら、ミスやらに覆いかぶされて火だるまになってですね、たくさんのお功績が影も形も見えないような状況にあるわけですけども、山里議員がおっしゃったように、たくさんのお功績、実績がございます。伊良部架橋もしかりですね、そしてトゥリバーの売却もしかりです。また、それぞれの地域に戻ってもたくさんのお事業が多分に遂行されたと思います。私どもの狩俣でも、島尻でもたくさんやっていたいただきました。そういった功績は、今回のやめることについて本当に影が薄れたわけですから、ぜひ市民の皆さんにはそういった後ろに隠れている実績、功績についてもまたわかっていただきたい、このような思いであります。

先程市長の言葉から初めての宮古病院の予備設計ということについての情報が提供されました。ぜひ私どもは市長の今し方おっしゃった宮古島市ですね、宮古病院が本当にあの予備設計でいいのかということをしつかりと確認して、そうじゃないんだと。市長が心配されているように、場合によっては郡民大会を開かなければならないだろうし、議会の決議もしなければならぬ。そういった中からしっかりとした宮古の皆さんの気持ちに沿った新しい宮古病院の建設にも取り組まなきゃならないんじゃないかなと。これがまたひいては伊志嶺市長への大きな花道にもなるんじゃないかなというふうな思いもありますから、ぜひ議会にいらっしゃる、議場にいらっしゃる議員の皆さんにも強い気持ちでその分も取り組んでいただきたいと、このような思いをいたしております。

取りとめのない話でありましたけども、私は通告はいたしましたけども、答弁は要りませんから、これ

までのおよそ15力年間本当にご苦勞さんでありました。今後ともまた体にもご留意されて、ぜひ宮古島市の行く末をですね、見守っていただきたいと、このように思っております。本当にお疲れさまでした。ありがとうございます。

◎議長（下地 智君）

これで池間豊君の質問は終了いたしました。

◎富浜 浩君

1時30分から3時30分まで補正予算ということで、議案第126号、平成20年度宮古島市一般会計予算（第7号）についての質疑がございました。市民の皆さんにとっては、何でいつまでも始まらないかなという思いで待っていたと思っております。やっぱり議員というのはチェック機能でありまして、しっかりと当局に方向性をいい方向性に行くというのが我々の使命の務めでありますので、2時間も質疑をしたわけがあります。それは、市民の不利益にならないようにしっかりと議員は質疑をやったということでもありますので、ご了承していただきたいと思っております。

まず、集中改革プラン、基本的な考え方はということであります。これは、平成7年に財政改革のための新しい指針ということで、平成7年じゃありませんね。平成17年です。出てきました。それに沿って宮古島市は集中改革プランということで策定をして進めているわけであります。そこで、一番大切なことは事務事業の見直し、そして再編、そして廃止、統合ということで詳細にそれをきちっと国に報告しなければなりません。それは、平成17年から平成21年までの5年間ということを進めているわけでありましてけれども、私から言わせれば、なぜこのような状況で国と一体となって集中改革プランを進めている中で、こんなにまでもこれでもか、これでもかというぐらいに不祥事が出てきたのか。そして、言葉では綱紀肅正と言いながら、それもしっかりとやっていないということですね、非常に矛盾を感じますので、その件について質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目ですね、お伺いしていきたいと思うのは、本市の人材育成というのはどうなっているのか。そして、人事のあり方、そして組織の体制、職員の資質向上、そして評価システムの導入、そして財政健全化法による指標をきちっと示していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、平成22年インターハイの推進ということでございます。全国の高校総合体育大会は、2010年7月30日から8月3日までと、5日間男子バレーがあるわけでありましてけれども、全国から約3,000名ないし4,000名がご来島されるということでもあります。宮古島市にとっては、まさに一大イベントじゃないかなと考えるわけでありましてけれども、そこでどうもその準備が遅れているという話を聞いておりますので、お伺いをしたいと思っております。

まず、メイン会場の総合体育館、上野体育館のクーラーを設置するということでもありますけれども、その件はどうなっているのか。

そして、バス交通の対応、そしてホテル宿泊の対応、そして競技補助員の対応をきちっと示していただきたいと思っております。

次に、AED配備の状況はということでもあります。自動体外式除細動器ということで、ちょっと難しい言葉でありますけれども、AEDというのは人の命を守るということで大切な器具であると私は考えるわけであります。

そこで、お伺いしますけれども、今現在消防局で進めていると思いますけれども、ホテル、公共施設、民宿、スポーツ施設ということでAEDを設置していると伺っております。その状況と一番大切なことは、私はこのたびインターハイを進めるわけでありますから、その学校の、小中学校で約11校、11校のここにありすけれども、ここで高校の3校と練習をするわけであります。そこで、いつどうなるかわかりませんので、この設置はきちっとAEDを設置しておくべきじゃないかと思っておりますので、この件をお伺いしたいと思っております。

そして、講習会の状況というのはどうなっているのか、その件をお伺いいたします。

次に、3漁協合併の可能性はということであります。近年原油価格も高騰しまして、操業が立ち行かないということで日本全国で一斉休業となった経緯がございます。宮古でもその直撃を受けまして、3漁協とも燃料費助成費をお願いしますと要請した苦しい状況の要請がございました。そのことから考えますと、漁業合併法促進法という中できちっと3漁協が合併することによって認定を受け、漁業の新しい状況の中でのメリットが生まれるんじゃないかと思っておりますけれども、その件をお伺いしたいと思っております。

次に、SCG15特定目的会社によるトゥリバー地区開発計画はということであります。市は、2007年にやっとの思いでそのトゥリバー地区がSCG15に40億円で売れました。しかしながら、これまでの話を聞くと、だんだんと雲行きが怪しくなってきました。

そこで、お伺いしたいんですけれども、まず1点目に開発行為許可申請の沖縄県知事にあてた進達の願いはどうなっているのか。

2点目に、外資系だけにですね、今プライムとか金融関係で米国がいろいろ問題になっております。そこで、心配されることは他の会社に転売する可能性はあるのかどうか、この件をお伺いします。

3点目に、平良港コースタルリゾートトゥリバー地区土地売買契約書の状況が、コピーを私は持っております。その中で、ここにコピーがあるんですけれども、譲渡指定及び営業開始の義務等ということの中で、第8条の中で引渡日から2年以内に指定用途に係るホテル等の建設に着手しますとあります。そして、当該着手に係るホテル等を引渡日から5年以内に営業を開始しますということで具体的にその契約書に示されておりますけれども、どのようになっているかお伺いをしたいと思っております。

環境モデル推進についてということであります。今年3月にですね、エコアイランド宮古島宣言をしました。以前から環境モデル都市の推進ということで、なかなか宮古島市が決定できないような状況がございました。ちなみに、環境モデル都市の選定結果というのは、全国82件の提案の中から大都市が横浜市、北九州市、地方中心都市が帯広市、富山市、小規模市町村が北海道の下川町と水俣市が環境モデル都市に選定を受けました。追加選定ということで、広報環境モデル都市としてアクションプラン検討状況を見てから改めて第2の環境モデル都市をやっていくよということがあります。そこで、第2候補として大都市では京都市と堺市、地方中心都市では飯田市と豊田市に、小規模市町村では檜原町、高知県でありますけれども、そして宮古島市がなっております。そして、東京特別区というのが千代田区となっておりますので、何らか近々それもモデル都市に選定されるような可能性が出てきておりますけれども、具体的にその件をお伺いしたいと思っております。

次に、E3燃料実車走行試験はということでありますけれども、これの取り組み状況と平成21年実証事業の計画はということを示していただきたい。

観光行政についてでありますけれども、入域観光客数と観光消費額の過去の3年間の実績を示していただきたい。

そしてまた、宮古島市体験工芸村の進捗状況と施設の公募いつごろになるのか。そして、運営方針をきちっと説明をしていただきたいと思います。

次に、大型クルーズ客船の入港計画は、2006年4月以降は途絶えてしまって全く来ないような状況になっていましたけれども、2008年6月から2年ぶりにクルーズ船が入港するようになりました。計画は11回来ることになっておりましたけれども、3回しか来ておりません。なぜこのように極端に少なくなったのか、その点をお伺いしたいと思います。

次に、砂山ビーチ海岸の危険防止とトゥリバー地区危険箇所についてということであります。砂山ビーチに私は行きました。ご承知のとおり向こうにはトンネルがあります。トンネルに入る前に網を上のほうに岩が落ちないようにやっておりますけれども、私はそれを見て大変危険だなというような感じをいたしました。それとまた、観光客から向こうはもし事故があつてしまったら、これは宮古の観光に大きなダメージを与えてしまうんじゃないかと。これは、あのような網でちゃんとやるんじゃなくて、きちっとやっておくべきだというような話がありましたので、この件をお伺いしたいと思います。

もう一つは、もう一カ所はトゥリバーの地区内の危険場所ということで私はありますけれども、それはマリーナの隣に眺めのよい憩いの場、東屋と申しますか、そこの横でありますけれども、市民が憩いの場としてよく使用するところでもありますけれども、そこに全く手すりかぼろぼろになったような状況で、ここも非常に大変だなと、危険な状況だなということを感じました。そこで、早目に、早急にここは直さないと、もし何かがあつたときにだれが責任を持つべきかということで私は心配しておりますので、この件もお伺いしまして、再質問しますので、よろしくお願いをいたします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

富浜浩議員にお答えします。

環境モデル都市でございますけれども、現在アクションプランを策定中であります。短期、中期、長期に分けて宮古島市で具体化できる施策を盛り込んでいくことになっております。現時点で環境モデル都市は6都市が認定されておまして、候補都市が7カ所指定されております。宮古島市としても環境モデル都市に認定できるようなダイナミックなアクションプランを策定しております。認定の暁には、日本はもちろん、世界の離島の環境モデルとなる島づくりをしてアジアや世界から視察の人が来るような環境モデルの島になればと願っております。

◎総務部長（宮川耕次君）

行革の基本的な考え方と申しますか、についてのご質問でございます。集中改革プランに従いまして、現在全体の約7割程度が順調に進んでおります。平成21年度までに残りの3割についても一生懸命頑張っていきたいというふうに考えております。これまでいろんな事務ミス等の指摘がございましたが、現在その人材育成あるいは職員の意識改革という点ではですね、職員提案にある宮古島市事務改善行動計画をつくりまして、変わろう市役所、変えよう市役所、職員みずからの手でということで職階別の、職制別のきめ細かな研修、あるいは分野別のですね、例えば契約関係、財務関係、事務決裁関係等々、そういったきめ細かな研修などを早速手がけている状況です。人材育成や職員の意識改革につきましては、現在県に職

員を派遣したり、あるいはまた今回新たに実施いたしました千葉縣市川市に職員を派遣したりですね、そういったことを行いながら、また内部にあっては研修ですとか、そういったものを一生懸命やっていたいと言っているところであります。また、この事務改善計画の中では管理職については（仮称）部課長マニフェストといいたいでしょうか、そういった部長や課長が自分の部や課をどのように運営するか、そういった目標、例えば数値目標なり掲げましてですね、それを知らせて、そして実施していく。それによって課あるいは部全体が一つの目標に向かって進めるような、そういった取り組みなども現在計画しております。

次に、組織機構の問題ですが、現在平成21年度実施に向けてこれまで庁内です、組織機構をどうしていくかということで、3つの視点から今取り組んでいるところです。1つは、政策が実行できるような組織づくり、あるいは合併課題をいかに解決していくかという、それからスリムで効率的なですね、組織づくり、そういった観点から現在進めておりますが、例えばエコアイランド宮古島宣言に対応する事務局、スポーツアイランドなどもそうですが、そういったあたりをですね、組織の中に生かしていこうということとで論議を進めております。合併課題としましては、例えば福祉保健部を平良庁舎に移したらどうだろうかとか、あるいはまた伊良部総合支所をですね、一部直轄にしてはどうだろうかとか、そういった議論を合併課題の一つとしてやっております。スリムな組織という点ではですね、将来600名という一つの目標に向かって職員が減っていくわけですから、それに向けていかに集中して取り組んでいけるかということで、現在これに向けて進めているところです。近く行革本部で確認してですね、実施に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、人事についてですが、人事につきましては毎年基本方針を掲げて取り組んでおりますが、目指すところは適材適所ということなんですが、一応3年ほどを目標に人事異動とか、そういったものを目指しているところです。まず、進めるに当たっては人事の意向調査、希望調査をですね、実施いたしまして、やっております。課題としましては、例えば女性登用ですとか、体の不自由な方々の雇用とかですね、そういった課題などにも力を入れていきたいというふうに考えております。

次に、行政評価システムの質問もございました。ご承知のようにこれは効率的に事業評価をして、プラン・ドゥー・チェック・アクションとかいう形でですね、計画してこれをチェックして、これをまた見直してですね、次の行動に移すというサイクルがあるんですが、それに沿って費用対効果ですとか、無駄がないか、そういった観点で現在試行的にこれまでやってはきたんですが、実際的には総合計画、実施計画ができましたので、その中で本格的に進めてまいりたいというふうに考えているところです。

◎福祉保健部長（譜久村基嗣君）

まず、E3燃料実車走行試験のこれまでの取り組みなんですが、環境省事業で平成16年度から平成19年度まで実施しましたエタノール生産、それからE3製造、流通、供給の実証試験は約300台のE3製造、流通、供給により問題なく実車走行実験を行い、基本体制が構築されております。平成20年度より環境省の継続事業として実用化を目指したバイオエタノール生産設備の増設実証事業が実施され、また自然エネルギー庁のNEDO事業として実用化レベルのE3製造、貯蔵、払い出し設備の建設によりE3燃料の商用化に向けた検証が行われております。現在りゅうせき宮古給油所、それからJA上野給油所、JAひらら給油所、NEDO-E3燃料専用給油所の4カ所で給油が可能となっております。また、内閣府による宮古島バイオエタノール事業広報啓発事業によりシンポジウムや学校への出前学級、テレビ報道番組への

取り組みとしての支援事業も始まっております。

それから、もう一点の平成21年度実証事業の計画についてですが、平成21年度は内閣府、それから農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、それから消防庁、1府5省連携事業として平成20年度に増強したE3製造設備やE3専用給油設備、それからエタノール生産設備の運用を継続的に行いつつ登録車両をさらに増やし、宮古島全域を目指してE3燃料の地域流通とその普及並びに燃料用バイオエタノールの地産地消、地域循環型社会システムの構築等に向けた普及促進を図る上での技術的、経済的、社会的問題点等を検証していくことになっております。ちなみに、これは今のところ平成23年度までの期限づきの事業の計画ということになっております。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

まず、トゥリバー開発についてのご質問でございます。開発行為の申請願につきましては、宮古島から9月22日に沖縄県のほうに進達してございます。県からの開発許可はまだおりてございませんが、今月末には許可がおりる予定だということをお願いしてございます。

次に、買った土地の転売の可能性があるのではないかとご質問でございますが、これまで何回もSCG15との協議をしてきたところですが、転売をする意思というのは全くないということでありまして、ですから、開発としてはSCG15のほうでやっていかれるものだと考えてございます。

次に、契約条項にもあります引き渡しから2年以内、それから5年以内に着工及び営業開始をするという条項についてのご質問でございますが、一般質問初日、2日目とご答弁申し上げましたように、現在SCG15のほうから2年間の引き延ばしの要請が来てございます。ただ、こういった世界的な金融危機の経済状況にあることから、内部のほうでも検討していくことにはなっておりますが、宮古島市といたしましてはなるべく早目の着工をですね、SCG15のほうにはこれからも強く要請していきたいと考えてございます。

次に、トゥリバー地区内の親水防波堤での危険施設についてのご質問でございます。私どもの担当課としましてもトゥリバー地区のマリーナの親水防波堤の中での手すりですね、それから東屋、これからの施設が大変危険な状況になっていることは承知してございます。平成10年7月から国のほうから、直轄のほうからですね、管理委託を受けまして、宮古島市で管理してございますけど、台風時の激しい風雨や塩害によりまして著しい施設の劣化と、それから景観の面から見ていきましても大変著しく機能が低下している状況にございます。宮古島市といたしましては、全面的な改良を直轄事業でお願いをしているところでありまして、平成21年度事業として予算要求をしているところでございます。

◎経済部長（上地廣敏君）

まず、3漁協の合併の可能性でありますけれども、現在3漁協は経営改善計画を策定いたしまして、計画書に基づいて経営努力をしているところでございます。漁協に確認をいたしましたところですね、組合といたしましては財務状況が健全化した後、合併につきましても検討していきたいということでありまして、

次に、入域観光客数と観光消費額、過去3年間の実績であります。まず入域観光客数につきまして平成17年度39万9,298人、平成18年度が38万9,358人、平成19年度が37万2,630人となっております。それから、観光消費額でありますけれども、平成17年度が258億9,051万6,000円、平成18年度が201億8,504万6,000円、平成19年度が193億1,788万4,000円となっております。

次に、体験工芸村の進捗状況であります。体験工芸村は、平成19年度で宮古上布体験工房、これは改修であります。陶芸体験工房、万華鏡体験工房、チガヤ体験工房、東屋等を整備いたしております。平成20年度では郷土料理の体験工房、これも改修であります。貝細工体験工房、木工芸体験工房、藍染体験工房、それから宮古馬乗馬体験場を整備することになっております。2カ年継続事業ということでありますので、今のところ進捗率についてはおおよそ50%であります。オープンにつきましては、平成21年度を予定いたしておりますが、ご質問の運営方法であります、公募して各工房主を決定をして運営をしていきたいというふうに考えております。市が管理の部分を担当していくというふうに考えております。

次に、クルーズ客船のなぜ入港が少なくなったのかということですが、これにつきましては市長のほうからもきのう、初日というふうに答弁がされておりますが、まず1つ目に台風の影響による天候不良も要因の一つでありますし、また大型クルーズ船の専用バース及び水域等の条件が十分でなかったというふうなことが減少した要因として上げられております。

次に、砂山ビーチの危険箇所についてでありますけれども、砂山ビーチの危険箇所、これは洞窟部分の件であると思っておりますが、については平成19年7月に天井からの落石防止を目的に落石防止ネットの設置の工事を実施しております。ひし形金網を巻いてありますけれども、このひし形金網のほうをステンレスワイヤーで固定してあります。なお、この金網の耐用年数につきましては、おおよそ7年から10年間は大丈夫だというふうに言われております。

◎消防長（砂川享一君）

富浜浩議員のAEDの設置状況はについてお答えをさせていただきます。

平成20年12月の10日現在の数字で申し上げますと、8施設52カ所に59基が設置されております。その内訳は、8施設を申し上げますと、公共施設、例えば平良庁舎だとか、城辺庁舎等です。次に、医療施設として県立宮古病院だとか、くらはし整形外科以下8カ所です。消防本部が3カ所、消防署、上野出張所、伊良部出張所に各1基配備されております。観光施設として6カ所、アトールエメラルドほか5カ所ですね。学校関係として県立宮古高校を初め各高等学校、総合実業高校が農林高校、翔南高校1つになりましたので、4校になっております。スポーツ施設としてスポーツアカデミー宮古島だとか、友利空手道場の2カ所です。民間には8カ所、琉球銀行宮古支店だとか、そういうところに設置されております。合計で59基となっております。

次に、救急救命講習会の実施状況はということですが、毎月第4日曜日を定期と定め、一般募集を募り、5名以上の参加者がある場合に実施をさせていただいております。そのほか各種団体などの要請に応じて講習会を実施しております。平成19年度中における救急救命講習会の実施回数は、消防署、消防出張所、両出張所3署所で46回に及んでおります。受講者数は561名となっております。

◎財政課長（石原智男君）

平成19年度決算による4つの指標についてお答えいたします。

まず、1つ目に実質赤字比率、平成19年度は実質収支が黒字となっておりますので、赤字比率はゼロでございます。2つ目に、連結実質赤字比率は、これも連結の実質収支が黒字となっておりますので、赤字比率はゼロでございます。3つ目に、実質公債比率、これは13%となっております。早期健全化団体は、25%以上のものがその団体となりますので、基準はクリアしております。4つ目に、将来負担比率は

139.3%、これも早期健全化団体は350%以上となっておりますので、4つの指標は健全な範囲内であるということになっております。

◎生涯学習部長（饒平名建次君）

平成22年度インターハイの推進についてであります。インターハイは、高校生最大のスポーツの祭典であり、平成22年度に宮古島市では男子バレーボール競技が開催されます。今年の5月には宮古島市実行委員会を設立し、県バレーボール協会、県高体連バレーボール専門部及び宮古地区高体連など関係機関と連携を図りながら本大会の準備に取り組んでいるところであります。

空調設備や宿泊施設等についてであります。空調設備についてはメイン会場となる総合体育館のみにクーラーを設置することになっております。設備業者に積算をお願いしたところ、1,700万円余の設置費用を要するというであります。宿泊施設については、選手、役員、応援団体などを含めると約3,500名余の来島者が見込まれます。島内の宿泊施設の収容人員は、今年4月現在で約4,500名が収容可能ということなので、対応できるだろうと考えております。

次に、輸送交通手段については、現在バスが47台、タクシーが146台、レンタカー約1,000台があります。来島するチームは56チームで、バスの台数が若干足りませんが、島内は競技場及び練習会場の距離が短いので、タクシーなどの利用で十分対応できるものと思います。また、応援団の皆さんはタクシーやレンタカーの利用が多く見込まれ、輸送交通手段として問題はないと思います。

競技補助員については、インターハイが高校生最大のスポーツの祭典であり、補助員はすべて高校生が主体となって対応することになります。大会期間中は、約650名の補助員が必要であり、市内の4高校の生徒数が総勢1,800名余なので、今後宮古地区高体連と連携を密にしながら補助員の確保を図っていききたいと考えております。

◎富浜 浩君

AEDの配備についてということでもありますけれども、先程話をしたように、小中学校の11校において練習を向こうでします。そうすると、そこでどういう事故があるかわかりません。備えあれば憂いなしということですね、きちっとこの学校の中でもAEDを設置しておく必要があるんじゃないかなと思いますので、再度ご答弁をよろしく願いをいたします。

集中改革プランの件でありますけれども、これは平成17年から国が査定して出てきまして、そして各自治体もきちっと対応しなさいよということで人材育成から、組織の強化から、細かいのがたくさんあります。それを検証して皆さん方が具体的に本当に真剣に進めておけば今大きな問題になっている宮原地区の問題とか、下崎の問題とかいうことは出てこなかったと思います。先程から皆さん方がよく新聞には綱紀肅正というすばらしい言葉が出るんですけども、しかし皆さん方は本当にこのことをやっているかなということで疑問を感じるわけでありまして。ですから、綱紀肅正というのは名ばかりで、あとはこれを具体的にやっていないから、そういう問題が出てきたと私は思っておりますので、もう少し真剣に考えていただきたいと思います。

それから、入域観光客数の件でありますけれども、よく皆さん方は41万とかなんとか言っております。これ大変な大きな間違いであります。理由はですね、これは平成17年で県が今まで年で計算しておりました。そして、それを変えてですね、平成17年度から年を年度でちゃんとしなさいよということで少し重複

した部分があってですね、これ41万の数字は出てきているんですよ。実質的には、平成17年度というのは41万ではありません。39万9,298人であります。そして、皆さん方がこれ言っているのは平成17年度の件でありますけど、41万2,497人と書いてあるんですけど、いかにも我々が目標としている40万を超したような言い方しているけど、大変な間違いでありますので、これは皆さん方にですね、こういう言い方するんじゃなくして、こういう状況でまだ40万を超していないけども、この数字のかけ違いでこうなったよということを市民に明らかにして、そして改めて40万の目標をしていこうということが大切じゃないかなと思いますので、当局の皆さんが具体的に市民に知らせていただきたいと思います。

(議員の声あり)

入域観光客数の件です。これの数字が県の状況が今まで1月から12月で積算していたのが今度は年度ということで、4月1日から3月31日までということで変更したもんだから、これ41万になったんですよ。ですから、これは数字は大きな間違いであるし、こういう状況じゃないと。具体的に進めて、改めて40万を頑張ろうということでやらないと、ややもすると市民は41万を乗り越したのかなと思ってしまいますので、これは少し考えてやってもらいたいと思います。

沖縄タイムスでありますけども、12月13日、あのモデル都市の状況が6市町ということで書かれてあります。そこには宮古島市も入っておりますけど、下川町、富山県富山市、飯田市、京都市と、北九州市ということで、これはもう少ししたらこの状況が、宮古島市も含めてですよ。モデル都市になっていくんじゃないかなというふうなうれしい気持ちを持っているんですけども、このアクションプラン、これをきちっと作成した中でですね、やっていけば国がモデル都市に対してちゃんと財政を盛り込んでいきますよという、これは喜ばしいことですので、早急にモデル都市に認定を受ければいいなというふうな気持ちを持っております。

そして、「スーパースター・リブラ」の件でありますけれども、これも7月からの状況でありますけど、那覇が7回、宮古が2回、石垣が4回と。そして、沖縄市が7回。今度は、8月になったら沖縄市が7回、石垣市が3回、宮古島市が2回と。そして、9月になりますと、宮古島市が2回、石垣市が5回、那覇が5回。また、11月という形で那覇が4回、宮古が2回、石垣が4回というんでありますけれども、市長は来年から未定でありまして、入る予定はありませんというような話をお伺いしました。これは、宮古には大きな問題がありまして、バスにクーラーがきかなかったということで、そしてまた港が少し、向こうは物流の拠点でありますから、殺風景であり、ちょっと不便を感じると。いろいろあってですね、非常に乗客から問題があって、これはちゃんと対応していただきたいということで旅行者とか関係機関に来たということを知っております。ですから、我々がやっぱりクルーズ船を迎えるにおいては、きちっと具体的にその受け入れ対処をやっていなかったんじゃないかという懸念がありますけれども、その件についてですね、もう少し具体的に進めていただきたいと思います。これは、観光のね、入域に対して大きな効果を生むわけありますから、これはそのクルーズ船の入港は大切なことありますから、よろしく願いをしたいと思います。

そして、八重山管内のAEDの件でありますけども、石垣市の中においては80カ所、そしてその器具が90カ所ということで、物すごくいろんな形の中で進めております。私は、やっぱりこういうふう設置する以上は、きちっとどこでどういう場所にこういうAEDが設置されているよということで、石垣みた

いに市民にわかりやすくマップをつくっていただきたいということで、さっきの小中学校に対するインターハイが向こうで練習するわけでありますから、小中学校にはどういう関係になっているか1つ。そして、マップをつくってもらいたいということを1つお願いしたいと思います。ご説明をよろしくお願いいたします。

そして、次に今SCG15特定目的会社の件でありますけれども、ほかに転売は全くありませんと、早急に進めたいという答弁がございました。それは、少し、いつどういう形で計画しますと具体的なものは見えられませんから、心配しておりますけれども、将来的にですね、今いろんな形の中で雇用が期待されているわけであります。もしこの会社が建設を進めるような状況になれば宮古島の若者が大いに来る状況になると思います。ですから、雇用の件をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上の件を聞いて再質問をしますので、よろしくお願いいたします。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

現在SCG15との協議を続けている中で、SCG15の考えていらっしゃるホテルの規模がですね、大体350室、それぐらいを想定しまして、設計協議は続けているということを聞いています。

雇用の問題でありますけど、ホテルの雇用に関しましては大体計画の部屋数の掛ける0.6から0.8が大体の雇用範囲と現在言われていますので、350室の0.6、210名から0.8、280名、その範囲での雇用効果が期待できるものだと思います。280名の雇用といいますと、宮古島市内ではだいぶ2次効果、3次効果、こういった効果に波及していきますので、宮古島市としては早急にですね、SCG15に対しても早期着工を強く要請していきたいと思っております。

◎教育部長（長濱光雄君）

AEDの設置についてお答えをいたします。

小中学校におけるAEDの設置については必要性を感じておりまして、現在教育委員会でもどのような方法で設置できるのか検討しているところであります。購入による設置になりますと、予算的に大きなものがありますので、リースによる方法はどうかということでも今議論を深めているところであります。また、一気に入れるというのもまた予算的なものもありまして、年次的に計画して入れられないものかどうか、いろいろと可能性を探っているところであります。

ご指摘のインターハイ会場につきましては、優先的にでき得るものであれば配置をしていきたいと考えております。

◎富浜 浩君

体験工芸村についてでありますけれども、いろいろ経済工務委員会で話をお伺いをしました。そうすると、その中において宮古上布が入居厳しいような状況の話をしてございました。私は、宮古上布は大きな宮古の目玉だと思っております。つまりそこに、体験工芸村に入らなければ何の意味もないじゃないかなというような感じがしますけれども、今宮古上布の会館は非常に老朽化しまして、早急に宮古上布の会館をつくってもらいたいという話がございます。そうであるならば、もし向こうで施設を少し大きくしてでもいいですから、宮古上布をちゃんと入れるような状況を組合員の皆さん方とやっていってはどうかというような気持ちを持っております。正直申し上げまして、私は熱帯植物園でこういう体験工芸村をやっていくというのは非常に矛盾を感じるわけであります。宮古島市は、エコアイランド宮古島構想を今年3月発

表しました。つまり自然環境の島ということでもあります。そうすると、あの植物園は本当に花や木を植えてですね、そしてどこよりもすばらしい緑があるよということにするべきだと私は考えるわけでありまして、なぜ、どうして向こうにこういう体験工芸村が必要なのかと矛盾を感じるわけでありまして。そういう中ですね、宮古島市はしっかり考えていただきたい。森林率が全国では67%でございます。県では46%であります。宮古島市は幾つかということは15.8%しかありません。このようにして森林率が非常に宮古島市は低いわけです。ですから、先程話をしたように、その熱帯植物園は向こうには花や木をいっぱい、満杯植えるべきだと。こういう施設を置くべきじゃないと考えるわけでありまして。それは、もう進行しているわけでありまして、何とも言えませんけれども、今の当局が進めているものに対して矛盾を感じていることを私は素直に話をしたわけでありまして。そこで、今宮古上布の件でありますけど、その件をお伺いしたいと思います。

最後になりますけれども、思い起こせばですね、平成6年7月、新しい市長が誕生しました。このときには、本当にあらしの中とか、そういう戦いの中で我々も伊志嶺亮市長を誕生させました。そういう中で大勝利してはきたわけでありまして、14年余ですね、伊志嶺亮市長には大変ご苦労さまでございましたと私は意を表したいという気持ちを持っております。議場ではけんけんがくがく、紆余曲折、さまざまなことがございました。しかし、私は市長にとっては最後まで全うしたかったという気持ちで本当に心を感じたときには断腸の思いがするような感じがします。今後はですね、市長は新しい人生という形の中で輝かしい人生であること、あと健康を留意されまして、またいろんな形の中で市民のために頑張ってくださいというような気持ちを持っております。来年は、市民にとってすばらしい年であることを願ひまして、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

◎経済部長（上地廣敏君）

議員がご指摘のようにですね、上布織物組合のほうと話し合いを進めて、できるだけ体験工房のほうにも入居してもらいたいということで呼びかけていきたいというふうに考えております。

◎議長（下地 智君）

これで富浜浩君の質問は終了いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会いたします。

（延会＝午後6時06分）

平成 20 年

第12回宮古島市議会(定例会)会議録

12月18日(木) 6日目

(一般質問)

平成20年第12回宮古島市議会定例会（12月）議事日程第6号

平成20年12月18日（木）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成20年第12回宮古島市議会定例会（12月）会議録

平成20年12月18日

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（26名）

（散会＝午後3時13分）

議長（14番）	下地 智君	議員（13番）	宮城 英文君
副議長（17〃）	嘉手納 学〃	〃（15〃）	新城 啓世〃
		〃（16〃）	眞榮城 徳彦〃
議員（2〃）	與那嶺 誓雄〃	〃（18〃）	佐久本 洋介〃
〃（3〃）	池間 健榮〃	〃（19〃）	與那覇 夕ズ子〃
〃（4〃）	新里 聰〃	〃（20〃）	上里 樹〃
〃（5〃）	仲間 明典〃	〃（21〃）	下地 秀一〃
		〃（22〃）	池間 雅昭〃
〃（7〃）	砂川 明寛〃	〃（23〃）	豊見山 恵栄〃
〃（8〃）	棚原 芳樹〃	〃（24〃）	富永 元順〃
〃（9〃）	前川 尚誼〃	〃（25〃）	富浜 浩〃
〃（10〃）	亀濱 玲子〃	〃（26〃）	上地 博通〃
〃（11〃）	山里 雅彦〃	〃（27〃）	下地 明〃
〃（12〃）	池間 豊〃	〃（28〃）	平 良 隆〃

◎欠席議員（1名）

議員（1番） 友利 恵一君

◎説明員

市長	伊志嶺 亮君	水道局次長	砂川 定之君
副市長	下地 学〃	消防長	砂川 享一〃
総務部長	宮川 耕次〃	教育長	下地 恵吉〃
企画政策部長	久貝 智子〃	教育部長	長濱 光雄〃
福祉保健部長	譜久村 基嗣〃	生涯学習部長	饒平 名建次〃
環境施設整備局長	長濱 博文〃	総務課長	下地 信男〃
経済部長	上地 廣敏〃	財政課長	石原 智男〃
建設部長兼 地域戦略局長	與那嶺 大〃	企画調整課長	伊良部 平師〃
会計管理者	平良 富男〃	上野支所長	根間 正三郎〃
平良支所長	狩俣 照雄〃	地域振興班長	中村 雅弘〃
城辺支所長	平良 光成〃	伊良部総合支所長	浜川 明芳〃
下地支所長	平良 哲則〃	福祉保健課長	伊良部総合支所長
		伊良部総合支所長	選挙管理委員会 委員長
		伊良部総合支所長	亀濱 文〃

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	喜屋武 重三君	議事 係	仲間 清人君
次 長	荷川取 辰美〃	庶務 係 長	友利 毅彦〃
補佐兼議事係長	前里 安男〃		

◎議長（下地 智君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は、25名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第6号のとおりであります。

この際、日程第1、きのうに引き続き一般質問を続行いたします。

本日は、池間健榮君からであります。

それでは、順次質問の発言を許します。

◎池間健榮君

一般質問を行います。

市長、お疲れさまでした。6月議会でしたかね、がん末期症状と言っておやめになったほうがいいんじゃないですかということで大分市民からも家族からも怒られましてですね、大変この半年間厳しい状況に置かれまして、非常に残念な思いはするんですけども、政治家私も12年議員生活入るんですけども、やはり政治の引き際ということを改めてタイミング、決断、感じさせられました。私は、今でも市長は立派な医者ということで尊敬もしていますし、しかし政治家としては引き際を誤ったんじゃないかという思いはしております。あのときに決断すれば、よく、もしもあのときなんですね。もしもあのときそうすればこうはならなかったらどうかね、そういうことがありますけれども、やはり私はあのときに決断していれば今日のような事態には陥らなかったと思っております。なぜかと申しますと、市長は平良市長時代にもですね、平成14年3月に虚偽の農振除外証明書発行による事件を起こしています。市長は、私の質問に対してなぜそういうことが5年後に起こるのかと。すんなり答えられましたけれども、たった一言です。学習が足りなかったと。学習は、子供たちでもできるんですね。これだけ立派なプロの行政の皆さんがいるのにもかかわらず、あっさりと議会の議員に対して学習が足りないでは私はちょっとおかしな答弁かなと思いがら感じていました。そして、私もしっかりと市長を支えながら、当然選挙のときも市長と一緒に行動しました。政治家は、自分で推薦して当選させたら、しかしここで問題が起きたら人がやめる前に、やめさせる前にみずから出した以上の責任を持ってやめさせるのが私が先輩から聞いた政治の道だと思っております。

そして、そのきっかけとなったのが下崎地区の土地売買、いわゆる東京地裁に上申書を提出するという、あのことからなんですね。そして、売買契約に至っては調査特別委員会、そして百条委員会を設置をして議会の議決による刑事告発。そして、これまで多くの同僚議員が指摘をしてきましたふれあいランドのNPO法人への随契による便宜供与と当時我々は指摘しましたけれども、市長はしっかりと責任をとってNPO法人の理事はおやめになりました。

そして、パイナガマ公園については、これも調査特別委員会の設置であります。私は、市長がやはり全部仕事を部下を信頼して任せた結果があのパイナガマ公園の工事だったと思います。当然パイナガマ公園においても調査特別委員会の設置であります。しかし、議会は捜査機関ではありませんので、当然それは司直の手にゆだねられるということで意見が割れまして、あれも今未解決のままで、通常では、社会通念上というんですかね、裁判所の競売標準価格の6,000万円を7億2,000万円で落札するという考えられない

ような事態。

そして、当該宮古島市農業委員会においては、これは資産保有目的だといって不許可処分にしたけれども、行政不服審査請求によって知事がどうぞ農地で使ってくださいと。今後大きな課題になるものと思っています。

トゥリバー地区においては、私の責任は土地を売買する。そのことによってしっかりとSCG15に売買はされていますけれども、あの契約書の内容を見ますと、いとも簡単に2年の延期を認める。通常ならば、あれも違約金の4億円は請求すべきであります。しかし、その4億円の請求ができないということは、あの便益施設及び東屋を撤去し、代替施設を履行しなければSCG15さんも市に対して40億円の返還を命じるという、そのような契約が宮古島市の弁護士と相談なしに契約書が締結されております。私は、何も悲観的に物事を考えるわけではなく、社会情勢、経済情勢というのは常に変化をいたします。今の金融危機だから2年延期しますということは到底考えられないことであります。例えば上野地区で今ユニマツトさんはしっかりとこういう経済状況であってもホテルの増築を開始をしております。そのことは、私が言うまでもありません。

そして、今回宮原圃場の補助金不正受給問題、定例会で追加議案として7,000万円の返還が今議案として上がってきております。そして、市民の皆さんは宮原の問題が大きいだろうと思っていたところ、競売入札妨害でついに残念な事態が起こっております。これは、何を今物語っているかといえば、今後この混乱は、いわゆる捜査機関は終結するのかしないのか。年明け早々もこの話題で市民は不安を隠し切れない様子であります。新たな逮捕者が出るのか、非常に懸念されております。

私は、政治家が身を引くときに、繰り返しになりますけれども、やはり引き際を誤ってはいけません。これは、12年議員生活させていただいて、しっかりと私も調査研究しながら取り組んできた私の見解であります。日本の国が今自民党さん含め閣僚丸投げで大変厳しい状況。閣僚の言いなりに政治が動く。あの田中角栄がしっかりと閣僚を指導し、政治主導で頑張ってきたあの田中角栄元総理だって逮捕はされましたけれども、今あの方の評価も上がりつつあります。宮古島市伊志嶺市政においても市長がエコアイランドだ、文化だ、環境だ、しっかりと島外、県外出張して、海外出張してしっかりと宮古島のために頑張ろうとやればやるほど、そして庁舎を後にすればするほど信頼している部下の皆さんがおかしなことをやっている。このことは、この3年間で一番信頼している部長の皆さんが今どこにいるのか私は見える人もいますし、見えない人もおります。これが旧平良市から続いてきた、まさに市長を裏切った、言葉は適切じゃないですけども、これがいわゆる今の宮古島市の構造であります。このことをぶち壊さない限り合併した意味もないし、新しい宮古島はつくれません。しかし、市長は、決断は遅きに失したかもしれませんが、しっかりと責任を果たし、辞意表明いたして選挙日程も決まっておりますから、あえてその分については触れませんが、しかし辞任をしても大きな問題があります。

それは、市長は当然補助金返還額が決まって出処進退は決定すると言われましたけれども、やめたからといってこの問題が片づくわけじゃありません。市長が常に野原学童線含めて市民に不利益を与えません、繰り返し繰り返し答弁されておりましたけれども、7,000万円、そして新たな工事の4,000万円、1億円はもう既に地方交付税が充てられるかもしれません。

そこで、市長にお尋ねをしますけれども、地方自治法第147条に規定される市長の責任及び民法第709条、

いわゆる不法行為による損害賠償の規定による賠償責任についてお尋ねをいたします。

さらに、地方自治法第167条に規定される副市長の責任及び民法、いわゆる不法行為による損害賠償の規定による副市長の賠償責任についてお尋ねをいたします。

今監査請求をされているということですが、監査はまず責任の有無を決定するわけでありまして、これは監査委員会も非常に大きな問題を抱えたと思っておりますけれども、公務員個人の行政法上の賠償責任及び民法上の賠償責任についてもどうなっているのか当局の見解をお伺いをいたします。

次に、第三セクターの経営指導及び行政の関与についてであります。当然農畜産加工施設、コーラル・ベジタブルでありますけれども、これは旧下地町が将来の農業のあり方、農業振興のあり方、上地博通議員含め平良隆議員、宮城英文議員、農業政策に精通されている同僚議員が指摘されておりますけれども、WTO含めて今後の農業環境を取り巻く非常に厳しいものがあります。あの施設は、下地町の歴代町長、下里功、もうお亡くなりになりました。上地武則町長、そして川満省三町長がしっかりと将来を見詰めて、当時県内で、宮古圏域においても初めての施設であります。いわゆる野菜園芸、熱帯果樹等の高付加価値化や農村に古くから伝えられた伝統的加工食品の商品化を図り、地域内のみならず、地域外への販路拡大をし、地域農産物の換金性を高め、生産農家の所得向上と担い手育成に努めるのがあの事業の目的であります。今後サトウキビ生産というのは厳しい状況で、国の基準を満たさなければ補助金がいただけない。そのために今旧市町村ごとに生産組合があります。暫定期間3年あります。その後は、集落営農ということで各地域に卸していきます。その基準を満たす農家が、経済部長の答弁でもあるように、非常に厳しい状況でありますから、当然受託作業含めてやる。そのかわりこの農畜産加工施設においては、平良隆議員からもありましたように、規格品は島外、県外、そして規格外品はあの加工施設に搬入してスライス等、いわゆる今流で言えば地産地消、そのように事業展開して今後の大きな宮古島の核となる施設であると思っております。

そこで、お尋ねをしますけれども、市長は代表取締役であります。建設部長は監査役であります。1点目に、なぜこれまでこの事業目的達成のため頑張って30名の雇用確保、そして少々の赤字であってもしっかりと目の見える形である6,200万円の赤字を少なからずとも解消しながら頑張ってきた。なぜその取締役が解任されなければならないのか。あの優秀な取締役は、今後どのような生活をすればいいのか、その点についてお尋ねをいたします。

2点目に、その取締役のかわりに株主でもない方が取締役に選任をされております。私は、何もその方がどうのこうのじゃないんです。法的にどのような根拠があつてできたのか。

3点目に、宮古毎日の報道であります。多くの旧下地町の市民の方々から言われました。100株を個人譲渡、11日付で譲渡。当然報道を見て池間健榮また電話鳴りっ放しであります。私は、二度とこの問題には触れたくないです。これまでもコーラルの問題については頑張っているから、触れてもきませんでした。二度とこの問題には突っ込みたくないんですよ、地域が小さかっただけにですね。しかし、なぜこのような報道、なぜこのようなことをマスコミに対して発表したのか。まず、この株は下地町時代に簡保生命からの起債、当然それは起債によるものなんです。償還も残っています。この承認を受けなければ、議会の予算措置しなければこの株は譲渡はされるべきではない。なぜそれを議会にも諮らず、財政課にも相談なく、勝手にこのようなコメントをマスコミに発表して、いかにももう500万円は宮古島市に入金された

かのような誤解を与えるようなコメントを出すのか。この3点についてお尋ねをいたします。

次も同じような質問になりますけれども、人事をもてあそんではいけません。水道局長の不在についてお尋ねをいたします。私も宮古広域圏事務組合の委員を4年させていただきました。当時下地町から代表して出て行って、大きな勉強をさせていただきました。今合併をして宮古島市、多良間村、一部事務組合はありません。しかし、水道行政というのはいろんな形でこれまでもなぜ不在なのかということをいろんな方からお聞きをいたしました。まず、ここにちょっとまとめた文がありますけれども、読み上げますけれども、水道事業の経営に当たっては公共性の確保とともに、企業の経済性の発揮が強く要望され、企業経営に対する政治的介入を排除して自主的独立性を付与し、かつ機動的に活動できる体制をとる必要がある。そのため独自の権限を有する管理者を置き、日常の業務執行はすべてこれにゆだねる。これが望ましいということであります。当然企業団時代には議会もありました。緊張感を持ってこれまでも仕事をしてきたと私も理解をしております。そして、合併後の管理者の設置については旧理事会、いわゆる旧市町村長です。並びに評価委員会等の提言書においても新市の水道事業は水道局として管理者による運営が望ましいとの見解も我々も聞いております。そして、今後消防行政と同じように広域化が図られるというふうに向っておりますけれども、この大事な時期に3年間も局長不在にし、この理由が私にはわからないのであります。まず、この理由をお尋ねをいたします。

私は、この宮古島に多良間村が助けを求めている以上は、一部事務組合があってもいいんじゃないかと思っております。そして、今の財政状況であるから厳しいかもしれませんが、せめて水道局としてやはり宮古島市の水道局しっかりと競い合えるような、そして職員の士気高揚のためにも私はこういった状態は早目に解消すべきだと思っておりますけれども、次長においてもちょっとお聞かせを願いたいんですけれども、この3年間に局長不在で、次長が当然局内の実質的な管理はされていたと思うんですけれども、もし次長のほうでこの3年間の思いがあるのであれば、差し支えなければ次長の3年間の思いもお尋ねをしたいと思っております。

以上、答弁を聞いて再質問させていただきます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

池間健榮議員の質問にお答えします。

まず、コーラル・ベジタブルですけども、専務を解任したとおっしゃいましたけども、私が聞いたところでは、社長は解任はしていないと、辞任もしていないということを申しておりました。

それから、水道局でございますけども、現在水道事業につきましては多良間村との広域化について検討委員会で検討しておりまして、その検討結果を踏まえて検討するというところでございます。検討結果が近々にまとまるということですので、近々局長も決まるものと考えております。

◎総務部長（宮川耕次君）

宮原ほ場整備事業の賠償責任の有無ということであります。1つ目に、自治法第147条に規定されている市長の責任、そして民法第709条の規定による賠償責任についてというお尋ねでございます。ご承知のとおり地方自治法第147条といいますのは市長の権限について定めた条項でありまして、長は地方公共団体を統括し、これを代表するとうたわれております。これは、統括するというのはいろんな組織をですね、統一化し、外部に向けてもその代表していくという市長の権限をうたったものです。これと民法との関連

なんですが、長の責任というのは民法第709条の規定で故意または過失によって他人の権利または法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負うとうたわれておりますように、長の賠償責任というのは損害が発生した場合においては民法において影響してですね、問われることになろうかと思えます。

それから、続きまして副市長の同様なお尋ねでございます。自治法第167条は、副市長に関する職務権限に関する条項でございます。まず、長を補佐すること。それから、長の命を受け、政策及び企画をつかさどること。その補助機関である職員の担任する事務を監督すること等々がうたわれております。長の職務代理等があります。実務提要ですとか、いろいろ参考を調べてみますと、今回の自治法第243条の2の職員の賠償責任の規定においては、副市長はこの自治法の条項に該当するという実務提要の説明がありまして、したがって監査請求における副市長の立場はですね、その中で位置づけてもいいのではないかとこのように今考えているところです。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

コーラル・ベジタブル社の株券の売却についてのご質問でございますが、株の売却につきましてはコーラル株式会社の中で株の売却の話が出た段階で財政課の担当のほうとも協議をしております。議員ご承知のように、当然郵政の承認がないと株の売却はできないことになっておりますので、現在この手続を行っているところでございます。郵政の承認が出次第ですね、売却手続を会社のほうで行う予定となっております。

（「議長、休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午前10時30分）

再開いたします。

（再開＝午前10時31分）

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

コーラル・ベジタブルの定款の第24条、取締役は株主総会において選出するという規定がございます。それから、定款の第27条において取締役会の決議で代表取締役社長を選任することができるという規定がございますので、その規定に基づいて取締役会の選任と代表取締役社長の選任を行ったということでございます。

（「新聞報道」の声あり）

新聞報道についてのコメントですが、そういうコメントをした覚えは全くございません。

（「それでは、誤報ですか」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午前10時32分）

再開いたします。

（再開＝午前10時32分）

◎水道局次長（砂川定之君）

池間健榮議員に思いを述べさせていただきます。

平成17年の合併に伴い、企業団より水道局となり、4年目を迎えております。その間、水道事業管理者の職務代理者として需要家並びに委員の皆様のご理解をいただき、水道事業に携わっておりますが、内外に発する言葉の重さの違いは当然あります。地方公営企業法の本旨である企業の独自性を最大限に発揮し、公益性と公共性のバランスを保ちながら、盤石な水道事業運営を遂行するためには一日も早い局長の誕生を望むものであります。

◎池間健榮君

再質問をさせていただきます。

総務部長、市長はおやめになりますので、あえて議論しませんが、これは全国町村会の発行する「判例実例」ですか、これから抜粋したのであります。今部長が答弁したように、要するに市の予算を執行する権限は、当然これは市長にあります。したがって、自治体も法人であるわけですから、法人の代表としての責任は、決裁した以上は最も大きな責任であり、損害賠償額は約半分、50%に上がっております。次に、副市長におかれては、これが総務部長がまた話されたように、常に市長を補佐し、担任する事務の職員の監督、それを決裁した以上は当然市長同様、大きな割合負担になっております。これは、20%です。これは、昭和61年度の最高裁判決による判例に基づいた監査局の勧告であります。しかしながら、今度は職員の賠償責任、今監査事務局にされていますけれども、この第232条4の2項においてですね、職員が賠償する場合においては契約の履行を確保するため、または受ける給付の完了するために必要な監督または検査をする権限を有する職員、その権限に属する事務を直接補助する職員、当然普通公共団体で財務規則にあるように、財政課に検査係があります。そういうことであれば、しかも過失ではなく、終わってもいないのに完成したという虚偽の公文書を作成したということで、監査事務局の勧告は少しそれは市長、副市長の割合負担は軽くなるものだと、私の見解はそうなっておりますけれども、いずれにしても7,000万円という損害賠償、非常にこれは大きな額でありますから、今検討している状況では非常に寂しい感じがします。いずれ委員会でも議論しますから、この辺でとどめておきます。

それと、コーラルの社長は取締役は解任もしていないと。私は、その取締役から相談を受けたから、職員の皆さんから相談を受けたから、こういう質問をしているんです。あの方は、今残務処理しているんです。平成20年度の組織表の中にもあの取締役の名前はありません。それは、質疑の中で確認しております。そして、何よりもこのような報道で事実のみを報道する報道機関に対してこのように、多くの市民はこれとおりになんです。これをいとも簡単に我々はコメントしていません、マスコミが悪いですみたいな、そういうことをですね、平気で言うような、じゃだれがこういうコメントをマスコミの方にやったんですか。これは、いずれこのマスコミの方がしっかりと市民の皆さんに公表してくださるよう、今向こうにカメラありますから、お願いします。これで下地町は28年ぶりに選挙があったんですよ。簡単なことじゃないです。

最後になりますけれども、次長、どうも大変ありがとうございました。いずれにしても今の宮古島市を救うためには、混乱を救う能力、そして社会的、今地方経済が不況、雇用の確保が大変であります。宮古島は、そのとおりであります。その経済活性化、この2本の柱を同時に進めるという行政にたけた行政の

プロ、そして市長にできなかった政治的リーダーシップを持つ方が今多くの市民は宮古島の市長をトップリーダーとして望んでいるものだと私は理解しております。当然会派新風会もそのために立ち上げたわけであり、しっかりと市民の負託にこたえられるように引き続き地方議会人としての誇りを持ち、初代宮古島の議員として誇りを持ち、しっかりと頑張っていくことをお誓い申し上げて、市長には大変お疲れさまでしたと申し上げて私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（下地 智君）

これで池間健榮君の質問は終わりました。

◎富永元順君

それでは、私も通告に従いまして平成20年の12月議会、一般質問を行ってまいります。

初めに、経済活性化事業についてお伺いしたいと思います。昨年のアメリカのサブプライムローンの破綻をスタートに投資ファンドの異常な原油投資の結果、原油高騰があったかと思えば9月15日のアメリカの大手証券会社リーマン・ブラザーズの倒産を皮切りに、100年に1度と言われる米国発の金融危機で世界経済が後退し、我が国、そして沖縄県においても企業活動や個人消費の実体経済が大きく冷え込んでおります。その影響から企業の経営縮小、倒産、大規模なリストラなど雇用情勢が悪化、所得や収入減など地域経済は停滞し、国民生活は極めて厳しい状況が続いております。特に中小零細企業の経営環境は大変厳しく、原材料が高騰する一方で売り上げは減少し、年末に向けての資金繰りに苦しんでおります。現在国、県が打ち出している緊急保証制度や対策支援基金の迅速かつ円滑な実施が求められております。また、卒業を控えた新卒者の内定取り消しや、全国の1,700万人とも言われております契約社員や非正規雇用労働者の中には突然の解雇通知を受けて職を失うと同時に、住む家もなくなる等の厳しい現実さらされております。日々の暮らしに必死に頑張っている多くの国民、県民、市民から今こそ政治、行政があらゆる手だてを講じて景気対策、生活防衛の具体的な支援策に全力で取り組んでほしいとの声が寄せられております。

そこで、質問したいと思います。1点目に、定額給付金についてであります。政府与党は、新たな経済対策として総額2兆円の定額給付金を決定しております。

そこで、質問でありますけれども、県からの説明会がですね、宮古島市にもあったと思いますけれども、その実施要綱の内容についての説明をお願いします。

また、日経新聞等ではですね、63%の方がこの定額給付金に関しては賛成とされております。所得の低い人や収入のない高齢者、小さな子供を抱えるお母さん方からも一日も早い実施をとの声が寄せられております。また、経済界の多くの皆さんも個人消費を喚起する効果があると期待しております。県民所得が全国一低い我が沖縄県、またその中であって離島の宮古島市にとっても時宜を得たこの定額給付金制度であると思いますけれども、その取り組みに対して市長の見解をお伺いしたいと思います。

また、定額給付金の実施により本市には総額幾らの金額が給付されるのか。そして、その効果についての見解もお伺いしたいと思います。

次に、雇用情勢及び対策についてお伺いしたいと思います。国や県、また各自治体では、今度の経済不況に対しさまざまな緊急雇用対策を講じておりますけれども、当市における雇用状況はどうなっているのか。また、独自の雇用計画はあるのかどうかについても説明をお願いします。

次に、緊急保証制度についてお伺いしたいと思います。政府が中小企業の資金繰り支援のため10月31日に新設した6兆円の緊急保証制度の適用額が先週末までに約1兆8,700億円、件数にして約7万7,000件に上っており、そして11月、先月下旬から連日1,000億円前後の利用があり、中小企業の命綱になっております。

そこで、質問でありますけれども、当市において利用申し込みは何件で、総額幾らの執行がされているのかについて説明を願いたいと思います。

次に、県立宮古病院の新築移転についてお伺いしたいと思います。1点目に、事業内容と用地選定の経過についても詳しい説明をお願いしたいと思います。

2点目に、病院機能の充実についてでありますけれども、特にこれまで問題となっております脳外科と産科の充実についてのご説明を願いたいと思います。

次に、妊婦健診についてお伺いしたいと思います。だれもが安心して子供を産み育てる社会を目指して公明党はこれまで妊婦健診の無料化を訴えてまいりました。沖縄においても今年4月、全市町村で5回無料化が実現し、去る10月23日には我が党の浜四津敏子参議院議員を中心に党女性国会議員団で舛添厚生労働大臣に14回無料化の申し入れを行い、大臣から実現及び予算要求の回答を聞き出しております。

そこで、質問でありますけれども、宮古島市の実施状況と今後の課題に対する取り組みについて説明を願いたいと思います。

次に、インフルエンザ予防接種についてお伺いしたいと思います。先日市健康増進課は、公費で実施をしました2008年度子供インフルエンザ予防接種の接種率をマスコミを通じて発表しております。それによりますと、前年比で9.9ポイント増の71%を達成し、流行阻止に有効とされる60%をクリアしたことが述べられております。ここで改めてこの努力を高く評価し、また協力していただいた宮古医師会を初め市の職員並びに関係各機関の皆さんに敬意を表したいと思っております。

今年のインフルエンザ流行は、過去10年間において最も早い流行を記録した昨年に次ぐ速さで流行していることが国立感染症研究所の調査で報告されております。既に全国においては、多くの小中学校の学級閉鎖したところもあると報じられております。そういったことからしても昨年に比べて子供インフルエンザの接種率が大幅な増になったことは、当局は大変すばらしい仕事をやったと評価したいと思っております。

そこで、お聞きしますけれども、今回の予防接種率はですね、小中別、また地域別にどうなっているのか。また、大幅増になった要因、その取り組みについてご説明を願いたいと思います。

次に、環境行政についてお伺いしたいと思います。1点目に、新ごみ処理施設建設についてであります。これまで当局の説明からいたしますと、来年から1年間かけて環境アセスメント調査を行って、平成23年度から工事着手、そして平成25年には供用開始ということになっておりますけれども、再度確認の上からですね、1点目に計画しております新しいごみ処理施設の1日のごみの処理量は幾らになっているのか。

また、2点目に建設費及び維持管理費は幾らを予想しているのか。

3点目に、事業費の財源内訳はどうなっているのかご説明を願いたいと思います。

次に、不法投棄対策についてお聞きしたいと思います。先日細竹の親戚の法事の席での話でありますけれども、圃場整備等で作られた沈砂池に廃家電や、それからスクラップ、またどこから持ち込まれたか

わかりませんが、建築廃材がですね、不法投棄されているのが地域の役員の皆さんによる清掃作業のときにですね、見つかって、早速市役所に連絡をして4トンダンプ10台余りというんですかね、それぐらいの廃棄物を処理したと聞いております。

そこで、当局にお聞きしたいと思いますけれども、依然としてなくなる不法投棄の実態でありますけれども、その不法投棄がされやすいような原野や、それから圃場整備のときにつくられた沈砂池等の定期的な点検、パトロールが大事であると思いますけれども、当局としてはどのような計画に基づいてそのパトロールをしているのかお聞きしたいと思います。

次に、職員の出退勤状況についてお伺いしたいと思います。タイムカードの設置についてはですね、上地博通議員が議会のたびに持ち上げてきておりますけれども、いまだにこのタイムカードが、そんなに予算かからないと思いますけれども、このタイムカードすら設置されていない。このことは、もう次の市長に任せるしかないんじゃないかと思っておりますけれども、タイムカードとか、始業とか昼休み、それから仕事が終わる、それを知らせるですね、やはりベルの設置が必要じゃないかというふうに思っております。というのはですね、これはなぜこのことを質問するかということですね、やはり職員の間の中にも余りけじめがないと。いつ出勤して、いつ仕事を終えて帰っているのか。いつから昼休みやって、また午後の仕事をいつやっているのかわからないと。これは、もうけじめがつかないということがありましたので、このけじめをつける、一事が万事でありますので、ぜひこのタイムカードの設置、またベルのですね、設置については検討をよろしくお伺いしたいと思います。その計画あるかどうかについてもお伺いしたいと思います。

次に、教育行政についてお伺いしたいと思います。1点目に、学校内での全面飲酒禁止についてであります。これは、さきの亀濱玲子議員も持ち上げておりましたけれども、先月30日に起きました酒気帯び運転の乗用車とですね、バイクの衝突事故で1人の男子高校生が亡くなりました。残念でありますけれども、ここで故人に対してはご冥福をお祈りしたいと思います。私自身も含めてほとんどの父兄がですね、学校内での飲酒に対してはPTA活動、行内行事の後にはですね、何回か経験してきていると思っておりますし、しかし今回の事故を機会にぜひ校内での全面飲酒禁止は徹底していくべきだと思いますけれども、当局の見解をお伺いしたいと思います。

次に、学力向上対策についてお聞きしたいと思います。全国学力テストの改善策を検討していた文科省の専門家検討会議は、去った15日に市町村、学校別の結果発表をそれぞれの市町村、教育委員会、学校にゆだねている現行の取り扱いを維持すべきだとした結論を出しております。また、文科省の調査では、市町村の教育委員会の95%は都道府県の教育委員会が自治体名を明らかにした市町村別結果を公表しないことに賛成。それから、96%は市町村の教育委員会が学校別結果を公表しないことに賛成したことが報告されております。そこで、そのことに対して橋下大阪府知事はですね、やはり現在のそういった情報公開制度に逆行するとして文科省に対してですね、今のような文科省の対応では文科省そのものが要らないとまで過激な発言もしております。まず、ですが、このことに対してですね、宮古島市の教育長の見解をお聞きすると同時に、教育委員会として県下の子供の学力と当市の学力の差というんですかね、この実情はどうなっているのか。そしてまた、宮古島市の子供たちの学力向上対策としてどのように取り組んでいるのかもお聞きしたいと思います。

3点目に、南小学校の教室、廊下のカーペットの改修についてお伺いしたいと思います。現在の南小学校の教室や廊下のカーペットは、現場に行ってみましたけれども、相当傷んでおります。ところどころ補修しておりますけれども、やっぱりこのカーペットの劣化によってですね、いろんなごみ等とか、そういったのが発生して、そのことが多分引き金になってアレルギー体質を持っている児童がですね、健康にちょっと異常を来して転校したという事実も聞いております。現在の子供たちの健康維持の面からでもですね、新しい床材に改修する必要があると思いますけれども、当局の改修計画はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

次に、市長の任期についてお伺いしたいと思います。昨日質問をしました富浜浩議員ともども平成6年7月の市長選挙においてはですね、私も伊志嶺亮市長を応援をいたしました。そのときに市長は我々議員らに対してですね、自分は1期だけでいいと。金権にまみれた宮古の政治風土をただ変えるだけでいいと言って当選を果たしました。そして、紆余曲折はありましたけれども、2期目も当選を果たしました。しかし、旧平良市においてはですね、3期目は絶対に当選しないというジンクスがありましたけれども、そのジンクスを覆して当選をいたしました。そのジンクスを破ったのが自信になったのかどうかわかりませんが、また宮古島市の初代市長にも当選をしております。条例の制定根拠となる地方自治法や公職選挙法には多選に関する規定はありません。しかし、近年都道府県や市区町村単位で知事、市区町村長の多選自粛条例が制定されてきております。県としては神奈川県や埼玉県、市では横浜市と、外国ではアメリカ、ドイツの3選禁止、ロシアの連続3期禁止、韓国は1回だけであります。再選が禁止であります。日本の地方公共団体では、首長の機能が極めて強く、首長が政策立案から実施に至るまで一手に行い、議会の役割としては監督と住民の要望を吸い上げるに事実上限られている。首長が行政の人事権や毎年の予算を決める決定権、土地利用の許認可権等を一手に握ることになるために多選を繰り返しますと首長の専制下、独裁下が起り、行政組織が硬直化する可能性が高くなり、人事の停滞の側近政治により職員の士気が低下し、また癒着による腐敗も起きやすくなってしまうとの批判も出ております。これまで述べてきたことはですね、現在の伊志嶺市長の状況を何か如実に物語っているように思えてなりませんけれども、市長の見解をお伺いしたいと思います。

次に、観光行政についてお伺いしたいと思います。1点目に、ビーチのトイレ、シャワーの管理についてであります。ビーチとか、そういったトイレ、シャワーの施設に関してはですね、それぞれ観光商工課、それから都市計画課、地域振興課がそれぞれ管理しているようでありますけれども、現在の管理状況はどうなっているのか説明を願いたいと思います。

また、2点目に関係各課の施設についてはどのような制度のもとにその施設が管理をされているのか、それについてもお聞きをしたいと思います。

次に、6.23、慰霊の日のライトダウン運動についてお伺いしたいと思います。慰霊の日の夜2時間ほど電灯を消して、戦没者への哀悼を込めて二度と戦争を起さないと誓う、また家族や友人と平和について考えたり、地球の環境問題となっております温暖化防止にも大いに役立つと思いますけれども、全国に先駆けてエコアイランドをしました宮古島市にふさわしいこれは運動になると思いますけれども、当局の見解をお聞きしたいと思います。

ちなみに、隣の石垣市では7年前からでありますけれども、七夕の日に星祭りということで祭りを開催

して、夜8時から10時までの2時間、全戸消灯運動を実践をしております。この星祭りにですね、全国から1万人のそういう観光客というんですかね、それが来るそうであります。そのライトダウンによってそういう星祭りが盛大に行われて、大きな観光のですね、振興にも役立っていると聞いております。そこで、宮古島市としてもこの6月23日の慰霊の日にライトダウンをやってはどうかという提案でありますけれども、当局の見解をお伺いして再質問を行いたいと思います。よろしく申し上げます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

富永元順議員の質問にお答えします。

市長の2期制導入についてでございますけども、現在のところ市長の2期制導入については検討はしておりません。基本的には選挙によって住民の代表として選出されるわけですので、多選禁止等については民意に沿って判断されていくものと考えます。多選されてきてしまった私には、このことについて言及の資格はないと考えております。

◎教育長（下地恵吉君）

現在中高生等の未成年者による集団飲酒が社会問題となっております。特に宮古島市は、沖縄県の飲酒問題に係る割合の約3倍となっております。また、学校内で教職員と保護者等が飲酒をすることは教育上問題があるとの指摘もあります。11月11日付で宮古島警察署協議会会長、宮古島警察署署長連名で未成年者の「集団飲酒事案防止」の指導強化に関する依頼文書を受け、教育委員会から各学校へその文書を通知しました。しかし、11月30日午後に発生した飲酒運転による死亡事故は、運転手が学校施設内で飲酒したということもあり、地域に大きな衝撃を与えています。また、砂川小学校創立100周年記念祝賀会が会場を城辺農業環境改善センターに移して開催されたことは、地域の皆様や関係する各方面に賛否両論含め大きな反響を及ぼしています。教育委員会といたしましては、これまでも学校内での飲酒は慎むように指導してきました。しかしながら、宮古地区における飲酒に絡む事件、事故の発生状況を見ると、青少年に対する悪影響が懸念されます。このことから学校、家庭、地域が一体となって飲酒環境の改善に取り組んでいく必要があり、このたび学校内においては禁酒をするということを決定しております。

◎福祉保健部長（譜久村基嗣君）

宮古病院の機能の充実についてということですが、脳外科と産婦人科等の体制についてということでもあります。現在脳外科医は1人で診察を行っておりますが、手術の際には麻酔医、外科医等が協力して脳外科での処理のため協力しており、脳外科での処理のためのヘリの搬送は現在されておられません。産婦人科医については、現在常勤が1人、ローテーションでの勤務が2人、計3人で対応しております。今宮古島市においては、市内の開業する産婦人科医が1カ所になっている状況です。そのために宮古病院の妊婦健診あるいは受診等が大変増えているということで、今院長、また関係者からの話によりますと、近々1人か2人の増員をお願いしているということをお伺いしております。こういう現状からすると、やっぱり新病院、新しい宮古病院の機能については、宮古地域の医療サービスの確保しなければいけないという観点からもやっぱり関係機関と鋭意調整しながら新病院の建設には当たる必要があると考えております。

次に、妊婦健診についてでございますが、質問の要旨が5回の妊婦健診を14回に増やした場合、市町村の宮古島市の対応について、あるいは負担額のこと聞いておりますので、説明いたします。妊婦の中には、経済的な問題で未受診のまま分娩に至るケースや受診回数を医師の指導よりも減らす妊婦もおり、前年度

までは2回でしたが、当市も今年度より全国平均の5回受診ができるように改正いたしました。財源といましては、歳入が地方交付税で5回分計上されることになっておりますが、歳出は実際には多い2,200万円程度を見込まれております。ちなみに、1回の健診が、健診によりますけれども、大体7,000円から9,000円ということを知っております。さらに、政府与党の方針では必要とされる妊婦健診、議員がおっしゃるように、14回が受けれるように公費負担の残り9回分を国保と、それから市町村負担分で2分の1、50%ずつの負担をする方向で今、国会で審議される予定であります。今月28日までの臨時国会の会期中にこれが決定されるような情報も聞いておりますので、注視していきたいと思っております。これが現状の案として今提出されている案が通過いたしまして、確定されますと、宮古島市の負担、約4,500万円の計上が必要になると見込まれております。ちなみに、県11市中6市については自己負担、妊婦負担を2,000円ということで医療機関で妊婦さんが負担しておりますので、そういう状況も踏まえながら宮古島市にとっても妊婦負担が必要なのか、あるいは全部公費でやるのかというものも含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、インフルエンザの予防接種についてですが、今年度は医師会あるいは学校関係、教育委員会とはもとより、皆さんの協力を得まして、前年度受診率の61.1%から71%、約10%の受診率向上がありました。ひとえに地域の皆さんの健康に対する認識が高まったものと非常に感謝しております。また、喜んでおります。議員がおっしゃる地域別の受診率、残念ながらデータとしてまだ上がっておりませんが、学校別、小中学校の別としては上がっておりますので、説明いたします。小学生73.7%、中学生が61.4%、全体で71.0%ということになっております。次に、受診率が上がった要因といたしましては、幾つか取り上げられておりますけれども、まず総合体育館とか、それから公民館、それ伊良部に限りますけれども、1カ所に集中してやったものも要因の一つじゃないかと思っております。それから、まず一番重要なんです、医師会の協力、あるいは学校関係との協力、連携を密にしての対応がよかったんじゃないかということも考えられます。それから、先程も出ましたように、市民の皆さんの健康に対する認識が向上したということも要因の一つかなと考えております。それから、無料で実施したことで最終的には子育て支援にもつながっていったんじゃないかということが上げられております。

それから次に、不法投棄対策ですが、不法投棄のパトロールについては警察や保健所等と連携して合同パトロールを実施しているほか、担当課においても定期的に、これは勤務時間あるいは勤務時間外においても行っておりますけれども、定期的に巡回パトロールは行っていると聞いております。また、10月からはクリーン指導員を設置し、ごみの分別指導等に加えて不法投棄に対する指導も、それから情報の提供もお願いしておりますので、大変効果は上がっております。マスコミでも報道されましたが、不法投棄者を割り出し、警察と連携して厳しく対処したことが事例にもありますが、今後とも不法投棄の撲滅に向けては取り組んでまいります。なお、4月から指定ごみ袋、ステッカー制度に伴う歳入を活用して現在まで19カ所、5,500トンの不法投棄ごみを撤去してございます。

それから、6月23日、慰霊の日のライトダウン運動についてであります。大変最近マスコミ、地球規模で一番騒がれております環境問題の件であります。一番大事なことだと思っております。子孫に大事な地球を残すこともキャッチフレーズでマスコミでも騒がれておりますけれども、宮古島市にとっても議員がご指摘のように大変重要なことだと考えておりますので、この取り組みでですね、先程富永議員も言い

ましたように、戦争をなくすという意味も込めましてですね、宮古島市のエコアイランド構想にも合致する運動だと思しますので、ぜひ関係機関と協力いたしまして、そのことがライトダウン運動はですね、実施できるように協力をお願いして取り組んでまいりたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

◎環境施設整備局長（長濱博文君）

富永元順議員のごみ焼却炉についてお答えいたします。

まず初めに、1日のごみ量ですが、資源ごみを除きまして、ほぼ47.7トンほど予定をしております。資源ごみを加えますと54.6トン予定しております。そして、365日のうちの70%稼働ということで1日の処理量を63トンと予定をしております。建設費でございますが、建設費は総事業費で37億8,000万円ほど予定をしております。国庫補助金を40%の15億1,200万円程度、起債を18億7,000万円程度、市の負担分を10%の3億9,690万円予定しております。それから、ごみ焼却施設ですが、従来のごみ焼却施設に加えまして、やはり環境教育、環境問題に理解が得られるような環境施設のような施設建設を予定をしております。

◎経済部長（上地廣敏君）

まず、雇用状況及びその対策であります。宮古島の有効求人倍率は、沖縄県平均よりも低い状況にあります。そのようなことから、地域の活性化に地域の雇用確保が最重要であるとのことで、平成20年地域雇用創造推進事業を実施してまいります。この事業は、3年間の事業でありまして、観光関連、それから特産品開発及びIT関連の人材育成に取り組み、もって雇用の拡大につなげていきたいというふうに考えております。

次に、緊急保証制度であります。ご案内のように本制度は安心実現のための緊急総合対策において決定された新しい制度で、原油に加え原材料価格の高騰や仕入れ価格の高騰を転嫁できない中小企業者の資金繰りを支援するため、現行制度の抜本的な拡充見直しを行ったものであります。原油、原材料価格の高騰や仕入れ価格の高騰の影響を強く受けている業者の中小企業者を対象に、民間金融機関からの融資を受ける際に信用保証協会が保証していくということであります。

なお、議員ご指摘の本制度の宮古島市での状況であります。平成20年10月31日から実施されておりますが、12月18日、本日の現在35件の申請があります。うち31件を認定をいたしております。そのほか宮古島市では小口資金融資制度がございまして、この融資制度においては3件の申し込みがありまして、1件の貸し付けが実現をいたしており、2件の残りにつきましては経営改善指導のほうに先に必要であるというようなこととなっております。

◎教育部長（長濱光雄君）

南小のカーペットの改修についてでございます。南小のカーペットは、劣化によってアレルギー体質の子供に影響を与えている可能性が指摘されております。そのため子供たちの教育環境を早急に改善することから、南小のカーペットを全面的に取りかえることといたしました。12月5日には入札を行い、現在工事に入っているところであります。冬休みを中心にして2月28日まではすべてのカーペットを取りかえることといたします。材料といたしまして、滑りどめつきのビニール製のロールカーペットにかえることにいたしております。

◎総務課長（下地信男君）

富永元順議員から定額給付事業、それからタイムカードの設置についてご質問がございました。まず、

定額給付事業につきまして県のほうで先日説明会がございましたけれども、実は国のほうでもまだはっきりした事業内容について確定しているわけではございません。今国が素案を策定して市町村に提示してですね、この素案に対して市町村から意見を聴取していると。その意見を最大限に発揮していこうということで調整を図っているところです。市としましては、この国の方針決定を受けて市独自の要綱を策定して対応してまいりたいと考えております。したがって、議員のご質問につきましては国の示した素案の範囲内での答えになろうかと思っておりますので、ご了承をお願いします。

事業の大まかな概要としましては、事業の実施主体は市町村が行います。基準日というものを設けて、住民基本台帳に登録されている者、それから外国人登録がなされている者、1人につき1万2,000円を給付すると。ただし、18歳未満、65歳以上の方には1人当たり2万円を支給するというところでございます。経済効果はというお話ですけれども、宮古島市の人口5万5,182名、先程の金額を掛け合わせますと、宮古島総額8億5,600万円余が宮古島市に交付されるということで、かなり大きな経済効果が期待されます。

次に、タイムカードの設置についてですけれども、議員ご指摘のとおり職員の不祥事が相次ぐ中でですね、市民の皆さん方から職員の気が緩んでいるのではないかというご指摘が多々あります。そういう中で職員管理は従来にも増して強化していくべきだと考えておりますので、職員管理の一環として出勤、退勤管理システムの導入、これは従来のタイムカードとは違っていて、ちょっと進化した形になってまいりますが、来年度、平成21年度の予算要求に計上してありますので、費用対効果という意味合いもあります。企画調整課あるいは財政担当課と十分に協議をして、来年度早期の導入に向けて進めてまいりたいと考えております。

それから、庁舎内のベル、始業、終業時間がはっきりしていないということなんですが、今全庁舎で出勤時8時30分、退庁時5時15分にはベルを発してですね、時間の告知はしております。また、12時と1時の開始についてはまだ十分に徹底がされていないということがありますので、この部分を徹底してまいりたいと思います。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

まず、県立宮古病院の新築移転につきまして、事業概要と用地についてのご質問でございます。県立宮古病院の移転先につきましては、旧宮古農林高校グラウンドの用地にほぼ決定してございますが、現在県のほうにおきまして基本計画を策定中でございます。今のところはっきりした事業内容については示されてございません。宮古島市に対しましては、カママ嶺公園噴水前広場の無償使用につきましての要請等がございますが、宮古病院の新築移転につきましては宮古島市にとっても重要な課題でありますので、できる限り協力していきたいと考えているところでございます。また、今後基本計画等が示された段階で周辺の道路整備、それらが必要になった場合におきましては関係各課を含めて協議を行ってまいりたいと考えてございます。

次に、ビーチのトイレ、シャワーの管理についてのご質問でございます。初めに、トゥリバー地区に設置されていますみやこサンセットビーチについてのトイレ、シャワーの施設につきましては、沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例に基づきましてビーチを海水浴場として使用している期間、7月から10月までの間でございます。その期間に限り監視員を設置して開放してございます。ト

イレの通年開放につきましては、現在検討を行っているところでございますが、施設の指定管理者制度につきましては隣接する宿泊施設の開発状況等を見ながら検討していきたいと考えてございます。

次に、パイナガマビーチのトイレ、シャワーの管理につきましてお答え申し上げたいと思います。パイナガマビーチのトイレ、シャワーにつきましては、平成18年度のパイナガマビーチ公園便益施設工事で事業費2,152万5,000円で整備を行ってございます。当該施設は、観光客及び市民に年間を通して無料で開放され、大変喜ばれている状況でございます。施設の清掃等につきましては、シルバー人材センターと委託契約を行い、週3回の清掃を行っているところでございます。

次に、都市計画課の管理する施設につきましては、今後指定管理者制度について条件整備を行いながら検討してまいりたいと考えているところです。

◎下地支所長（平良哲則君）

富永議員にビーチのトイレ、シャワーの管理についてお答えします。

下地地区のふれあいの前浜海浜広場のトイレ、シャワー室の管理については、現在市が管理していて、下地支所の地域振興班が担当しております。その中でトイレについては年間を通して使用させておりますが、シャワー室については毎年4月から10月までの期間で使用させております。11月から3月の間はオフシーズンで、シャワー室は閉鎖しております。ただし、島外からの修学旅行生やイベントの際はシャワー室を開放して使用させております。

次に、施設の管理についてであります。ふれあいの前浜海浜広場の施設は特産品販売店、トイレ、シャワー室、野外ステージ、遊歩道、駐車場といった施設であります。当施設については現在指定管理者制度の導入を予定する検討をしております。今年度中に条例を整備して平成21年度の指定管理者制度の導入に向けて今準備をしているところであります。

◎教育長（下地恵吉君）

学力向上対策について、まず本市の学力の状況について回答します。議員もご存じのように、現在国及び県全体で児童生徒の学力等の実態調査を行い、実態掌握に努めています。これらの結果から本市の児童生徒の学力について平均化すると、全国平均よりは下回るものの、県平均とはほぼ同程度であると捉えております。また、内容から見ると、児童生徒ともに知識については身につけているものの、活用する能力等に課題があります。今後は、これらの課題解決のための学力向上の取り組みとして、宮古教育事務所や連携している琉球大学教育学部と連携を密にし、教職員の資質向上を図るための研修会や出前講座等を開催していきたいと思っております。また、家庭や地域の教育力の向上を図るための諸事業を実施するとともに、学校、家庭、地域と教育委員会が連携し、本市の幼児、児童生徒の学力向上を図っていく所存であります。

最後に、市の学力の目標についてですが、全国学力・学習調査においては県教育委員会が全国平均を目標に取り組んでいますので、本市も同一步調で頑張りたいと思っております。また、その他の目標については、それぞれ児童生徒の実態掌握を行い、その向上に努めていきたいと考えています。

◎富永元順君

それでは、再質問を行いたいと思っております。

1番目の定額給付金については、まだ国のちゃんとした実施要綱が定まっていないということでありまして、たゞたゞ国会でも論議になりますけれども、そういう所得制限を設けるかどうかについての論

議がたまにありますけれども、市としてはこういった考えを持って、できる限り全市民に行き渡るような制度にしてもらいたいと思いますけれども、その所得制限を設けるかどうかについてもお聞きしたいと思います。

それと、雇用状況及び対策についてでありますけれども、先程経済部長は特産品の奨励とか、そういったIT企業への人材雇用面をおっしゃっておりますけれども、そういった面も含めてですね、以前に例えば道路清掃とか、そういった形での失対事業というんですかね、そういったのがあったように思われますけれども、今のやはりなかなか公共事業も少なくなっている現在ですね、本当に市民のいろんな各層に行き渡るような、そういった経済独自のですね、市の緊急的なそういう雇用対策は考えていないのかどうかについても再度ご質問をしたいと思います。

それと、今の緊急保証制度については35件の申し込みがあって31件が認定されたと。質問にも話をしましたけれども、そういった認定を受けた31件の中ですね、総額、大体どのぐらい、またどういった業種がこの申請をしているのか。総額としてどれだけの額がそういう交付される予定になっているのかについてもですね、把握していればご説明を願いたいと思います。

それと、県立病院の新築移転でありますけれども、昨日伊志嶺市長がですね、病室のですね、面積に関しても狭過ぎるということで、この予備設計に関してはぜひ県に対してやっぱりこれまで同様に十分なスペースが確保できるような、そういった病室の建設が望ましいということ提案ありましたけれども、これまで県立病院のあり方検討委員会の中にもですね、宮古島市からも下地学副市長が何回か参加していると思いますけれども、そういったことは議題というか、要望は、この予備設計がですね、できる前にそういった要望はあったのかどうか、これについての説明を願いたいと思います。

それと、インフルエンザの予防接種でありますけれども、大変な努力というか、取り組みによって接種率も上がっております。そして、予算のですね、内訳、どれだけ当初見込んだ予算と実際かかった予算、その財源がどうなっているのかについてもですね、もし、今後もぜひ続けていってもらいたいと思いますので、できれば、公明党としても県議会にもですね、このインフルエンザの予防接種に対しては公費助成を要望しているところでありますので、次年度もですね、継続してやっていくことも踏まえてぜひ取り組んでいただきたいと思います。ですから、その財源についてもですね、今回のインフルエンザにかかった費用、これについてのご説明も願いたいと思います。

タイムカードのですね、設置は次年度で予算組んでやりたいということでもありますので、設置をお願いして、職員ですね、そういう規律というか、そういったのにぜひ役立つような、そういった体制をとっていただきたいと思っております。

教育行政についてでありますけれども、教育長にお伺いしますけれども、学力テストの結果をですね、やはり学校別に公表しないほうが良いというのが大方の各市町村のですね、教育委員会の考え方でありまして、今後ともそういった学校別の学力度ですか、それを公表していく考えはないのかどうか、それについての見解をお伺いしたいと思います。

次に、市長の2期制でありますけれども、やはりいろいろと次期宮古島市長になれる方についてのいわば要望というか、それも含めて今回の市長の2期制の導入を取り上げてまいりましたけれども、次の市長になれる方はですね、少なくとも長くても2期と、それをですね、ぜひ公約に掲げて頑張ってください

たいと思っております。

(議員の声あり)

そういった議員の任期制もあれば、これはまたお互いに検討していけばいいと思っておりますので、これはやはり議員もですね、襟を正して考えなきゃいけないと思っておりますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

最後になりましたけれども、これまで4期14年間ですね、伊志嶺市長、本当にいろいろなことありましたけれども、やはり旧平良市を含めて宮古島市の発展のために頑張ってくられました。そのことに対しては敬意を表しますけれども、今後またいろんな立場でですね、まだまだ元気ですので、宮古島市の医療にですね、とってまたいろんな貴重な意見と提言をしていただければと思っております。

これをもちまして私の一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

◎教育長（下地恵吉君）

全国学力テストの公表に関しては、特に文科省としては学校間の序列化、それから過度の競争を避ける意味からも市町村単位やそれぞれの学校単位の公開についてはできるだけ差し控えるようにというふうなことで指導もしており、本市においてもその指導を受けて市全体の結果を既に公表してあるものの、学校間の公表については上記の理由から公表を今後とも差し控えていきたいと考えております。

◎副市長（下地 学君）

県立病院のあり方検討委員会というのは、病院事業局を中心とした関係機関の組織で、私が参加したのは県立宮古病院の建設検討委員会、行政側から私で、医療関係から宮古病院の安谷屋院長2人が参加しました。この建設検討委員会の中で議論されたのは、まず1つには病床の数ですね、そして診療科目、診療科の数の問題等で、意見として出てきたのはですね、現在の既存のこの県立病院の病室等は非常に狭くて、すし詰め設計になっているので、もう少しゆとりを持って病室も、それからロビー等も考慮してもらいたいというような意見は安谷屋院長からもありました。現在は、基本計画の策定中で、設計の段階にはいないので、そういう具体的な議論はありませんでした。

◎総務課長（下地信男君）

市の定額給付金事業の要綱については、これから整えていきますけれども、国の素案でも所得で差はつけられないということを基本にしていくということですので、本市におきましてもこのような方向で市民全員が給付が受けられるように、対象となるように要綱は作成してまいりたいと思っております。

◎福祉保健部長（譜久村基嗣君）

インフルエンザ予防接種の予算、実際にかかった費用の件を説明いたします。当初予算で1,100万円委託料として組んでありました。これは、今定例会の補正予算の中で振りかえの措置をしてあると思っております。それでですけども、報償費、その内訳なんですけども、実際にかかった費用ですね、今まだ精算は確実にできておりません。これから出てくると思っておりますけども、今わかっていることでもありますけども、報償費が130万円、それからワクチン代が501万円、合計で631万円の支出を今してあります。これから精算することが多々あると思っておりますけども、恐らくは前年度受診率の若干のアップ率を見込んで組んであると思っておりますので、10%上がりましたので、少しは予算が3月で補正があるかもわかりません。

◎経済部長（上地廣敏君）

まず、雇用状況でありますけれども、市で緊急的に対応できないかというご質問であると思いますが、まず公園等の維持管理につきましては、基本的には市のシルバー人材を活用していきたいというふうに考えておりますが、民間のシルバーに加入していない民間の方々の活用が有利というふうに考えられるところにつきましてはですね、努めてそういった民間の活用も検討してまいりたいというふうに考えております。また、さきの答弁でも申し上げました地域雇用創造推進事業というふうなのが本年の11月27日に厚労省のほうから認可を受けました。この事業は、3年間で実施する事業ですね、雇用に向けた人材育成を中心とする事業を展開してまいります。見込みといたしまして、3年後における研修効果において160名程度ですね、雇用効果が生み出されるというふうな見通しを持っております。

次に、この安心実現のための緊急総合対策でありますけれども、これは今日現在35件の申請を受け付けて、そのうち31件が認定されていると。認定につきましては、市でやりますけれども、この4件がまだ認定されていないということは書類の不備とその他条件がそろわないというふうなものがあって4件が今認定を受けられていない状況にあります。ただこれは民間の金融機関に市で認定した申請書を回していきます。また、民間の金融機関で売上高の減少額が本当に3%を上回っているのかですね、それぞれ詳しく精査をいたしまして、そこで金融機関のほうがオーケーであれば融資を受けることができるというふうなことに手続上はなります。今融資を受けている金額がどれくらいかということですが、これについての詳細はまだ把握をしておりません。聞くところによりますと、貸し付けですね、最高額は、条件が整っての最高額となると思いますが、4億8,000万円ぐらいを上限に借り入れができるというふう聞いております。最初の答弁にも申し上げましたとおり、市独自の小口資金融資制度につきましても3件の申し込みに対して1件が融資を受けていると。金額については300万円ということになります。

◎議長（下地 智君）

これで24番、富永元順君の質問は終了いたしました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開いたします。

休憩いたします。

（休憩＝午前11時46分）

再開いたします。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を続行いたします。

順次質問の発言を許します。

◎上里 樹君

日本共産党の上里樹です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、1番の市長の進退問題についてですが、伊志嶺市長の突然の辞任に驚きと、なぜ今やめなければいけないのか、なぜこのような形でおやめになるのか、私は認められない、そういう気持ちでいっぱいです。

市長は、1994年7月に市民の強い要請にこたえて医者をおやめになり、市長選挙に立候補しました。当時の選挙は、宮古選挙と呼ばれる大変な選挙でした。業者対業者、これが二分して対立する。お互いに張り込み、そして尾行する。怪文書が出回る。そして、買収がある。こういう宮古選挙と呼ばれる選挙を市

長は選挙に立候補して人も自然もまちも元気なまちづくりを上げ、そして命の水がめを守れと、その言葉を合い言葉にしてクリーン選挙に徹して勝利をおさめました。文字どおり宮古選挙の汚名を返上しました。そして、当時の伏魔殿市政、それを市民の手に取り戻しました。ちょうどこの庁舎が完成した翌年に当たるはずです。市長は、市長就任に当たって職員を前に政治対政治の対決をなくすこと、役所は市民の役に立つところとあいさつをして歓迎されました。そして、就任してすぐに公約の職員採用試験を実施しました。業者の部長室への出入りをけじめをつけて癒着の一掃に努めました。市役所の風通しをよくして、市役所が明るくなって自由に物が言えるようになった、大変喜ばれました。市の予算総額の49%、異常な普通建設事業費、そういう大型公共工事一辺倒の姿勢、それを受け継いだ伊志嶺市政は、財政は破綻寸前でした。そんな困難を乗り越えて福祉と教育、そして環境保全、市民生活に光を当てて財政健全化にも力を注ぎ、これまでやってきた仕事たくさんあります。重度心身障害者への医療費の助成事業、紙おむつの助成、認可外の学童保育所への助成、認可外の保育所への助成、三つ子へのヘルパーの派遣、老朽校舎の年次的な改築工事の取り組み、すべての小中学校への図書館司書の配置、学校図書を整備、公正、公平で地元企業優先の分離、分割の公共工事の発注、そして小口融資制度の実施、上げれば切りがありませんが、このような公約の実現に努めてこられました。

今国政を振り返りますと、市長の就任を前後して1993年以降自民党政治の行き詰まりの中で、日本共産党を除いてですね、細川連立内閣、羽田内閣、それに続いて村山自民さきがけ社会党、そういう連立政権ができました。そして、橋本内閣ができ、小淵内閣、森内閣、小泉内閣、そして安倍内閣、福田内閣、そして現在の麻生内閣、15年の間に10人の大臣がかわっています。先程本院で市長2期制を唱える方がいらっしやいましたが、毎年のようにかわる大臣がいても腐敗が絶えません。伊志嶺市長は、4選を果たして国の悪政の防波堤の役割を果たしてまいりました。今景気が悪化して大変深刻な事態です。その自民党政治の行き詰まり、それを支える勢力の手によって進められてきた新自由主義に基づく経済政策、いわゆる大企業の利潤を第一にする、小さな政府をつくるという規制緩和路線をしき、市場原理主義による構造改革の矛盾、これが今噴き出して急激な貧困と格差が大きく広がっています。それに雇用の破壊と社会保障、そして税制の相次ぐ改悪が拍車をかけています。

そこで、お伺いしますが、市長はこれまでの実績の上で景気が悪化し、暮らしが大変、そして平和の問題も危うくなっている、こんなときだからこそ市長は任期いっぱい頑張って住民の命と暮らしと平和を守る、その先頭に立って頑張ると同時に、一連の事務ミス、不祥事を合併新市をつくっていく上でうみを出し切るチャンスとして位置づけて市長のみずからの手で解決をする。そして、二度とこのようなことを繰り返さないための組織とその改革、そして日本一の条例を制定する、そういう責任を果たすべきではなかったでしょうか。市長は、おやめになるわけですが、これまで取り組んできた仕事、数々ありますが、その上に立って新しい市長にどのような仕事を引き継いでいきたいとお考えでしょうか、お伺いします。

次に、福祉行政についてです。国保についてお伺いします。今貧困と格差の広がり、先程も申し上げました。市民の所得が連続的に低下する中で大変深刻です。今国保税の滞納世帯が全国で480万世帯だと言われています。これは、国民健康保険証を取り上げる、そういう法律、国民保険法が大改悪されました。これは、1997年です。これに唯一反対したのは日本共産党だけ。その結果、資格証明書の発行、これを交

付をされた人が乳幼児など子供も含めて35万世帯、これ2006年度の現在です、に上るに至りました。そして、受診抑制で病気が手遅れになり、死亡した人の数、この2年で475人に上ります。これは、2008年の6月5日に放映されましたNHKスペシャルの中身です。私は、それを見て大変ショックを受けました。そして、心配になったことは収入の増えない中での負担増になった宮古島市の国保加入世帯のことでした。景気悪化が宮古の産業界と市民にどう影響しているか。レストラン関係、飲食業関係を回りましても多くの業者が生活費の確保がままならない、そんな中で運転資金もやっとな、その日その日を何とかしのいでいる状況、そんな中で国民健康保険税の分納に努めています。やむなく払えないときは手帳なしで暮らす、そういう現状にあります。いわゆるかつてないほどの苦境の真ただ中に市民がさらされています。

私は、そこで国保の問題についてお伺いしますが、これは今景気が悪化する中で苦しい状況に追い込まれている暮らしを守るという観点に立っても大事だと考えますので、その視点で聞きたいと思います。まず、今、今年度ですね、国保税の急激な負担増、これに対応するために国保税の負担軽減として補助金交付をすることにしていますけれども、これを直接国保税を引き下げる、そういう方向に切りかえるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

次に、本市において保険税を滞納している方、そして保険証の切りかえにも来ない、いわゆる未更新の世帯ですね。この世帯数は、各地区ごとにどのようになっているのでしょうか。

私は、9月定例会で子供のいる世帯からの国民健康保険証の取り上げ、これをやめるように要望いたしました。その後、うれしいことに今月10日に衆議院の厚生労働委員会で中学生以下の子供のいる世帯、この世帯には短期保険証を交付する、こういう国保法の改正案が全会一致で可決されました。しかし、これは短期保険証を交付するという意味でまた期限つきになりますから、手帳が手にできない、そういう状況がまだ放置されます。

そこで、お伺いしますが、国保税の未納を理由に保険証取り上げはやめるべきだと思います。特に子供のいる世帯からの保険証の取り上げはやめるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

次に、乳幼児医療費助成事業についてですが、手持ちのお金がなくて子供が高熱を発しているのに病院に行けない、そういう苦い思いをしている親がたくさんいます。お金がないことを理由に医者にかかれな、こんな惨めなことはありませんから、そして乳幼児医療費の無料、その制度の理念を生かす上でもですね、4点目に乳幼児医療費助成制度を就学前まで全科目、入院とか通院とか区別せずに、全科目に拡充して現物給付制度を実施すべきだと考えます。いかがでしょうか。特に母子世帯、この今の雇用破壊、人間が物のように扱われる、そういう状況のもとで母子世帯が一番影響を受けています。女性の働き口の多くが低所得で不安定、そしてパート労働者、アルバイトがほとんどです。ぜひ現物給付制度を実現していただきたいと思います。

次に、市民相談窓口の充実についてですが、多重債務対策についてお伺いします。自殺防止対策の相談、これを政府が各自治体に緊急にとるよう要請しています。これは、派遣労働者が大量に首切りに遭ってこの寒空にほうり投げられる、捨てられる、そういう状況を受けてメンタルの面でうつ病が増えていることから、対策が急がれるということからです。私は、その意味でもこの多重債務対策について相談窓口、これを生かしていただければと思います。さきの議会では、多重債務に関する庁内連絡協議会、年内に発足させたいということでした。取り組みはどうなっているのでしょうか。

次に、公共交通網の整備についてです。巡回バスの運行についてですが、巡回バスの運行実験、試験運行が終わりました。その後の運行に向けての取り組み、これはどうなっているのかお伺いします。

次に、葬斎場の件についてお伺いします。まず、新葬斎場建設と現在伊良部で稼働している白鳥苑についてですが、まず1点目に市営の葬斎場、いわゆる白鳥苑の使用状況ですね、これはどのようになっているのでしょうか。

2点目に、白鳥苑の火葬炉、この耐用年数はあと何年残っているのでしょうか。

3点目に、新葬斎場の建設後、市営の現在の白鳥苑、これはどうなるのでしょうか。

4点目に、火葬費用はどうなるのでしょうか。

5点目に、伊良部架橋の完成後はどうなるのでしょうか、お伺いします。

次に、環境行政についてですが、最近与那覇湾の悪臭についての苦情が多数寄せられました。私もよく与那覇湾行くんですけども、気がつかずにいたんですけども、海が荒れるときとか、干潮時、満潮時の海が荒れている際に臭いがするようです。その悪臭について市として調査はしているのかどうかお伺いします。

2点目に、その原因は何なのでしょう。

3点目に、対策についてどのように考えているのか。

以上お伺いして再質問させていただきます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

上里樹議員の質問に答えます。

私の進退問題ですけれども、私は今月の10日に議長に辞職届を提出しまして、今年12月31日をもって市長職を辞する表明をしました。宮原ほ場整備事業で職員の不正行為及び鍋底地区土地改良整備工事における管理職の逮捕など一連の不祥事と市政混乱に対し私の指導監督の責任は免れないということであります。

次に、次の市長に何を望むかということでございますけれども、万人がひとしく望む平和の問題をしっかりと取り組む方、そのために下地島空港はしっかりと平和的に利用してもらいたいと考えております。また、島の自然と環境をしっかりと守っていただきたいと、そのように感じております。また、島の一番大きな産業である観光と連動した島の第1次、第2次、第3次産業をしっかりと振興してくださる方、こういう方をお願いしたいと思っております。

◎福祉保健部長（譜久村基嗣君）

まず、1点目、税負担の軽減、それから来年度に向けて国保税を引き下げるという要旨だと思うんですが、お答えいたします。ご承知のように平成20年度国保税率の改正をいたしました。その理由といたしましては、合併による不均一課税の解消、それから国の医療制度見直し等による対応に即応しようということで収支の均衡を考慮して国保財政の健全化を図るために改正をしてあります。しかしながら、現時点では国の交付金算定システムの整備の遅れ等から国、県の調整交付金や保険基盤安定繰入金の不確定で、平成20年度の収支の見通しが困難な状況になっております。平成20年12月現時点での補正現時点での平成20年度の不足額が約7,800万円、それから、現行の制度でですね。平成21年度当初予算見込みで約9,000万円の不足を見込んでおりますが、こうした現状、状況のもとでですね、国保税を引き下げるということに

なりますと、不足額が平成21年度さらに不足を生じる、増加するということとなりますが、議員がおっしゃるように平成20年度の確実な収支の把握ができる3月定例会までに税率の引き下げについては、今年度に限っては補助金で対応しましたけども、来年度もそれができるか、あるいは議員がおっしゃるように税率を引き下げまして、対応するかということにつきましては、関係する課とどれぐらいまでのことで対応できるかというものも含めて調整しながら対応する必要があるんじゃないかと思います。もう少し時間をいただければと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから次に、本市の保険税未納で保険証の切りかえに出来ない世帯数、それからその中で18歳未満、小中学生、就学前の子供それぞれ何人いますかというご質問であります。お答えいたします。平成20年12月10日現在でありますけれども、未納で保険証未更新の世帯数は平良地区で344世帯、城辺地区で55世帯、下地地区18世帯、上野地区14世帯、伊良部地区48世帯の合計479世帯になっております。そのうちで子供の人数については、平成20年12月10日現在でありますけれども、同じように。就学前の子供、乳幼児になりますけれども、平良地区で10名、城辺地区で1人、下地地区で1名、それから上野及び伊良部地区がそれぞれゼロ名で、合計12名になっております。また、小中学生は平良地区24名、城辺地区5名、下地地区6名、上野地区ゼロ名、伊良部地区1名で、合計36名になっております。16歳以上18歳未満は、平良地区5名、城辺地区3名、下地地区2名、上野地区ゼロ名、伊良部地区1名、合計11名ということで、総計では59名になっております。

次に、国保税未納を理由に保険証を取り上げるのはやめるべきというご意見、それにどういうふうに考えていますかということの要旨なんですけど、お答えいたします。宮古島市の現行の制度では、国保税を1年以上滞納した世帯には保険証を交付せず資格証を交付いたしまして、医療機関でいったん医療費を全額支払うシステムになっております。国のほうでも平成21年4月1日からは、中学生以下の子供については6カ月間の短期被保険者証の交付を行うよう国民健康保険法の改正を提案しているところであります。これが今国会28日までの会期中に決定されるということをお聞きしております。現在本市は、平成20年10月30日付の厚生労働省国保課長通知、被保険者資格証明書の交付に際しての留意点についてを受け、中学生以下の子供については保険税をきちんと納付している世帯に配慮し、有効期限、平成20年3月末日までの短期被保険者証の交付を行うことになっております。これは、6カ月限定になっております。また、国民健康保険においては収納率の向上が国保財政の運営上極めて重要なことでありますので、引き続き徴収率の向上につきましては鋭意努力をしてみたいと思いますが、議員がご指摘の6カ月の短期証をもっと、要するに期限限定じゃなくしてというご意見もありますけども、このことにつきましては市単独でできるかどうかということも含めて、沖縄県内の11市の動向も見ながらですね、相談しながら調整していきたい、考えていきたいというふうにお聞きしております。

それから次に、乳幼児医療費等の助成制度を通院、入院とも就学前までに拡充し、現物給付制度にすべきだと考えているということのご質問ですが、乳幼児医療費助成事業につきましては県において子育て支援策や少子化対策等の推進の中で平成19年度から入院については就学前までと拡大されており、通院についても3歳未満が4歳未満までと1歳拡大されている状況にあります。本市においてもこれまでの合併協定項目の中で平成20年度で県の制度に準ずるということで、旧市町村単位で定められていた対象年齢措置については平成20年、今年度4月で統一したところであります。議員がご提案する対象年齢

の拡大につきましては、市単独事業として行うことになると、やっぱり負担増ということも考えられますので、市町村単独事業に移行した場合の財政的な負担がどれぐらいなのかというものもシミュレーションしながら今後取り組んでいく大きな課題かなというふうに思っております。これから検討してまいりたいと思っております。

現物支給については、国民健康保険法及び県の補助金交付要綱との関連もありますので、慎重に検討する必要がありますけれども、11市福祉保健事務所長会議の中でこのことについては今取り組んでいるところでもあります。既に事務局側としては県への要請ということで要請文は作成してあるということをご先週お聞きしましたので、これが今県の担当課のほうに届いているということをお聞きしておりますので、その動向を見ながら、これについてはまた対応していきたい。恐らくは議員ご指摘のように、県がゴーサインが出るということをお確信しておりますので、そういうふうな形で移行するものだと思っております。

次に、与那覇湾の悪臭についてでございますが、実は通告を受けましたときに時間がありましたので、与那覇湾に行って見てまいりました。確かに住宅をですね、今建設中の現場でしたので、確認しましたところ、議員ご指摘のようにやっぱり干潮時のほうには、ヘドロが確認されましたので、恐らくは悪臭は発生しているというふうに感じました。それを受けまして、担当課、環境保全課長と一緒に調整しましたらですね、既にその対応してあります。17日、業者さんをお願いをいたしまして、そのヘドロの除去については対応してありますので、今の状況でありますと撤去してある程度の、本年度の予算の範囲内においては恐らく撤去はしてあるというふうに思っております。

次に、原因なんですが、議員ご指摘のようにですね、ここ数年間の台風がなかったという点でもやっぱり外海との潮の行き来がなかったという問題もあると思います。それから、干潮時に限ってですので、やっぱり潮の行き来ということも関係があつて、堆積しているということもあつて、そういう結果につながったというふうに考えております。対策としましては、やっぱり随時除去する方法しかないと考えていますので、随時地域の皆さんの情報を得ながらその撤去作業に取り組みたいというふうに思っております。

◎経済部長（上地廣敏君）

まず、さきの議会で多重債務の相談についてのご質問がありましたけれども、年度内に発足をさせたいというお答えをたしかいたしたと思っております。この多重債務等に関する取り組みといたしましてはですね、現在多重債務に関する庁内連絡協議会の年度内発足に向けて現在主管課において要綱等の検討作業を進めているというところでもあります。早々に関係各課による準備委員会を立ち上げていきたいと。できるだけ新年度から対応できるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

巡回バスの運行についてご答弁申し上げたいと思います。

巡回バスにつきましては、平成19年度省エネルギー交通システム整備事業の中で事業を実施してまいりました。今年度補助メニューを検討しながら進めてまいりましたが、該当できる補助メニューがないということでまだ運行は開始していません。財政状況の険しい宮古島市にあつては、補助メニューの中で巡回バスを運行していかない限りですね、大変険しいものがあると感じています。ただ、今年度環境モデル都市の候補都市として今内閣府のもとでですね、アクションプランを策定中でありまして、その中でモデル都市の事業として交通交通機関をネットワーク化していくメニューがございますので、その中で巡回バスが

運行できるような内容をですね、検討していきたいと考えているところでございます。

◎伊良部総合支所福祉保健課長（中村雅弘君）

市営白鳥苑の使用状況はどうなっていますかということですが、平成17年度は72体、平成18年度が93体、平成19年度が96体であります。その中で平成17年度72体は伊良部地区以外の島外からの1体で、平成18年度が6体、平成19年度が11体。そして、平成20年度が11月30日現在で67体で、15体が島外からの利用状況です。ただ、12月から3月にかけての利用状況が伸びますので、例年。今年は100体以上の、平成20年度は100体以上の利用になると一応予想しています。

白鳥苑の火葬炉の耐用年数は何年ですかということですが、白鳥苑については昭和56年度に建設されて、10年をスパンとして一応高炉は改修はしています。ちなみに、那覇のあたりは5年あたりと、その使用回数によって改修がされているそうですので、2年で溶鉱炉を改修している施設もあるみたいです。

新葬斎場の建設後、市営葬斎場白鳥苑はどうなるのですかという質問ですが、伊良部地区としては伊良部地の利便性により、引き続き稼働を配慮したいと考えております。

火葬場の費用はどうなりますかとの質問ですが、現在1体2万円で利用していますので、これは引き続きお願いしていきたいと考えております。

伊良部架橋の完成後どうなりますかということですが、これは伊良部で合併につくった施設で、まだまだ施設が利用可能な状況でありますので、架橋の完成後も今後とも伊良部地区としては住民の利便性を考えたら引き続き稼働を配慮していきたいと考えております。

◎上里 樹君

再質問させていただきます。

まず、国保の問題ですが、税負担の軽減策として今年度は補助金を計上していますよね。それで、これも滞納していない納めた者に限って補助金を出すという方法なんで、よくよく考えてみますと、その滞納世帯の選別、いろいろ事務手続上、事務量も増えているんじゃないかということを考えれば、どっちみち一般財源を充てるのであればですね、最初から税率を引き下げたほうが合理的ではないかと考えますが、どういう見解をお持ちでしょうか、お伺いします。

それからですね、要するに未更新世帯、その数の多さにびっくりしているんですけども、479世帯と。これは、もう最初から収納できない世帯ですよ。それに対してどのような対応しているのか、まずお伺いします。多分これは、宮古に住んでいなくて行方不明者も含まれていると思いますけども、可能な限りその状況をつかんでですね、実際に。できれば子供のいる世帯には無条件に保険者証を交付するということが大事だと思います。

それで、これは私は9月定例では長野県の事例挙げましたけども、今度は宮古島市が交流をしている新潟県の上越市、ここが今年度の12月1日から18歳に到達する子供、誕生日を迎える子供、これにはすべてに保険証、これを一般証を交付すると、短期証でもなくて。そういう方針を決めて、もう実施しています。この自治体はですね、これまでは滞納世帯に対して資格証明書を発行してきましたけども、12月1日から18歳に到達する年度末までの子供に資格証明書または短期証を発行しないと。いわゆる子供には通常の保険証、一般証を交付すると。短期証を発行している世帯の子供に対しては、更新時に一般証に切りかえる、そういう方針に転換しました。その転換に当たっての理念として、滞納は保護者の事情に起因するも

のであって、子供には何ら責任がないという立場です。福祉や教育的観点を踏まえての対応だということです。この上越市のすばらしいところは、国連の子ども権利条約に基づいて自治体として子どもの権利条例を制定している、そういう自治体です。ですから、本市としてもその条例の制定と、そしてその権利条約の理念にかんがみて子供の本来あるべき状況、権利とはいかにあるべきかという観点に立てば、これは社会保障の観点で判断すべきことだと思いますので、この上越市に倣って直ちに保険手帳を交付すべきだと考えますけども、再度ご見解をお伺いします。

それから、多重債務問題、この問題はもう再三取り上げていますけども、年度内に庁内連絡協議会を発足させるということで、まだ要綱が定められていないようなんですけども、今非正規職員が大量に解雇されて、宮古からも派遣会社が、2社が引き揚げていますよね。その影響は、じわりじわりと宮古にも影響出てくると思うんですよ。景気の悪化で営業も大変、こういう状況のもとで将来に不安を感じる。それから、生活費がない、1万円未満の借金から、これがヤミ金融に走るという状況があります。いわゆるサラ金業者に対しては法的な制度が整備されていますけども、かえってその結果、ヤミ金融に走る事例が増えているそうです。ぜひ対策を急いでいただきたいと。

それから、乳幼児医療費の無料化の制度、これは一定光が見えてきましたから、ぜひ継続して働きかけをよろしくをお願いします。

それから、巡回バスの運行、これも温暖化対策、エコ宣言をしているまちとしてですね、自治体として何としても取り組んでいかなければいけないメニューなので、ぜひ積極的な対応をお願いします。

それから、伊良部の葬斎場の件なんですけども、2万円と13万円の開き、これは本当に大き過ぎると思います。周知徹底がされれば、もっと件数は増えていくんじゃないかと思います。平成17年度の1件から平成20年度15件に増えていますよね。ですから、宣伝もやっていただいて、市民の負担を軽くしていただければと思います。

それから、環境行政についてですけども、与那覇湾の悪臭対策、やっぱり発生源がどこなのかをきちんと特定して、除去作業だけではなくて効果的な対策が必要だと考えますので、その検討もよろしくお願いします。

以上お伺いして、再度質問させていただきます。

◎福祉保健部長（譜久村基嗣君）

まず、1点目に今年度の国保税の税率の引き上げによる補助金の対応、できるのであれば同じ一般財源で対応するので、税率の引き下げで対応したほうがいいんじゃないかということなんですけども、私もそのとおりに思っております。ただですね、今年度そういうふうと考えて、議員の皆さんの要請も市長にありまして、それを受けまして、対応しましたけども、税の引き下げの作業をしますと、システム的に間に合わなかったということも一つの材料になります。来年度に向けてはですね、今議員がご指摘のように、税の引き下げも含めてですね、システムの改修も含めて時間的に6月の本税の賦課時期までは対応可能ですので、そういう形でもし引き下げの対応するという形になれば、これはもう財政との調整も必要ですので、補助金でもし対応するよりも隅々の全加入世帯に効果があらわれるようにするのが本旨だと思いますので、そういう形で対応していきたいと思っております。

それから、先程479世帯の話が上里議員から出ましたけども、479世帯というのは今全世帯、小中学生の

世帯も含めて全世帯の要するに保険証の未更新の世帯ですので、そのうちの48世帯が中学生以下の更新をしていない世帯ということになりますので、お願いいたします。この48世帯については、上越市の例も含めてですね、ご意見がありましたので、今国が定めている期限限定の6カ月の被保険者証の交付については、現在のところ本市といたしましてはその対応にせざるを得ないという状況にあります。今後上越市のようにですね、無期限の被保険者証を交付するに当たってはこれから全体で考えていく、議会の皆さんも含めてまた調整していきたいというふうに思っております。

それから、与那覇湾の悪臭については、議員ご指摘のように原因がもっとあるかと思っておりますので、その件につきましてはまたもっと専門的な立場からですね、相談をしながら対応していきたいと、かように思っております。よろしくお願いいたします。

◎上里 樹君

再質問させていただきます。

国保に関してなんですが、保険制度と呼ぶと保険になっちゃうんで、その理念として掲げている法律には第1条で社会保障とうたっているわけですから、やっぱり社会保障という観点で対応すべきだと思うんですね。特に子どもの権利条約は、子供が豊かに本当に人間らしく育つ。その子供にとってみれば、差別はあっちゃいけないし、親を選ぶことできないわけですから、子どもの権利条約の理念にのっとってですね、やっぱり無条件に交付するのがよいと考えますので、市長のお考えいかがお伺いします。

それと、税率の引き下げについても一般財源をせっかく投入するのに結局滞納、納めた者だけが恩恵を受けるというやり方、それによって納められない者は切り捨てられるというやり方になりますけども、収納率を引き上げるという観点に立っても税率を下げることは私は合理的ではないかと考えます。ぜひこの点についても市長のお考えをお伺いします。

最後に、本市は合併して4年目を迎えました。新市の総合計画に基づく実施計画も策定された中で、全くもう本当に市長の辞任、これは大変残念なんですけども、この行政の相次ぐ事務ミスと不祥事、これで市民の信頼を失っている中ですね、今求められているのは何なのか。これは、議会も市民も行政も一体となった正常化に向けた取り組みだと思うんです。ですから、そういった意味で議会として、それから与党議員として市長を支えられなかったことに対して深く反省いたしております。

そして、歴代政府が推し進めてきた新自由主義の構造改革路線、これが今自治体のあり方までも変質させています。住民サービスの切り捨て、低賃金の非正規雇用の労働者への置きかえ、財政削減の帳じりをそれで合わせようとする、これはだれでもできる仕事ですね、そういうやり方は。ですから、私は知恵が必要だと思います。合併新市の組織、これが本当に600人の規模でいいのか。そういう自治体というのがどういうものになるのか、これを本当に真剣に今議論する必要があると思います。三位一体改革、これは地方財政を削減して集中改革プランを押しつけて職員を減らすだけ減らせと、人件費はコストだという意識、低ければ低いほどいいという意識、そういう考えをばびこらせて、同じ仕事をしているのに賃金に差別をつけ、労働条件に差別をつけ、待遇に差別をつける。いつでもそれで首が切れる。保障なしという大量の派遣労働者を生み出す。働くルール、それを根底から崩してしまいました。これは、1999年に派遣労働法が自由化の法の改正がありましたけども、これも日本共産党だけの反対でした。数名の議員が一般質問で原油高、それから飼料や資材の高騰によって農業が大変だと。WTOの交渉次第で宮古の基幹作物の

サトウキビ壊滅的な打撃を受けると。何とかしてほしいという声が上がりました。それから、宮古病院の面積の縮小についても郡民として力を合わせて取り組もうと、そういう声が上がりました。私は、平和の問題でもその下地島空港の軍事利用、市長は次の新市長につないでいきたい仕事のひとつとして上げられましたが、これらの中身すべてがですね、歴代内閣が進めてきた規制緩和路線、要するに新自由主義、その流れのもとでつくられてきた規制緩和路線の申し子だということを押さえる必要があると思います。今立場の違いを乗り越えた国民の大きな連帯の輪が広がっています。この構造改革路線の大企業中心主義、アメリカ言いなり、これが今この宮古にも押し寄せています。そのことで将来この宮古島市で本当に安心して住み続けられる島にするためにも市長が掲げてきた政策、これを郡民が一丸となって引き継いでいくこと、これが大事だと考えます。市民は、きっとその方向で力強く進んでいくものと思いますので、市長もぜひ見守っていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

上越市の子ども権利条例はすばらしいものだと思います。私のときに制定ができなかったので、ぜひ次の市長にはこれを制定してもらいたいし、その考えに沿って18歳未満に一般証を交付してもらいたいと思っています。

また、国保税の引き下げについては、ぜひシステムを早く整備してこれを早期に取り組みればと思っています。

◎議長（下地 智君）

これで20番、上里樹君の質問は終了いたしました。

◎前川尚誼君

12月定例会一般質問も最後となりましたが、ひとつまた当局の誠意ある答弁のほうもよろしくお願ひしたいなと思っています。

本当に宮古島市、暗いニュースが多かったんですが、16日、17日と大相撲が宮古巡業ということですね、非常にまた楽しい話題もあったんじゃないかなというふうに感じている今日このごろでありますので、ひとつまた相撲に負けずと役所職員も一生懸命頑張ってすばらしい役所づくりに頑張ってくださいなと思っています。

それでは、通告に従いまして質問いたしますので、よろしくお願ひします。まず、葬斎場建設についてありますが、市長、長年にわたりこの葬斎場建設について一生懸命努力してまいりましたが、その中で葬斎場建設場所が決定したということで地鎮祭のほうも行ったということで、地鎮祭といいますと、私から言わせると、工事を発注してから後で地鎮祭するものかなと思ったら、そういうことじゃなくして、やっぱり場所が決まりましたので、場所だけを地鎮祭しておこうということやっただけということでございましてですね、これもまたいいことかなと思っています。そういう中でその葬斎場のですね、建物についてどのような方法でつくろうとしているのか、建設しようとしているのかをちょっとお聞きしたいと思います。ある市では病院をですね、ホテル並みにつくったおかげで維持管理が非常にかかり過ぎてこれも大変しているというニュースなど聞きました。この我が宮古島の葬斎場については、本当の宮古島に沿った葬斎場建設をしていただきたいなと思っていますので、どういうふうな感じで作ろうとしているのか

というのをお聞かせいただきたいと思っています。

炉については、伊良部のほうで10年ぐらい置きで、スパンで取りかえているという今さっきの話でありましたが、炉についてはですね、またきちんとした形で耐久性の長い炉をつくってですね、やっぱりきちんとした形で我が葬斎場にしていただきたいなと思いますので、ぜひその点もお聞かせください。

また、もし基礎的な設計図が、平面図とか立面図がございましたら、議会終わってからでもよろしいかと思しますので、私どもにも提案していただければ、また見ながらお互いに助言し合っているのをつくっていただければなと思しますので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、図書館建設についてであります。図書館建設委員会のほうではカママ嶺公園で図書館を建設するというふうな報道がなされております。都市公園法では、確かにこの図書館は公園の内部にできるかとは思いますが、今パイナガマ公園とか、いろんな形で公園が足りないという中でこのようなカママ嶺の公園である大きな面積を有する図書館いいのかどうか、本当に。市民の声はどういうふうに言っているのかということで、ちょっとその点を建設委員だけで決めていいものなのか、それともやっぱり私は一般市民にもですね、どうであるかというのを聞きながら建設場所はやってほしいと思います。急いでつくらなくちゃいけないというのはわかっておりますが、ぜひそういうところもちょっと踏まえてどうであるかというのをお聞かせいただければと思います。

次に、宮原地区は場整備工事についてであります。宮原地区は場整備工事でも国からの補助金返還も金額が決まりまして、今からどういう方法で捻出するかということで今日委員会もありますので、ぜひこの件に関しては我々も、議員も一生懸命またどういう方法で出していければいいかということで知恵を出し合わなくちゃいけないんですが、私業界、建設業関係のところよく行きますとですね、8月の時点で発覚した時点からでもその設計の成果品はコンサル業からなぜこの成果品を出すようにと言われなかったのかどうか。これ法的に出せなかったのかどうかをちょっとお聞かせいただければと思っております。一般市民は、なぜ国からの金額が決まるまでといっても、いや、もう成果品、測量についてはやっぱりきちんとした形で受けさせているわけですから、これについては成果品を出すのが当然じゃないかというふうに話しておりますので、それがなぜ出せなかったかなと私も不思議ではありますので、なぜこれが出せなかったのか。法的のところをちょっと教えていただければなと思っております。

次に、市道A-23号線についてであります。この市道A-23号線は普通中央通りと言っているところですが、県道保良一西里線から川田荘までの道路、北小の信号通り過ぎて川田荘までの道路。その中では、北小前の信号から下里通りまではコミュニティー道路ということで完了をしておりますが、その中で保良一上地線から北小前東の信号までと下里通りから川田荘までの道路については非常に不便さを感じている道路じゃないかなといつも見ております。なぜ今この道路についてかといいますと、県の県立宮古病院のほうで旧宮古農林高等学校グラウンド跡地にほぼ決定ということで報道されております。平成25年ごろからですか、使用するというので報道とかでありますので、この宮古病院が旧宮古農林高等学校グラウンドに新築されると、どうしてもあの下里通りから川田荘までの道路については非常に危険な道路になってくるんじゃないかなと思いますので、この道路を何とかしなくちゃいけないんじゃないかなと私いつも見ておりますので、この道路が拡幅工事はできないのかどうかということで、ぜひその点をお聞かせいただきたいと思っております。どうしても一般的に必要な道路でありますので、ぜひ工事ができないのかな

と思っておりますので、何らかの形で、ぜひその点をよろしく願いいたします。お聞かせください。

次に、選挙管理委員会についてであります。去った県議会議員選挙におきまして、私の友達にちょっと体の不自由な方がおりますので、その方が期日前投票をしに行ったそうです。そしたら、ここで余にも聞き取りがおかしいんじゃないかなと思うぐらいに聞き取りをされたということで、ふだんでもちょっと肩身の狭い思いを少しやっている中で、本当にこういうぐあいで聞き取っていいのかなというふうな形で聞かれたということで、内容は後でまた詳しく聞かせてくださいということでありましたが、選挙管理委員の方、委員長にお聞きしますが、この投票に行った場合の聞き取り方法とか、我々健常者についてはいいんですけど、やっぱり少し不自由な方々から言わせると、本当に親切丁寧に聞いてもらわなくちゃいけないようなところもあるかと思っておりますので、どういうぐあいにして聞き取りしながら投票させるんだということをお聞かせいただきたいなと思っております。

次に、各支所についてであります。合併してもう3年が過ぎました。そういう中で各支所には市民の多くの方々からいろんな声が聞こえてくるかと思っておりますが、現在の現状とかですね、今後支所としての取り組む課題とか、支所の見解をお聞かせいただきたいなと思っております。

また、平良支所以外のところは地域振興班がありましてですね、そこではまたいろんな形で地域とどういふふうに接していけばいいかということで一生懸命やっているところが見られます。日にちはちょっと覚えていませんが、旧下地町のほうではもう本当に保育所の小さいお子さんから老人クラブまで一堂に会して下地小学校の運動場で運動会を開いてですね、一生懸命やっている。そこで、ああ、なかなか楽しい運動会をしているんだなと見ながら感じてきたんですけど、実は普通運動会と申しますと、皆さんも弁当をお家で作って行って一緒に家族同士で食べるというのが大体小学校からの運動会、陸上競技会にしても弁当でということだろうと思うんですが、その下地町のやっていることがまたなかなかユーモアがあってですね、非常にいいなと思った点はですね、大きなべが5つぐらい並べてあるわけですね。なぜかなと、夜ここで懇親会するための準備かなと思って見ていました。この会場には、だれ一人と今日は弁当は持ってきておりません。実は、中学生が前の日から野菜とか、いろんなの仕込んで準備して、今日朝から炊き出して、今日お昼はこの会場にいる人全部に振る舞って、今日は一人ともお家から弁当を持ってくるようなことはありません。ここでつくって、ちゃんと全員に提供しながらいきます。ああ、これこそまた地域と密着したいろいろな行事をやっているんだなということで非常に楽しさを感じて、お昼私も食べながら楽しく見させていただきました。下地支所の支所長を中心として頑張っている皆さん、ご苦労さんです。今後も頑張ってくださいなと思っております。

そういう中でまたこれに負けずと上野地区は11月30日に上野まつりということのを称しましてですね、これもまた舞台の出し物、競技場でのグラウンドゴルフ、そして中学生から、また一般まで花をつくっている、盆栽をつくっている方々が一堂に会して販売しながら和気あいあいと頑張っている上野のまた皆さんを見ますと、非常に頑張っているなと、支所を中心として頑張っているんだなということを感じて、今後もそういうことを一生懸命やっていただければ合併してよかったと言われるんじゃないかなという感じもしてきましたので、ぜひこの点また頑張ってください。

聞きますと、旧城辺は何もやらないんですかということで感じておりましたら、去った12月に入ってから400名以上の皆さんを集めて我々はグラウンドゴルフをしているんですということで、非常にこれもま

たいい傾向にあるなと思っておりますので、こういうのを通してまた頑張っていたきたいと思いますが、ぜひ市民からの今までの声、また今後どうしようかということをお聞かせいただければなと思っております。

(議員の声あり)

佐良浜支所に聞こうと思ったんですけど、佐良浜支所のところの行事がまだちょっと私には見えませんので、議員もいっぱいおりますので、一生懸命年度末にはやるんじゃないかなと、製糖期終わって。やるんじゃないかなと思っておりますので、佐良浜支所長もぜひよろしく、いい点、悪い点をお聞かせください。今後どういうふうに取り組んでいこうかということも教えていただければなと思います。済みませんでした。

次に、教育の日についてお聞きしたいと思いますが、教育の日、私も非常にいいことをやっているなということで非常に喜んでおりますが、この製糖期にするというのが非常に私納得なかなかないんですよ。それで、その日に全学区、学校一緒に網羅して行事をやる。私鏡原出身でありますので、ぜひ鏡原、宮原、鏡原中学校を見たいということで回っているんですが、1カ所に行ってどんと座ってしまうと、なかなか動けない状況。そういう中で教育委員会からも何名かいらっしゃって見ているんですが、15分ぐらい見たらさっと帰るわけですね、教育委員会の先生方は。それでいいのかなということを感じるもんですから、今後どういうふうな方法で持っていきたいのかどうかなどもお聞かせいただきたいと思います。

次に、青少年集団飲酒ということで、これについてであります。私も青少年健全育成にかかわっている者として非常に今心を痛めているところでもあります。ということは、余りにも今宮古のほうで青少年による集団飲酒が多過ぎて非常に困っているところでもあります。特に今年は多くてですね、ああ、これどうすればいいかなということで頭痛めているところでもありますので、教育委員会もですね、どういう方法でこういうところに指導しながら青少年を健全育成に努めていくかということがあればお聞かせいただきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、答弁を聞いてから再質問をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

◎市長(伊志嶺 亮君)

前川議員の質問にお答えします。

葬斎場でございますけれども、葬斎場のあり方は無煙、無臭等の公害のない施設、住民が受け入れやすく明く清潔感があり、安全性、信頼性、効率性、耐久性を考慮した施設と考えており、華美にならず、リーズナブルな予算で、しかも人の尊厳を保てる施設を考えております。現在基本設計業務の発注を行っておりますが、以上のことを検討しながら基本設計を進めております。なお、基本設計の完成を2月末に予定しておりますので、完成の折には希望する市民には公開いたしたいと考えております。

◎教育長(下地恵吉君)

教育の日の持ち方について、平成20年度の教育の日の持ち方については学校職員と保護者、地域住民別にアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて検討し、取り組んでいるところです。去った8月から9月にかけて行ったアンケート調査結果を見ると、実施時期については、2月実施希望が62%、12月実施希望が24%、その他が14%で、2月実施希望者が多い。また、実施曜日については、日曜日実施希望が58%、

平日実施希望が28%、その他が14%で、日曜日実施希望者が多いとなりました。この結果をもとに10月の定例教育委員会で協議し、本年度の教育の日の取り組みとして、各小中学校では例年どおり2月の第3日曜日に全小中学校一斉に行うことを決定しております。また、教育委員会は教育の日の前日に基礎学力向上推進地域実践成果報告会及び教育講演会を開催します。教育委員会としては、今後も学校職員、保護者、地域住民の声を初めいろいろな意見を反映させて宮古島市教育の日の制定趣旨を達成できるように努めていきたいと考えております。

次に、青少年集団飲酒について、市内の青少年による集団飲酒問題はまだまだ改善されていない。教育委員会は、このことをどのように考え、これからどう取り組むかというご質問に対して答弁します。平成19年度は、全県的に青少年による集団飲酒が大きな社会問題となり、昨年9月には「未成年者の飲酒防止対策緊急会議」を開催し、11月には各小・中・高等学校における特設事業、各中学校区における生徒集会・保護者集会の実施、12月には未成年者飲酒防止フォーラム等を通して未成年者の飲酒防止をアピールし、一定の効果を上げました。しかし、今年度に入っても中高生による集団飲酒事案が後を絶ちません。各学校においては、飲酒を含む薬物乱用防止教育を含めた健康教育を積極的に推進し、幼児児童生徒の健康被害を防止する取り組みを積極的に取り組んでいるところです。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

市道A-23号線、通称中央通りにつきましてご答弁申し上げたいと思います。

中央通りにつきましては、一部区間、北小学校の交差点から下里通りまでは下里、西里地区のまちづくり事業の一環として整備してございます。コミュニティー道路としての整備でございます。ご指摘の箇所につきましては、現在道路局管轄のメニューについては拡幅整備は大変険しい状況だと考えているところでございます。ただ、富永元順議員のご質問にもお答え申し上げましたように、宮古病院の基本計画が示された段階で道路網の、周辺ですね。道路整備につきましては、関係各課と協議を始めていきたいと考えているところでございます。

◎経済部長（上地廣敏君）

まず、宮原問題でありますけれども、なぜ8月以降ですね、測量設計の成果品を提出させなかったかという質問であります。これは既に議員もご承知のとおり、この事業はですね、合併前の平成16年、平成15年度事業として取り組まれておりますけれども、この測量設計業務を発注したのはですね、平成16年の3月1日であります。工期が一月間、3月の30日までという設定で発注がされたわけでありまして、これどう見てもですね、工期が余りにも短い、年度末であるというふうなことで、多分に事業の繰り越しも厳しかったんじゃないかなと思われまして。しかしながら、いろいろこれまで調査してきた結果ですね、業務が完了しているというふうな虚偽の報告がなされ、平成16年の5月の31日に請負代金の支払いがされているわけでありまして、したがって、これを形としては、国、県に報告されているのは、業務は終わっているということで報告はされておりますけれども、この問題が8月に実は明るみに出てきたと。これを今さら皆様まだ成果品を納めていないんで、どうぞ成果品を納めてくださいということはですね、言える道理がないと私は思っております。したがって、このことについては調査委員会を立ち上げて調査をし、県のほうに報告をいたしまして、去った12日にはそれに基づいて国のほうから補助金の返還命令、不正受給があったということでの補助金の返還命令が出されているということでありまして。今さらで

すね、約束を守って設計図書を出してくれというわけにはいかないということでもあります。

◎生涯学習部長（饒平名建次君）

図書館建設についてということではありますが、図書館は都市公園法第2条に規定する公園施設であります。第2条において、公園施設とは都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられた施設と定義されております。公園施設には広場や野球場、テニスコート等の運動施設、それから図書館、野外劇場、植物園等の教養施設、それから売店、駐車場等の便益施設等があります。カママ嶺公園の面積は10.9ヘクタールで、広場や野球場、テニスコート、遊具施設等が整備されています。教養施設として図書館が建設されれば、都市公園機能の一層の充実が図られるものと考えております。なお、新しい図書館建設の候補地をカママ嶺公園の展望台寄りの現在余り活用されていない北東部斜面部を予定しています。公園の広場機能はできるだけ残しながら、図書館施設と広場が有機的に利用できるようにしていきたいと考えています。

それから、子供たちへの読み聞かせボランティアのお母さんや子育て支援センター関係者、保育園、小学校の先生たちからは、これまでより楽しく図書館や公園が利用できそうだと。そして、図書館資料を使って自然観察学習や自然に触れ合う体験活動ができ、便利になる。屋外での読み聞かせ活動ができるなど、公園と図書館との有機的利用の相乗効果に期待する声もあります。図書館には子供から高齢者まで多くの利用者が訪れます。名護市立中央図書館では、年間20万7,000人の市民に利用されているということでもあります。図書館施設と公園の有機的利用を図り、公園利用の向上と図書館周辺の景観整備や駐車場の整備を行うことにより公園景観の向上、利便性の向上につなげていきたいと考えております。

◎選挙管理委員会委員長（亀濱 文君）

事務の流れとして、期日前投票所で期日前投票事項に該当することを誓う旨の宣言書を提出します。投票管理者は、誓い宣言書を提出した選挙人が本人かどうか、また選挙権があるかなど選挙人名簿と照合し、確認をし、投票用紙を交付します。例えば身体の不自由な方や文盲の方等が代理記載を申請する場合も期日前投票宣言書と代理記載申請書に係員が代理で記載をした後、受け付けます。その際、あらかじめ投票管理者や立会人の承諾を得て投票事務従事者の中から事前に代理記載者をする補助者を2人選任し、選挙人の意思表示により補助者の1人が記載することになっています。そして、記載後に3名の方で確認をし、投票することになっています。あとは通常の投票手順でやっております。

◎平良支所長（狩俣照雄君）

平良支所の現状と課題についてお答えを申し上げます。

平良支所の業務につきましては、主に福祉保健部関係の申請、受け付けを行って本庁へ進達する部署でございまして、市の人口の大半が平良地域にあることから業務量が最も多く、平成18年度5万8,658件、平成19年度は6万8,584件で、9,900件余りの増となっております。取り扱い件数は、年々増加の傾向にあると推測されます。その主な原因としましては、他の地域から仕事や用事などで平良に来て、ついでに平良支所で手続を済ませていく住民が増えていることと、病院など事業所が平良地域に集中していることが考えられます。ちなみに、他の地域から平良支所で手続をされる取り扱い件数を見てみますと、福祉部がある城辺地域からの取り扱い件数が最も多く、続いて伊良部地域、上野地域、下地地域となっております。これらのことを踏まえまして今行財政改革推進本部で検討されている福祉保健部の平良庁舎への移転は、

宮古島市全体の住民サービスの観点から重要な課題であると考えております。

◎城辺支所長（平良光成君）

各支所が実施している現在の業務内容と合併して3年を経過した現在の状況、そして今後の支所としての方針はということですが、お答えいたします。

城辺支所では、現在市民生活班と地域振興班の2つが設置されております。業務といたしましては、市民生活班が戸籍関係、各種証明等の発行、税関係相談、年金関係の業務があります。地域振興班は、地域の振興に関する全般の業務ですけれども、各自治会との連絡調整、それから庁舎の管理、城辺管内の財産の管理、定住促進事業、コミュニティー事業、地域づくり事業、地域防災、地域間交流事業、公共料金の収納事務等が主な業務であります。

合併して3年を経過しましたが、管内の市民から農業関係の手続等で利便性が悪くなった。そして、公園施設等の管理が不十分であるとか、道路に雑草がはみ出して通行が悪くなっているとか、役所が遠くに感じられる等の数多くの苦情が寄せられています。

これらの市民から寄せられた多くの要望にこたえるためには、地域の振興に重点を置き、現在所管している主管課、経済部、それから建設部と協議し、連携を密にして農業関係の各種手続、公園の管理、指導の管理等が支所で実施できるような体制づくりに取り組んでいきたいと考えています。また、地域づくりの事業の一環として、地域に住んでいる皆さんが気軽に参加できる軽スポーツ、それからグラウンドゴルフ等を実施していきたいと思っております。先程前川議員からも話がありましたように、質問の中にありましたように、12月14日の日曜日、各自治会対抗のグラウンドゴルフ大会を開催しております。400名余りの市民の参加がありました。今後も趣向を工夫しながら地域住民あるいは子供たち、児童生徒を含めて気軽に参加できるイベントを計画していきたいと考えております。

◎下地支所長（平良哲則君）

前川議員に支所についてお答えします。

まず、1点目ですが、地域の活性化についてお答えします。下地支所では、合併後の約1年後に地域の実情を把握するため、地区内の各団体との意見交換や地域住民を対象とした意識調査を行った経緯があります。その過程の中で合併後の地域活動の減少や地域活力の低下に対する住民の批判が大きいことを受けまして、平成18年12月に住民主体の活動組織である地域づくり協議会を発足してあります。先程前川議員から話がありました活動は、その一環であります。現在地域づくりは、宮古島市の理解を得て補助金も受けております。そして、その活動内容については環境美化活動を初めとして地域安全、青少年健全育成、福祉のまちづくり、スポーツ、レクリエーションの振興、伝統文化の継承など内容が多岐にわたっております。そういうことから住民が主体となって着実に運営できる組織にするためには、当面協議会の事務局は支所の地域振興班が担当しまして、支所が先導的役割を果たすことが必要であるというふうに考えております。また、地域づくりは合併前の行政が行っていた活動をね、単に維持するだけでなく、宮古島市の新しい地域の中で新たな構築をすることがとても大事だというふうに考えております。

次に、2点目ですが、支所の役割と今後どうあるべきかについてお答えします。支所機能は、合併後の各地区における地域に根差した住民サービスを実現する地域の核という位置づけで支所があるというふうに考えております。そういうことで支所は当面の間、支所の要望を的確に把握して市の施策等に反映させ

る役割を担う必要があるというふうに思っております。また、合併後の地域行政サービスの向上の面から、支所で対応可能な業務、特に農林水産関係の業務については、今後とも経済部と調整を行いながら、支所の業務として地域住民サービスの向上に向けて支所が役割を果たす必要があると、そういうふうに考えております。

◎上野支所地域振興班長（根間正三郎君）

合併後の現状、取り組み状況、そして市民の声はということでございますが、上野地区においては合併後、各種団体の活動補助金の大幅な削減及び団体の廃止などでこれまでの地域活動は衰退を招く状況となり、地域住民からは期待を寄せた合併は切り捨てではないかと不満、苦言の声が多く寄せられました。このような事態を厳粛に受けとめまして、より活力に満ちた上野地域をつくっていくために地域住民がみずから考えて主体的に実践していく環境づくりが重要であるということから、市の活動支援補助も受けながら活動母体となる博愛の里上野地域づくり協議会を立ち上げ、さまざまな活動を行っている状況であります。先程議員からもお話があったように、去った11月30日には子供から高齢者、地域住民総参加のもと、「心一つ ばんたがあたりす上野」をテーマに第1回博愛の里上野まつりを開催し、盛会を見ることができました。この場をおかりいたしまして、上野地域の住民並びに関係者の皆様のご協力に対しまして改めてお礼を申し上げたいと思います。市民の声については、今後も地域を中心とした活発な活動を実践して地域の活性化を図ってほしいとの多くの声があり、悪い点については旧上野施設等が利用しづらく、支所のできるならば支所で管理してほしいとの声が多くあります。今後とも地域住民と行政が一体となって地域発展に取り組んでまいりたいと思います。

◎伊良部総合支所総務振興課長（浜川明芳君）

伊良部総合支所の業務の内容につきましては、企画振興、総務管理、財産の管理を担当する総務振興課、住民票、市民税等を担当する市民課、国保、老人保健、環境、介護等を担当する福祉保健課、そして建設、土地改良、農政、商工観光を担当する経済建設課の4課から成り立っております。その業務においては、統轄課と連携して伊良部地区における行政サービス全般の提供を行っているところでございますが、伊良部総合支所はすべての業務で支所長管轄となっており、各部に所属するはずの業務の指揮命令系統が別々になっている状況で、非効率的というふうな意見も多く出てきております。したがって、業務の抜本的な改善を図ることが今後職員数が減少していく中では長期的に見ても効率的な住民サービスが図られるものと考えておりますので、業務の一部直轄化も含めて指揮の見直しを論議をしているというふうな状況でございます。

◎前川尚誼君

それでは、再質問といきたいと思いますが、先程伊良部の浜川課長、どうも大変失礼しました。先程見えなかったものですから、今日来ていないものだと思って、大変失礼しました。

教育行政のですね、教育の日ですね、本当に猫の手もかりたいぐらいに2月と言えば非常に厳しい、農家にとっては大変な時期ですが、本当に農家の声も聞いているのかなというふうな感じもいたしますので、もう一度きちんとした形でですね、ぜひ頑張ってくださいと思います。

宮原ほ場整備についてのですね、成果品については、ちょっともうここで議論してもなかなかだと思っておりますので、また委員会があるかと思っておりますので、今日ありますので、その場でまた少し議論していきたい

と思いますので、ひとつよろしくお願いします。

この市道A-23号線についてはですね、病院が完成してからということではちょっと遅いと思いますので、あしたからでも検討してですね、いい方法がないかということでぜひ頑張っていたいただきたいなと思っております。

最後になりましたが、少し私のほうから私見を述べて質問を終わりたいと思いますが、市長、1994年、平成6年ですね、7月、第16代の市長に就任して以来3期12年間平良市長、そして2005年、平成17年ですね、初代宮古島市長として足かけ15年にわたる期間をまさに市民とともに歩いてきた伊志嶺市長、衷心より本当にお礼を申し上げたいと思います。ご苦勞さまでございました。

思えばですね、市民に役立つ市役所との就任の言葉どおり、真っ先に飛び込んできたのが水がめの上にゴルフ場はつくらない、ラ・ピサラ問題を解決できたし、命の水、地下水の保全に努めてまいりました。そして、次に取り組んだのが下地島、宮古島への米軍機飛来の抗議等がですね、平和を強く主張して非核平和都市に宣言した、さらにドクター市長としてですね、人、まち、自然、健康をまちづくりに据え、事業を展開し、WHO、アジア地区で日本代表として参加したり、また健康都市としてWHOから表彰されました。これは、まさに伊志嶺市長がドクターであったからこそ功績ができたものだと非常に喜んでおります。また、初代宮古島市長として赤信号とも言っていた市の財政をですね、トゥリバー売却と行革で財政再建、健全化に尽力をしました。さらには、葬斎場建設の場所が決定、宮古病院の新築移転、また伊良部地区の住民の願いであった伊良部架橋の着工と、また伊良部の国営土地改良事業の実現と、この功績を上げればいろいろあろうかと思えます。市民とともに、市民のためにをモットーに歩き続けた足かけ15年間だったと思えます。伊志嶺市長、約15年間本当にご苦勞さまでした。

そして、今後は市民一人一人にですね、感謝し、ありがたく、またいろんな形で頑張っていくものだと思います。市長、議会の皆さん、市民の皆さんにぜひお礼をしていただきたいと思います。答弁要旨になかったものですから、お願いしてもいいでしょうか、議長。一言でよろしいですので、よろしく市長お願いします。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

今日でこの定例会も一般質問最終となりました。私は、この12月31日で退任しますので、この場に立つのも一番最後でありますので、市民の皆様、議会の皆様に一言ごあいさつを申し上げたいと思っております。

私は、平成6年7月に旧平良市長に就任いたしました。そして、平成17年に合併いたしまして、宮古島市が誕生して、宮古島市の市長に就任させていただきました。この15年間私としては渾身の力で市勢発展に努めてまいりましたが、この間の市民の皆様、議会の皆様、関係する皆様に協力いただいたことに深く感謝を申し上げたいと思います。私の指導力の不足でこの宮古島市になってからいろいろな事態が起きたことに対して市民の皆様におわびを申し上げたいと思います。これからは、一市民として宮古島市の発展を見守っていきたいと思いますけれども、ぜひ1月25日に誕生する新市長と職員が一緒になって、そして議会の皆様、市民と三位一体で子供たちに明るい未来のある宮古島市をつくり上げていくように希望をいたしております。この15年間本当にありがとうございました。

◎議長（下地 智君）

これで9番、前川尚誼君の質問は終了いたしました。
一般質問通告者の質問は、本日をもって全部終了しました。
よって、本日はこれにて散会いたします。

（散会＝午後3時13分）

平成 20 年

第12回宮古島市議会(定例会)会議録

12月19日(金) 最終日

(委員長報告、質疑、討論、表決)

平成20年第12回宮古島市議会定例会（12月）議事日程第7号

平成20年12月19日（金）午前10時開議

- 日程第1 議案第98号 平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第6号）
（委員長報告）
- ” 第2 ” 第99号 平成20年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
（ ” ）
- ” 第3 ” 第100号 平成20年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第2号）
（ ” ）
- ” 第4 ” 第101号 平成20年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
（ ” ）
- ” 第5 ” 第102号 平成20年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
（ ” ）
- ” 第6 ” 第103号 平成20年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第2号）
（ ” ）
- ” 第7 ” 第104号 平成20年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
（ ” ）
- ” 第8 ” 第105号 平成20年度宮古島市水道事業特別会計補正予算（第1号）
（ ” ）
- ” 第9 ” 第106号 宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例 （ ” ）
- ” 第10 ” 第107号 宮古島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
（ ” ）
- ” 第11 ” 第108号 宮古島市ふるさとまちづくり応援寄附金条例 （ ” ）
- ” 第12 ” 第109号 宮古島市税条例の一部を改正する条例 （ ” ）
- ” 第13 ” 第110号 宮古島市国民健康保険条例の一部を改正する条例 （ ” ）
- ” 第14 ” 第111号 宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例 （ ” ）
- ” 第15 ” 第112号 宮古島市体験工芸村条例 （ ” ）
- ” 第16 ” 第113号 土地の取得について （ ” ）
- ” 第17 ” 第114号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備
計画）について （ ” ）
- ” 第18 ” 第115号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備
計画）の変更について （ ” ）
- ” 第19 ” 第116号 市営土地改良事業（区画整理）東上原地区の施行について

(委員長報告)

- 日程第 2 0 議案第 1 1 7 号 市営土地改良事業（農業用排水施設）皆福第 2 地区の施行について
(")
- " 第 2 1 " 第 1 1 8 号 市営土地改良事業（農業用排水施設）カギモリ第 2 地区の施行について
て (")
- " 第 2 2 " 第 1 1 9 号 市営土地改良事業（農用地保全）比嘉地区の施行について
(")
- " 第 2 3 " 第 1 2 0 号 市営土地改良事業（区画整理）ピサタ地区の計画変更について
(")
- " 第 2 4 " 第 1 2 1 号 市営土地改良事業（区画整理）皆福地区の計画変更について
(")
- " 第 2 5 " 第 1 2 2 号 市営土地改良事業（区画整理）入江西地区の計画変更について
(")
- " 第 2 6 " 第 1 2 3 号 市営土地改良事業（区画整理）カギモリ地区の計画変更について
(")
- " 第 2 7 " 第 1 2 4 号 市営土地改良事業（農業用排水施設）テマカ地区の計画変更について
(")
- " 第 2 8 " 第 1 2 5 号 宮古島市農畜産処理加工施設の指定管理者の指定について
(")
- " 第 2 9 " 第 1 2 6 号 平成 2 0 年度宮古島市一般会計補正予算（第 7 号） (")
- " 第 3 0 陳情書第 2 3 号 先島・台湾航路再開について (")
- " 第 3 1 " 第 2 4 号 委託業務に関する陳情書 (")
- " 第 3 2 " 第 2 5 号 肥料・飼料価格高騰に関する生産者支援の要請 (")
- " 第 3 3 " 第 2 6 号 乳幼児等医療費助成制度の拡充に関する要望書 (")
- " 第 3 4 " 第 2 7 号 「9 月定例会における陳情書採択にともなう意見書の提出方について」
(")
- " 第 3 5 決議案第 6 号 鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の早期返還に関する要請決議
(議会運営委員会提出)

◎会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 9 8 号 平成 2 0 年度宮古島市一般会計補正予算（第 6 号）
(委員長報告)
- " 第 2 " 第 9 9 号 平成 2 0 年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
(")
- " 第 3 " 第 1 0 0 号 平成 2 0 年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第 2 号）
(")

- 日程第 4 議案第 1 0 1 号 平成 2 0 年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
（委員長報告）
- ” 第 5 ” 第 1 0 2 号 平成 2 0 年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
（ ” ）
- ” 第 6 ” 第 1 0 3 号 平成 2 0 年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
（ ” ）
- ” 第 7 ” 第 1 0 4 号 平成 2 0 年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
（ ” ）
- ” 第 8 ” 第 1 0 5 号 平成 2 0 年度宮古島市水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
（ ” ）
- ” 第 9 ” 第 1 0 6 号 宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例（ ” ）
- ” 第 1 0 ” 第 1 0 7 号 宮古島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
（ ” ）
- ” 第 1 1 ” 第 1 0 8 号 宮古島市ふるさとまちづくり応援寄附金条例（ ” ）
- ” 第 1 2 ” 第 1 0 9 号 宮古島市税条例の一部を改正する条例（ ” ）
- ” 第 1 3 ” 第 1 1 0 号 宮古島市国民健康保険条例の一部を改正する条例（ ” ）
- ” 第 1 4 ” 第 1 1 1 号 宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例（ ” ）
- ” 第 1 5 ” 第 1 1 2 号 宮古島市体験工芸村条例（ ” ）
- ” 第 1 6 ” 第 1 1 3 号 土地の取得について（ ” ）
- ” 第 1 7 ” 第 1 1 4 号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備
計画）について（ ” ）
- ” 第 1 8 ” 第 1 1 5 号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備
計画）の変更について（ ” ）
- ” 第 1 9 ” 第 1 1 6 号 市営土地改良事業（区画整理）東上原地区の施行について
（ ” ）
- ” 第 2 0 ” 第 1 1 7 号 市営土地改良事業（農業用排水施設）皆福第 2 地区の施行について
（ ” ）
- ” 第 2 1 ” 第 1 1 8 号 市営土地改良事業（農業用排水施設）カギモリ第 2 地区の施行につい
て（ ” ）
- ” 第 2 2 ” 第 1 1 9 号 市営土地改良事業（農用地保全）比嘉地区の施行について
（ ” ）
- ” 第 2 3 ” 第 1 2 0 号 市営土地改良事業（区画整理）ピサタ地区の計画変更について
（ ” ）
- ” 第 2 4 ” 第 1 2 1 号 市営土地改良事業（区画整理）皆福地区の計画変更について

(委員長報告)

- 日程第 2 5 議案第 1 2 2 号 市営土地改良事業（区画整理）入江西地区の計画変更について
(")
- " 第 2 6 " 第 1 2 3 号 市営土地改良事業（区画整理）カギモリ地区の計画変更について
(")
- " 第 2 7 " 第 1 2 4 号 市営土地改良事業（農業用排水施設）テマカ地区の計画変更について
(")
- " 第 2 8 " 第 1 2 5 号 宮古島市農畜産処理加工施設の指定管理者の指定について
(")
- " 第 2 9 " 第 1 2 6 号 平成 2 0 年度宮古島市一般会計補正予算（第 7 号） (")
- " 第 3 0 陳情書第 2 3 号 先島・台湾航路再開について (")
- " 第 3 1 " 第 2 4 号 委託業務に関する陳情書 (")
- " 第 3 2 " 第 2 5 号 肥料・飼料価格高騰に関する生産者支援の要請 (")
- " 第 3 3 " 第 2 6 号 乳幼児等医療費助成制度の拡充に関する要望書 (")
- " 第 3 4 " 第 2 7 号 「9月定例会における陳情書採択にともなう意見書の提出方について」
(")
- " 第 3 5 決議案第 6 号 鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の早期返還に関する要請決議
(議会運営委員会提出)
- 追加日程 " 第 7 号 補助金不正受給及び工事等に係る関係者からの返還請求を求める決議
(議員提出)

平成20年12月19日

宮古島市議会
議長 下地 智 殿

総務財政委員会
委員長 前川 尚 誼

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件の審査結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案 第98号	平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第6号）	修正可決
議案 第106号	宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案 第107号	宮古島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	修正可決
議案 第108号	宮古島市ふるさとまちづくり応援寄附金条例	原案可決
議案 第109号	宮古島市税条例の一部を改正する条例	”
議案 第114号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）について	”
議案 第115号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の変更について	”
議案 第126号	平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第7号）	修正可決

議案第98号 平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第6号）修正案

議案第98号 平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第6号）を次のとおり修正する。

第1表 歳入歳出予算補正中を次のとおり改める。

(歳出)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正の額	計
6. 農林水産業費			21,943	5,301,906
		5,279,963	28,543	5,308,506
	1. 農業費	4,873,993	23,687	4,897,680
			30,287	4,904,280
14. 予備費			26,600	66,539
		39,939	20,000	59,939
	1. 予備費	39,939	26,600	66,539
			20,000	59,939
歳出合計		32,639,522	352,057	32,991,579

◎修正の理由

この修正は、歳出の6款農林水産業費 1項農業費 5目農地費の委託料660万円を削除し、14款予備費へ増額したいとの案である。

委託料660万円については、「宮原地区ほ場整備工事に携わった業者から返還金を取れるとの確約もないまま認めることはできない」との意見と、「受益農家のためにも、1日も早く工事を進めることが大事であり、認めるべき」との意見があり、採決の結果、賛成少数にて削除した。

議案第107号 宮古島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例修正案

宮古島市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年宮古島市条例第51号）の一部を改正する条例を次のように修正する。

第2条を次のように改める。

『

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 徴税手当
- (2) 感染症防疫作業手当
- (3) 行旅死亡人と白骨処理手当
- (4) 保育士手当
- (5) 福祉事務従事手当
- (6) 暴風雨時勤務手当
- (7) 消防手当
- (8) 火災出動手当
- (9) 潜水作業手当
- (10) 消防救急救助出動手当

別表を下記のように改める。

手当の種類	支給額	手当を受ける者の範囲
徴税手当	月額5,000円	市税の徴収事務又は滞納整理に従事する職員
感染症防疫作業手当	1件につき100円	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は汚染の疑いのある場所の消毒に従事する職員
行旅死亡人と白骨処理手当	1回につき3,000円	行旅死亡人又は白骨を取扱う職員
保育士手当	月額2,000円	保育所に勤務する保育士 児童館に勤務する児童厚生員
	月額3,000円	保育所に勤務する主任保育士 児童館に勤務する主任児童厚生員
	月額4,000円	保育所に勤務する所長 児童館に勤務する館長
福祉事務従事手当	月額5,000円	福祉事務所に勤務する職員で社会福祉事務に従事する現業又は指導監督を行う職員
暴風雨時勤務手当	勤務1時間につき勤務1時間当たりの給料額の100分の100に相当する額	暴風域（風速25m以上）の範囲内において勤務を命ぜられた消防職員
	1時間1,000円	暴風警報発令時から解除されるまでの間における宿日直又は勤務することを命ぜられた職員
消防手当	月額5,000円	消防職員
火災出動手当	1回につき300円	火災時に現場出動（原因調査も含む）した職員
潜水作業手当	1回につき1,000円	潜水作業に従事する職員
消防救急救助出動手当	1回につき300円	消防救急車に乗務する救急救命士
	1回につき200円	消防救急車に乗務する救急救命士以外の職員
	1回につき300円	救助出動に従事した職員

』

を

『

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 感染症防疫作業手当
- (2) 行旅死亡人と白骨処理手当
- (3) 暴風雨時活動手当
- (4) 暴風雨時勤務手当
- (5) 火災出動手当
- (6) 潜水作業手当
- (7) 消防救急救助出動手当

別表を下記のように改める。

手当の種類	支給額	手当を受ける者の範囲
感染症防疫作業手当	1件につき100円	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は汚染の疑いのある場所の消毒に従事する職員
行旅死亡人と白骨処理手当	1回につき3,000円	行旅死亡人又は白骨を取扱う職員
暴風雨時勤務手当	1回につき1,000円	暴風警報発令時で通常業務が停止している間、消防活動及び災害救助活動等に従事した職員
暴風雨時勤務手当	1時間1,000円	暴風警報発令時で通常業務が停止している間、勤務することを命ぜられた職員
火災出動手当	1回につき300円	火災時に現場出動（原因調査も含む）した職員
潜水作業手当	1回につき1,000円	潜水作業に従事する職員
消防救急救助出動手当	1回につき300円	消防救急車に乗務する救急救命士
	1回につき200円	消防救急車に乗務する救急救命士以外の職員
	1回につき300円	救助出動に従事した職員

』

に改める。

◎修正の理由

非常時に身体的な危険を伴う業務に関しては、特殊勤務手当の復活を認める。

議案第126号 平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第7号）修正案

議案第126号 平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第7号）を次のとおり修正する。

第1表 歳入歳出予算補正中を次のとおり改める。

(歳出)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正の額	計
6. 農林水産業費		5,308,506	0 70,620	5,379,126
	1. 農業費	4,904,280	0 70,620	4,974,900
14. 予備費		59,939	70,620 0	59,939
	1. 予備費	59,939	70,620 0	59,939
歳出合計		32,991,579	97,021	33,088,600

◎修正の理由

この修正は、歳出の6款農林水産業費 1項農業費 5目農地費の美しいむらづくり交付金事業補助金返還7,062万円を削除し、14款予備費へ増額したいとの案である。

美しいむらづくり交付金事業補助金返還7,062万円については、「宮原地区ほ場整備工事に携わった業者から返還金を取れるとの確約もないまま、市民の血税で補正するのはいかがなものかと思う。担保が取れていない現状では、認めることができない」、「工事が一切されてないで、工事代金が支払われた上に、その工事代金の回収目処がついていない。確約書はもらったわけだが、正式な法的手続きがされてない中で、市民に対する説明責任が議会として果たせないという観点からも認めることができない」との意見と、「返還金というのは、返さなければならないもの。市長も再三、法に従って返すと答弁されているように、法に従って返さなければならないので、認めるべき」との意見があり、採決の結果、賛成少数にて削除した。

平成20年12月19日

宮古島市議会
議長 下地 智 殿

文教社会委員会
委員長 下地 秀 一

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件の審査結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
議案 第99号	平成20年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案 第103号	平成20年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第2号）	”
議案 第104号	平成20年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	”
議案 第110号	宮古島市国民健康保険条例の一部を改正する条例	”
議案 第111号	宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	”

平成20年12月19日

宮古島市議会
議長 下地 智 殿

文教社会委員会
委員長 下地 秀 一

陳情書審査結果報告書

本委員会は、付託された陳情書の審査結果を下記のとおり決定したので、会議規則第135条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果	措 置
陳情書 第26号	乳幼児等医療費助成制度の拡充に関する要望書	採択すべきもの	

◎採択の理由

陳情書第26号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

平成20年12月19日

宮古島市議会
議長 下地 智 殿

経済工務委員会
委員長 池 間 豊

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件の審査結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
議案 第100号	平成20年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案 第101号	平成20年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）	”
議案 第102号	平成20年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	”
議案 第105号	平成20年度宮古島市水道事業特別会計補正予算（第1号）	”
議案 第112号	宮古島市体験工芸村条例	”
議案 第113号	土地の取得について	否 決
議案 第116号	市営土地改良事業（区画整理）東上原地区の施行について	原案可決
議案 第117号	市営土地改良事業（農業用排水施設）皆福第2地区の施行について	”
議案 第118号	市営土地改良事業（農業用排水施設）カギモリ第2地区の施行について	”
議案 第119号	市営土地改良事業（農用地保全）比嘉地区の施行について	”

議案番号	件名	結果
議案 第120号	市営土地改良事業（区画整理）ピサタ地区の計画変更について	原案可決
議案 第121号	市営土地改良事業（区画整理）皆福地区の計画変更について	”
議案 第122号	市営土地改良事業（区画整理）入江西地区の計画変更について	”
議案 第123号	市営土地改良事業（区画整理）カギモリ地区の計画変更について	”
議案 第124号	市営土地改良事業（農業用排水施設）テマカ地区の計画変更について	”
議案 第125号	宮古島市農畜産処理加工施設の指定管理者の指定について	”

◎否決の理由

議案第113号については、「現在の社会状況やパイナガマ公園整備事業に関する調査特別委員会からの規模縮小を求める報告に対して、規模縮小するかどうかの方向性も示されていない現状では、認められない」との意見と、「これまで共有地をパイナガマ公園用地として取得し続けてきた。残りあとわずかとなったのに、土地が取得されないとすると、これまでのことが無駄になりかねないので、これまでどおり土地を取得すべき」との意見があり、採決の結果、賛成少数にて否決とした。

平成20年12月19日

宮古島市議会
議長 下地 智 殿

経済工務委員会
委員長 池 間 豊

陳情書審査結果報告書

本委員会は、付託された陳情書の審査結果を下記のとおり決定したので、会議規則第135条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果	措 置
陳情書 第23号	先島・台湾航路再開について	採択すべきもの	
陳情書 第24号	委託業務に関する陳情書	〃	
陳情書 第25号	肥料・飼料価格高騰に関する生産者支援の要請	みなし採 択すべき もの	
陳情書 第27号	「9月定例会における陳情書採択にともなう意見書の提出方について」	継続審査	

◎採択の理由

陳情書第23号、陳情書第24号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

◎みなし採択の理由

陳情書第25号については、議案第98号 平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第6号）の歳出6款農林水産業費 1項農業費 3目農業振興費に緊急農家支援対策事業補助金1,800万円がすでに予算計上され、陳情者の願意は達せられたものとして、みなし採択すべきものと決した。

平成20年12月19日

宮古島市議会
議長 下地 智 殿

経済工務委員会
委員長 池 間 豊

閉会中、継続審査の申し出について

本委員会は、下記の事件について、閉会中もお審査を要するものと決定したので、会議規則第103条の規定により申し出ます。

記

1. 件 名

議案番号	件 名
陳情書 第27号	「9月定例会における陳情書採択にともなう意見書の提出方について」

2. 理 由

陳情書第27号については、閉会中も慎重審査を要する。

平成20年第12回宮古島市議会定例会(12月)会議録

平成20年12月19日

(開議=午前11時17分)

◎出席議員(27名)

(閉会=午後1時36分)

議長(14番)	下地 智君	議員(13番)	宮城 英文君
副議長(17〃)	嘉手納 学〃	〃(15〃)	新城 啓世〃
議員(1〃)	友利 惠一〃	〃(16〃)	眞榮城 徳彦〃
〃(2〃)	與那嶺 誓雄〃	〃(18〃)	佐久本 洋介〃
〃(3〃)	池間 健榮〃	〃(19〃)	與那覇 夕ズ子〃
〃(4〃)	新里 聰〃	〃(20〃)	上里 樹〃
〃(5〃)	仲間 明典〃	〃(21〃)	下地 秀一〃
〃(7〃)	砂川 明寛〃	〃(22〃)	池間 雅昭〃
〃(8〃)	棚原 芳樹〃	〃(23〃)	豊見山 恵栄〃
〃(9〃)	前川 尚誼〃	〃(24〃)	富永 元順〃
〃(10〃)	亀濱 玲子〃	〃(25〃)	富浜 浩〃
〃(11〃)	山里 雅彦〃	〃(26〃)	上地 博通〃
〃(12〃)	池間 豊〃	〃(27〃)	下地 明〃
		〃(28〃)	平良 隆〃

◎欠席議員(0名)

◎説明員

市長	伊志嶺 亮君	城辺 支所長	平良 光成君
副市長	下地 学〃	下地 支所長	平良 哲則〃
総務部長	宮川 耕次〃	水道局次長	砂川 定之〃
企画政策部長	久貝 智子〃	消防 長	砂川 享一〃
福祉保健部長	譜久村 基嗣〃	教育 長	下地 恵吉〃
環境施設整備局長	長濱 博文〃	教育部 長	長濱 光雄〃
経済部長	上地 廣敏〃	生涯学習部 長	饒平名 建次〃
建設部長兼 地域戦略局長	與那嶺 大〃	総務課 長	下地 信男〃
会計管理者	平良 富男〃	財政課 長	石原 智男〃
平良支所長	狩俣 照雄〃	企画調整課 長	伊良部 平師〃

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	喜屋武 重三君	議事 係	仲間 清人君
次 長	荷川取 辰美〃	庶務 係 長	友利 毅彦〃
補佐兼議事係長	前里 安男〃		

◎議長（下地 智君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前11時17分）

本日の出席議員は、27名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第7号のとおりでございます。

この際、諸般の報告をいたします。

事務局長に報告書を朗読させます。

◎事務局長（喜屋武重三君）

議長の命によりまして、諸般の報告書を朗読いたします。

本日付で文教社会委員会の委員長から去る11月に実施いたしました視察研修の資料が下地智議長へ提出されました。その写しをお手元に配付いたしました。

次に、本日付で21世紀新風会の代表、新里聰議員から池間健榮議員の希望により当該議員を除名した旨の届けが下地智議長に提出されましたので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議長（下地 智君）

この際、日程第1、議案第98号から日程第34、陳情書第27号までの計34件を一括議題とし、各所管委員長からそれぞれ審査結果報告を求めます。

◎総務財政委員会委員長（前川尚誼君）

それでは、委員長報告を行います。

宮古島市議会議長、下地智殿。総務財政委員会委員長、前川尚誼。

委員会審査結果報告書。

本委員会は、付託された事件の審査結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

議案第98号、平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第6号）、修正可決。

議案第106号、宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、原案可決。

議案第107号、宮古島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、修正可決。

議案第108号、宮古島市ふるさとまちづくり応援寄附金条例、原案可決。

議案第109号、宮古島市税条例の一部を改正する条例、原案可決。

議案第114号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）について、原案可決。

議案第115号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の変更について、原案可決。

議案第126号、平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第7号）、修正可決。

議案第98号、宮古島市一般会計補正予算（第6号）修正案。

議案第98号、平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第6号）を次のとおり修正する。

表をごらんくださいませ。

修正の理由。この修正は、歳出の6款農林水産業費1項農業費5目農地費の委託料660万円を削除し、14款予備費へ増額したいとの案である。

委託料660万円については、「宮原地区ほ場整備工事に携わった業者から返還金を取れるとの確約もないまま認めることはできない」との意見と、「受益農家のためにも、1日も早く工事を進めることが大事であり、認めるべき」との意見があり、採決の結果、賛成少数にて削除した。

議案第107号、宮古島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例修正案。

宮古島市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年宮古島市条例第51号）の一部を改正する条例を次のように修正する。

修正については、以下のところをごらんいただきたいと、表をごらんいただきたいと思います。

修正の理由。非常時に身体的な危険を伴う業務に関しては、特殊勤務手当の復活を認める。

議案第126号、平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第7号）修正案。

議案第126号、平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第7号）を次のとおり修正する。

表をごらんいただきたいと思います。

修正の理由。この修正は、歳出の6款農林水産業費1項農業費5目農地費の美しいむらづくり交付金事業補助金返還7,062万円を削除し、14款予備費へ増額したいとの案である。

美しいむらづくり交付金事業補助金返還7,062万円については、「宮原地区ほ場整備工事に携わった業者から返還金を取れるとの確約もないまま、市民の血税で補正するのはいかななものかと思う。担保が取れていない現状では、認めることができない」、「工事が一切されていないで、工事代金が支払われた上に、その工事代金の回収目処がついていない。確約書はもらったわけだが、正式な法的手続きがされていない中で、市民に対しての説明責任が議会として果たせないという観点からも認めることができない」との意見と、「返還金というのは、返さなければならないもの。市長も再三、法に従って返すと答弁されているように、法に従って返さなければならないので、認めるべき」との意見があり、採決の結果、賛成少数にて削除した。

◎文教社会委員会委員長（下地秀一君）

文教社会委員会として委員会報告を行います。

委員会審査結果報告書。

本委員会は、付託された事件の審査結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

議案第99号、平成20年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第103号、平成20年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第104号、平成20年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第110号、宮古島市国民健康保険条例の一部を改正する条例、原案可決。

議案第111号、宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、原案可決。

次に、陳情書審査結果報告書。

本委員会は、付託された陳情書の審査結果を下記のとおり決定したので、会議規則第135条の規定により報告します。

陳情書第26号、乳幼児等医療費助成制度の拡充に関する要望書、採択すべきもの。

採択の理由。陳情書第26号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

以上、報告します。

◎経済工務委員会委員長（池間 豊君）

経済工務委員会審査結果をご報告いたします。

宮古島市議会議長、下地智殿。委員長、池間豊。

本委員会は、付託された事件の審査結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定によりご報告いたします。

議案第100号、平成20年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決であります。

議案第101号、平成20年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決であります。

議案第102号、平成20年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決であります。

議案第105号、平成20年度宮古島市水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決であります。

議案第112号、宮古島市体験工芸村条例、原案可決であります。

議案第113号、土地の取得について、否決であります。

議案第116号、市営土地改良事業（区画整理）東上原地区の施行について、原案可決であります。

議案第117号、市営土地改良事業（農業用排水施設）皆福第2地区の施行について、原案可決であります。

議案第118号、市営土地改良事業（農業用排水施設）カギモリ第2地区の施行について、原案可決であります。

議案第119号、市営土地改良事業（農用地保全）比嘉地区の施行について、原案可決であります。

議案第120号、市営土地改良事業（区画整理）ピサタ地区の計画変更について、原案可決であります。

議案第121号、市営土地改良事業（区画整理）皆福地区の計画変更について、原案可決であります。

議案第122号、市営土地改良事業（区画整理）入江西地区の計画変更について、原案可決であります。

議案第123号、市営土地改良事業（区画整理）カギモリ地区の計画変更について、原案可決であります。

議案第124号、市営土地改良事業（農業用排水施設）テマカ地区の計画変更について、原案可決であります。

議案第125号、宮古島市農畜産処理加工施設の指定管理者の指定について、原案可決であります。

否決の理由。議案第113号については、「現在の社会状況やパイナガマ公園整備事業に関する調査特別委員会からの規模縮小を求める報告に対して、規模縮小するかどうかの方向性も示されていない現状では、認められない」との意見と、「これまで共有地をパイナガマ公園用地として取得し続けてきた。残りあとわずかとなったのに、土地が取得されないとすると、これまでのことが無駄になりかねないので、これまでどおり土地を取得すべき」との意見があり、採決の結果、賛成少数にて否決とした。

次に、陳情書の審査結果を報告します。

本委員会は、付託された陳情書の審査結果を下記のとおり決定したので、会議規則第135条の規定によりご報告します。

陳情書第23号、先島・台湾航路再開について、採択すべきものと決した。

陳情書第24号、委託業務に関する陳情書、採択すべきもの。

陳情書第25号、肥料・飼料価格高騰に関する生産者支援の要請、みなし採択すべきものと決した。

陳情書第27号、「9月定例会における陳情書採択にともなう意見書の提出方について」、継続審査であります。

採択の理由。陳情書第23号、陳情書第24号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

みなし採択の理由。陳情書第25号については、議案第98号平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第6号）の歳出6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費に緊急農家支援対策事業補助金1,800万円がすでに予算計上され、陳情者の願意は達せられたものとして、みなし採択すべきものと決した。

次に、閉会中、継続審査の申し出について。

本委員会は、下記の事件について、閉会中もお審査を要するものと決定したので、会議規則第103条の規定により申し出ます。

陳情書第27号、「9月定例会における陳情書採択にともなう意見書の提出方について」。

陳情書第27号については、閉会中も慎重審査を要する。

以上、ご報告いたします。

◎議長（下地 智君）

これより委員長報告及び修正案に対する質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎眞榮城徳彦君

[Redacted text block]

◎議長（下地 智君）

これ委員長に対する質疑ですから。

（議員の声あり）

◎眞榮城徳彦君

[Redacted text block]

(議員の声あり)

◎議長(下地 智君)

委員長に対しての質問ですから、そういう趣旨で質疑してください。

◎眞榮城徳彦君

じゃ、私は委員ですから、聞けないわけですね。失礼いたしました。取り消します。

◎議長(下地 智君)

わかりました。

これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、日程第1、議案第98号、平成20年度宮古島市一般会計補正予算(第6号)及び修正案について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

これより委員会修正案を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本修正案は、これを可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手少数)

◎議長(下地 智君)

挙手少数であります。

よって、委員会修正案は否決されました。

ただいまの修正案の否決に伴い、議案第98号の原案について挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は、これを可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(下地 智君)

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第2、議案第99号、平成20年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第99号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第3、議案第100号、平成20年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第2号）についての討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第100号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第4、議案第101号、平成20年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第101号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第5、議案第102号、平成20年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第102号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第6、議案第103号、平成20年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第2号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第103号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第7、議案第104号、平成20年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第104号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第8、議案第105号、平成20年度宮古島市水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第105号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第9、議案第106号、宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第106号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第10、議案第107号、宮古島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例及び修正案について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

これより委員会修正案を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本修正案は、これを可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（下地 智君）

挙手多数であります。

よって、委員会修正案は可決されました。

次に、修正可決された部分を除く原案について挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

修正可決された部分を除く原案は、これを可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（下地 智君）

挙手多数であります。

よって、修正可決された部分を除く原案は可決されました。

よって、議案第107号、宮古島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は修正可決されました。

次に、日程第11、議案第108号、宮古島市ふるさとまちづくり応援寄附金条例について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第108号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第12、議案第109号、宮古島市税条例の一部を改正する条例について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第109号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第13、議案第110号、宮古島市国民健康保険条例の一部を改正する条例について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第110号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第14、議案第111号、宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第111号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第15、議案第112号、宮古島市体験工芸村条例について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第112号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第16、議案第113号、土地の取得について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第113号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は否決でありますので、原案について挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(下地 智君)

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第17、議案第114号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画(総合整備計画)についての討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第114号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第18、議案第115号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画(総合整備計画)の変更について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第115号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第19、議案第116号、市営土地改良事業（区画整理）東上原地区の施行について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第116号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第20、議案第117号、市営土地改良事業（農業用排水施設）皆福第2地区の施行についての討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第117号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第21、議案第118号、市営土地改良事業（農業用排水施設）カギモリ第2地区の施行について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第118号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第22、議案第119号、市営土地改良事業(農用地保全)比嘉地区の施行について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第119号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第23、議案第120号、市営土地改良事業(区画整理)ピサタ地区の計画変更について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第120号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第24、議案第121号 市営土地改良事業(区画整理)皆福地区の計画変更について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第121号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第25、議案第122号、市営土地改良事業（区画整理）入江西地区の計画変更について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第122号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第26、議案第123号、市営土地改良事業（区画整理）カギモリ地区の計画変更について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第123号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第27、議案第124号、市営土地改良事業（農業用排水施設）テマカ地区の計画変更について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第124号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第28、議案第125号、宮古島市農畜産処理加工施設の指定管理者の指定について討論の発言

を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第125号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第29、議案第126号、平成20年度宮古島市一般会計補正予算……

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩=午前11時55分)

再開いたします。

(再開=午前11時58分)

休憩いたします。

(休憩=午前11時58分)

再開いたします。

(再開=午後零時00分)

日程第29、議案第126号、平成20年度宮古島市一般会計補正予算(第7号)及び修正案についての討論の発言を許します。

◎池間健榮君

反対の討論がないから、修正案に賛成の立場から討論を行います。

この反対意見、賛成意見が委員長より報告されましたけども、この委員長の報告は総務財政委員長の報告ではありません。これは、経済工務で歳出について否決されたことに対する反対意見だと私は承知しております。したがって、それを踏まえながらも修正案に賛成の立場から討論をします。

まず、安易に不法行為によって損害賠償、いわゆる補助金返還が国から命じられました。だからといって、安易に一般財源である地方交付税を何の担保もなくこれを議会が認めるということは、私は市民に対して説明責任ができないと思っております。これは、前回の野原学童線のことについても裁判所の決定について、どうしても当時もこういう形で処理いたしました。これは、次の市長が考えるべきことであり、私は今議会が承認機関だけになり得ないためにも、どうしても担保が必要であります。現在担保が利用されている部分については、パイナガマの相殺されている600万円程度しか財源は確保されておりません。したがって、議会は速やかに法的措置を要求すべきであり、そして分けて考えることが必要だと思います。すなわち、この7,000万円は職員、そして最高責任者である市長が決裁をして、終わってもいない

工事を終わったという形にして行った結果であります。したがって、これはこの7,000万円のうち業者から仮にも不履行した3,800万円が取れない状況の中で、安易に地方交付税を使用することは市民に対して申しわけない。これは、市長の責任でもって専決処分をして議会に諮ることなくすべき問題であって、このように何の担保もない状態の中で7,000万円、そしてその次に起こる4,000万円の単独予算も含めてこの担保が留保されない以上は、私はやはり大統領制、2元大統領ということで我々も市民に負託を受けております。やめようという市長に対して、やめようがやめまいが責任は、損害賠償はあるわけでありますから、今後住民訴訟等も踏まえて議会はしっかりと、この問題を引き起こした市長初め、そして虚偽の公文書を作成した職員、そして今不当に利得状態にある業者からの担保がなければ安易に地方交付税を活用することは断じて許されるわけでありません。したがって、私は議員の皆さんの議会の権能としての良識の判断を仰ぎたい。ぜひとも今こそ宮古島市議会が何でもかんでもありというようなことではなく、専決処分できるような形で市長に責任を預けるという形でこの修正案に賛成してくださるように同僚議員の賢明なるご判断をお願い申し上げて私の修正案に対する賛成の立場からの討論を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎眞榮城徳彦君

私も修正案に賛成の立場から討論したいと思います。

この7,000万円という一般財源からの上ではですね、もっと我々議会も、先程健榮議員が力強く述べておりますようにですね、この地方交付税、つまり一般財源の意味を私は市民とともに考えたいと思っております。我々議会にしりぬぐいをしてもらう、あるいは追認をしてもらう、あるいは押しつける、こういった形での提案の仕方はですね、私は乱暴だと思っております。ましてや7,000万円という大金を支出するわけですから、今健榮議員がおっしゃったように、その立てかえ払いだとあくまで言いましてもですね、業者の返還金並びに市長、副市長の賠償金額、こういったものが不透明な段階でですね、そしてそれによってそれに付随してくるかかわった職員のですね、処分を受けた職員の賠償金額、つまり応分負担比率が決まってくるわけですから、これはこれから重要な作業が残っているわけです。その中で市長がしっかりとですね、本人あるいは当局の責任として専決処分をして、みずからの賠償金額を明言した上でこのことを処理していただきたい。そうしないとですね、我々は何の担保もないまま議会が認めて市民に対しての背任行為になりかねない、私はそう思っております。ですから、はっきりと業者からの返還金額で法的に措置をとって返還してもらう。そして、めどづけをしてもらう。そして、市長、副市長が特別職としてのプライドを持って責任をとる。そして、職員にも応分の負担をさせる。この3つがはっきりしていない限りはですね、議会は認めるべきじゃないと思います。ですから、修正案に対して賛成をいたします。

◎與那嶺誓雄君

議会の権能としてですね、やっぱり専決処分を当てにするという、こういった形で持つていくのはいかなものかと思っております。償還金は、当然返さなきゃいけないものでありまして、市長も再三これまでも法に従ってしっかりと返していくという答弁をされているわけですので、やはり何といてもそれを認めていくべきだと私も思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎新里 聰君

私は、修正案に反対の立場で討論をいたします。

まず、私ども議会はですね、この補助金の不正受給という事実は、それはもう認めざるを得ないし、事実がそうでありますから。そして、それに基づいて国は補助金の適正化に関する法律に基づいて返還を命じているわけです。国から返還を命じられて予算計上されるわけですから、そこで議会としてはそれを、国が命じているものを反対するという立場にはなり得ないと思います。今さっき以来担保の話が出ておりますが、この担保の問題は……

(議員の声あり)

今黙っててください。

(議員の声あり)

◎議長(下地 智君)

静かにしてください。

(議員の声あり)

◎新里 聡君

発言中です。黙ってください。

担保の問題は、今からでもこの宮古島市、いわゆる当局管内においてこれから議論されていくべきことですし、たとえ市長がかわったとしてもその責任、責めは負わなければならないことで、これから解決していく問題というふうに思います。したがって、国から命じられた返還金を私ども議会がそこで否決をして市長に専決処分で行なさいということそのものが議会の権能を侵す考え方だというふうに思いますから、私どもはこの修正案には反対したいと思います。

(「議長、休憩願います」の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩＝午後零時10分)

再開いたします。

(再開＝午後零時12分)

これにて討論を終結いたします。

これより委員会修正案を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本修正案は、これを可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手少数)

◎議長(下地 智君)

挙手少数であります。

よって、委員会修正案は否決されました。

(「議長、休憩」の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩＝午後零時13分)

再開いたします。

(再開＝午後零時13分)

ただいまの修正案の否決に伴い、議案第126号の原案について挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は、これを可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(下地 智君)

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

(「議長」の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩＝午後零時14分)

再開いたします。

(再開＝午後零時14分)

次に、日程第30、陳情書第23号、先島・台湾航路再開について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第23号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第23号は採択されました。

次に、日程第31、陳情書第24号、委託業務に関する陳情書について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第24号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第24号は採択されました。

次に、日程第32、陳情書第25号、肥料・飼料価格高騰に関する生産者支援の要請について討論の発言を

許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第25号を採決いたします。

本件に対する委員長報告はみなし採択であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第25号は採択されました。

次に、日程第33、陳情書第26号、乳幼児等医療費助成制度の拡充に関する要望書について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第26号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第26号は採択されました。

次に、日程第34、陳情書第27号、「9月定例会における陳情書採択にともなう意見書の提出方について」は、経済工務委員長から会議規則第103条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がなされております。

お諮りいたします。本件は経済工務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は経済工務委員会に閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第35、決議案第6号、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の早期返還に関する要請決議を議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎議会運営委員会委員長(豊見山恵栄君)

決議案第6号、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の早期返還に関する要請決議。標記のことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出します。平成20年12月19日、宮古島市議会議長、下地智殿。議会運営委員会委員長、豊見山恵栄。

文案を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の早期返還に関する要請決議

久米島町域内の鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場は、日米地位協定に基づく空対地射爆撃訓練場となっております。

鳥島射爆撃場は、これまでの米軍による実弾射爆撃訓練により島の形状は大きく変貌し、島が滅失しつつあります。また、周辺海域では、ハリヤー機の墜落事故や劣化ウラン弾の使用、浮き魚礁（パヤオ）での操業中の漁船への米軍機による操業妨害、爆弾の誤投下等、事件事故が多発し、漁業従事者や県民に大きな不安を与えております。

久米島射爆撃場は、オーハ島東方に位置し、観光の名所となっている東洋一のリーフやハテの浜、もずくの養殖場等があり、危険な状況にあります。両射爆撃場のこれ以上の使用は容認できるものではない。

よって、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の早期返還を強く要請する。

以上、決議する。

平成20年12月19日

沖縄県宮古島市議会

あて先、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、総務大臣、沖縄及び北方対策、防災担当大臣、外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長。

以上、議員の皆様方のご賛同をお願いをいたします。

◎議長（下地 智君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております決議案第6号は委員会提出であり、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託はしないことになっております。したがって、本日の会議において直ちに処理したいと思います。

これより討論に入ります。

討論があれば発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

これより決議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、決議案第6号は可決されました。

(「議長」の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩=午後零時23分)

再開いたします。

(再開=午後零時39分)

(「議長」の声あり)

◎新里 聰君

休憩長らくとらせて、大変申しわけございません。

決議案の提案をいたしたいと思いますので、本日の日程に追加されるようお願いいたします。

(「賛成」の声あり)

◎議長(下地 智君)

ただいま新里聰君外12名から決議案提出についての日程追加の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。本動議を本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

提出された決議案のコピーのため、しばらく休憩したいと思います。

(休憩=午後零時39分)

再開いたします。

(再開=午後零時47分)

それでは、追加日程、決議案第7号を議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎新里 聰君

決議案を提案いたします。

決議案第7号、補助金不正受給及び工事等に係る関係者からの返還請求を求める決議。標記のことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第1項の規定により本案を提出します。平成20年12月19日、宮古島市議会議長、下地智殿。提出者、新里聰、賛成者、宮城英文、池間豊、山里雅彦、下地秀一、池間雅昭、豊見山恵栄、仲間明典、與那嶺誓雄、友利恵一、前川尚誼、與那覇タズ子、亀濱玲子。

提案理由について、朗読して説明いたします。

補助金不正受給及び工事等に係る関係者からの返還請求を求める決議

平成20年度一般会計補正予算(第6号)宮原地区かんがい排水事業に係る設計委託料6,600千円について

ては、関係業者から返還を求めることとし、又、平成20年度一般会計補正予算（第7号）美しいむらづくり交付金事業補助金返還に係る償還金については、業者に関係なく宮古島市自身の補助金不正受給行為であり、従って補助金返還に充当する補償額は、市長以下関係職員で負担することを決議する。

あて先として、宮古島市長、伊志嶺亮殿。

議員諸公の賢明なるご判断をお願いしたいと思います。

◎議長（下地 智君）

しばらく休憩いたします。

（休憩＝午後零時50分）

再開いたします。

（再開＝午後零時50分）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎嘉手納 学君

今の決議を求めるですね、内容について質疑をしたいと思います。

この宮原地区かんがい排水事業に関してですね、責任が重大であると。市長かつ関係職員、担当ということで市長に責任を問うてですね、不信任案まで提出された経緯があります。そういう中で今回の議案に対してもですね、（第6号）議案に対しても、修正案に対しても我々は賛成する立場をとったんですけど、皆さんは原案に賛成してですね、このような今提起になっていますけど、この補助金返還に対しての議案について我々が修正案を提出したにもかかわらず、それに原案のとおりであってですね、ただ我々は今回の今の決議を求めると非常に矛盾しているような、私はそういうふうなとらえ方をしておりますが、その議案と、そして決議のですね、整合性を示してほしいというふうに思っていますので、よろしく願います。

◎新里 聰君

決議についての整合性の質問だというふうに思いますが、まず補正第6号、この件について私ども議会が仮にこれを否決したとしたときには、当然地元の地域住民から反発、あるいはその予算が通って事業できたらこれだけの生産高、所得が上がるだろうと。それは、議会の責任だという形でいわゆる議会に対する補償を求めることも想定されます。一方、これそのまま通しても今度は反対の立場の市民から地方交付税はそこに使うべきものじゃないと。広く市民に使用するのが交付税だということが言われると思います。そうすると、議会の判断はかなり難しいものがございます。しかし、議会は判断をしなければいけません。そういう中でその責任、後々行われるべきであろう補償等々については、その時点で当事者間で、議会、市民が納得できるような形でされてくるものと思いますから、現時点における議会の判断としては、やはりこの第6号についても通す。しかし、その分については業者から取ってくださいという決議。第7号についても、これはあくまでも業者に関係なく、市当局が行った不正受給であり、市当局がそれは全部補償すべき問題でありますから、こういう形で決議案をしておくことに大きな意義があるというふうに思って提案をいたしました。

◎嘉手納 学君

このですね、我々もその担保を求めて議場の場で追及してきました。しかし、担保がとれないからこそ修正案を提出したわけであります。そうであればですね、その議案の中でこういった決議を出すべきじゃないかなと私は思っておりますけど、それを議案がすべて終了した後にこの決議を出すということは、これは議会全体で話し合う立場を逆に外している形と私はとらえているんですよ。それで、本当に議会みんなに対応する、議会の決議もとるのであれば議案のやっている時間内でやるべきじゃないかなというふうに思いますが、それについてどう思いますか。

◎新里 聰君

僕もおっしゃるとおりだと思います。経済工務の中でもっと議論を深めていただければそうなっただろうと思います、大変失礼ですけども。そして、いわゆる委員会の……

(議員の声あり)

ちょっと待ってください。

委員会においては、付託意見をつけることはできるんだけどね、委員会から委員長が報告しているものに付託意見がついていない。総務財政委員会で付託をつけようという話し合いも出たんですけども、これは歳出の部門でやるべきことだということで付託意見がつけられない。じゃ、どうするんだというときに決議案として出すことによってこれは解決できるということでございます。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩＝午後零時56分)

再開いたします。

(再開＝午後零時57分)

休憩いたします。

(休憩＝午後零時57分)

再開いたします。

(再開＝午後零時58分)

◎新里 聰君

この追加議案についてどの時点で出すべきかということについては、事務局と相談いたしました。そして、要するに補正第6号の時点でやるのか、あるいは第7号の時点でその都度やるのか、私も疑問ございました。ただ、議事の運営の仕方としては、議事日程終えたその段階で出したほうが議事の運営としては正しいあり方というんでしょうかな、事務局の指導はそうございましたから、それに沿って議事日程の最後のほうに追加議案として出すということにいたしました。

◎嘉手納 学君

事務局と相談の上であれば、それは議事の運営上いいと思いますけど、ただ1つだけですね、もちろん総務財政もそれなりの委員で議論があったことと思います。それについてですね、経済工務においてもとすべきだったというのはですね、この提出者には委員長もいるわけですよ。そういう中でそのような

発言についてですね、非常に私はですね、これは同じ同僚議員としてこのような発言していいものかどうか、別の委員会に対してですね、それを言うのは私はどうかと思いますので、それについてですね、一言ね、訂正すべきじゃないかなと思いますけど、よろしくをお願いします。

◎新里 聰君

経済工務委員会のほうでもっと論議を深めていただきたかったという言葉が適切でなかったとすれば、私はこの言葉については取り下げたいと思います。大変申しわけございません。

◎上地博通君

今の問題についてちょっとお聞きしたいと思います。

1つはですね、決議案を出されていますけれども、終了、すべて採決まで終わった時点、要するに事案に対してね、後から附帯決議をつけるということが法的にどういう効果を持つのか、有効なのかどうか、これが1つですね。

もう一つはですね、要するに決議案そのものが法的に効果があって、市長以下今話されたようなことが法的にこれが保障されるのか。これがもし効果がないということでこれを守らなかった場合にはどうなるのか。私は、担保が必要だといって、これ全部共通認識だと思うんですよ。話されている方々もみんな同じようなことを言っているわけです、担保が必要だ。ところが、法的にも何の拘束力もないものを持ってきてこれを担保にしたいといったって、これは認められないと思うんです。だから、これが法的に拘束力があるのかどうか、まずその辺お聞きします。決議案がですね。

◎新里 聰君

法の有効性については、専門家じゃないから、わかりません。ただ、議会で決議をするということの重み、我々が議会で議員の意思を発揮するということの重み、このことは当局にあっても、あるいは市民にあっても十分その決議をすることの意味をなすものだというふうに理解します。

あとは、ちょっと担保の話してございますが、それは私どもも事前に担保がとれて、これは議員みんなこういう形がないほうが一番いいわけでございますが、担保をとるということは当事者間で行うことであって、我々が担保をとりなさい、とりなさいと言っても当事者間でその作業がまだ進められていなければ、現時点においてですよ。私どもが対応できるものは、現時点における対応の仕方しかできないんじゃないかなというふうに思います。

(議員の声あり)

さっきの嘉手納学議員に対しても説明したんですけども、その決議案の提出の仕方ですね、いわゆるきのう総務財政委員会でも付託意見をつけるべきじゃないかという話などもありました。その中で今日この決議案を出すということについて、その補正第6号の採決される時点、あるいは補正第7号が採決される時点、その都度やるべきかなということも考えましたんですが、議会事務局と打ち合わせしたところ、こういうものはすべての議案が終了して、最後に追加議案としてやるのが議事運営のあり方だということを受けて事務局と連絡の上、そういう形をとりましたということでございます。

◎上地博通君

それじゃですね、議会の議決については非常に重みがあると新里議員はおっしゃっております。これまで、我々議会は辞職勧告決議案を市長に対して2度もやっております。これ全部可決されました。これ

を市長が守ったことありますか。これだけ重大なことについても今まで無視されてきたんですよ。そうやって無視されてきたものをね、重大な、要するに重みがあるから、それを守ってほしいというだけの話でそれを出すというのは、私はちょっとおかしいんじゃないかと思っております。今までやってきたことと、行動と話しているのは全然違うと思うんですよ。ですから、今までの委員会の中でもいろいろと話をして、やっぱり担保が欲しいということを話してきました。しかも、決議案というものは法的に拘束力も何もない。ただ議会の重みがあるだけ。それだけで市民が納得できるとは思いません。これについて今までじゃ市長以下決議案に対してね、我々議会が非常に重みのある決議案をしたことに対して市長が無視してきたことをどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

◎新里 聰君

議会の決議案の重みについて、いわゆる今上地博通議員がおっしゃっているように、議会で勧告決議をしてもそれを無視された。他の決議などもあったらと思いますけども、それ当局としても無視されたということについては私もちょっと遺憾に思いますが、それは受ける側のね、決議案をどういう形で考えるか、どういう重さでとどめるか、それは受ける側のことですから、私どもとしては少なくとも決議案として、議会の意思としてアクションを起こす、決議案を出す、それによってそれを受けとめる、受けとめない、それを非難する、あるいはそのほうがいいとするのは、これは市民が判断するわけですから、私どもはあくまでもその決議案を重く受けとめてもらうということでこの決議案の提出ということになりました。

◎上地博通君

そうやってね、受ける側の問題だとかいう話をされております。それじゃね、議会はやったから、それでいいんですか。パフォーマンスですか。形さえやれば、あとはどうなろうと知らないということですか。私にはそうしかとれません。ですから、議会が議決をするということはどれだけ大事なことかということは今まで口を酸っぱくして言ってきておきながらですね、最後になってただやりさえすれば、あとは当局が知っている、我々と関係ございません、それは通らないでしょう、そういうことは。これは、市民が許さないと思うんですよ。逆に議会は放棄じゃないですか。ただやったということを見せるだけのことですか。私は、それについては、そういうわけにはいかないと思うんですよ。ですから、この問題はただただやるだけじゃない。ただやっているからということを見せるだけじゃないんですよ。実効性のあることをやらなきゃ意味がないと思うんです。そのために市長に最後まで責任をとって専決でやってもらいたいということを修正案として出したわけです。当然だと思んですよ。市長は、修正案を自分がのんでですね、それを議会で議決されたならば修正案どおり専決でやったと思います。専決でやったら責任もあるんですよ。それを議会は可決をしておいて、後で市長に責任を転嫁ですか。それは、絶対私はそういうことはできないと思います。それについてどう考えているのか、もう一度答弁願います。

◎新里 聰君

パフォーマンスかどうかというのは、それはもうあなたの考え方で、我々はこのことの重みをもって決議案提出しているわけで、もう一つ、補助金の適正化に関する法律、この中で要するにその補助金の使途に充てないで別に使うとか、あるいは今みたいに不正受給したとき、そういう場合は返還を求められることができると、返還を求められるというふうに法律でなっております。その法的事項を自治体が、法治国家である

わけですから、国から返還を求められて、逆に法を守るべき立場にある議会がそれを自分たちはこれは通しませんというようなことは、それはもうおのおのの見解によって違うと思いますけども、私どもにはそれは違うでしょうと。やっぱり法律は守るべきでしょうと。後の問題は後の問題として処理するとして、まずはこのことについては、返還については認めるべきであるという形で、ただし決議案として一つの議会としての意思を示し、当局に対してその縛りをつけておこうというのが決議案の意味になっているということをご理解いただきたいと思います。

(「休憩願います」の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩＝午後1時10分)

再開いたします。

(再開＝午後1時11分)

◎眞榮城徳彦君

私も二、三お聞きしておきたいと思います。

聞き捨てならない話がありましたんで、確認したいと思いますけども、この補助金不正受給の返還に関してですね、議会が否決をするということは違法ですか。補助金返還、補助金適正化法に違反するんですか。行政がこれは返すんですね。返す方法がいろいろあるということなんですよ。ですから、ここにも書いてあるとおり、いみじくもあなたがおっしゃって、これに書かれているじゃないですか。660万円は、設計委託料については関係業者から返還を求めるとかね、業者に関係なく宮古島市自身の補助金不正受給行為であり、したがって補助金返還に充当する補償額は市長以下関係職員で全額負担するという要望というか、内容ですよ。だから、一つ一つ整理してみますとですね、行政は当然返還要求が来たら払います。払わなければ法的に違反します。それを議会に提案してきて、一般会計でこれを支払いたいという提案をしたときに議会がこれを否決することはどの法に抵触するんですか。まず、これを教えてください。

(議員の声あり)

あなたには聞いておりません。今答弁をした内容について……

(議員の声あり)

◎議長(下地 智君)

今いいです。静かにしてください。

◎眞榮城徳彦君

答弁をしたことについては私は聞いているわけですからね。

そして、この7,000万円の中にはご存じのように本体が5,900万円ぐらい、加算金というのが1,000万円以上入っております。これをですね、業者に関係なく市長以下という云々がありますけども、業者には返還要求しないと。するかもしれないけども、とりあえずこの一般会計から支出する分に関しては業者関係なく市長払いなさいと、市長以下職員で。ということなんですけども、なぜ業者に関係なくという文言がここにあるのか、それを説明してほしいと思いますね。

それから、修正案が否決されたわけですから、当然原案可決がなされました、第7号に関してですね。

だから、これに関して賛成をしました、原案に。通りましたね。後でこれは決議案という形でもって修正をしていくという流れですよ。このことに関して、これは博通議員とか、ほかの同僚議員からもあったようにですね、これをどうするつもりなのか。これを議会で通してこれを認めさせたいのか、それともあなた方が我々はこう主張しますとただ言っているだけなのか、公的にですね。それを聞きたいと思います。

そして、もう一点はですね、660万円返してその関係者から返還を求めるとしてあるんですけども、当然可決されたわけですから、660万円の委託料はですね、本工事が私は発生して、当然それも可決することになると思うんですけども、このことに関してだれが負担をしていくのか。当然一般会計からの暫定繰り入れという形になると思うんですけども、この不正返還金の問題とこの新しい未執行部分にこれから行うであろう、新市長になってですね、行うであろう事業との関連、これはどう結びついているのか、あるいは結びついていないのか、全く別のものとして考えているのか、それとも業者からの返還金で、ここにはないんですけど、未執行部分の工事に関しては業者からの返還金で充てていくというお考えなのか。その辺のところをまずお聞きしたいと思います。

◎新里 聰君

4点ほどかなと、質問。と思いますが、まずは1つは違法性の問題、もう一つは決議案の中の業者に関係なくという部分のところ、もう一つは決議案提出後、今後どうなるかということと、あとは今後行われる未執行の工事の負担についてということだと思いますが、否決をすることが違法とかなんとか、そういうことはないと思いますし、ただ想定されること、議会が否決しました、市長は議会が否決しましたから、じゃもうこの返還金返しませんと……

(議員の声あり)

いやいや、そういうことだって考えられるわけですよ。

(議員の声あり)

いやいや、そういうことだって考えられるわけですからね、ですから私どもはその補助金適化法に基づいて考えるならば、これは返すべきであろうと。返すことについて、こっちで我々が反対することはないだろうという考え方でのごことです。

(議員の声あり)

うん。見解ね。

もう一つ、業者に関係なくということ。これは、個人的な考え方ですけどもね、僕は一般質問等聞いておっても議員の質問の仕方、当局の答弁の仕方に7,000万円の返還額を例えば業者から差っ引いて、残りを損害賠償額としてやるような質問、答弁ございまして、それはその考え方でいいでしょうと思うけども、私は私なりに考えると、それはちょっと違うんじゃないのかという考え方があります。といいますのは、補助金の不正受給ということ自体は業者には全く関係のないことだというふうに私思います。当局が当局の事務ミス、過失か故意かどうか知りませんが、結果において事務ミスとして当局が国から、あるいは県から補助金を不正に受給した、これは業者には全く関係のないことだというふうに思います。ですから、その分については当然業者に関係なく当局が補償すべき問題だというふうに考えます。

3点目の決議案提出後どういう考えかということですが、それは当然当局に対してはその業者からの返還を求められれば事務を急いでやるような、担保をとるような、そういったこと等も当局に対してそれは

今後も追及していかなければならないし、あるいはその補助金の返還額に対して当局が早目にその案分についてね、どういう形で返還をすると、自分たちで負担をするということを早目に決定、決断をしてくださるよう、それは当然行われなければならないことだというふうに思います。

そして、4点目の本工事の負担については、これについても現段階においては設計の委託料だけですから、その関係業者から返還求めるべきだということでもあります。新年度あたりでその未執行の事業があるときにまたこれ議論されてくると思うんですが、当然何も事業しないで金取ったわけですから、その分を返還を求めると。それをその未執行部分に充てるということは、これが社会通念的に考えても正しい道筋だろうというふうに考えます。

◎眞榮城徳彦君

新里聴議員と私の感覚では、社会通念の感覚が相当開きがあるような感じしておりますけれどもね、さっき言った業者には補助金返還に係ることに関係ないと。だから、業者に対して補助金返還額に当然加算されている加算金も、これは業者には関係ないということですね。ですから、トータルで7,000万円ですから、業者にその加算金も含めた返還金を求める必要はないと。ただ、未執行部分の工事に関してこの返還金額を充てるべきだという説明だと思うんですけども、前々から議論でも言っているように、この業者に対して行政側がですね、返還要求も正式にはしておりません。通知だけしか来ていない。そして、法的手続もとる気配すら見えない。こういう段階でですね、この業者に対してどのような手段でもって返還を実現していくのか、求めていくのか。当局の問題かもしれないですけども、現実問題として考えたときに加算金を含めた金額がトータル7,000万円という金額に対して市長以下職員に対してあなた方は加算金を含めた7,000万円を全額払いなさいという要求と、そして業者にはその件に関しては何もありませんから、あなた方は未執行部分の事業分のお金を返してくれればいいということだと思うんですけども、私どもが前から主張しているものは、幾ら新里聴議員がその業者は業者にも言い分があるとか、行政の事務ミスあるいは不正行為でもって業者も巻き込まれた形になっているとおっしゃりたいんでしょうけども、我々から言わせれば補助金を不正に受給したということは、行政だけじゃなくて業者も一緒なんですよ。はっきりと3,800万円何もしていない工事から代金をいただいているわけですから、これを指摘された段階で社会通念上だったらすぐ返すべきなんです。それが全くなされていない。それで、当局は2,100万円のバイナガマ工事の代金を全部財務規則第90条の相殺権でもって債権を主張して相殺しなさいと言っても、これもしない。624万円しか返ってきませんよというような説明ですね。3,800万円のうち600万円だったら3,200万円残るわけです、普通に考えれば。このことが一連の流れから考えたときに、この業者が果たして支払い能力があるかないかを議会は追及すべきだし、一番ここがポイントになるんであって、その追及もしない説明もないんだったら、我々市民に対して何と言って説明したらいいのかわからないわけです。だから、7,000万円のうちの……

(議員の声あり)

違う、違う。これの中で言っている。返すと書いてあるから、そう言っているんですよ。市長が返すとやっているから。私がそんな理不尽なことは職員にも市長にも求めるべきじゃないし、応分に負担をすべきものと考えているから言っているんであって、7,000万円の市長以下の担保がとりたいたいでしたらね、新里議員、今ここで市長話せるんだったら市長、副市長に8割程度払う気持ちがあるかどうか確認して

くださいよ。そうじゃないとおかしいでしょう。現実的な話をしてくださいと私は言っているんです。本当に取れますかと。だから、業者に関係なくという文言にもいまだに疑問がありますし、加算金をこの業者に適用しなくてもいいのか……

◎議長（下地 智君）

眞榮城徳彦議員、これは質疑じゃなくてですね、あなたの考えを言って今いるわけですから、そこは自粛してください。

◎眞榮城徳彦君

私の考えを言わないと質問もできないでしょう、議長。

◎議長（下地 智君）

いやいや、ずれていきますから。

◎眞榮城徳彦君

補助金返還に関するのと、それから設計委託料の返還を求めることについて関連して質問しているわけですから、その妥当性といいますかね、それをもう一回。

未執行部分についてね、じゃストレートに聞きますけども、議会がそれを認めたとします。今言っているようにね、未執行は業者から返還を求めますと。返還を求めない場合でも議会は何の責任もないんですよ。決議案だけが残るんです。私は、こう決議しましたと。ところが、中身は何もないです。博通議員も言ったように、だからそれがパフォーマンスじゃないかと言ったんです。我々が担保、担保と言っているのは、現実的な話をしたいから、そう言っているんですよ。現実的な話はどうか、その辺の担保の問題をね、もう少し、見きわめたから、こういった内容の決議の部分が出てくると思いますから、そういう見通しとか見きわめを新里聡議員にもう一回答弁してもらいたいと思います。

◎新里 聡君

いっぱい話されているんで、論点が余りつかめなかったんですが、加算金には関係ないかということについては、これは当局のほうで精査するはずですから、それは。

それから、あとは……

（「いやいや、業者には関係ないと言ってくださいよ」
の声あり）

この決議案に書かれているとおりに……

（議員の声あり）

◎議長（下地 智君）

静かにしてよ。

◎新里 聡君

決議案に書かれているとおりに考えて決議案を提出いたしました。

◎眞榮城徳彦君

自分の考えを言ったら怒られますから、余り言わないようにしますけども、市長以下、市長、副市長、職員でですね、7,000万円を負担するという提案ですね、現実問題として相当負担が重過ぎるというケースもあります。その場合には、当然職員からは、市長、副市長が幾ら払うかわかりませんが、当然県

に対してですね、不服申し立てがある可能性も大きいですね、職員からは。職員が何百万円という形になってくるとですね。それを頭に入れておいてもらいたいと思いますが、これは質問ではありません。

新里議員、加算金はですね、業者に責任ないと、その分は。もう一回はっきり聞きたいんで、それをあつかないかのことだけ。業者は関係ないという考えなのか、それを改めてお聞きします。

それと、もう一回聞きますけど、三千数百万円の施工業者の返還金でもって未執行工事をするということなんですけども、めどづけがない限りこれは認めないということですね。一般財源からの暫定的な支出も認める必要はないということですね。こう理解してよろしいですか。その3つですか、お願いします。

◎新里 聰君

基本的に加算金について業者に関係ないかどうかということとはですね、この補助金を不正受給することが市当局だけで単独でされたのか、あるいはそこに業者も絡んでおってのことなのか、それはわかりません。それが互いに共謀されてされたということであれば、それは発生するでしょう。しかし、今の時点でそういったものが我々でわかるわけがありませんから、ですから現時点においては当局独自の不正受給だという立場に立っての決議案の文案になっています。

もう一つ、一般財源がどうのと……今後こういった事業について一般財源の負担は認めないかという…

(「違う、違う、違う。未執行部分の事業に関して、これによりますと、業者からの返還金を充てると」の声あり)

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

(休憩＝午後1時30分)

再開いたします。

(再開＝午後1時30分)

◎新里 聰君

この段階で業者からこの金が取れないとか、取れるとか、そういういわゆる自分の主観でもって判断はできないと思います。あくまでも当局は返還を求めるべきであるし、そしてその事業については今設計委託をするように一時的に一般財源を充てる。しかし、それはあくまでも未執行で金を受け取っている業者からは返還してもらおうと。その法的手続とか、そういったものは、それは当局が行うことであって、我々議員としてはそれを急いでそういった手続をとるようということを当局に求めなければならないと思いますが、未執行事業についてもそういう考え方でやるしかないんじゃないのかなと思います。

(「一般財源を充てるんですか」の声あり)

当然一時的には一般財源を充てますけども、それは回収方法としては業者から回収するよと。そのための決議です。

◎議長（下地 智君）

ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声多数あり)

◎議長（下地 智君）

これで質疑を終結いたします。

本件については、会議規則第37条……

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後1時32分）

再開いたします。

（再開＝午後1時33分）

本件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、本日の会議において処理いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後1時33分）

再開いたします。

（再開＝午後1時34分）

本件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、本日の会議において処理いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

討論があれば発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

これより……

（「議長」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後1時35分）

再開いたします。

(再開＝午後 1 時35分)

これにて討論を終結いたします。

これより本件を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(下地 智君)

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

ただいま各議案が議決されましたが、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

よって、平成20年第12回宮古島市議会定例会はこれをもって閉会いたします。

(閉会＝午後 1 時36分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

平成20年12月19日

宮古島市議会

議 長 下 地 智

議 員 眞榮城 徳彦

” 新 里 聰